

東京都地域防災計画

震災編

(令和5年修正)

[別冊②協定等]

東京都防災会議

東京都地域防災計画（震災編）別冊②協定等一覧

都と民間団体等との協力

応援協定等の名称	締結日	締結局名	構成団体又は締結先	協定の内容等	番号
ライフライン等の応急復旧対応					
災害時における応急対策業務に関する協定	昭和50年4月1日	総務局 建設局 水道局 下水道局 住宅政策本部	(一社) 東京建設業協会	建設資機材と労働力等の提供、費用負担等	1-①
同趣旨の協定	昭和51年4月1日		(一社) 日本道路建設業協会		②
同趣旨の協定	昭和62年4月1日		(一社) 東京都中小建設業協会		③
同趣旨の協定	平成8年7月18日		(一社) 南多摩建設業協会		④
同趣旨の協定			(一社) 北多摩建設業協会		⑤
同趣旨の協定	令和4年2月7日		(一社) 西多摩建設業協会		⑥
災害時における設計、測量、地質調査等の応急対策業務に関する協定	平成25年6月25日	総務局 建設局 港湾局	(一社) 建設コンサルタンツ協会関東支部 (一社) 東京都測量設計業協会 (一社) 東京都地質調査業協会	被害状況の調査などの応急対策業務、費用負担等	2-① ② ③
災害時におけるクレーン等の供給に関する協定	平成26年2月18日	総務局 建設局 港湾局	東京建設重機協同組合	災害時におけるクレーンの供給	3-① ② ③
災害時における建物の解体等の応急対策業務に関する協定	平成25年11月8日	総務局	(一社) 東京建物解体協会	災害時における建物の解体等の応急対策業務	4
災害時等における道路啓開等の支援に関する協定	平成26年7月31日	総務局	(一社) 日本自動車連盟 全日本高速道路レッカー事業協同組合 (一社) 全国ロードサービス協会	道路障害物となる車両の移動及び保管場所の確保	5
災害時におけるコンクリート圧送車等での応急対策業務に関する協定	平成31年3月4日	総務局	東京都コンクリート圧送協同組合	コンクリート圧送車等を活用した応急対策業務	6
地震時における都有施設の応急危険度判定に関する協定・細目協定	平成31年1月17日	財務局	(一社) 日本建築構造技術者協会	地震時における都有施設の応急危険度判定活動の技術的な協力	7
震災時における応急危険度判定員への宿泊施設の提供に関する協定	平成22年9月30日	都市整備局	(一社) 全日本シティホテル連盟関東支部 東京都簡易宿泊業生活衛生同業組合 東京都ホテル旅館生活衛生同業組合	震災発生後における応急危険度判定員への宿泊施設の提供等	8
地震による被災建築物応急危険度判定の応援協力に関する協定	令和1年11月15日	都市整備局	(一社) 東京都建築士事務所協会 (公社) 日本建築家協会 東京都木造住宅耐震診断登録事務所協議会 特定非営利活動法人 耐震総合安全機構 (一社) 東京建築士会 (一社) 日本建築構造技術者協会	被災建築物応急危険度判定を実施する場合における応急危険度判定員の確保等に関する協力	9
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた連携に関する協定書	平成23年6月30日	都市整備局	(一社) 東京都建築士事務所協会 (一社) 日本建築構造技術者協会 特定非営利活動法人耐震総合安全機構	緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対する相談体制の整備と普及啓発、耐震診断の実施、診断者の技術力向上に関すること等	10
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた連携に関する協定書	平成24年7月6日	都市整備局	(一社) 東京建設業協会	緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対する相談体制の整備と普及啓発、耐震改修の実施等	11
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた連携に関する協定書	平成25年12月25日	都市整備局	(一社) 東京都中小建設業協会	緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対する相談体制の整備と普及啓発、耐震改修の実施等	12

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた連携に関する協定書	平成25年1月17日	都市整備局	(株) みずほ銀行、みずほ信託銀行 (株)	緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対する相談体制の整備と普及啓発、耐震改修等の実施	13
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	令和元年10月17日	住宅政策本部	(一社) 全国木造建設事業協会 (一社) 日本木造住宅産業協会 (一社) プレハブ建築協会	災害時における応急仮設住宅の建設への協力	14
東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会との協定・細目協定	平成9年9月1日	建設局	東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会	堤防・護岸の応急復旧、船舶による巡回・点検、費用負担等	15-① ②
災害時における水門等の応急復旧業務に関する協定	平成9年10月1日	建設局	石川島播磨重工業 (株) 川崎重工業 (株) (株) 栗本鐵工所 佐藤鉄工 (株) 大同機工 (株) (株) 豊国工業東京支店 日立造船 (株) 三菱重工業 (株)	河川管理施設のうち、水門、閘門、樋門に対する災害時の応急復旧、費用負担等	16
災害時における排水機場の応急復旧業務に関する協定	平成9年10月1日	建設局	(株) 荏原製作所 (株) 電業社機械製作所 (株) 西島製作所 新潟原動機 (株) (株) 日立製作所 ヤンマー東日本 (株)	河川管理施設のうち、排水機場に対する災害時の応急復旧、費用負担等	17
災害時における応急対策業務に関する協定	平成21年9月9日	建設局	(一社) 東京都造園緑化業協会	災害時における都立公園の応急対策業務への協力	18
東京都環境整備公社との協定・実施細目	平成24年3月9日	建設局	(財) 東京都環境整備公社 (現 (公財) 東京都環境公社)	地震時における浮遊物の状況把握、河川管理施設の緊急点検、被災者等人員の輸送、救援物資等の貨物輸送及び費用負担等	19-① ②
災害時等における情報収集業務等に関する協力協定	平成25年3月22日	建設局	(一社) 東京道路清掃協会	災害時等における道路施設の情報収集及び点検	20
災害時等における復旧業務の協力等に関する協定	平成28年3月14日	建設局	街路灯保守管理協同組合	災害時等における施設の状況確認、点検、情報収集及び復旧業務	21
災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年8月30日	港湾局	(一社) 日本埋立浚渫協会	港湾施設、海岸保全施設の緊急応急措置、費用負担等	22
災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年8月30日	港湾局	東京タグセンター	被害状況調査に必要な船舶の応援、危険水域の海上警戒、費用負担等	23
災害時における水門門扉等の応急対策業務に関する協定	平成22年9月30日	港湾局	(株) I H I インフラシステム 豊国工業 (株) 大同機工 (株) 三菱重工鉄構エンジニアリング (株) 西田鉄工 (株)	江東地区、中央地区内の水門門扉及び陸閘の緊急応急措置等 港地区、港南地区内の水門門扉及び陸閘の緊急応急措置等	24 25

災害時における排水機場のポンプ等の応急対策業務に関する協定・細目協定	平成22年9月30日	港湾局	(株) 日立プラントテクノロジー クボタ機工 (株) (株) 荏原製作所	災害時における排水機場の各ポンプ機器及び主機関の緊急応急措置、費用負担等	26
災害時における応急対策業務に関する協定	平成25年10月16日	港湾局	(一社) 日本埋立浚渫協会 伊豆七島建設業協同組合	災害時における伊豆、小笠原諸島の空港、港湾及び漁港の応急対策業務等	27
災害時における応急対策業務に関する細目協定	平成27年6月11日	水道局	(一社) 東京都中小建設業協会	水道局の土木・建築施設の災害時の応急措置及び復旧等	28
災害時における応急対策用建設機械の供給に関する協定	昭和54年2月26日	水道局	東京建設重機協同組合	災害時におけるクレーンの供給	29
震災等非常災害時における水道工事事用材料の供給に関する協定	平成22年4月30日	水道局	日本ダクタイトイル鉄管協会 日本ダクタイトイル異形管工業会 水道バルブ工業会 日本水道鋼管協会	災害時における水道工事事用材料の供給	30
震災等非常災害時における水道工事事用材料の供給に関する覚書	平成22年4月30日	水道局	(株) クボタ コスモ工機 (株) 大成機工 (株) (株) 栗本鐵工所 日本鑄鉄管 (株)	災害時における水道工事事用材料の供給	31
災害時における給水装置の応急措置の協力に関する協定	平成24年7月26日	水道局	(一社) 東京空調衛生工業会	災害時における給水装置の応急措置に係る協力	32
災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定	平成25年12月16日	水道局	東京都管工事工業協同組合	災害時における水道施設等の応急措置に係る協力	33
災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定	平成25年12月16日	水道局	協同組合東京都水道請負工事連絡会	災害時における水道施設等の応急措置に係る協力	34
災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定	平成24年7月30日	水道局	東京都水道専門家協会	災害時における水道施設等の応急措置に係る協力	35
災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定	平成24年5月24日	水道局	三多摩管工事協同組合	災害時における水道施設等の応急措置に係る協力	36
震災時における復旧用資機材等の情報提供に関する覚書	平成26年11月18日	水道局	東京管工機材商商業協同組合	震災時における復旧用資機材等の情報提供	37
応援派遣に係る水道施設等の応急措置の協力に関する協定	平成29年3月10日	水道局	協同組合東京都水道請負工事連絡会 東京都水道専門家協会 東京都管工事工業協同組合 三多摩管工事協同組合	災害時における水道施設等の応急措置に係る協力	38
災害等発生時における業務の協力に関する協定	令和2年4月1日	水道局	東京水道 (株)	災害時における水道施設等の応急措置に係る協力	39
災害時における下水道管路施設の応急復旧業務に関する協定	平成13年10月1日	下水道局	下水道メンテナンス協同組合	下水道施設のうち、管路等に対する災害時の応急措置及び復旧等	40
水再生センター・ポンプ所内における緊急時の応急措置等に関する協定	平成17年4月1日	下水道局	下水道メンテナンス協同組合	送泥管、送水管等の事故及び下水道施設の冠水に係る応急措置等	41
災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する協定	平成25年4月1日	下水道局	(一社) 東京下水道設備協会	下水道施設のうち、水再生センター等の設備機器に対する災害時の応急復旧、費用負担等	42

災害時における処理場等の 応急対策業務に関する協定	平成13年12月1日	下水道局	(一社) 日本下水道施設管理業協会	下水道施設のうち、流域下水道本部の所管する水再生センター等の設備機器の運転等に対する災害時の応急対策、費用負担等	43
災害時における排水設備の 復旧に関する協定	平成25年5月28日	下水道局	東京都管工事工業協同組合	下水道施設のうち、排水設備に対する災害時の被害状況等の調査及び応急措置、復旧等	44
災害発生時等における協力 体制に関する覚書	平成22年3月25日	下水道局	東京都下水道サービス (株)	災害時における協力体制	45
多摩地域における下水道管 路施設の災害時復旧支援に 関する協定	平成30年10月29日	下水道局	多摩地域30市町村 (公財) 東京都都市づくり公社 下水道メンテナンス協同組合	多摩地域30市町村の管理する下水道管路施設に対する災害時の復旧支援等	46
多摩地域における災害時の 下水道施設に係る技術支援 協力に関する協定	令和3年3月19日	下水道局	多摩地域30市町村 (公財) 東京都都市づくり公社 全国上下水道コンサルタント協会関東支部	多摩地域30市町村の管理する下水道管路施設に対する災害時の復旧支援等	47
都立学校における震災時の 電気設備等の応急対策業務 に関する協定	平成21年3月16日	教育庁	(一社) 東京電業協会 (一社) 東京都電設協会	震災時における都立学校の電気設備の機能確保及び復旧対応	48
都立学校における震災時の 防水等の応急対策業務に関 する協定	平成22年6月23日	教育庁	東京都塗装工業協同組合	震災時における都立学校の天井及び外壁等の防水機能確保及び復旧対応	49

救出・救助関係

災害時における交通誘導、 警戒業務に関する協定	平成10年11月26日	警視庁	(一社) 東京都警備業協会	緊急交通路の確保に関する交通誘導警備、被災地の防犯パトロール、避難所等の警戒活動、費用負担等	50
災害時における救助・救急 業務に関する協定	昭和57年2月1日	東京消防庁	(一社) 東京建設業協会	災害時における迅速かつ円滑な救助救急資機材労力等の出動、費用負担等	51
災害時における救急用酸素 の調達業務に係る協定	平成24年12月1日	東京消防庁	(一社) 日本産業・医療ガス協会	災害時における救急用酸素の調達、供給等	52
災害時における救急器材の 調達に係る協定	平成24年12月1日	東京消防庁	商工組合日本医療機器協会	災害時における救急資器材の調達、供給等	53
災害時における医薬品類の 調達業務に係る協定	平成24年12月1日	東京消防庁	(一社) 東京医薬品卸業協会	災害時における医薬品類の調達、供給等	54
災害時における衛生材料の 調達業務に係る協定	平成25年7月1日	東京消防庁	(一社) 日本衛生材料工業連合会	災害時における衛生材料の調達、供給等	55
震災時における消防活動業 務の協力に関する協定	平成8年3月27日	東京消防庁	東京セメント建材協同組合	コンクリートミキサー車による消火用水の搬送、防火水槽等への充水、建設資機材を活用した救助活動の支援作業等	56
震災時における消火活動業 務に関する協定	平成8年9月30日	東京消防庁	東京都生コンクリート工業組合 東京地区生コンクリート協同組合 三多摩生コンクリート協同組合 東関東生コン協同組合 埼玉中央生コン協同組合 玉川生コンクリート協同組合 湘南生コンクリート協同組合	コンクリートミキサー車による消火用水の搬送、防火水槽等への充水、建設資機材を活用した救助活動の支援作業等	57
震災時における消防職員及 び消防資器材の搬送に関す る協定	平成8年6月28日	東京消防庁	(公財) 東京都公園協会	水路による消防職員消防資器材の搬送、実施方法、費用負担等	58
同趣旨の協定	平成8年10月31日		屋形船東京都協同組合		59

災害救助犬団体等との協定	平成9年7月1日	東京消防庁	(社) ジャパンケネルクラブ 全国災害救助犬協会 日本災害救助犬協会 (現 日本救助犬協会) 日本レスキュー協会	災害救助犬による人命救助検索活動、費用負担等	60
震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定	平成27年6月29日	東京消防庁	東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会	傷病者の搬送、費用負担等	61
水による消火が適さない金属を取り扱う工場等での火災発生時における消火資器材提供に関する協定	平成26年11月28日	東京消防庁	(一社) 日本消火器工業会 (一社) 日本マグネシウム協会	マグネシウム等の水による消火が適さない物質を取り扱う工場等において火災が発生した場合に、火災の鎮圧のため緊急に必要とされる消火資器材の円滑な供給への協力	62

医療・福祉関係

災害時の救護活動等についての協定	平成26年3月27日	福祉保健局	(公社) 東京都柔道接骨師会	傷病者に対する応急救護の実施、衛生材料等の提供及び費用弁償等	63
災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定	平成13年3月1日	福祉保健局	(一財) 日本救急医療財団	災害時の航空機による被災者、医薬品、医療従事者の搬送	64
災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成18年2月13日	福祉保健局	(一社) 東京医薬品卸業協会	医薬品等の調達及び費用弁償等	65-①
災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定	平成18年2月13日	福祉保健局	大東京歯科用品商協同組合	歯科用医薬品等の調達及び費用弁償等	65-②
災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定	平成19年10月1日	福祉保健局	(一社) 日本産業・医療ガス協会	酸素ガス及び液体酸素の調達及び使用にあたり必要となる資器材等の提供、費用弁償等	65-③
災害時における医療機器等の調達業務に関する協定	平成18年2月13日	福祉保健局	商工組合日本医療機器協会	医療救護活動に必要な医療機器等の提供及び費用弁償等	65-④
災害時における衛生材料の調達業務に関する協定書	平成18年2月13日	福祉保健局	(一社) 日本衛生材料工業連合会	医療救護活動、避難所等で使用される衛生材料の提供及び費用弁償等	65-⑤
災害時の救護活動等についての協定	平成19年6月11日	福祉保健局	(公社) 東京助産師会	助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導等	66
災害時における要援護者の移送に関する協定	平成19年6月11日	福祉保健局	(一財) 全国福祉輸送サービス協会東京都支部	被災地内の要援護者を他地区へ移送する場合における必要な車両の調達	67
災害時の救護活動等についての協定	平成24年10月30日	福祉保健局	(公社) 東京都看護協会	医療救護班の編成への協力、傷病者等に対する応急救護の実施等	68
災害時における被災者の支援に関する協定	平成25年7月11日	福祉保健局	東京都生活衛生同業組合連合会	災害時における被災者の生活衛生に関する協力	69
災害時における高齢者の生活支援等のための介護職員等派遣に関する協定	平成25年8月12日	福祉保健局	(社福) 東京都社会福祉協議会 (一社) 東京都老人保健施設協会	災害時における高齢者の生活支援等のための介護職員等派遣	70
東京都災害福祉広域調整センターの設置及び運営等に関する協定	平成30年3月7日	福祉保健局	(社福) 東京都社会福祉協議会	災害時における福祉職員等の派遣調整	71
災害時における要配慮者の生活支援のための福祉職員等派遣に関する協定	平成30年3月7日	福祉保健局	(一社) 東京都医療社会事業協会	災害時における要配慮者の生活支援のための福祉職員等派遣	72
災害時における要配慮者の生活支援等のための福祉職員等派遣に関する協定	平成30年3月7日	福祉保健局	(一社) 東京精神保健福祉士協会 (公社) 東京社会福祉士会 (公社) 東京都介護福祉士会 (NPO法人) 東京都介護支援専門員研究協議会	災害時における要配慮者の生活支援等のための福祉職員等派遣	73
災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書	令和2年12月28日	福祉保健局	(公社) 東京都栄養士会	災害発生時における要配慮者等の栄養・食生活支援のための管理栄養士等派遣	74

東京都災害派遣精神医療チーム派遣等に関する協定書（民間病院）	平成30年3月30日	福祉保健局	(医) 永寿会 恩方病院 (医) 岩尾会 東京海道病院 (医) 厚生協会 大泉病院 (医) 厚生協会 東京足立病院 (医) 青溪会 駒木野病院 (医) 青山会 青木病院 (医) 欣助会 吉祥寺病院 (医) 薫風会 山田病院 (医) 光生会 平川病院 (医) じうんどう 慈雲堂病院 (医) 清愛会 七生病院 (医) 成仁 成仁病院 (医) 大和会 大内病院 (医) 東京愛成会 高月病院 (学) 順天堂 順天堂大学医学部附属 順天堂東京江東高齢者医療センター (学) 日本医科大学 日本医科大学付属病院 (公財) 井之頭病院 (福) 桜ヶ丘社会事業協会 桜ヶ丘記念病院 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター病院 国家公務員共済組合連合会立川病院 (学) 昭和大学 昭和大学附属烏山病院 (学) 日本大学 日本大学医学部附属板橋病院 (学) 東邦大学	災害発生時における東京都災害派遣精神医療チームの派遣等	75
同協定	平成31年3月29日				
同協定	令和4年7月1日				
東京都災害派遣精神医療チーム派遣等に関する協定書（都立病院）	令和4年7月1日	福祉保健局	地方独立行政法人東京都立病院機構	災害発生時における東京都災害派遣精神医療チームの派遣等	76

火葬関係

災害時における遺体の搬送に関する協定	平成11年6月30日	福祉保健局	(一社) 全国霊柩自動車協会	火葬場への遺体の搬送及び費用弁償等	77-①
同趣旨の協定	平成13年7月10日		(一社) 全日本冠婚葬祭互助協会		
災害時における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定	平成11年6月30日	福祉保健局	ドライアイスメーカー会 全日本ドライアイスディーラー会	遺体保存用ドライアイスの供給及び費用弁償等	78
災害時における火葬の実施に関する協定	平成11年6月30日	福祉保健局	東京博善（株） (株) 戸田葬祭場 (株) 日華	遺体の火葬及び費用弁償等	79
災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定	平成11年6月30日	福祉保健局	全東京葬祭業連合会	棺等葬祭用品等の提供及び費用弁償等	80
同趣旨の協定	平成13年7月10日		(一社) 全日本冠婚葬祭互助協会		
同趣旨の協定	平成29年9月1日		全日本葬祭業協同組合連合会 八王子葬祭業協同組合		

帰宅支援関係

災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	平成16年8月5日	総務局	東京都石油商業組合	徒歩帰宅者に対する、水、トイレ情報提供等	81
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	平成17年8月31日 平成17年9月22日 平成20年6月11日 平成22年8月20日 平成25年3月11日 令和2年3月25日	総務局	(株) セブン-イレブンジャパン 山崎製パン (株) (株) ファミリーマート ミニストップ (株) (株) ローソン (株) 吉野家 (株) ポプラ 山田食品産業 (株) (株) モスフードサービス (株) 壱番屋 (株) ダスキン ケアパートナー (株)	帰宅困難者に対する。水道水、トイレ、情報提供等	82
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	平成19年2月8日 平成23年6月20日 平成23年9月1日 平成24年8月31日 平成24年8月31日	総務局	ロイヤルホスト (株) (現 ロイヤルフードサービス (株)) ワタミ (株) チムニー (株) (株) 第一興商 (株) ビーアンドビ (現 (株) B&V) (株) サガミチェーン (現 サガミレストランツ (株)) 味の民芸フードサービス (株) 埼玉県カラオケ業防犯協力会 千葉県カラオケ事業者防犯協会 東京カラオケボックス事業者防犯協力会 神奈川県カラオケボックス協会 サトレストランシステムズ (株) (現 サトフードサービス (株)) タリーズコーヒージャパン (株) (株) ストロベリーコーンズ (株) オートボックスセブン	帰宅困難者に対する。水道水、トイレ、情報提供、一時休憩所の提供等	83

輸送関係

震災時等におけるタイヤ整備等の支援協力に関する協定	平成27年4月10日	総務局	東京自動車タイヤ商工協同組合	タイヤ整備等の支援協力	84
災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定	令和1年10月31日	総務局	(一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク	災害時における物資輸送・荷役作業等の支援協力	85
災害時における広域輸送基地の運営等に関する協定書	令和2年3月23日	総務局	佐川急便 (株) 西濃運輸 (株) 日本通運 (株) 福山通運 (株) ヤマト運輸 (株)	災害時における広域輸送基地運営等に係る支援協力	86
災害時における広域輸送基地からの物資輸送等に関する協定書	令和2年3月23日	総務局	(一社) 東京都トラック協会	災害時における広域輸送基地からの物資輸送等の支援協力	87

災害時における支援協力に関する協定	令和4年2月7日	総務局	(株) 立飛リアルエステート	災害時における物資搬送車両の待機場所等の支援協力	88
災害時における無人航空機を活用した物資の輸送等に関する協定書	令和4年3月31日	総務局	KDDI (株) ソフトバンク (株)	災害時における無人航空機を活用した物資の輸送等の支援協力	89
災害時における緊急物資の受入れ及び輸送等に関する協定	平成31年4月1日	福祉保健局	(一社) 全国物流ネットワーク協会	広域輸送基地における物流の流れに関する助言	90
災害時における施設使用等に関する協定	平成24年10月31日	福祉保健局	日本自動車ターミナル (株)	広域輸送基地の運営に必要な場所の提供、施設周辺等の被災状況の把握と情報提供等	91
震災時における船舶による運用に関する協定	令和3年6月1日	建設局	(公財) 東京都公園協会	災害時における被災者等人員の輸送、救援物資等の貨物輸送、費用負担等	92
災害時における船舶による輸送等に関する協定	令和2年10月20日	港湾局	関東旅客船協会	被災者等人員の輸送、救援物資等の貨物輸送、被災者等の臨時宿泊施設、費用負担等	93-①
同趣旨の協定	平成8年12月27日		(一社) 日本船主協会		②
同趣旨の協定	平成8年8月26日		(一社) 日本外航客船協会		③
同趣旨の協定	令和3年2月24日		江戸屋形船組合		④
同趣旨の協定	令和3年2月24日		(一社) 東京観光船協議会		⑤
同趣旨の協定	令和3年2月24日		東京湾遊漁船業協同組合		⑥
災害時における船舶による輸送等に関する協定	平成8年7月1日	港湾局	日本内航海運組合総連合会	救援物資等の貨物輸送、その他の船舶による応急対策業務、費用負担等	94
災害時における緊急物資受け入れ等に関する協定	平成9年2月26日	港湾局	(社) 東京港運協会 東京港港湾運送事業協同組合	緊急救護物資の受入れ、受入れ施設の指定、費用負担等	95
					96
災害時の航空機による緊急輸送業務への協力に関する協定	平成19年1月31日	港湾局	調布空港協議会	航空機、航空燃料等の資機材及び操縦士、整備士等の労力等の提供、費用負担等	97
災害時の航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	平成18年3月29日	港湾局	東京ヘリポート協議会	航空機、航空燃料等の資機材及び操縦士、整備士等の労力等の提供、費用負担等	98
災害時における水上輸送基地の利用に関する協定	平成13年3月31日	港湾局	東京都漁業協同組合連合会	災害における公共利用、被災者等人員の輸送、救護物資等の貨物輸送、船舶による応急対策業務、船舶の調達及び運航に関する事務、費用負担等	99
			東京湾遊漁船業協同組合		100
災害時における応急・復旧業務に関する協定	平成26年8月15日	港湾局	(公社) 関東小型船安全協会	災害時における救援物資の海上輸送、航路啓開、被害状況の情報収集等	101
災害時における応急対策用バスの供給に関する協定	平成19年3月13日	水道局	西武バス (株) 東京バスセンター (株) 小田急箱根高速バス (株) 青和観光 (株) 東栄運輸 (株) 東京滋賀交通 (株) 東武バスセントラル (株) ニュープリンス観光バス (株) 日本中央バス (株) 日立自動車交通 (株) (株) フジエクスプレス (株) 平成エンタープライズ (株) 瑞穂 南多摩運送 (株) ワールド自興 (株)	応急活動要員輸送用バスの供給	102

物資調達関係

災害時における容器入飲料の調達に関する協定	平成17年10月27日	総務局	(一社) 全国清涼飲料連合会	災害時における水、茶等の調達及び費用弁償等	103
大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定	平成20年11月26日	総務局	石油連盟	災害時における防災上重要な施設等への石油燃料の安定的な供給	104
大規模災害時における石油燃料の安定供給等に関する協定	平成20年11月26日	総務局	東京都石油業協同組合 東京都石油商業組合	災害時における防災上重要な施設等への石油燃料の安定的な供給	105
災害時等における緊急支援物資の保管及び荷役等に関する協定	平成25年5月24日	総務局	東京倉庫協会	災害時における緊急支援物資の保管及び荷役等の協力	106
大規模災害時における石油燃料確保のための備蓄等に関する協定	平成27年9月4日	総務局	石油販売事業者等	災害応急・復旧対策活動に必要な石油燃料確保のための備蓄及び供給	107
災害時における物資の調達支援協力に関する協定	平成29年3月31日	総務局	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資の調達支援の協力	108
災害時における物資の調達支援協力に関する協定	令和元年8月9日	総務局	セブン&アイ・ホールディングス	災害時における物資の調達支援の協力	109
災害時における物資の調達支援協力に関する協定	令和2年6月22日	総務局	東日本段ボール工業組合	災害時における段ボール製簡易ベッド等の調達支援の協力	110
災害時における可動式空調機器の調達等に関する協定	令和2年6月22日	総務局	東京都冷凍空調設備協会	災害時におけるスポットエアコン等の調達支援の協力	111
災害時における支援協力に関する協定	令和2年7月1日	総務局	イオン	災害時における物資の調達支援等の協力	112
災害時における物資の調達支援協力に関する協定	令和2年7月1日 令和3年10月8日	総務局	(株)ローソン (株)ファミリーマート	災害時における物資の調達支援の協力	113
災害時における物資の調達支援協力に関する協定	令和2年8月21日	総務局	ボランティアアーキテツネットワーク	災害時における避難所用間仕切りシステム等の調達支援の協力	114
災害時における物資の調達・輸送等に関する協定	令和3年3月31日	総務局	アスクル	災害時における物資の調達支援等の協力	115
災害時における物資の調達支援協力に関する協定	令和4年3月16日	総務局	東京都テント・シート工業会	災害時における屋内テント等の調達支援の協力	116
災害時における資機材のレンタルに関する協定	令和5年2月27日	総務局	(一社) 日本建設機械レンタル協会東京支部	災害時における資機材のレンタル等の協力	117
災害時における応急対策用天幕等の確保に関する協定	平成8年3月1日	財務局	ティ・エス・ピー太陽(株)	災害時における応急収容施設としての天幕の調達	118
災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定	平成8年1月22日	生活文化スポーツ局	東京都生活協同組合連合会	応急生活物資の調達と安定供給、医療・保健活動への支援等	119
災害時におけるLPガス等の供給に関する協定	平成26年5月19日	環境局	(一社) 東京都LPガス協会	災害時における避難所へのLPガス等の供給	120
災害時における食料品調達業務に関する協定	平成12年6月19日	福祉保健局	(一社) 日本即席食品工業協会	災害時における都民生活に必要なとなる食料品(即席めん)の調達	121
災害時における物資の調達支援協力に関する協定	平成31年3月25日	福祉保健局	イオン(株)	災害時における乳児用液体ミルク等の調達	122
災害時における副食品(漬物、つくだ煮・煮豆)供給に関する協定	平成26年4月1日	産業労働局	全国調理食品工業協同組合 東京都漬物事業協同組合	災害時における都民生活に必要なとなる副食品(漬物、つくだ煮・煮豆)の調達	123-① ②
災害時における調味料(味噌、醤油)供給に関する協定	平成26年4月1日	産業労働局	東京都味噌工業協同組合 全国味噌工業協同組合連合会 日本醤油協会	災害時における都民生活に必要なとなる調味料(味噌、醤油)の調達	123-③ ④ ⑤

異常災害等発生時における給食用米穀とう精及び輸送に関する協定	平成23年11月21日	産業労働局	(株) 神明ホールディングス	災害時における給食用米穀の提供、とう精、輸送、費用負担等	124
同趣旨の協定	平成23年11月22日		(株) ニュー・ノザワ・フーズ		
同趣旨の協定	平成23年11月25日		(株) イクタツ		
同趣旨の協定	平成23年11月30日		三多摩食糧卸協同組合		
同趣旨の協定	平成23年12月1日		全農パールライス東日本(株) 東京支店		
同趣旨の協定	平成23年12月5日		東京山手食糧販売協同組合		
同趣旨の協定	平成23年12月6日		木徳神糧(株)		
同趣旨の協定	平成29年11月20日		(株) ヤマタネ 東光食品(株) (株) カーギルジャパン		
大規模災害時における生鮮食料品の調達に関する協定	平成13年6月6日	中央卸売市場	東京都水産物卸売業者協会	災害時における生鮮食料品の調達に関する協力	125-①
同協定	平成13年3月7日		東京魚市場卸協同組合 豊洲市場青果連合事業協会 豊洲市場関連事業者等協議会 東京新宿ベジフル(株) 淀橋市場青果卸売協同組合 淀橋市場関連事業者組合		
同協定	平成13年3月15日		東京豊島青果(株) 豊島市場青果卸売協同組合 豊島市場関連事業者組合		
同協定	平成13年3月19日		東京北魚(株) 大都魚類(株) 千住支社 東京千住魚市場卸協同組合		
同協定	平成13年3月26日		足立市場関連事業者組合 東京豊島青果(株) 板橋支社 東京富士青果(株) 板橋市場青果卸売協同組合 板橋市場関連事業者組合		
同協定	平成13年3月29日		東京千住青果(株) 東京北足立市場青果卸売協同組合 東京都北足立市場関連事業者組合		
同協定	平成17年2月23日		東京千住青果(株) 葛西支社 葛西市場青果卸売協同組合 東京新宿ベジフル世田谷(株) 世田谷市場青果卸売協同組合 世田谷市場関連事業者組合		
同協定	平成25年3月8日		東京ニュータウン青果(株)		
同協定	平成25年5月31日		多摩ニュータウン市場青果卸売協同組合		

大規模災害時における生鮮食料品の調達及び輸送に関する協定	平成13年9月26日	中央卸売市場	東京青果（株）	災害時における生鮮食料品の調達及び輸送に関する協力	125-②
同協定	平成13年9月25日		東一神田青果（株）		
同協定	平成13年9月21日		大都魚類（株） 大田支社		
同協定	平成13年9月20日		大田市場青果卸売協同組合		
同協定	平成13年9月28日		大田市場関連事業者協同組合		
大規模災害時における生鮮食料品の輸送に関する協定	平成13年9月28日	中央卸売市場	東京荏原青果（株）	災害時における生鮮食料品の輸送に関する協力	125-③
	平成13年9月26日		東京東梅食品（株）		
	平成13年9月21日		新神田市場青果卸売協同組合		
			東京大田市場青果卸売協同組合		
			協同組合大田市場 2 1		
			大田市場水産物卸協同組合		
			大田市場流通事業協同組合		
			協和エンタープライズ（株）		
			（株）ジェイディエス		

その他

災害時等における報道要請に関する協定	平成9年9月1日	政策企画局	【乙】 東京都公安委員会 【丙】 （株）朝日新聞社 （社）共同通信社 （株）読売新聞社 （株）毎日新聞社 （株）日本経済新聞社 （株）中日新聞東京本社 （株）産業経済新聞東京本社 （株）日刊工業新聞社 （株）日本工業新聞社 （株）時事通信社 （株）ジャパントイムズ	災害時における新聞社への報道要請等	126
アマチュア無線による災害時の情報収集活動に関する協定	平成19年3月1日	総務局	（一社）日本アマチュア無線連盟	災害時における情報収集活動及び費用負担等	127
東京の防災力の向上のための連携協力に関する協定	平成26年5月29日	総務局	東京商工会議所	帰宅困難者対策の推進に係る防災説明会、セミナー等の実施、広報媒体を活用した普及啓発等	128

復興まちづくりの支援に関する協定	平成19年1月11日		東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会 東京司法書士会 東京税理士会 東京都行政書士会 東京土地家屋調査士会 東京都社会保険労務士会 (一社) 中小企業診断協会東京支部 (公社) 東京都不動産鑑定士協会 (公社) 日本建築家協会 (一社) 東京都建築士事務所協会 (公社) 日本技術士会 (一社) 再開発コーディネーター協会 (一社) 東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会 (公社) 東京公共嘱託登記司法書士協会	震災後の被災住民に対する法律相談・助言等	129
同趣旨の協定	平成22年3月26日		日本公認会計士協会東京会 日本弁理士会関東会 (一社) 全日本土地地区画整理士会 (公社) 東京社会福祉士会		
同趣旨の協定	平成22年5月31日				
同趣旨の協定	平成28年12月1日				
災害時における避難所等確保の支援に関する協定	令和2年6月26日	総務局	日本旅館協会東京都支部	災害時における避難所等確保の支援	130
災害時における避難所等確保の支援に関する協定	令和2年6月26日	総務局	(一社) 全日本シティホテル連盟関東支部	災害時における避難所等確保の支援	131
避難対策等における連携と協力に関する包括協定	令和2年8月21日	総務局	(一社) 日本ショッピングセンター協会	災害時における避難先の提供等	132
避難対策等における連携と協力に関する包括協定	令和2年8月21日	総務局	(一社) 日本DIY・ホームセンター協会	災害時における避難先の提供等	133
デジタルサイネージを活用した災害情報の発信に関する協定書	令和2年1月30日	総務局	東京都交通局 京王電鉄バス(株)	災害時におけるスマートボールのデジタルサイネージを活用した災害情報の発信	134
デジタルサイネージを活用した災害情報の発信に関する協定書	令和3年12月17日	総務局	(株) J TOWER	災害時におけるスマートボールのデジタルサイネージを活用した災害情報の発信	135
災害ボランティア活動支援に関する協定	平成25年3月31日	生活文化スポーツ局	(社福) 東京都社会福祉協議会	災害時における東京都災害ボランティアセンターの設置・運営等	136
震災時等における情報の提供に関する協定	平成27年3月30日	生活文化スポーツ局	(公財) 日本道路交通情報センター	震災時、交通の安全と円滑に資する情報を運転者等に提供	137
震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定の一部を変更する協定	平成27年7月14日	都市整備局	(公社) 東京都宅地建物取引業協会 (公社) 全日本不動産協会東京都本部 (公社) 東京共同住宅協会	災害時の利用可能な民間賃貸住宅についての情報提供と住宅提供の協力	138
震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	平成14年9月10日	住宅政策本部	(公社) 東京都宅地建物取引業協会 (公社) 全日本不動産協会東京都本部 (公社) 東京共同住宅協会	災害時の利用可能な民間賃貸住宅についての情報提供と住宅提供の協力	139
同協定	平成27年7月14日		(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会		
同協定	令和2年12月22日		(公財) 日本賃貸住宅管理協会		
災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書	令和元年10月17日 令和3年10月1日	住宅政策本部	全国建設労働組合総連合東京都連合会 (一社) 災害復旧職人派遣協会	被災住宅の応急修理を行う応急修理業者のあっせん、応急修理業者への技術的支援等	140
災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書	平成27年3月31日	住宅政策本部	住宅金融支援機構首都圏支店	被災住宅の早期復興のため、相談窓口の設置、住宅復興にかかる諸制度の周知等	141

地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	平成19年12月25日	環境局	(一社) 東京産業廃棄物協会	災害廃棄物の撤去、収集運搬等に関する協力等	142
災害時における石綿モニタリングに関する協定書	令和2年9月10日	環境局	東京都環境計量協議会	災害時におけるアスベストの環境モニタリングの実施	143
災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書	令和3年12月17日	環境局	(一社) 建築物石綿含有建材調査者協会	災害時における被災建築物等のアスベスト調査	144
災害時における指定金融機関との取り決めについて	平成12年3月31日	会計管理局	(株) みずほ銀行	災害時における現金の支払体制、営業時間外の公金の取扱等	145

東京都組織内の協力等

応援協定等の名称	締結日	締結局名	構成団体又は締結先	協定の内容等	番号
東京都災害備蓄倉庫(直営)の即応態勢の強化に関する協定	平成18年2月21日	—	福祉保健局、東京消防庁	災害時における災害備蓄倉庫からの迅速な備蓄物資の輸送を可能とするための態勢の構築	146
放射性物質等による災害時等対応に関する協定	平成19年3月12日	産業労働局	東京都立産業技術研究センター	放射性物質等による災害時等対応に対する協力	147

都と他地方公共団体との協定

応援協定等の名称	締結日等	締結局名	構成団体又は締結先	協定の内容等	番号
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	平成30年11月9日 改定	総務局	全都道府県	被災地における救援・救護・災害応急・復旧・復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務提供又はそれらのあつ旋、ブロックによる連絡調整等	148
震災時等の相互応援に関する協定	平成31年3月31日 改定	総務局	(1都9県) 東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県	物資等の提供及びあつ旋、職員の派遣、施設又は業務の提供及びあつ旋、応援の自主出動、応援拠点都県の設置、資料の交換、連絡会議の設置、応援経費の負担等	149
九都県市災害時相互応援に関する協定	平成15年4月1日、 平成26年2月13日、 令和2年9月30日最終改正	総務局	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市	物資等の提供及びあつ旋並びに人員の派遣、医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあつ旋、被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあつ旋、火葬場及びし尿等処理施設の提供及びあつ旋、応援の自主出動、応援調整都県市の設置、現地連絡本部の設置等	150-①②
関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定	平成26年3月6日	総務局	関西広域連合、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市	職員の派遣、食料・飲料水及び生活必需品の提供、資機材の提供、避難者及び傷病者の受入れ、車両・ヘリコプター・船舶等の輸送手段の確保、医療支援、その他被災した構成都府県市が要請した措置等	151
21大都市災害時相互応援に関する協定	平成24年4月1日適用	総務局	東京都、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市	食料、飲料水及び生活必需物資の提供、被災者の救出、応急復旧時等に必要資器材及び物資の提供、救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供、医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣、自主出動	152-①②
東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定	令和3年12月27日	総務局	東京都 都内26特別区 都内26市 都内13町村	災害時等における避難施設及び物資の提供や、災害応急対策・復旧対応に係る職員の応援等	153

災害時における施設使用等に関する協定		総務局	(一部事務組合) 東京二十三区清掃一部事務組合、多摩ニュータウン環境組合、柳泉園組合(市町村) 八王子市、青梅市、狛江市、日野市、町田市、多摩市、昭島市	震災時において救出及び救助の活動拠点となる「大規模救出救助活動拠点」の円滑な使用を確保	154 ①-⑩
関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定	平成29年3月27日	住宅政策本部	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、(公社) 東京都宅地建物取引業協会他各県協会、(公社) 全日本不動産協会東京都本部他各県本部、(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会、(公社) 東京共同住宅協会	大規模広域災害が発生した場合に応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力要請	155-①② ③
全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定	平成24年9月1日	中央卸売市場	全国中央卸売市場協会 全国中央卸売市場協会北海道・東北支部 全国中央卸売市場協会関東支部 全国中央卸売市場協会東海・北陸支部 全国中央卸売市場協会近畿支部 全国中央卸売市場協会中国・四国支部 全国中央卸売市場協会九州支部	災害時における生鮮食品の確保及び市場機能の復旧対策	156-①②
19大都市水道局災害相互応援に関する覚書	平成25年3月31日	水道局	東京都、札幌市、仙台市、さいたま市、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市	災害が発生した際の水道施設の応急復旧活動及び給水活動の相互応援とその円滑かつ迅速な実施等	157-①②
(公社) 日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定	平成28年8月8日	水道局	日本水道協会各支部	災害が発生した際の水道施設の応急復旧活動及び給水活動の相互応援とその円滑かつ迅速な実施等	158
東京都水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定	平成9年5月30日	水道局	東京都、千葉県	災害が発生した際の水道施設の応急復旧活動及び給水活動の相互応援とその円滑かつ迅速な実施等	159
東京都と仙台市水道局との現地調整隊としての活動に関する覚書	令和2年9月23日	水道局	東京都、仙台市	災害が発生した際に一方の事業者が被災した場合、もう一方が被災事業者に赴き、被害情報の集約や応援要請の規模、内容等を決定する等の役割を担い、相互応援を実施	160
東京都水道局と大阪市水道局の災害時の救援活動に関する覚書	令和3年3月31日	水道局	東京都、大阪市	災害が発生した際の水道施設の応急復旧活動及び給水活動の相互応援とその円滑かつ迅速な実施等	161
東京都水道局と岡山市水道局の災害時の救援活動に関する覚書	平成30年2月8日	水道局	東京都、岡山市	災害が発生した際の水道施設の応急復旧活動及び給水活動の相互応援とその円滑かつ迅速な実施等	162
東京都と茨城県との中継水道事業者としての活動に関する覚書	平成26年9月16日	水道局	東京都、茨城県	災害が発生した際に、遠方の水道事業者による応援を円滑かつ迅速に受け入れるため、応援隊の移動に対し、車両の待機場所や応援隊員の休憩場所等を提供	163
東京都と茨城県との支援拠点水道事業者としての活動に関する覚書	平成31年2月4日	水道局	東京都、茨城県	災害が発生した際に、被災事業者への効率的な救援体制の構築を実現するため、宿泊施設及び食糧支給事業者と調整を実施	164
東京都水道局と広島市水道局の災害時の救援活動に関する覚書	令和2年2月7日	水道局	東京都、広島市	災害が発生した際の水道施設の応急復旧活動及び給水活動の相互応援とその円滑かつ迅速な実施等	165
消防(相互) 応援協定	資料を参照	東京消防庁	稲城市、大島町、新島村、八丈町、利島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、青ヶ島村、相模原市、川崎市、浦安市等	応援対象災害等の範囲、経費の負担等	166

都と防災機関との協定

応援協定等の名称	締結日等	締結局名	構成団体又は締結先	協定の内容等	番号
災害時における放送要請に関する協定 同文の協定	昭和55年12月1日 昭和55年12月1日 ～平成8年4月30日	政策企画局	日本放送協会 民間放送各社	発災時、電気通信設備等が通信不能又は著しく通信が困難な場合の放送要請手続 〔根拠法令 災害対策基本法第57条及び大規模地震対策特別措置法第20条〕	167
災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書	平成30年3月28日	総務局	国土交通省関東地方整備局、(一社)日本建設業連合会関東支部	災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達	168
災害時の支援等に関する協定	令和3年10月29日	総務局	財務省関東財務局、財務省関東財務局東京財務事務所	災害時における利用可能な国家公務員宿舎及び未利用国有地の提供並びに災害対応業務に係る職員の派遣	169
災害時の医療救護活動についての協定	昭和51年8月17日	福祉保健局	(公社)東京都医師会	医療救護班の派遣手続業務及び費用弁償等	170-①
災害時の歯科医療救護活動についての協定	平成11年6月28日	福祉保健局	(公社)東京都歯科医師会	歯科医療救護班の派遣手続業務及び費用弁償等	170-②
災害時の救護活動に関する協定	平成20年7月17日	福祉保健局	(公社)東京都薬剤師会	薬剤師班の派遣手続、業務及び費用弁償等	170-③
災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書	平成15年7月1日	福祉保健局	日本赤十字社東京都支部、(公財)献血供給事業団	災害時における血液製剤の調達及び費用弁償等	171
災害時における愛護動物の救護活動についての協定書	平成23年3月15日	福祉保健局	(社)東京都獣医師会	災害時における愛護動物の救護活動	172
災害時における東京都災害備蓄倉庫での荷役作業等に関する協定	平成24年10月31日	福祉保健局	東京都トラック協会	東京都災害備蓄倉庫での荷役作業等	173
災害時における相互連携に関する基本協定	令和2年6月15日	都総務局	東京電力ホールディングス株式会社	災害時の早期復旧のための相互協力	174
災害時における相互連携に関する基本協定	令和2年6月15日	都総務局	東日本電信電話株式会社	災害時の早期復旧のための相互協力	175

都と防災機関等との契約

契約の名称	締結日	締結局名	防災機関等名	契約内容等	番号
災害応急対策用貨物自動車供給契約書	平成17年4月1日	財務局	(一社)東京都トラック協会	災害応急対策活動並びに都道府県等相互の応援措置のために必要な一般貨物自動車の供給	176
災害応急対策用貨物自動車供給契約書	平成17年4月1日	財務局	日本通運(株)	災害応急対策活動並びに都道府県等相互の応援措置のために必要な一般貨物自動車の供給	177
災害応急対策用バス供給契約書	令和2年12月1日	財務局	(一社)東京バス協会	災害応急対策活動並びに都道府県等相互の応援措置のために必要な一般貸切旅客自動車の供給	178
災害時における普通貨物四輪駆動車の優先供給契約書	平成16年4月1日	財務局	オリックス・レンタカー(株) (現 オリックス自動車(株))	災害時における普通貨物四輪駆動車の優先供給	179
災害時における普通乗用四輪駆動車の優先供給契約書	平成16年4月1日	財務局	(株)トヨタレンタリース東京 (現 トヨタモビリティサービス(株))	災害時における普通乗用四輪駆動車の優先供給	180
燃料電池バスを活用した災害時における給電支援で使用する外部給電器の保管及び使用に係る契約書	令和3年9月10日	産業労働局 交通局	岩谷産業(株) ENEOS(株) 東京ガス(株) (株)巴商会 (公財)東京都環境公社	都が燃料電池バスを活用した給電による応急・復旧活動の支援を行うための、燃料電池バスからの電気を取り出して給電する機能を有する機器の保管及び使用	181-① ② ③ ④ ⑤
災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約	平成4年4月1日	福祉保健局	日本赤十字社東京都支部	医療、助産及び死体の検案についての委託業務の範囲、費用の負担等	182

資料第1 東京建設業協会等との協定・細目協定
(都総務局、都建設局、都水道局、都下水道局、都住宅政策本部)

① 「災害時における応急対策業務に関する協定」(都総務局)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき災害時における民間協力の一環として、東京都が社団法人東京建設業協会に対し、災害応急業務に関する協力をを行うことを求めるときの手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 東京都知事(以下「甲」という。)は、災害が発生し東京都のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により社団法人東京建設業協会会長(以下「乙」という。)に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

(業務の指示)

第3条 甲は災害の実情に応じて、乙に対し地域防災計画に定める東京都各局の分掌事務に従い所管業務局長より業務内容、日時場所を指定して建設資機材労力等(以下「建設資機材等」という。)の提供を求めるものとする。

(建設資機材等の提供)

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し建設資機材等を提供する。

(費用負担)

第5条 甲の使用した建設資機材等に要する費用は甲が負担する。

(請求)

第6条 乙は業務の終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。

(協議)

第7条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲(又は所管業務局長)と乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第8条 この協定は、昭和50年4月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和50年4月1日

	甲	東京都知事	美濃部亮吉
	乙	社団法人 東京建設業協会会長	戸田順之助
(同趣旨の協定 昭和51年4月1日)	甲	東京都知事	美濃部亮吉
	乙	社団法人 日本道路建設業協会会長	清水忠雄
(同趣旨の協定 昭和62年4月1日)	甲	東京都知事	鈴木俊一
	乙	社団法人 東京都中小建設業協会会長	渡邊輝
(同趣旨の協定 平成8年7月18日)	甲	東京都知事	青島幸男
	乙	社団法人 南多摩建設業協会理事長	横瀬喜久平
(同趣旨の協定 平成8年7月18日)	甲	東京都知事	青島幸男
	乙	社団法人 北多摩建設業協会会長	林貞夫
(同趣旨の協定 令和4年2月7日)	甲	東京都知事	小池百合子
	乙	一般社団法人 西多摩建設業協会	榎森厚志

② 「災害時における応急対策業務に関する細目協定」（都建設局）

東京都知事（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会会長（以下「乙」という。）とは昭和50年4月1日をもって甲と乙との間に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第7条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に実施を要請する業務は、道路における緊急点検及び損壊箇所の応急措置並びに障害物の除去（以下「本業務」という。）とする。

（業務実施区間）

第2条 乙に属する会員のうち本業務に従事するもの（以下「会員」という。）の業務実施区間は、別に定める表のとおりとする。

2 前項の業務実施区間又は会員を変更しようとするときは、あらかじめ相互に協議するものとする。

（建設資機材等の報告）

第3条 乙は、あらかじめ会員が保有する災害時に可動可能な建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に、著しい変化があったとき、又は、甲の要求があった場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（出動の要請）

第4条 甲は乙に対し、前条の業務実施区間の具体的な災害の状況に応じて、日時を指定して建設資機材等の出動を、文書又は電話等の方法により要請するものとする。

2 甲は、前項の出動要請が不可能な場合は、乙及び会員に対し、公共放送等により出動を要請するものとする。

3 乙及び会員は、東京地方に震度6以上（気象庁発表）の地震が発生した場合は、甲からの要請があったものとみなし自主的に出動するものとする。

（業務の実施）

第5条 乙は、前条に基づく出動要請（前条第3項の場合を含む。）があったときは、会員をして建設資機材等を業務実施区間へ出動させ、業務を実施させるものとする。

2 会員は、出動要請（前条第3項の場合を含む。）があったときは、業務実施区間へ出動し、業務を実施するものとする。

3 会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び建設資機材等を当該業務実施区間を所管する東京都建設事務所長及び東京港管理事務所長（以下「所長」という。）に報告しなければならない。

（業務の指示）

第6条 業務の指示は、所長が行うものとし、会員は、その指示に従うものとする。

2 第4条第3項により出動した会員は、別に定める「緊急道路啓開作業マニュアル」に基づき、業務実施区域の被害状況の把握、応急対策業務を実施するものとする。

（業務の完了）

第7条 会員は、業務が完了したときは、直ちに所長に報告するものとする。

（実費用の請求及び支払い）

第8条 会員は、業務完了後、別紙様式により当該業務に要した実費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第9条 業務の実施に伴い、損害が生じた時は、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

（従事者の災害保障）

第10条 甲は、会員の業務従事者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和38年条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。

（協 議）

第11条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項についてはその都度、甲乙協議して定めるものとする。

(雑 則)

第12条 昭和53年6月1日付「災害時における応急対策業務に関する細目協定」は、この協定締結の日をもって廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成8年7月18日

甲 東京都知事 青島幸男
乙 社団法人
東京建設業協会会長 佐藤嘉剛

(同趣旨の協定 平成8年7月18日) 甲 東京都知事 青島幸男
乙 社団法人

日本道路建設業協会会長 岡上忠夫

(同趣旨の協定 平成8年7月18日) 甲 東京都知事 青島幸男
乙 社団法人

東京都中小建設業協会会長 渡邊輝

(同趣旨の協定 平成8年7月18日) 甲 東京都知事 青島幸男
乙 社団法人

南多摩建設業協会理事長 横瀬喜久平

(同趣旨の協定 平成8年7月18日) 甲 東京都知事 青島幸男
乙 社団法人

北多摩建設業協会会長 林貞夫

(同趣旨の協定 令和4年3月11日) 甲 東京都知事 小池百合子

乙 一般社団法人
西多摩建設業協会 榎森厚志

③ 「災害時における応急対策業務に関する細目協定」(都建設局)

東京都知事(以下「甲」という。)と社団法人東京建設業協会会長(以下「乙」という。)とは昭和50年4月1日をもって甲と乙との間に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第7条の規定に基づき、甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結をする。

(業務の内容)

第1条 甲が乙に実施を要請する業務は、河川における損壊箇所への応急復旧並びに河道内障害物の除去(以下「業務等」という。)とする。

(業務等実施区間)

第2条 乙に属する会員のうち業務等に従事する者(以下「会員」という。)の業務等実施区間は、都内河川のうち、甲乙協議により詳細を別途定めるものとする。

2 前項の業務等実施区間又は会員を変更しようとするときは、あらかじめ相互に協議するものとする。(建設資機材等の報告)

第3条 乙はあらかじめ会員が保有する災害時に稼働可能な建設資機材及び労力(以下「建設資機材等」という。)を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に、著しい変化があったとき、又は甲の要求があった場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

(出動の要請)

第4条 甲は乙に対し、第2条の業務等実施区間の具体的な災害の状況に応じて、日時を指定して建設資機材等の出動を、文書又は電話等の方法により要請するものとする。

2 甲は、前項の出動要請が不可能な場合は、乙及び会員に対し、公共放送等により出動を要請するものとする。

(業務等の実施)

第5条 乙は、前条に基づく出動要請があったときは、会員をして建設資機材等を業務等実施区間へ出動させ、業務等を実施させるものとする。

2 会員は、出動要請があったときは、業務等実施区間へ出動し、業務等を実施するものとする。

3 会員は、出勤後直ちに、現場責任者、出勤時間及び建設資機材等を当該業務等実施区間を所管する東京都建設事務所長（以下「所長」という。）に報告しなければならない。

（業務等の指示）

第6条 業務等の指示は、所長が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

（業務等の完了）

第7条 会員は、業務等が完了したときは、直ちに所長に報告するものとする。

（実費用の請求及び支払い）

第8条 会員は、業務等完了後、当該業務等に要した実費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の要求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の処置）

第9条 業務等の実施に伴い、甲及び乙双方の責に期さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙が協議し、定めるものとする。

（従事者の災害補償）

第10条 甲は、会員の業務等従事者が、業務等において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和38年条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。

（協議）

第11条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（雑則）

第12条 この協定は、平成9年9月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年9月1日

	甲	東京都知事	青島幸男
	乙	社団法人 東京建設業協会会長	佐藤嘉剛
（同趣旨の協定 平成9年9月1日）	甲	東京都知事	青島幸男
	乙	社団法人 東京都中小建設業協会会長	渡邊輝
（同趣旨の協定 平成9年9月1日）	甲	東京都知事	青島幸男
	乙	社団法人 北多摩建設業協会会長	林貞夫
（同趣旨の協定 平成9年10月1日）	甲	東京都知事	青島幸男
	乙	社団法人 南多摩建設業協会理事長	横背喜久平
（同趣旨の協定 令和4年3月11日）	甲	東京都知事	小池百合子
	乙	一般社団法人 西多摩建設業協会	榎森厚志

④ 「災害時における応急対策業務に関する細目協定」 （都水道局）

東京都水道局（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会（以下「乙」という。）とは、昭和50年4月1日付をもつて東京都知事と乙との間に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第7条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に要請する業務は、配水管等の水道施設の応急復旧及び障害物の除去（以下「業務」という。）とする。

（建設資機材等の報告）

第2条 乙は、あらかじめ会員が保有する災害時に可動可能な建設資材及び労力（以下「建設資機材等」という。）をは握し、甲に報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に著しい変化があつたとき、又は甲の請求があつた場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（出動の要請）

第3条 甲は乙に対し、日時及び場所を指定して、文書又は電話等の方法により建設資機材等の出動を要請するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、前条に基づく甲の出動要請があつたときは、会員をして建設資機材等を業務実施場所へ出動させ、業務を実施させるものとする。

2 会員は、出動要請があつたときは、当該場所へ出動し、業務を実施するものとする。

3 会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び建設資機材等を甲に報告しなければならない。

（業務の指示）

第5条 業務の指示は甲が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

（支給材料）

第6条 本業務に必要とする水道管及び弁、栓等の材料は、甲が支給するものとする。

（業務の完了）

第7条 会員は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（実費用の請求及び支払い）

第8条 会員は、前条により甲に報告後、当該業務に要した実費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があつたときは、内容を精査確認し、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

（損害の負担）

第9条 業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

（従事者の災害補償）

第10条 甲は、会員の業務従事者が、本業務においてその者の責に帰さない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和38年条例第38号）に定めるところに準じ、その損害を補償する。

（協議）

第11条 この協定の各条項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和54年8月31日

甲 東京都水道局長 船木 喜久郎

乙 社団法人 東京建設業協会
会長 飛鳥 斉

⑤ 「災害時における応急対策業務に関する細目協定」（都下水道局）

東京都下水道局長（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会会長（以下「乙」という。）とは、昭和50年4月1日付けをもって東京都知事と乙との間に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第7条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に実施を要請する業務は、東京都下水道局の土木・建築施設における被害箇所の応急措置及び復旧（以下「業務等」という。）とする。

（業務等実施場所）

第2条 乙に所属する会員のうち業務等に従事するもの（以下「会員」という。）の業務等実施場所は、甲乙協議により別途定めるものとする。

（建設資機材等の報告）

第3条 乙は、あらかじめ、会員が都内及びその周辺に保有する災害時に可動可能な建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

2 乙は、建設資機材等に著しい変化があった場合又は甲の請求があった場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（出動の要請）

第4条 甲は乙に対して、具体的災害の状況に応じて、日時及び場所を指定して、文書又は電話、ファクシミリ等の方法により建設資機材等の出動を要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、緊急時においては、会員に対し直接出動を要請することができるものとする。

（業務等の指示）

第5条 業務等の指示は、当該業務等実施場所を所管する管理事務所長、水処理センター所長又は流域下水道本部技術部長（以下「指示者」という。）が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

（業務等の実施）

第6条 乙は、第4条の規定による甲の出動要請があったときは、会員をして建設資機材等を業務等実施場所へ出動させ、業務等を実施させるものとする。

2 会員は、出動要請があったときは、指定された業務等実施場所へ出動し、業務等を実施するものとする。

3 会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び建設資機材等を指示者に報告しなければならない。

（業務等の完了）

第7条 会員は、業務等が完了したときは、直ちに指示者に報告するものとする。

（実費用の請求及び支払い）

第8条 会員は、前条の規定による報告後、当該業務等に要した実費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第9条 業務等の実施に伴い第三者に損害が生じたときは、その賠償の責については、甲乙協議して定めるものとする。

（従事者の災害補償）

第10条 甲は、会員の業務従事者が、業務等においてその者の責に帰さない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和38年 東京都条例第38号）に定めるところに準じ、これを補償するものとする。

（協議）

第11条 この協定の各条項について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成13年 9月 4日

甲	東京都公営企業管理者 下水道局長	鈴木 宏
乙	社団法人 東京建設業協会会長	前田 靖治

⑥ 「災害時における応急対策業務に関する協定実施細目」(都住宅政策本部)

(実施細目の趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における応急対策業務に関する協定(昭和50年4月1日東京都、社団法人東京都建設業協会間協定)第7条に基づき東京都住宅局(以下「甲」という。)と社団法人東京建設業協会(以下「乙」という。)との間に、建設業者が行う応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理その他甲が必要とする災害応急対策業務(以下「応急業務」という。)の円滑かつ迅速な処理を期するため必要事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、前条の目的を達成するため必要な事項について乙に協力の要請をすることができる。

(連絡員)

第3条 乙は、甲から災害発生のおそれがある旨又は災害が発生した旨の通報を受けた場合は、必要に応じて連絡員を甲の指定する場所に派遣し、応急業務に関する事項について、甲との連絡に当たらせるものとする。

(建設資機材等の提供)

第4条 乙は、甲が乙に対して災害発生により応急業務に従事することを要請した場合、又は甲が建設業者に対して公用令書を交付する場合は、甲の求に応じて建設業者の選定並びに建設用資材、機械及び労力等のあつせんについて甲に協力するものとする。

(緊急工事)

第5条 建設業者は、乙の選定を受けて応急業務に従事し、又は甲の交付する公用令書により応急業務に従事する場合で、公共の安全確保その他の理由により緊急に工事を施行する必要があるときは、甲の指示により通常の事務手続を経ないで工事を施行することができる。ただし、事後直ちに所定の事務手続をとるものとする。

(費用の請求)

第6条 応急業務に従事した建設業者は、これに要した費用を当該業務の終了後、甲の認定を受けて甲に請求するものとする。

(腕章)

第7条 乙は、甲が第4条の規定に基づき選定された建設業者に対して交付する腕章(現場用)の着用について協力するものとする。

(会員名簿の提出)

第8条 乙は、乙に加盟する建設業者の会員名簿を毎年1回甲に提出するものとし、会員に異動があつた場合は、その都度報告を行うものとする。

(協議)

第9条 この実施細目に定めるもののほか、必要な事項についてはその都度甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(適用)

第10条 この実施細目は昭和50年12月3日から適用する。

この実施細目を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和50年12月3日

甲 東京都住宅局長 児 玉 工

乙 社団法人
東京建設業協会長 戸 田 順之助

資料第2 災害時等における設計、測量、地質調査等の応急対策業務に関する協定 (都総務局、都建設局、都港湾局)

① 「災害時等における設計、測量、地質調査等の応急対策業務に関する協定」(都総務局)

東京都(以下「甲」という。)、一般社団法人建設コンサルタンツ協会関東支部(以下「乙」という。)、一般社団法人東京都測量設計業協会(以下「丙」という。)、及び一般社団法人東京都地質調査業協会(以下「丁」という。)は、東京都内に、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)における迅速な被害状況の調査などの応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、災害時等において迅速に被害状況を把握し、早期に対策を実施するために、甲から乙、丙及び丁に対して行う応急対策業務の協力要請に関して必要な事項を定める。

(応急対策業務に関する要請)

第2条 甲は、災害時等において乙、丙及び丁の協力が必要であると認められるときは、乙、丙及び丁に対し、応急対策業務の協力を要請することができる。

2 前項の要請は、東京都地域防災計画に定める東京都各局の分掌事務に従い、当該分掌事務を所管する局長より行うものとする。

3 乙、丙及び丁は、第1項の要請に基づき、できる限り速やかに、応急対策業務を実施するものとする。ただし、災害の状況等やむを得ない事情により、乙、丙及び丁が応急対策業務を実施できない場合においては、この限りではない。

(業務の内容)

第3条 乙、丙及び丁は、前条の要請を受けたときは、あらかじめ定めた担当業務を行うものとする。

(費用負担)

第4条 第2条の要請に基づき乙、丙及び丁が実施した応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。

(損害の負担)

第5条 本協定に基づく応急対策業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び丁の責に帰さない事由により第三者に損害を及ぼした場合又は業務に従事した者に損害が生じた場合には、その処置について、甲、乙、丙及び丁は誠意をもって協議の上、取り決める。

(協議等)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

2 甲、乙、丙及び丁は、相互に協力して、本協定に係る検討、協議、訓練を行うなど、本協定に基づく業務の円滑な運用に努める。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までの間とする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙丙丁のいずれかの者が文書により更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

この協定を証するため、本書を4通作成し、甲乙丙丁記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成25年6月25日

甲 東京都
東京都知事 猪瀬直樹

乙 一般社団法人建設コンサルタンツ協会関東支部
支部長 長谷川伸一

丙 一般社団法人東京都測量設計業協会
会長 岩松俊男

丁 一般社団法人東京都地質調査業協会
会長 早田守廣

②「災害時等における設計、測量、地質調査等の応急対策業務に関する細目協定」（都建設局）

東京都建設局（以下「甲」という。）と一般社団法人建設コンサルタント協会関東支部（以下「乙」という。）、一般社団法人東京都測量設計業協会（以下「丙」という。）及び一般社団法人東京都地質調査業協会（以下「丁」という。）とは、平成25年6月25日をもって東京都知事と乙、丙及び丁との間に締結した「災害時等における設計、測量、地質調査等の応急対策業務に関する協定」第6条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙、丙及び丁に協力を要請する業務は、甲が管理する施設における応急対策業務とする。

（協力の要請）

第2条 乙、丙及び丁は、甲からの協力要請に基づき、できる限り速やかに乙、丙及び丁を構成する会員（以下「会員」という。）と調整し、現地へ派遣可能な会員名を甲へ通知するものとし、甲は、その中から協力を要請する会員を確定するものとする。

2 災害により甲が乙、丙及び丁に連絡することが不可能な場合及び緊急を要する場合、甲は、会員に直接協力要請を行うことができるものとする。その場合において、甲はその旨を事後、乙、丙、又は丁に報告するものとする。

3 甲の要請には、別表に掲げる者（以下「事務所長等」という。）からの要請を含むものとする。

（協力要請の手続き）

第3条 甲からの、乙、丙及び丁又は会員への協力要請は文書で行うものとする。

2 前項によりがたい場合は、甲から、乙、丙及び丁又は会員への協力要請を口頭、電話その他適切な手段で行うことができるものとし、この場合において、甲は、要請後速やかに文書を乙、丙及び丁又は会員に提出するものとする。

（業務の内容）

第4条 協力の要請を受けた会員は速やかに現地の状況を把握し、予め定めた担当業務を実施するものとする。

2 甲は、会員が業務を実施するために必要な情報を提供するものとする。

（業務の実施体制）

第5条 乙、丙及び丁は、第4条の業務内容を早急に実施できるよう事前に業務の内容並びに必要な技術者等の確保及び動員の方法を定め、その実施体制及び連絡系統並びに会員を示した文書（以下「実施計画書」という。）を甲に報告するものとする。なお、実施計画書に変更が生じた場合には速やかに甲に報告するものとする。

（業務の報告）

第6条 乙、丙及び丁又は会員は、第4条の業務が終了したときは、甲に報告書を提出するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙、丙及び丁又は会員が、第4条の業務に要した費用は甲が負担するものとし、乙、丙及び丁又は

会員は前条の報告書を提出する際、甲に請求するものとする。

2 甲は、乙、丙及び丁又は会員から前項の請求があった場合には、所定の手続きにより、費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び丁又は会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は技術者等に損害が生じた場合には、乙、丙及び丁又は会員は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告、その処置について甲と乙、丙及び丁又は会員は協議して定めるものとする。

(読替規定)

第9条 第2条第3項の規定を適用する場合には、同条から第8条までの「甲」を「事務所長等」と読み替えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(協定の効力及び更新)

第11条 この協定の期間は、協定締結した日から平成26年3月31日までの期間とする。

2 前項に規定する期間満了の3箇月前までに甲、乙、丙及び丁のいずれかから文書により何ら申し出がないときは、前項の定めにかかわらず、同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

この協定を証するため、本書を4通作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成25年6月25日

甲 東京都
建設局長 村尾 公一

乙 一般社団法人
建設コンサルタント協会関東支部
支部長 長谷川 伸一

丙 一般社団法人
東京都測量設計業協会
会長 岩松 俊夫

丁 一般社団法人

東京都地質調査業協会

会 長 早 田 守 甲

別 表

東京都第一建設事務所長

東京都第二建設事務所長

東京都第三建設事務所長

東京都第四建設事務所長

東京都第五建設事務所長

東京都第六建設事務所長

東京都西多摩建設事務所長

東京都南多摩東部建設事務所長

東京都南多摩西部建設事務所長

東京都北多摩南部建設事務所長

東京都北多摩北部建設事務所長

東京都土木技術支援・人材育成センター所長

東京都東部公園緑地事務所長

東京都西部公園緑地事務所長

東京都江東治水事務所長

②「災害時等における設計、測量、地質調査等の応急対策業務に関する細目協定」（都港湾局）

東京都港湾局（以下「甲」という。）と一般社団法人建設コンサルタント協会関東支部（以下「乙」という。）、一般社団法人東京都測量設計業協会（以下「丙」という。）及び一般社団法人東京都地質調査業協会（以下「丁」という。）とは、平成25年6月25日をもって東京都知事と乙、丙及び丁との間に締結した「災害時等における設計、測量、地質調査等の応急対策業務に関する協定」第6条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙、丙及び丁に協力を要請する業務は、甲が管理する施設における応急対策業務とする。

（協力の要請）

第2条 乙、丙及び丁は、甲からの協力要請に基づき、できる限り速やかに乙、丙及び丁を構成する会員（以下「会員」という。）と調整し、現地へ派遣可能な会員名を甲へ通知するものとし、甲は、その中から協力を要請する会員を確定するものとする。

2 災害により甲が乙、丙及び丁に連絡することが不可能な場合又は緊急を要する場合、甲は、会員に直接協力要請を行うことができるものとする。その場合において、甲はその旨を事後、乙、丙、又は丁に報告するものとする。

3 甲の要請には、別表に掲げる者（以下「事務所長」という。）からの要請を含むものとする。

（協力要請の手続き）

第3条 甲からの、乙、丙及び丁又は会員への協力要請は文書で行うものとする。

2 前項によりがたい場合は、甲から、乙、丙及び丁又は会員への協力要請を口頭、電話その他適切な手段で行うことができるものとし、この場合において、甲は、要請後速やかに文書を乙、丙及び丁又は会員に提出するものとする。

（業務の実施）

第4条 協力の要請を受けた会員は速やかに現地の状況を把握し、予め定めた担当業務を実施するものとする。

2 甲は、会員が業務を実施するために必要な情報を提供するものとする。

（業務の実施体制）

第5条 乙、丙及び丁は、第4条の業務内容を早急に実施できるよう事前に業務の内容並びに必要な技術者等の確保及び動員の方法を定め、その実施体制及び連絡系統並びに会員を示した文書（以下「実施計画書」という。）を甲に報告するものとする。なお、実施計画書に変更が生じた場合には速やかに甲に報告するものとする。

（業務の報告）

第6条 乙、丙及び丁又は会員は、第4条の業務が終了したときは、甲に報告書を提出するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙、丙及び丁又は会員が、第4条の業務に要した費用は甲が負担するものとし、乙、丙及び丁又は会員は前条の報告書を提出する際、甲に請求するものとする。

2 甲は、乙、丙及び丁又は会員から前項の請求があった場合には、所定の手続きにより、費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び丁又は会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は技術者等に損害が生じた場合には、乙、丙及び丁又は会員は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告、その処置について甲と乙、丙及び丁又は会員は協議して定めるものとする。

(読替規定)

第9条 第2条第3項の規定を適用する場合には、同条から第8条までの「甲」を「事務所長」と読み替えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(協定の効力及び更新)

第11条 この協定の期間は、協定締結した日から平成26年3月31日までの期間とする。

2 前項に規定する期間満了の3箇月前までに甲、乙、丙及び丁のいずれかから文書により何ら申し出がないときは、前項の定めにかかわらず、同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

この協定を証するため、本書を4通作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成25年6月25日

甲 東京都
港湾局長 多羅尾 光睦

乙 一般社団法人建設コンサルタント協会関東支部
支部長 長谷川 伸一

丙 一般社団法人東京都測量設計業協会
会 長 岩 松 俊 男

丁 一般社団法人東京都地質調査業協会
会 長 早 田 守 廣

別 表

東京都東京港管理事務所長

東京都東京港建設事務所長

資料第3 災害時におけるクレーン等の供給に関する協定

(都総務局、都建設局、都港湾局)

① 「災害時におけるクレーン等の供給に関する協定」(都総務局)

東京都(以下「甲」という。)と東京建設重機協同組合(以下「乙」という。)とは、東京都内に地震、風水害等の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における、移動式クレーン及び運転士(以下「クレーン等」という。)の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、東京都地域防災計画に基づく災害時における民間協力の一環として、甲が乙のクレーン等を活用して迅速に対策を実施するために、甲から乙に対して行う応急対策業務の協力要請に関して必要な事項を定める。

(応急対策業務に関する要請)

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し、業務内容、日時場所等を指定し、クレーン等を提供するよう要請する。

2 前項の要請は、災害の実情に応じて東京都地域防災計画に定める東京都各局の分掌事務に従い、当該分掌事務を所管する局長が行うものとする。

(クレーン等の提供)

第3条 乙は、前条の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対しクレーン等を提供する。ただし、災害の状況等やむを得ない事情により、乙が対応できない場合においては、その義務を負わない。

(費用負担)

第4条 第2条の要請に基づき乙が実施したクレーン等の提供に要する費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害時の直前の提供元の事業者における価格を基準として算定する。

(請求)

第5条 乙は、業務の終了後、前条の費用を甲に請求する。

(協議)

第6条 本協定の実施に関し必要な事項は、あらかじめ甲乙が協議して定める。

2 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定める。

(雑則)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までの間とする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年12月9日

甲 東京都
東京都知事

猪瀬直樹

乙 東京建設重機協同組合

理 事 長

柴 崎 祐 一

②「災害時におけるクレーン等の供給に関する細目協定」（都建設局）

東京都建設局（以下「甲」という。）と東京建設重機協同組合（以下「乙」という。）とは、平成 25 年 12 月 9 日をもって東京都知事と乙との間に締結した「災害時におけるクレーン等の供給に関する協定」第 6 条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第 1 条 甲が乙に協力を要請する業務は、甲が管理する施設の応急対策業務を行うために、移動式クレーン及び運転士（以下「クレーン等」という。）が必要となった場合における、クレーン等の供給とする。

（クレーン等の報告）

第 2 条 乙又はあらかじめ乙を構成する組合員（以下「組合員」という。）は、組合員が保有する災害時に可動可能なクレーン等を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項のクレーン等に、著しい変化があったとき、又は、甲の要求があった場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（協力の要請）

第 3 条 甲は乙又は組合員に対し、日時を指定してクレーン等の提供を、文書により要請するものとする。

2 前項により難しい場合は、甲から乙又は組合員への協力要請を口頭、電話その他適切な手段で行うことができるものとし、この場合において、甲は、要請後速やかに文書を乙又は組合員に提出するものとする。

3 甲の要請には、別表に掲げる者（以下「事務所長等」という。）からの要請を含むものとする。

（業務の実施）

第 4 条 乙は、前条に基づく協力要請があったときは、組合員をしてクレーン等を出動させ、応急対策業務を実施させるものとする。

2 組合員は、前条に基づく協力要請があったときは、クレーン等を出動し、応急対策業務を実施するものとする。

（業務の指示）

第 5 条 業務の指示は、事務所長等が行うものとし、組合員はその指示に従うものとする。

（業務の報告）

第 6 条 乙又は組合員は、第 4 条の業務が終了したときは、事務所長等に報告書を提出するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第 7 条 乙又は組合員が、第 4 条の業務に要した費用は甲が負担するものとし、乙又は組合員は前条の報告書を提出する際、甲に請求するものとする。

2 甲は、乙又は組合員から前項の請求があった場合には、所定の手続きにより、費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 第4条に基づく業務の実施に伴い、甲、乙及び組合員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又はクレーン等に損害が生じた場合には、乙又は組合員は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙及び組合員は協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定の期間は、協定締結した日から平成27年3月31日までの期間とする。

2 前項に規定する期間満了の3箇月前までに、甲乙いずれかから文書により何ら申し出がないときは、前項の定めにかかわらず、同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年2月18日

甲 東京都
建設局長 横溝良一

乙 東京建設重機協同組合
理事長 柴崎祐一

別表

東京都第一建設事務所長

東京都第二建設事務所長

東京都第三建設事務所長

東京都第四建設事務所長

東京都第五建設事務所長

東京都第六建設事務所長

東京都西多摩建設事務所長

東京都南多摩東部建設事務所長

東京都南多摩西部建設事務所長

東京都北多摩南部建設事務所長

東京都北多摩北部建設事務所長

東京都土木技術支援・人材育成センター所長

東京都東部公園緑地事務所長

東京都西部公園緑地事務所長

東京都江東治水事務所長

③「災害時におけるクレーン等の供給に関する細目協定」（都港湾局）

東京都港湾局（以下「甲」という。）と東京建設重機協同組合（以下「乙」という。）とは、平成 25 年 12 月 9 日をもって東京都知事と乙との間に締結した「災害時におけるクレーン等の供給に関する協定」第 6 条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第 1 条 甲が乙に協力を要請する業務は、甲が管理する施設の応急対策業務を行うために、移動式クレーン及び運転士（以下「クレーン等」という。）が必要となった場合における、クレーン等の供給とする。

（クレーン等の報告）

第 2 条 乙又はあらかじめ乙を構成する組合員（以下「組合員」という。）は、組合員が保有する災害時に可動可能なクレーン等を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項のクレーン等に、著しい変化があったとき、又は、甲の要求があった場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（協力の要請）

第 3 条 甲は乙又は組合員に対し、日時を指定してクレーン等の提供を、文書により要請するものとする。

2 前項により難しい場合は、甲から乙又は組合員への協力要請を口頭、電話その他適切な手段で行うことができるものとし、この場合において、甲は、要請後速やかに文書を乙又は組合員に提出するものとする。

3 甲の要請には、別表に掲げる者（以下「事務所長」という。）からの要請を含むものとする。

（業務の実施）

第 4 条 乙は、前条に基づく協力要請があったときは、組合員をしてクレーン等を出動させ、応急対策業務を実施させるものとする。

2 組合員は、前条に基づく協力要請があったときは、クレーン等を出動し、応急対策業務を実施するものとする。

（業務の指示）

第 5 条 業務の指示は、事務所長が行うものとし、組合員はその指示に従うものとする。

（業務の報告）

第 6 条 乙又は組合員は、第 4 条の業務が終了したときは、事務所長に報告書を提出するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第 7 条 乙又は組合員が、第 4 条の業務に要した費用は甲が負担するものとし、乙又は組合員は前条の報告書を提出する際、甲に請求するものとする。

2 甲は、乙又は組合員から前項の請求があった場合には、所定の手続きにより、費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 第4条に基づく業務の実施に伴い、甲、乙及び組合員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又はクレーン等に損害が生じた場合には、乙又は組合員は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙及び組合員は協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定の期間は、協定締結した日から平成27年3月31日までの期間とする。

2 前項に規定する期間満了の3箇月前までに、甲乙いずれかから文書により何ら申し出がないときは、前項の定めにかかわらず、同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年3月26日

甲 東京都

港湾局長

多羅尾光睦

乙 東京建設重機協同組合

理事長

柴崎祐一

別表

東京都東京港管理事務所長

東京都東京港建設事務所長

資料第4 災害時における建物の解体等の応急対策業務に関する協定（都総務局）

東京都(以下「甲」という。)と一般社団法人東京建物解体協会(以下「乙」という。)とは、東京都内に地震、風水害等の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における建物の解体等の応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、東京都地域防災計画に基づく災害時における民間協力の一環として、甲から乙に対して行う建物の解体等の応急対策業務の協力要請に関して必要な事項を定める。

(応急対策業務に関する要請)

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、乙に対し、業務内容、日時場所等を指定して建設資機材及び労力等(以下「建設資機材等」という。)の提供を要請することができる。

2 甲は、災害時の実情に応じて、甲が実施する救出救助活動等の現場から直接、本協定に基づく業務に協力する乙の会員事業者に要請の連絡をすることができる。

3 前項の要請の連絡を円滑に実施するため、乙は、同項に規定する乙の会員事業者の同意を得た上で、年3回当該乙の会員事業者の連絡先及び現場の所在地、工期・作業時間、重機の種類等を、あらかじめ甲に提供する。

(建設資機材等の提供)

第3条 乙は、前条の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し建設資機材等を提供する。

(費用負担)

第4条 第2条の要請に基づき乙が実施した建設資機材等の提供に要する費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害時の直前の提供先の事業者における価格を基準として算定する。

(請求)

第5条 乙は、業務の終了後、前条の費用を甲に請求する。

(損害の負担)

第6条 本協定に基づく応急対策業務の実施に伴い、甲及び乙の責に帰さない事由により第三者に損害を及ぼした場合又は業務に従事した者に損害が生じた場合には、その処置について、甲及び乙は誠意をもって協議の上、取り決める。

(協議)

第7条 本協定の実施に関し必要な事項は、あらかじめ甲乙が協議して定める。

2 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定める。

(雑則)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までの間とする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年11月8日

甲 東京都

東京都知事

猪瀬 直樹

乙 一般社団法人東京建物解体協会

会 長

高山 眞幸

資料第5 災害時等における道路啓開等の支援に関する協定（都総務局）

東京都(以下「甲」という。)、一般社団法人日本自動車連盟(以下「乙」という。)、全日本高速道路レッカー事業協同組合(以下「丙」という。))及び一般社団法人全国ロードサービス協会(以下「丁」という。))は、東京都内に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。))における道路啓開等の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害時等において、甲から乙、丙及び丁に対して行う道路啓開等の支援の要請に関して必要な事項を定める。

(道路啓開等の要請)

第2条 甲は、道路啓開等の支援が必要な場合は、乙、丙及び丁に対し、次に掲げる事項を要請することができる。

- (1) 緊急通行車両の通行の妨げになる車両その他の物件(以下「車両等」という。))の移動・運搬
- (2) 車両等の保管場所の確保
- (3) 車両等の移動・運搬に関する専門的な知識を有する者の派遣

(要請に対する回答)

第3条 乙、丙及び丁は、前条の規定による要請があった場合は、最大限協力するものとし、甲に対し、支援に関し必要な事項を回答する。

(要請及び回答の方法)

第4条 第2条及び前条の規定による要請又は回答は、書面により行う。

2 前項の規定にかかわらず、書面によって要請又は回答を行う時間的余裕がない場合は、口頭によりこれを行うことができる。ただし、口頭による要請又は回答を行った場合は、速やかに当該要請又は回答について書面を作成し提出する。

(情報提供)

第5条 甲、乙、丙及び丁とは、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用負担)

第6条 第2条の規定による要請に基づき乙、丙及び丁が実施した業務に要する費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害時等の直前の乙、丙及び丁における価格を基準として算定する。

3 第1項の費用の具体的な内容、請求及び支払方法等詳細については、甲、乙、丙及び丁協議の上、別途定める。

(損害の負担)

第7条 本協定に基づく業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び丁の責に帰さない事由により第三者に損害を及ぼした場合又は業務に従事した者に損害が生じた場合には、その処置について、甲、乙、丙及び丁は誠意

をもって協議の上、取り決める。

(担当部署及び連絡責任者)

第8条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく業務に関する担当部署を定め、連絡責任者を選任するとともに、相互に通知する。連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

(協議等)

第9条 本協定の解釈に疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙丁協議の上、定める。

2 甲、乙、丙及び丁は、相互に協力して、本協定に係る検討、協議、訓練を行うなど、本協定に基づく業務の円滑な運用に努める。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までの間とする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙丙丁のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

平成26年7月31日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 舛添要一

乙 東京都港区芝大門一丁目1番3号
一般社団法人日本自動車連盟
代表者 会長 小栗七生

丙 東京都港区南青山一丁目10番3号
全日本高速道路レッカー事業協同組合
代表者 理事長 佐藤正良

丁 東京都大田区東糞谷五丁目15番13号
一般社団法人全国ロードサービス協会
代表者 会長 藤来有二

資料第6 災害時におけるコンクリート圧送車等での応急対策業務に関する協定（都総務局）

東京都(以下「甲」という。)と東京都コンクリート圧送協同組合(以下「乙」という。)とは、東京都内に地震、風水害等の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における、コンクリート圧送車及び運転士(以下「コンクリート圧送車等」という。)の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、東京都地域防災計画に基づく災害時における民間協力の一環として、甲が乙のコンクリート圧送車等を活用して迅速に応急対策を実施するために、甲から乙に対して行う協力要請に関して必要な事項を定める。

(コンクリート圧送車等の報告)

第2条 乙は、乙の組合員(以下「組合員」という。)が保有する災害時に可動可能なコンクリート圧送車等を把握し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項のコンクリート圧送車等の保有状況等に著しい変化があったとき又は甲の要求があったときは、その保有状況等について、速やかに甲に報告するものとする。

(応急対策業務に関する要請)

第3条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し、業務内容、日時場所等を指定して、コンクリート圧送車等の提供を文書により要請する。ただし、これにより難い場合は、口頭その他適切な手段で要請することができるものとし、この場合において、甲は、要請後速やかに文書を乙に提出するものとする。

2 前項の要請は、災害の実情に応じて東京都地域防災計画に定める東京都各局の分掌事務に従い、当該分掌事務を所管する局長等(別表に掲げる者を含む。以下「局長等」という。)が行うものとする。

(コンクリート圧送車等の提供及び業務の実施)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対しコンクリート圧送車等を提供し、組合員に応急対策業務を実施させるものとする。ただし、災害の状況等やむを得ない事情により、乙が対応できない場合においては、その義務を負わない。

(業務の指示)

第5条 業務の指示は、局長等が行うものとし、組合員はその指示に従うものとする。

(業務の報告)

第6条 乙又は組合員は、第4条の業務が終了したときは、局長等に報告書を提出するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 第4条の業務に要した費用は甲が負担する。

2 乙又は組合員は、前条の報告書を提出する際、第4条の業務に要した費用を甲に請求するものとする。

3 第1項の費用は、災害時の直近の乙における価格を基準として算定する。

4 甲は、乙又は組合員から第2項の請求があった場合には、所定の手続により、費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 第4条に基づく業務の実施に伴い、甲、乙及び組合員の責に帰さない理由により、第三者に

損害を及ぼした場合、又はコンクリート圧送車等に損害が生じた場合には、乙又は組合員は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙及び組合員は協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定書に定めるもののほか、本協定の実施に関し必要な事項は、あらかじめ甲及び乙が協議して定める。

2 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙の協議の上、定める。

(雑則)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までの間とする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲又は乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年 3月 4日

甲 東京都
東京都知事 小池百合子

乙 東京都コンクリート圧送協同組合
理事長 末藤雅宏

別表

東京都第一建設事務所長

東京都第二建設事務所長

東京都第三建設事務所長

東京都第四建設事務所長

東京都第五建設事務所長

東京都第六建設事務所長

東京都西多摩建設事務所長

東京都南多摩東部建設事務所長

東京都南多摩西部建設事務所長

東京都北多摩南部建設事務所長

東京都北多摩北部建設事務所長

東京都土木技術支援・人材育成センター所長

東京都東部公園緑地事務所長

東京都西部公園緑地事務所長

東京都江東治水事務所長

東京都東京港管理事務所長

東京都東京港建設事務所長

東京都東京港建設事務所高潮対策センター所長

資料第7 地震時における都有施設の応急危険度判定に関する協定（都財務局）

東京都（以下「甲」という。）と、一般社団法人 日本建築構造技術者協会（以下「乙」という。）とは、地震が発生した場合における迅速な応急危険度判定活動（以下「判定活動」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づく地震時における協力の一環として、甲が乙に対し、判定活動に関する協力を求める時の手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、地震が発生し判定活動に関し乙の協力が必要な時は、乙に対し、都有施設の判定活動の協力を要請することができる。

（活動の指示）

第3条 甲は地震の実情に応じて、東京都地域防災計画に定める東京都各局の分掌事務に従い、業務を所管する局長より応急危険度判定員の派遣要請があった場合、必要に応じて乙に対し応急危険度判定を技術的に補助する人員（以下「判定補助員」という。）の派遣を求めるものとする。

（判定補助員の派遣）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し判定補助員を派遣する。

（費用負担）

第5条 この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が負担するものとする。

（協議等）

第6条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲（又は業務を所管する局長）と乙が協議して定めるものとする。

2 甲、乙は相互に協力して、本協定に係る検討、協議、訓練を行う等、本協定に基づく活動の円滑な運用に努める。

（雑則）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までの間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれかの者が文書により更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年継続するものとし、以降もこの例による。

平成31年1月17日

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

甲 東京都

東京都知事 小池 百合子

乙 一般社団法人 日本建築構造技術者協会

会長 森高 英夫

代理人 一般社団法人 日本建築構造技術者協会
関東甲信越支部 J S C A東京

代表 山内 哲理

「地震時における都有施設の応急危険度判定に関する細目協定」

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人 日本建築構造技術者協会（以下「乙」という。）とは、平成31年1月17日をもって甲と乙との間に締結した「地震時における都有施設の応急危険度判定に関する協定」第6条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（活動の内容）

第1条 甲が乙に要請する活動は、甲の公共建築物のうち社会公共施設等を対象とした応急危険度判定を技術的に補助する活動（以下「補助活動」という。）とする。

（補助活動実施地域）

第2条 補助活動を実施する地域は、島しょ地域を除く東京都内とする。

（判定補助員等の報告）

第3条 乙は、乙に属する会員のうち本補助活動に従事するもの（以下「従事会員」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

（派遣の要請）

第4条 甲は、乙及び乙の会員に対し、具体的な地震の状況に応じて、日時及び場所を指定して従事会員の派遣を、文書又は電話等の方法により要請するものとする。

2 前項の協力要請は、公共建築物等応急危険度判定部会（災害対策本部）が行うものとする。

（補助活動の実施）

第5条 乙は、前条に基づく派遣要請があったときは、従事会員に、補助活動を依頼する。

2 従事会員は、前条に基づく派遣要請があったときは、特別の理由がない限り、前項の乙からの依頼の有無にかかわらず補助活動を実施するものとする。

3 甲は、従事会員が行う補助活動が迅速かつ効果的に行えるよう、あらかじめ補助活動を依頼する施設情報について乙に提供する。

（補助活動の指示）

第6条 補助活動の指示は、財務局が行うものとし、従事会員はその指示に従うものとする。

（補助活動の完了）

第7条 従事会員は補助活動が完了したときは、施設所管局及び財務局に報告するものとする。

（実費用の請求および支払い）

第8条 乙は、補助活動完了後、当該補助活動に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、その措置が講じられた後速やかに支払う。

（損害の負担）

第9条 補助活動の実施に伴い、損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

(従事者の災害補償)

第10条 甲は、従事会員が、本補助活動において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和38年東京都条例第38号)に準じて、これを補償するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙及びその会員は、協定に関わる内容で知りえた施設情報を第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又は、この協定の定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までの間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれかの者が文書により更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年継続するものとし、以降もこの例による。

2 乙は第3条の従事会員について、毎年度当初に甲に報告するものとする。

3 甲は第5条第3項の施設情報について、毎年度当初に乙に提供するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年1月17日

甲 東京都
東京都知事 小池百合子

乙 一般社団法人 日本建築構造技術者協会
会長 森高 英夫

代理人 一般社団法人 日本建築構造技術者協会
関東甲信越支部 J S C A 東京
代表 山内哲理

資料第 8 震災時における応急危険度判定員への宿泊施設の提供に関する協定 (都都市整備局)

東京都（以下「甲」という。）と社団法人全日本シティホテル連盟関東支部（以下「乙」という。）とは、東京都地域防災計画、東京都被災建築物応急危険度判定要綱及び東京都防災ボランティアに関する要綱（以下「東京都地域防災計画等」という。）に基づく被災建築物の応急危険度判定に従事する者（以下「応急危険度判定員」という。）への宿泊施設の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の区域において地震による災害（以下「震災」という。）が発生し、甲が東京都地域防災計画等に基づき、被災建築物の応急危険度判定を実施する区市町村を支援する必要がある場合において、乙が甲に協力し、応急危険度判定員に対し宿泊施設を提供することに関する基本的事項を定めることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 乙は、この協定の締結後、乙の構成員のうちこの協定に賛同し、宿泊施設を提供することができる構成員（以下「賛同構成員」という。）の名称、所在地、連絡先等を記載した一覧を作成し、甲に提供する。賛同構成員に異動があった場合も同様とする。

2 賛同構成員は、次に掲げるときには速やかに賛同構成員の宿泊施設の被災状況、空室数等に関する情報を甲に提供する。

(1) 甲の区域において震度6弱以上の地震が発生したとき。

(2) (1)にかかわらず、甲の区域において大規模な震災が発生し、甲からの要請があったとき。

3 賛同構成員は、第4条の実施要領に基づく甲又は区市町村の要請があったときは、震災発生後7日間に於いて賛同構成員の宿泊施設の客室を応急危険度判定員に対して提供しよう努める。

(実費弁償)

第3条 前条第3項により賛同構成員が応急危険度判定員に対して客室を提供した際の宿泊料については、実費弁償を原則とする。

(実施要領)

第4条 甲は、賛同構成員の宿泊施設の客室の提供に係る要請の方法、実費弁償その他この協定の実施に必要な事項について、要領を定めるものとする。

(協議)

第5条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙とは、協定締結の証として、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年9月30日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都都知事 石原 慎太郎

乙 東京都台東区寿二丁目2番9号浅草ビスタホテル内
社団法人全日本シティホテル連盟関東支部
代表者 支部長 星野 武

同趣旨の協定

乙 東京都簡易宿泊業生活衛生同業組合

乙 東京都ホテル旅館生活衛生同業組合

資料第9 地震による被災建築物応急危険度判定の応援協力に関する協定 (都都市整備局)

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都建築士事務所協会（以下「乙」という。）とは、東京都被災建築物応急危険度判定要綱に基づき、被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）を実施する場合における応急危険度判定員（以下「判定員」という。）の確保等に関する協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、判定を実施する場合における判定員の確保等について、甲の要請により乙が協力を行うことに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合には、乙に対し、協力を要請することができるものとする。
一 東京都の区域において地震が発生し、被災区市町村から甲に対して支援要請があった場合
二 東京都の区域外において大規模な地震が発生し、甲に対する広域支援要請があった場合

（乙の協力）

第3条 乙は、前条の規定に基づき協力の要請を受けたときは、可能な範囲において乙の会員のうち活動可能な判定員を把握し、名簿を作成するものとする。

（費用等）

第4条 前項の規定に基づく乙の協力は無償とし、甲は、協力の要請について十分な配慮を行うものとする。

（連絡体制）

第5条 甲及び乙は、あらかじめこの協定に基づく協力の連絡体制を定めるものとする。
2 前項の連絡体制を定めた場合又は変更が生じた場合には、甲及び乙は、速やかに相互に報告するものとする。

（事務局の設置）

第6条 この協定の施行に際し、甲は東京都都市整備局市街地建築部建築企画課に、乙は一般社団法人東京都建築士事務所協会本部にそれぞれ事務局を置く。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間が満了する日の3か月前までに甲又は乙から書面による協定終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第8条 この協定の解釈に疑義が生じた場合、変更の必要が生じた場合、及びこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議して決定するものとする。

本協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年11月15日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都新宿区新宿五丁目17番17号 渡菱ビル3階

乙 一般社団法人 東京都建築士事務所協会
代表者 会長 児玉 耕二

同趣旨の協定

乙 公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部
乙 東京都木造住宅耐震診断登録事務所協議会
乙 特定非営利活動法人 耐震総合安全機構
乙 一般社団法人 東京建築士会
乙 一般社団法人 日本建築構造技術者協会 関東甲信越支部 JSCA東京

資料第10 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた連携に関する協定書 (都都市整備局)

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都建築士事務所協会（以下「乙」という。）は、相互に連携し、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（以下「条例」という。）の円滑な施行に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙とが、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進するため、相互に連携を行う上で必要な事項を定めることを目的とする。

（連携の内容）

第2条 甲と乙は、次の事項について、相互に必要な支援と協力を行う。

- (1) 耐震診断の実施に関すること。
- (2) 診断者の技術力の向上に関すること。
- (3) 相談体制の整備と普及啓発の実施に関すること。
- (4) その他、条例の施行に関すること。

（協議）

第3条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、調印の日から、平成24年3月31日までとする。ただし、期間の満了の3か月前までに、甲又は乙から何ら申し出がないときは、さらに1か年更新されたものとみなし、以後、この例による。

甲と乙は、協定締結の証として本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成23年6月30日

甲 東京都
都市整備局長 河島 均

乙 一般社団法人東京都建築士事務所協会
会 長 三栖 邦博

同趣旨の協定

乙 社団法人日本建築構造技術者協会

乙 特定非営利活動法人耐震総合安全機構

資料第11 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた連携に関する協定書

(都都市整備局)

東京都（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会（以下「乙」という。）は、相互に連携し、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号。以下「条例」という。）の円滑な施行に資するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙とが、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進するため、相互に連携を行う上で必要な事項を定めることを目的とする。

(連携の内容)

第2条 甲及び乙は、次の事項について、相互に必要な支援と協力を行う。

- (1) 耐震改修等の実施に関すること。
- (2) 相談体制の整備と普及啓発の実施に関すること。
- (3) その他条例の施行に関すること。

(協議)

第3条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、調印の日から、平成25年3月31日までとする。ただし、期間の満了の3か月前までに、甲又は乙から何ら申し出がないときは、さらに1か年更新されたものとみなし、以後、この例による。

甲及び乙は、協定締結の証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年7月6日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
都市整備局長 飯尾 豊

乙 東京都中央区八丁堀二丁目5番1号
社団法人東京建設業協会
会 長 近藤 晴貞

資料第12 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた連携に関する協定書

(都都市整備局)

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都中小建設業協会（以下「乙」という。）は、相互に連携し、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号。以下「条例」という。）の円滑な施行に資するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進するため、相互に連携を行う上で必要な事項を定めることを目的とする。

(連携の内容)

第2条 甲及び乙は、次の事項について、相互に必要な支援と協力を行う。

- (1) 緊急輸送道路沿道建築物の所有者による耐震改修等の実施に関すること。
- (2) 相談体制の整備と普及啓発の実施に関すること。
- (3) その他条例の施行に関すること。

(協議)

第3条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、調印の日から、平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の3か月前までに、甲又は乙から何ら申出がないときは、さらに1か年更新されたものとみなし、以後、この例による。

甲及び乙は、協定締結の証として本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成25年12月25日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都

都市整備局長 藤井 寛行

乙 東京都新宿区新宿二丁目10番7号TOMビル5階

一般社団法人東京都中小建設業協会

会長 豊田 剛

資料第13 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた連携に関する協定書 (都都市整備局)

東京都（以下「甲」という。）、株式会社みずほ銀行（以下「乙」という。）及びみずほ信託銀行株式会社（以下「丙」という。）は、相互に連携し、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号。以下「条例」という。）の円滑な施行に資するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進するため、相互に連携を行う上で必要な事項を定めることを目的とする。

(連携の内容)

第2条 甲、乙及び丙は、次の事項について、相互に必要な支援と協力を行う。

- (1) 緊急輸送道路沿道建築物の所有者による耐震改修等の実施に関すること。
- (2) 相談体制の整備と普及啓発の実施に関すること。
- (3) その他条例の施行に関すること。

(協議)

第3条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、決定する。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、調印の日から、平成26年3月31日までとする。ただし、期間の満了の3か月前までに、甲、乙又は丙から何ら申出がないときは、さらに1か年更新されたものとみなし、以後、この例による。

甲、乙及び丙は、協定締結の証として本書3通を作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成25年1月17日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都
都市整備局長 飯尾 豊

東京都千代田区内幸町一丁目1番5号

乙 株式会社みずほ銀行
取締役頭取 塚本 隆史

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

丙 みずほ信託銀行株式会社
取締役社長 野中 隆史

資料第14 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（都住宅政策本部）

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、東京都（以下「甲」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。

（要請）

第3条 甲は、災害時において必要と認めた場合、乙に対して次の事項を文書により連絡し、住宅建設を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に代えて電話等によることができる。この場合において、甲は、甲と乙とで別途定める日までに当該文書を乙に提出しなければならない。

- 一 建設場所
- 二 戸数及び規模
- 三 着工期日
- 四 その他甲が必要と認める事項

（協力）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「建設業者」という。）のあっせんを行うほか、住宅の建設に関して可能な限り甲に協力するものとする。

（住宅の建設）

第5条 乙のあっせんを受けた建設業者は、甲の要請に基づき、住宅の建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払い）

第6条 建設業者が前条の住宅の建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 甲は、建設業者の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは建設業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては東京都住宅政策本部都営住宅経営部住宅整備課とし、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会本部・建設部会事務局とする。

（報告）

第8条 乙は、住宅の建設について協力できる建設能力等の状況を毎年1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿等の提供）

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回、甲に提供するものとし、部員又は会員に異動があった場合は、その都度甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、令和元年年10月17日から適用する。

2 甲と乙との間で締結した平成25年7月11日付「災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の締結により失効するものとする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和元年年10月17日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都知事 小池 百合子

東京都中央区八丁堀三丁目4番10号
乙 一般社団法人 全国木造建設事業協会
理 事 長 大野 年司

同趣旨の協定

令和元年10月17日 乙 一般社団法人 日本木造住宅産業協会 会長 市川 晃
乙 一般社団法人 プレハブ建築協会 会長 芳井 敬一

資料第15 東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会との協定・細目協定（都建設局）

① 「災害時における応急復旧業務に関する協定」

東京都を甲とし、東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会を乙として、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が乙に対し、災害時の応急復旧業務に関して協力を求め、乙がこれに応じて協力を行うときの手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急復旧を実施することができない場合において、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由のない限り、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第3条 甲の要請により、乙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。

（請求）

第4条 乙は、業務の終了後、甲の認定を受けて業務の実施に要した費用を甲に請求する。

（協議）

第5条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（雑則）

第6条 この協定は、平成9年9月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年9月1日

甲	東京都知事	青島幸男
乙	東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会 会長	川田利雄

②「災害時における応急復旧業務に関する細目協定」

東京都を甲、東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会を乙とし、平成9年9月1日をもって甲と乙との間に締結した「災害時における応急復旧業務に関する協定」第5条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

(業務の内容)

第1条 甲が乙に実施を要請する業務（以下「業務等」という。）は、次のとおりとする。

- 一 船舶による巡回・点検
- 二 堤防・護岸の応急復旧
- 三 河道内の障害物除去による河積の確保
- 四 緊急水上輸送の確保
- 五 その他、甲が必要とする業務

(業務等実施区間)

第2条 乙に属する会員のうち業務等に従事する者（以下「会員」という。）の業務等実施区間は、関係する東京都建設事務所長（以下「所長」という。）の要請する区間とする。

(業務等の実施体制)

第3条 所長は、前条の業務等実施区間の具体的な被害の状況の応じて、必要と認めるときには、書面又は電話等の方法により、乙又は会員に出動を要請するものとする。

- 2 乙は、出動要請を受けた場合、会員をして直ちに当該区間の被災状況の把握、報告及び所長の指示による当該区間の業務等を実施するものとする。ただし、乙が災害時のため出動できない状況の場合に、原則として書面又は電話等により甲から出動解除の承諾を得たときはこの限りではない。
- 3 乙及び会員は、東京地方に震度6以上（気象庁発表）の地震が発生した場合は、所長からの要請があったものとみなし、第1条に掲げる船舶による巡回・点検を自主的におこなうものとする。
- 4 会員は、出動要請を受けた場合は、直ちに現場責任者を定め、連絡場所等とともに所長に通知するものとする。

(業務等の指示)

第4条 業務等の指示は所長が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

(業務等の完了)

第5条 会員は、業務等が完了したときは、直ちに所長にその旨を報告するものとする。

- 2 会員は、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等の内訳を、作業完了後速やかに所長に報告するものとする。

(実費用の請求及び支払い)

第6条 会員は、業務等完了後、当該業務等に要した実費を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害の処置)

第7条 業務等の実施に伴い、甲及び乙双方の責に期さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙が協議し、定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第8条 甲は、会員の業務等従事者が、業務等において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和38年条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。

(協 議)

第9条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(雑 則)

第10条 この協定は、平成9年9月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成9年9月1日

甲 東京都知事 青 島 幸 男

乙 東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会
会長 川 田 利 雄

資料第16 災害時における水門等の応急復旧業務に関する協定・細目協定 (都建設局)

① 「災害時における水門等の応急復旧業務に関する協定」

東京都を甲とし、石川島播磨重工業株式会社を乙、川崎重工業株式会社を丙、株式会社栗本鐵工所を丁、佐藤鉄工株式会社を戊、大同機工株式会社を己、株式会社田原製作所を庚、日立造船株式会社を辛、三菱重工業株式会社を壬とし、甲乙丙丁戊己庚辛壬間において、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が乙丙丁戊己庚辛壬に対し、甲の所管する河川管理施設のうち、水門、閘門、樋門（以下「水門等」という。）に対する災害時の応急復旧業務に関して協力を求め、乙丙丁戊己庚辛壬間がこれに応じて協力を行うときの手続等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し本条第3項に掲げる業務を行う必要が生じたときは、乙丙丁戊己庚辛壬に対し、協力を要請することができるものとする。

2 乙丙丁戊己庚辛壬は、甲の要請を受けたときは、特別の理由のない限り、甲に協力するものとする。

3 甲が乙丙丁戊己庚辛壬に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- 一 東京都建設局が所管する水門等の応急復旧
- 二 その他甲が必要とする業務

(費用負担)

第3条 甲の要請により、乙丙丁戊己庚辛壬が前条第3項に掲げる業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。

(請求)

第4条 乙丙丁戊己庚辛壬は、業務の終了後、甲の認定を受けて第2条第3項に掲げる業務の実施に要した費用を甲に請求する。

(協議)

第5条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙丙丁戊己庚辛壬が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、平成9年10月1日から平成10年3月31日までとする。ただし、甲及び乙丙丁戊己庚辛壬から申出のない場合には、更に1年間延長され、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書9通を作成し、甲乙丙丁戊己庚辛壬記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成9年10月1日

甲	東京都知事		青島幸男
乙	石川島播磨重工業株式会社	代表取締役社長	武井俊文
丙	川崎重工業株式会社	東京本社 取締役副社長	緒方謙二郎
丁	株式会社栗本鐵工所	東京本社 専務取締役東京支社長	河田啓吾
戊	佐藤工業株式会社	代表取締役社長	佐藤恒夫
己	大同機工株式会社	代表取締役社長	米倉主基雄
庚	株式会社田原製作所	代表取締役社長	隅出英明
辛	日立造船株式会社	東京支社 鉄構事業本部営業本部長	柴田紀之
壬	三菱重工業株式会社	代表取締役社長	増田信行

(注) 株式会社田原製作所の解散により、現在は豊国工業株式会社東京支店が引き継いでいる。

②「災害時における水門等の応急復旧業務に関する細目協定」

東京都を甲とし、石川島播磨重工業株式会社を乙、川崎重工業株式会社を丙、株式会社栗本鐵工所を丁、佐藤鉄工株式会社を戊、大同機工株式会社を己、株式会社田原製作所を庚、日立造船株式会社を辛、三菱重工業株式会社を壬とし、平成9年10月1日をもって甲と乙丙丁戊己庚辛壬との間に締結した「災害時における水門等の応急復旧業務に関する協定」第5条の規定に基づき、甲の所管業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(業務の内容)

第1条 甲が乙丙丁戊己庚辛壬に実施を要請する業務は、東京都建設局の所管する河川管理施設のうち、水門、閘門及び樋門（以下「水門等」という。）の損壊箇所の応急復旧とする。

(応急復旧実施施設)

第2条 乙丙丁戊己庚辛壬が応急復旧に従事する施設は、別紙記載施設のうち甲の要請する施設とする。

2 乙丙丁戊己庚辛壬は、甲が特に必要として前項に規定する以外の施設に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(応急復旧の実施体制)

第3条 甲は、水門等に災害が発生し、必要と認めるときには、被害状況に応じて書面又は電話等の方法により、乙丙丁戊己庚辛壬に出動を要請するものとする。

2 乙丙丁戊己庚辛壬は、甲より出動要請を受けた場合、直ちに施設の被災状況の把握、報告及び甲の指示による当該施設の応急復旧を実施するものとする。ただし、乙丙丁戊己庚辛壬が特別な理由により出動できない場合は、この限りではない。

3 乙丙丁戊己庚辛壬は、甲より出動要請を受けた場合、直ちに現場責任者を定め、連絡場所等とともに甲に通知するものとする。

4 乙丙丁戊己庚辛壬は、甲より出動要請を受けた場合、必要に応じて関連付帯設備業者も同行できる体制をとるものとする。

(応急復旧の指示)

第4条 応急復旧の指示は甲が行うものとし、乙丙丁戊己庚辛壬はその指示に従うものとする。

(応急復旧の完了)

第5条 乙丙丁戊己庚辛壬は、応急復旧が完了したときは、直ちに甲にその旨を報告するものとする。

2 乙丙丁戊己庚辛壬は、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等の内訳を、作業完了後速やかに甲に報告するものとする。

(損害の処置)

第6条 応急復旧の実施に伴い、甲及び乙丙丁戊己庚辛壬双方の責に期さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙丙丁戊己庚辛壬はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙丙丁戊己庚辛壬が協議し、定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第7条 甲は、乙丙丁戊己庚辛壬の応急復旧従事者が、本応急復旧業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和38年条例第38号）」に基づき、これを補償するものとする。

(協 議)

第8条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙丙丁戊己庚辛壬が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成9年10月1日から平成10年3月31日までとする。た

だし、甲及び乙丙丁戊己庚辛壬から申出のない場合には、更に1年間延長され、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書9通を作成し、甲乙丙丁戊己庚辛壬記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成9年10月1日

甲	東京都知事		青島幸男
乙	石川島播磨重工業株式会社	代表取締役社長	武井俊文
丙	川崎重工業株式会社 東京本社	取締役副社長	緒方謙二郎
丁	株式会社栗本鐵工所 東京本社	専務取締役東京支社長	河田啓吾
戊	佐藤工業株式会社	代表取締役社長	佐藤恒夫
己	大同機工株式会社	代表取締役社長	米倉主基雄
庚	株式会社田原製作所	代表取締役社長	隅出英明
辛	日立造船株式会社 東京支社	鉄構事業本部営業本部長	柴田紀之
壬	三菱重工業株式会社	代表取締役社長	増田信行

(注) 株式会社田原製作所の解散により、現在は豊国工業株式会社東京支店が引き継いでいる。

資料第17 排水機場に係わる6社との協定・細目協定（都建設局）

① 「災害時における排水機場の応急復旧業務に関する協定」

東京都を甲とし、株式会社荏原製作所を乙、株式会社電業社機械製作所を丙、株式会社西島製作所を丁、ニイガタ原動機サービス株式会社を戊、株式会社日立製作所を己、ヤンマーディーゼル株式会社を庚とし、甲乙丙丁戊己庚において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が乙丙丁戊己庚に対し、甲の所管する河川管理施設のうち、排水機場に対する災害時の応急復旧業務に関して協力を求め、乙丙丁戊己庚がこれに応じて協力を行うときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し本条第3項に掲げる業務を行う必要が生じたときは、乙丙丁戊己庚に対し、協力を要請することができるものとする。

2 乙丙丁戊己庚は、甲の要請を受けたときは、特別の理由のない限り、甲に協力するものとする。

3 甲が乙丙丁戊己庚に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- 一 東京都建設局が所管する排水機場の応急復旧
- 二 その他甲が必要とする業務

（費用負担）

第3条 甲の要請により、乙丙丁戊己庚が前条第3項に掲げる業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。

（請求）

第4条 乙丙丁戊己庚は、業務の終了後、甲の認定を受けて第2条第3項に掲げる業務の実施に要した費用を甲に請求する。

（協議）

第5条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙丙丁戊己庚が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成9年10月1日から平成10年3月31日までとする。ただし、甲及び乙丙丁戊己庚から申出のない場合には、更に1年間延長され、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書7通を作成し、甲乙丙丁戊己庚記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成9年10月1日

甲	東京都知事			青	島	幸	男
乙	株式会社荏原製作所	東京事務所	営業統括部長	松	尾		明
丙	株式会社電業社機械製作所	常務取締役	営業本部長	南	保	順	二
丁	株式会社西島製作所	東京支社	取締役支社長	伊	集	院	正
戊	ニイガタ原動機サービス株式会社	代表取締役		大	河	原	功
己	株式会社日立製作所	公共営業本部長		長	野	晁	史
庚	ヤンマーディーゼル株式会社	東京支社	支社長	志	村	光	紘

（注）ヤンマーディーゼル株式会社は、社名変更により現在はヤンマー東日本株式会社となっている。また、ニイガタ原動機サービス株式会社は、社名変更により現在は新潟原動機株式会社となっている。

②「災害時における排水機場の応急復旧業務に関する細目協定」

東京都を甲とし、株式会社荏原製作所を乙、株式会社電業社機械製作所を丙、株式会社西島製作所を丁、ニイガタ原動機サービス株式会社を戊、株式会社日立製作所を己、ヤンマーディーゼル株式会社を庚とし、平成9年10月1日をもって甲と乙丙丁戊己庚との間に締結した「災害時における排水機場の応急復旧業務に関する協定」第5条の規定に基づき、甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結をする。

(業務の内容)

第1条 甲が乙丙丁戊己庚に実施を要請する業務は、東京都建設局の所管する河川管理施設のうち、排水機場の損壊箇所の応急復旧とする。

(応急復旧の実施施設)

第2条 乙丙丁戊己庚が応急復旧に従事する施設は、別紙記載施設のうち甲の要請する施設とする。

2 乙丙丁戊己庚は、甲が特に必要として前項に規定する以外の施設に出動を要請したときは、原則としてこれに応図るものとする。

(応急復旧の実施体制)

第3条 甲は、排水機場に災害が発生し、必要と認めるときには、被害状況に応じて書面又は電話等の方法により、乙丙丁戊己庚に出動を要請するものとする。

2 乙丙丁戊己庚は、甲より出動要請を受けた場合、直ちに施設の被災状況の把握、報告及び甲の指示による当該施設の応急復旧を実施するものとする。ただし、乙丙丁戊己庚が特別な理由により出動できない場合は、この限りではない。

3 乙丙丁戊己庚は、甲より出動要請を受けた場合、直ちに現場責任者を定め、連絡場所等とともに甲に通知するものとする。

4 乙丙丁戊己庚は、甲より出動要請を受けた場合、必要に応じて関連付帯設備業者も同行できる体制をとるものとする。

(応急復旧の指示)

第4条 応急復旧の指示は甲が行うものとし、乙丙丁戊己庚はその指示に従うものとする。

(応急復旧の完了)

第5条 乙丙丁戊己庚は、応急復旧が完了したときは、直ちに甲にその旨を報告するものとする。

2 乙丙丁戊己庚は、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等の内訳を、作業完了後速やかに甲に報告するものとする。

(損害の処置)

第6条 応急復旧の実施に伴い、甲及び乙丙丁戊己庚双方の責に期さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙丙丁戊己庚はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙丙丁戊己庚が協議し、定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第7条 甲は、乙丙丁戊己庚の応急復旧従事者が、本応急復旧業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和38年条例第38号)」に基づき、これを補償するものとする。

(協 議)

第8条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙丙丁戊己庚が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成9年10月1日から平成10年3月31日までとする。ただし、甲及び乙丙丁戊己庚から申出のない場合には、更に1年間延長され、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書7通を作成し、甲乙丙丁戊己庚記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成9年10月1日

甲	東京都知事	青島幸男
乙	株式会社荏原製作所 東京事務所 営業統括部長	松尾明
丙	株式会社電業社機械製作所 常務取締役営業本部長	南保順二
丁	株式会社西島製作所 東京支社 取締役支社長	伊集院正一
戊	ニイガタ原動機サービス株式会社 代表取締役	大河原功
己	株式会社日立製作所 公共営業本部長	長野史
庚	ヤンマーディーゼル株式会社 東京支社 支社長	志村光紘

(注) ヤンマーディーゼル株式会社は、社名変更により現在はヤンマー東日本株式会社となっている。また、ニイガタ原動機サービス株式会社は、社名変更により現在は新潟原動機株式会社となっている。

資料第18 災害時における応急対策業務に関する協定（都建設局）

①「災害時における応急対策業務に関する協定」

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき災害時における民間協力の一環として、東京都が社団法人東京都造園緑化業協会に対し、災害応急業務に関する協力をを行うことを求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 東京都知事（以下「甲」という。）は、災害が発生し東京都のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により社団法人東京都造園緑化業協会会長（以下「乙」という。）に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

（業務の指示）

第3条 甲は災害の実情に応じて、乙に対し地域防災計画に定める東京都各局の分掌事務に従い所管業務局長より業務内容、日時場所を指定して建設資機材労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

（建設資機材等の提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し建設資機材等を提供する。

（費用負担）

第5条 乙の使用した建設資機材等に要する費用は甲が負担する。

（請 求）

第6条 乙は業務の終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。

（協 議）

第7条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲（又は所管業務局長）と乙が協議して定めるものとする。

（雑 則）

第8条 この協定は、平成21年9月9日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年 9月 9日 甲 東京都知事 石原 慎太郎

乙 社団法人
東京都造園緑化業協会会長 貫 洞 哲 夫

②「災害時における応急対策業務に関する細目協定」

東京都知事（以下「甲」という。）と社団法人東京都造園緑化業協会会長（以下「乙」という。）とは平成21年9月9日をもって甲と乙との間に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第7条の規定に基づき、甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に実施を要請する業務は、都立公園における公園施設の被災箇所の応急対応（以下「業務等」という。）とする。

（業務等実施公園）

第2条 乙に属する会員のうち業務等に従事する者（以下「会員」という。）の業務等実施公園は、都立公園のうち、甲乙協議により詳細を別途定めるものとする。

2 前項の業務等実施公園又は会員を変更しようとするときは、あらかじめ相互に協議するものとする。

（建設資機材等の報告）

第3条 乙はあらかじめ会員が保有する災害時に稼動可能な建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に、著しい変化があったとき、又は甲の要求があった場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（出動の要請）

第4条 甲は乙に対し、第2条の業務等実施公園の具体的な災害の状況に応じて、日時を指定して建設資機材等の出動を、文書又は電話等の方法により要請するものとする。

2 甲は、前項の出動要請が不可能な場合は、乙及び会員に対し、公共放送等により出動を要請するものとする。

（業務等の実施）

第5条 乙は、前条に基づく出動要請があったときは、会員をして建設資機材等を業務等実施公園へ出動させ、業務等を実施させるものとする。

2 会員は、出動要請があったときは、業務等実施公園へ出動し、業務等を実施するものとする。

3 会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び建設資機材等を当該業務等実施公園を所管する東京都公園緑地事務所長（以下「所長」という。）に報告しなければならない。

（業務等の指示）

第6条 業務等の指示は、所長が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

（業務等の完了）

第7条 会員は、業務等が完了したときは、直ちに所長に報告するものとする。

（実費用の請求及び支払い）

第8条 会員は、業務等完了後、当該業務等に要した実費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の要求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害の処置)

第9条 業務等の実施に伴い、甲及び乙双方の責に期さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙が協議し、定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第10条 甲は、会員の業務等従事者が、業務等において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和38年条例第38号)に基づき、これを補償するものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈について疑問を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙とが協議して定めるものとする。

(雑則)

第12条 この協定は、平成21年9月9日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年 9月 9日

甲 東京都知事

石原 慎太郎

乙 社団法人

東京都造園緑化業協会会長

貫 洞 哲 夫

資料第19 東京都環境整備公社との協定・細目協定（都建設局）

① 「地震時における緊急点検等に関する協定」

東京都を甲とし、財団法人東京都環境整備公社を乙として、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

なお、別途契約する河川水面清掃業務と競合する場合には、本協定を優先する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が乙に対し、地震時における業務に関し協力を求め、乙がこれに応じて協力をするときの手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は地震発生時に、乙の協力を得る必要があるときには、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、その業務を可能な限り実施するものとする。

（費用負担）

第3条 甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担する。

（請求）

第4条 乙は、当該業務の実施に要した費用を甲に請求するものとする。

（協議）

第5条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、またはこの協定の実施に関して必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

（雑則）

第6条 この協定は、平成24年3月9日から適用する。

甲と乙は、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年3月9日

甲	東京都建設局長	村尾	公一
乙	財団法人 東京都環境整備公社 理事長	森	浩志

（注）財団法人東京都環境整備公社の組織変更により、現在は公益財団法人東京都環境公社が引き継いでいる。

②「地震時における緊急点検等に関する細目協定」

東京都を甲とし、財団法人東京都環境整備公社を乙として、平成23年3月9日をもって甲と乙との間に締結した「地震時における緊急点検等に関する協定」第5条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

(業務内容)

第1条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- 一 浮遊物の状況把握、河川管理施設の緊急点検
- 二 被災者、救援者等の人員輸送
- 三 救援物資等の貨物輸送
- 四 浮遊物の除去
- 五 その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

(業務実施区間)

第2条 業務実施区間は、別途契約する河川水面清掃業務における対象区間とする。

(業務の実施体制)

第3条 第一建設事務所長または建設局河川部長は、文書、電話等の方法により、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、協力要請を受けた場合、業務を可能な限り実施するものとする。

3 乙は、対象河川がある地域に震度6以上（気象庁発表）の地震が発生した場合は、第3条第1項の要請があったものとみなし、第1条一の業務を自主的に行うものとする。

(安全対策)

第4条 乙は、東京湾内湾の津波警報・津波注意報が発表されていないことを確認した上で、業務を開始する。また業務の実施中も津波予報等には十分注意し、業務従事者の安全を確保する。

(業務の着手及び完了)

第5条 乙は、業務の着手及び完了についてその都度甲へ報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲が負担する。

- 一 燃料費
- 二 船員の人件費
- 三 その他甲乙協議の上、必要と認める費用

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、業務完了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害の処置)

第8条 業務の実施に伴い、甲及び乙双方の責に期さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または船舶等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙が協議し、定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、業務において乙の従事者が負傷し、若しくは疫病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」（昭和38年条例第38号）に基づき、これを保障するものとする。

(協議)

第10条 この協定の解釈について疑義を生じ、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第11条 この協定は、平成24年3月9日から適用する。

甲と乙は、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年3月9日

甲 東京都建設局長 村尾 公一

乙 財団法人
東京都環境整備公社 理事長 森 浩志

(注) 財団法人東京都環境整備公社の組織変更により、現在は公益財団法人東京都環境公社が引き継いでいる。

資料第20 災害時等における情報収集業務等に関する協力協定（都建設局）

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人東京道路清掃協会（以下「乙」という。）とは、平常時及び災害時において甲が所管する施設を適切に管理するため、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に実施を要請する業務は、主として道路において、平常時及び災害時における情報収集や点検（以下「点検等」という。）とする。

（業務実施区間）

第2条 本協定に基づき乙が実施する本業務の区域は、原則、都知事管理道路とし、乙に属する会員のうち点検等に従事する者（以下「会員」という。）の業務実施区間は、平常時においては甲から路面清掃事業等を受託している区間とし、災害時においては、甲乙協議し甲が指示する区間とする。

（活動内容）

第3条 会員は、甲から路面清掃事業等を受託している平常時の作業中や、甲の出動要請の基づく点検等において、都知事管理道路の異常等を発見した場合は、当該道路を所管する東京都建設事務所長（以下「所長」という。）に速やかに連絡するものとする。

2 情報連絡の詳細については、甲乙協議して定めるものとする。

（路面清掃資機材等の報告）

第4条 乙は、あらかじめ会員が保有する災害時に稼動可能な路面清掃資機材及び人員（以下「路面清掃資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項の路面清掃資機材等に著しい変化があったとき、又は甲の要求があった場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（災害時における出動要請）

第5条 甲は乙に対し、第2条の業務実施区間の災害の状況に応じて、日時を指定して路面清掃資機材等の出動を文書又は電話等により要請するものとする。

2 甲は、前項の出動要請が不可能な場合は、乙及び会員に対し、公共放送等により出動を要請するものとする。

3 平常時の路面清掃作業等実施中に東京地方に震度6弱以上（気象庁発表）の地震が発生した場合、甲から路面清掃事業等を受託している会員については、甲からの要請があったものとみなし、受託区間の点検等を自主的に行うものとする。

4 前項において、甲から路面清掃事業等を受託していない会員については甲の出動要請に基づき点検等を行うものとする。

（災害時における業務の実施）

第6条 乙は、甲からの出動要請（前条第3項の場合を含む。）があったときは、会員をして路面清掃資機材等を業務実施区間へ出動させ、業務を実施させるものとする。

2 会員は、出動要請（前条第3項の場合を含む。）があったときは、業務実施区間へ出動し、業務を実施するものとする。

- 3 会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び路面清掃資機材等を当該業務実施区間を所管する所長に報告しなければならない。
- 4 会員は、自らの安全確保を最優先とし、業務の実施が危険又は困難と判断した場合には速やかに所長に報告し、指示に従うものとする。
- 5 会員は、業務実施区間付近等で人命が危機にさらされる等の緊急事態に遭遇した場合には、直接警察や消防当局に通報し、その指示に従うものとする。また、所長にもその旨を可及的速やかに連絡し指示に従うものとする。

(災害時における業務の指示)

第7条 業務の指示は、所長が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

- 2 第5条第3項により出動した会員は、業務実施区間の被害状況等の把握を行い、速やかに所長に報告するものとする。
- 3 業務実施区間に倒壊家屋等のがれきが散乱している場合においても所長の指示なしにがれき等の除去を行ってはならない。

(災害時における業務の完了)

第8条 会員は、業務が完了したときは、直ちに所長に報告するものとする。

(災害時の実費の請求及び支払)

- 第9条 会員は、業務完了後、別紙様式により当該業務に要した実費を甲に請求するものとする。
- 2 甲は前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(災害時における損害の負担)

第10条 業務の実施に伴い、損害が生じた時は、その賠償の責について甲乙協議して定める。

(協定の変更)

第11条 本協定は必要に応じて甲乙協議の上、変更することができる。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は解釈に疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上、協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年3月22日

甲 東京都建設局長 村尾 公一

乙 一般社団法人
東京道路清掃協会会長 蛭田 信宏

資料第21 災害時等における復旧業務の協力等に関する協定（都建設局）

東京都（以下「甲」という。）と街路灯保守管理協同組合（以下「乙」という。）とは、甲が所管する施設の平常時の適正な管理及び災害時の復旧業務等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が所管する施設について、平常時より適正な状態に維持・管理し、また、災害時においては、施設の迅速な復旧業務等を円滑に実施するため、甲及び乙が相互に協力することを目的とし、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害時 東京都内に、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- 二 施設 甲が所管する街路灯、及び受電盤等の付属施設
- 三 所長 建設事務所長
- 四 受託組員 甲から街路灯保守管理等を受託している乙に属する組員
- 五 非受託組員 甲から街路灯保守管理等を受託していない乙に属する組員

（業務実施区間）

第3条 本協定に基づき、乙が業務を実施する区間（以下「業務実施区間」という。）は、原則、都知事管理道路（以下「都道等」という。）とし、受託組員が業務を実施する区間は、平常時及び災害時共に、この受託区間を原則とする。非受託組員については、災害時に所長から甲が依頼を受けた後、甲、乙協議の上、甲が乙に要請する区間とする。

（平常時の業務内容等）

第4条 平常時における業務は、施設の点検の外、道路の状況確認及び情報収集とし、受託組員が甲から受託した受託作業実施中及び作業区間への移動途上で行うこととする。異常を発見した際は、当該都道等を所管する所長に速やかに連絡する。

2 情報連絡手段等の詳細については、甲、乙協議して定めるものとする。

（災害時の業務内容等）

第5条 災害時における業務は、施設の状況確認、点検、情報収集及び復旧業務とし、受託組員及び乙から指示を受けた非受託組員（以下「各組員」という。）が行うこととする。業務の実施に当たっては、甲は乙に対し、第3条に定める業務実施区間の災害状況に応じて、日時を指定の上、文書、電話等により要請をするものとする。乙は、甲からの要請に基づき、各組員に対し、業務実施のための出勤の指示を行う。

2 乙は、甲からの出勤要請に備え、組員の安全確認並びに体制及び資機材の確保を行うものとする。

3 同条第1項に規定する業務において、平常時の街路灯保守管理等作業実施中に東京地方に震度6弱以上（気象庁発表）の地震が発生した場合、甲から乙に対し要請あったものとみなし、受託組員は、帰社ま

での受託区間の点検等を自主的に行うものとする。なお、受託時の特記仕様書等に災害時の対応の記載がある場合は、その仕様内容を優先することとする。

- 4 前項の状況において、非受託組合員は、速やかに出動できる態勢を確保した上で待機し、甲の出動要請に基づき乙が内部調整を行い、乙が非受託組合員に対し出動の指示を行う。

(災害時の業務の指示)

第6条 業務の具体的な指示は、受託者については当該区間を管理している所長が、また、非受託者については乙を通して要請された区間を管理している所長が行うものとし、会員はそれぞれの所長の指示に従うものとする。

(災害時における業務の実施)

第7条 各組合員は、業務着手時に業務実施区間を所管する所長に対し、現場責任者、出動時間、資機材等について報告しなければならない。

- 2 各組合員は、自らの安全確保を最優先とし、本業務の実施が危険又は困難と判断した場合、決して無理はせず、速やかに所長に状況を報告し、所長の指示に従うものとする。
- 3 業務実施区間に倒壊家屋等のがれきが散乱している場合は、二次災害防止のため、所長の指示なしにがれき等の除去を行ってはならない。
- 4 各組合員は、業務の実施中において、人命が危機にさらされる等の緊急事態に遭遇した場合には、各組合員が自ら警察や消防当局に通報し、警察や消防当局から指示があった場合はその指示に従うものとする。また、所長にもその旨を速やかに連絡し、所長からの対応等の指示に従うものとする。
- 5 第5条第3項又は第4項により出動した各組合員は、業務実施区間の被害状況等の把握を行い、速やかに所長に状況を報告するとともに、道路障害物除去作業後の施設復旧に向け、所長に対し助言等を併せて行うものとする。

(災害時における業務の完了)

第8条 各組合員は、業務が完了したときは、直ちに所長に報告するものとする。

(災害時の実費の請求及び支払)

第9条 第5条に定める出動要請に基づき、乙の業務に要した費用は、業務完了後、乙が甲に請求し、甲が負担する。

- 2 前項の具体的な内容、請求方法等については、甲、乙協議の上、別途定めることとする。
- 3 甲は、乙より前項の請求があったときは、内容を精査確認し、手続に従い乙に対しその費用を支払うものとする。

(災害時における損害の負担)

第10条 業務の実施に伴い、損害が生じた時は、その賠償の責について甲、乙協議し別途定めることとする。

(街路灯保守管理資機材等の事前報告)

第11条 乙は、組合員が保有する災害時に稼働可能な街路灯保守管理資機材及び人員（以下「資機材等」という。）をあらかじめ把握し、毎年4月末日までに甲に事前に報告し、相互に情報共有を図るものとする。

る。

2 前項の資機材等に著しい変化があったとき、又は甲の要求があった場合は、その都度、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

(協定の変更)

第12条 本協定は必要に応じて甲、乙協議の上、変更することができる。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又は解釈に疑義を生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

以上、協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月14日

甲 東京都建設局長

佐野 克彦

乙 街路灯保守管理協同組合
代表理事

鈴木 啓友

資料第22 日本埋立浚渫協会との協定・細目協定（都港湾局）

①「災害時における応急対策業務に関する協定」

東京都を甲とし、社団法人日本埋立浚渫協会を乙として、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して応急対策業務に関し、協力をを行うことを求めるときの手続を定めるものとする。

第2条 甲は、災害の発生に伴う応急対策業務遂行上必要とする場合には、次条に掲げる業務について、

乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、要請を受けた場合は、乙の会員（以下「会員」という。）をして可能な限り協力させるもの

とする。

（業務内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- 1) 港湾区域における障害物の除去
- 2) 港湾施設（土木、建築施設）の緊急応急措置
- 3) 海岸保全施設（土木、建築施設）の緊急応急措置
- 4) その他甲が必要とする業務

（費用負担）

第4条 甲の要請により、会員が第3条に規定する業務遂行に要した費用は甲が負担する。

（請 求）

第5条 会員は、甲の認定を受けて当該業務の実施に要した費用を、甲に請求するものとする。

（情報提供）

第6条 乙及び会員は、災害発生時港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にそ

の情報を提供するものとする。

（協 議）

第7条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑 則）

第8条 この協定は、平成8年9月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年8月30日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東 京 都
東京都知事 青 島 幸 男

乙 東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
社団法人 日本埋立浚渫協会
会 長 水 野 廉 平

②「災害時における応急対策業務に関する細目協定」

東京都東京港管理事務所（以下「甲」という。）と一般社団法人日本埋立浚渫協会（以下「乙」という。）とは、平成8年8月30日付をもって締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第3条の規定に基づく災害時の応急対策業務の実施に関し、次のとおり細目協定（以下「協定」という。）を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、甲が管理する係留施設及び埋立護岸等の港湾施設（以下「施設等」という。）において発生した災害の応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、これに必要な建設機械・作業船・資材・労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保と動員の方法等を定めることにより、もって災害の拡大防止と業務の円滑な運営を期すことを目的とする。

（業務対象施設）

第2条 乙の応急対策業務対象施設は、別紙記載施設のうち甲の要請する施設とする。

（建設資器材等の報告）

第3条 乙は、本協定締結後災害時に稼働可能な建設資機材等を把握し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の建設資機材等に著しい変化があったとき又は甲の要求があった場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（業務の実施体制）

第4条 甲は、施設等に災害が発生し、必要と認めるときは被害状況に応じて書面又は電話等の方法により、乙に出動を要請するものとする。

2 乙は、出動要請を受けた場合は、業務の実施体制等について直ちに甲に通知するものとする。

3 乙は、甲の指示による当該施設の応急対策業務を実施するものとする。

（業務の指示）

第5条 業務の指示は、甲が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（業務の完了）

第6条 乙は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等の内

訳を速やかに甲に報告するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙又は乙の会員は、業務完了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第8条 業務の実施に伴い、甲乙及び会員の責に帰すことができない理由により第三者に損害を及ぼしたとき又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙及び会員はその事実の発生後遅

滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙及び会員が協議し、定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、乙及び会員の業務従事者が本業務において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和38年条例第38号改正平成23年10月条例第70号)に基づき、これを補償するものとする。

(業務等の委任)

第10条 乙は、甲の承認を得たときは、第3条から第6条に規定する事項について、乙の会員で構成する「東京港応急対策連絡協議会」(以下「協議会」という。)に委任することができる。

2 乙は、前項により協議会に委任したときは、協議会をして甲に対し甲所定の書面により報告するものとする。

(協議会の費用請求)

第11条 甲は、乙の申し出があったときは、前条による業務の実施に係る費用について協議会が甲に直接請求することを認めるものとする。

2 前項により費用の請求をする場合は、乙は、費用の請求に使用する印鑑を速やかに甲に届出させるものとする。

(字句の読替)

第12条 第10条により乙が協議会に委任した場合において、第3条から第6条及び第8条から第9条中「乙」とあるのを「乙又は協議会」と読み替えて、この協定を適用する。

(有効期限)

第13条 この協定の有効期限は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、甲乙双方から申し出がない場合は、継続するものとする。

(協議)

第14条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項についてはその都度甲乙協議して定めるものとする。

附則

この協定の締結により、平成21年9月10日付の「災害時における応急対策業務に関する細目協定」は廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 東京都港区港南三丁目9番56号
東京都東京港管理事務所
所長 山根 恭子

乙 東京都港区赤坂三丁目 3 番 5 号
住友生命山王ビル 8 階
一般社団法人 日本埋立浚渫協会
会長 村 重 芳 雄

資料第23 東京タグセンターとの協定（都港湾局）

「災害時における応急対策業務に関する協定」

東京都を甲とし、東京タグセンターを乙として、甲乙間において次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して応急対策業務に関し、協力を求めるときの手続きを定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害の発生に伴う応急対策業務遂行上必要とする場合は、次条に掲げる業務について、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項に基づき要請を受けた場合は、乙の会員（以下「会員」という。）をして可能な限り協力させるものとする。

（業務内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況調査に必要な船舶の応援
- (2) 漂流物の曳航及び係留
- (3) 危険水域の海上警戒
- (4) 流出油の処理
- (5) 応援要員及び緊急物資の輸送

（費用負担）

第4条 甲の要請により、会員が第3条に規定する業務遂行に要した費用は甲が負担する。

（請求）

第5条 乙は、甲の認定を受けて会員が当該業務の実施に要した費用を甲に請求するものとする。

（情報提供）

第6条 乙及び会員は、災害発生により港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

（協議）

第7条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑則）

第8条 この協定は、平成8年9月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年8月30日

- 甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都 東京都知事 青島幸男
- 乙 東京都港区海岸三丁目26番101号
東京タグセンター 理事長 鈴木 實

資料第24 災害時における水門門扉等の応急対策業務に関する協定・細目協定 (都港湾局)

① 「災害時における水門門扉等の応急対策業務に関する協定」

東京都を甲とし、株式会社IHIインフラシステムを乙とし、豊国工業株式会社を丙とし、大同機工株式会社を丁として、甲乙丙丁間において次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙丙丁に応急対策業務に関して協力を求め、乙丙丁がこれに応じて協力をを行うときの手続等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し、本条第3項に掲げる業務を行う必要が生じたときは、乙丙丁に対し、協力を要請することができるものとする。

2 乙丙丁は、甲の要請を受けたときは、可能なかぎり甲に協力するものとする。

3 甲が乙丙丁に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 江東地区及び中央地区内の水門門扉の緊急応急措置
- (2) 江東地区及び中央地区内の陸こうの緊急応急措置
- (3) その他甲が必要とする業務

(費用負担)

第3条 甲の申請により、乙丙丁が第2条第3項に掲げる業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。

(請求)

第4条 乙丙丁は業務の終了後、甲の認定を受けて第2条第3項に掲げる業務の実施に要した費用を甲に請求する。ただし、請求の方法は、別に定める。

(有効期限)

第5条 この協定の有効期限は、平成22年9月30日から平成23年3月31日までとする。ただし、甲及び乙丙丁から申し出がない場合は、継続するものとする。

(協議)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙丁協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年9月30日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都

東京都知事 石原慎太郎

- 乙 大阪府堺市境区大浜西町3番地
株式会社 I H I インフラシステム
代表取締役社長 麻野純生
- 丙 広島県東広島市西条町御菌宇6400番地3
豊国工業株式会社
代表取締役 金谷俊宗
- 丁 埼玉県戸田市新曽336番地
大同機工株式会社
代表取締役社長 徳永光昭

②「災害時における水門門扉等の応急対策業務に関する細目協定」

東京都東京港建設事務所（以下「甲」という。）と株式会社 I H I インフラシステム営業本部東京営業部（以下「乙」という。）、豊国工業株式会社東京支店（以下「丙」という。）、大同機工株式会社（以下「丁」という。）、とは平成22年9月30日付をもって締結した「災害時における水門門扉等の応急対策業務に関する協定」第2条の規定に基づく江東地区及び中央地区の水門門扉及び陸こう（以下「水門門扉等」という。）の災害時の応急対策業務の実施等に関し、次のとおり協定を更新締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、甲が管理する水門門扉等において発生した災害の応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、これに必要な建設機械・資材・労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保と動員の方法等を定めることにより、災害の拡大防止と業務の円滑な運営を期することを目的とする。

（業務対象施設）

第2条 乙丙丁の応急対策業務対象施設は、別紙記載施設のうち甲の要請する施設とする。

（建設資機材等の報告）

第3条 乙丙丁は、本協定締結後あらかじめ稼働可能な建設資機材等を把握し、甲に報告するものとする。

2 乙丙丁は、前項の建設資機材等に著しい変化があったとき又は甲の要求があったときは、速やかに甲に報告するものとする。

（業務の実施体制）

第4条 甲は、水門門扉等に災害が発生した場合において、必要と認めるときは被害状況に応じて書面又は電話等の方法により、乙丙丁に出動を要請するものとする。

2 乙丙丁は、出動要請を受けたときは、直ちに業務の実施体制等について甲に通知するものとする。

3 乙丙丁は、出動要請を受けたとき、直ちに施設の被害状況を把握して甲に報告するとともに甲が指示する当該施設の応急対策業務を実施するものとする。

（業務の指示）

第5条 業務の指示は、甲が行うものとし、乙丙丁はその指示に従うものとする。

（業務の完了）

第6条 乙丙丁は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

2 乙丙丁は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等の内訳を速やかに報告するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙丙丁は、業務完了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第8条 業務の実施に伴い、甲乙丙丁それぞれの責に帰すことができない理由により第三

者に損害を及ぼしたとき又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙丙丁はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙丙丁協議し、定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、乙丙丁の業務従事者が本業務において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和38年条例第38号改正昭和57年7月条例第100号)に基づき、これを補償するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、平成25年2月28日から平成26年3月31日までとする。

ただし、甲及び乙丙丁から申し出がない場合は、継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項についてはその都度甲乙丙丁協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年2月28日

甲 東京都港区港南三丁目9番56号
東京都東京港建設事務所
所長 原 浩

乙 東京都港区芝浦三丁目17番12号
株式会社IHIインフラシステム
営業本部東京営業部
部長 山路 祥一

丙 東京都墨田区江東橋二丁目2番3号
豊国工業株式会社 東京支店
支店長 奥 田 隆 之

丁 埼玉県戸田市新曽336番地
大同機工株式会社
代表取締役 徳 永 光 昭

資料第25 災害時における水門門扉等の応急対策業務に関する協定・細目協定 (都港湾局)

①「災害時における水門門扉等の応急対策業務に関する協定」

東京都を甲とし、豊国工業株式会社を乙とし、三菱重工鉄構エンジニアリング株式会社を丙とし、西田鉄工株式会社を丁として、甲乙丙丁間において次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙丙丁に応急対策業務に関して協力を求め、乙丙丁がこれに応じて協力を行うときの手続等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し、本条第3項に掲げる業務を行う必要が生じたときは、乙丙丁に対し、協力を要請することができるものとする。

2 乙丙丁は、甲の要請を受けたときは、可能なかぎり甲に協力するものとする。

3 甲が乙丙丁に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 港地区及び港南地区内の水門門扉の緊急応急措置
- (2) 港地区及び港南地区内の陸こうの緊急応急措置
- (3) その他甲が必要とする業務

(費用負担)

第3条 甲の申請により、乙丙丁が第2条第3項に掲げる業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。

(請求)

第4条 乙丙丁は業務の終了後、甲の認定を受けて第2条第3項に掲げる業務の実施に要した費用を甲に請求する。ただし、請求の方法は、別に定める。

(有効期限)

第5条 この協定の有効期限は、平成22年9月30日から平成23年3月31日までとする。ただし、甲及び乙丙丁から申し出がない場合は、継続するものとする。

(協議)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙丁協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年9月30日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都

東京都知事 石原慎太郎

- 乙 広島県東広島市西条町御菌宇 6 4 0 0 番地 3
豊国工業株式会社
代表取締役 金 谷 俊 宗
- 丙 広島県広島市中区江波沖町 5 番 1 号
三菱重工鉄構エンジニアリング株式会社
代表取締役 東 完 夫
- 丁 熊本県宇土市松山町 4 5 4 1
西田鉄工株式会社
代表取締役 西 田 進 一

②「災害時における水門門扉等の応急対策業務に関する細目協定」

東京都東京港建設事務所（以下「甲」という。）と豊国工業株式会社東京支店（以下「乙」という。）、三菱重工鉄構エンジニアリング株式会社（以下「丙」という。）、西田鉄工株式会社関東支店（以下「丁」という。）とは、平成22年9月30日付をもって締結した「災害時における水門門扉等の応急対策業務に関する協定」第2条の規定に基づく甲の所管する水門門扉及び陸こう（以下「水門門扉等」という。）の災害時の応急対策業務の実施等に関し、次のとおり協定を更新締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、甲が管理する水門門扉等において発生した災害の応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、これに必要な建設機械・資材・労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保と動員の方法を定めることにより、災害の拡大防止と業務の円滑な運営を期することを目的とする。

（業務対象施設）

第2条 乙丙丁の応急対策業務対象施設は、別紙記載施設のうち甲の要請する施設とする。

（建設資機材等の報告）

第3条 乙丙丁は、本協定締結後あらかじめ稼働可能な建設資機材等を把握し、甲に報告するものとする。

2 乙丙丁は、前項の建設資機材等に著しい変化があったとき又は甲の要求があったときは、速やかに甲に報告するものとする。

（業務の実施体制）

第4条 甲は、水門門扉等に災害が発生した場合において、必要と認めるときは被害状況に応じて書面又は電話等の方法により、乙丙丁に出動を要請するものとする。

2 乙丙丁は、出動要請を受けたときは、直ちに業務の実施体制等について甲に通知するものとする。

3 乙丙丁は、出動要請を受けたとき、直ちに施設の被害状況を把握して甲に報告するとともに甲が指示する当該施設の応急対策業務を実施するものとする。

（業務の指示）

第5条 業務の指示は、甲が行うものとし、乙丙丁はその指示に従うものとする。

（業務の完了）

第6条 乙丙丁は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

2 乙丙丁は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等の内訳を速やかに報告するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙丙丁は、業務完了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第8条 業務の実施に伴い、甲乙丙丁それぞれの責に帰すことができない理由により第三者に損害を及ぼしたとき又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙丙丁はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙協議し、定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、乙丙丁の業務従事者が本業務において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和38年条例第38号改正昭和57年7月条例第100号)に基づき、これを補償するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、平成25年2月28日から平成26年3月31日までとする。

ただし、甲及び乙丙丁から申し出がない場合は、継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項についてはその都度甲乙丙丁協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年2月28日

甲 東京都港区港南三丁目9番56号
東京都東京港建設事務所
所長 原 浩

乙 東京都墨田区江東橋二丁目2番3号
豊国工業株式会社 東京支店
支社長 奥田隆之

丙 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号
三菱重工鉄構エンジニアリング株式会社 東京本社
プラント事業本部営業部長 安田雅宏

丁 東京都墨田区太平三丁目3番12号
西田鉄工株式会社 関東支店
支店長 河野誠一

資料第26 災害時における排水機場のポンプ等の応急対策業務に関する協定・細目協定（都港湾局）

① 「災害時における排水機場のポンプ等の応急対策業務に関する協定」

東京都を甲とし、株式会社日立プラントテクノロジーを乙とし、クボタ機工株式会社を丙とし、株式会社荏原製作所を丁として、甲乙丙丁間において次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙丙丁に応急対策業務に関して協力を求め、乙丙丁がこれに応じて協力を行うときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、本条第3項に掲げる業務を行う必要が生じたときは、乙丙丁に対し、協力を要請することができるものとする。

2 乙丙丁は、甲の要請を受けたときは、可能なかぎり甲に協力するものとする。

3 甲が乙丙丁に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 砂町排水機場の各ポンプ機器及び主機関の緊急応急措置
- (2) 辰巳排水機場の各ポンプ機器及び主機関の緊急応急措置
- (3) 浜離宮排水機場の各ポンプ機器及び主機関の緊急応急措置
- (4) 芝浦排水機場の各ポンプ機器及び主機関の緊急応急措置
- (5) その他甲が必要とする業務

（費用負担）

第3条 甲の要請により、乙丙丁が第2条第3項に掲げる業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。

（請 求）

第4条 乙丙丁は業務の終了後、甲の認定を受けて第2条第3項に掲げる業務の実施に要した費用を甲に請求する。ただし、請求の方法は、別に定める。

（有効期限）

第5条 この協定の有効期限は、平成22年9月30日から平成23年3月31日までとする。ただし、甲及び乙丙丁から申し出がない場合は、継続するものとする。

（協 議）

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙丁協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年9月30日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東 京 都
東京都知事 石 原 慎 太 郎

乙 東京都豊島区東池袋四丁目5番2号
株式会社日立プラントテクノロジー
代表社長 東 原 敏 昭

丙 大阪府枚方市中宮大池一丁目1番1号
クボタ機工株式会社
代表取締役社長 宮 本 良 文

丁 東京都大田区羽田旭町11番1号
株式会社荏原製作所
代表取締役社長 矢 後 夏 之 助

② 「災害時における排水機場のポンプ等の応急対策業務に関する細目協定」

東京都東京港建設事務所（以下「甲」という。）と株式会社式会社日立プラントテクノロジー（以下「乙」という。）、クボタ機工株式会社東京支店（以下「丙」という。）、株式会社荏原製作所東京支社（以下「丁」という。）とは、平成22年9月30日付をもって締結した「災害時における排水機場のポンプ等の応急対策業務に関する協定」第2条の規定に基づく排水機場のポンプ機器及び主機関（以下「ポンプ等」という。）の災害時の応急対策業務の実施等に関し、次のとおり協定を更新締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、甲が管理するポンプ等において発生した災害の応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、これに必要な建設機械・資材・労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保と動員の方法等を定めることにより、災害の拡大防止と業務の円滑な運営を期することを目的とする。

（業務対象施設）

第2条 乙丙丁の応急対策業務対象施設は、別紙記載施設のうち甲の要請する施設とする。

（建設資機材等の報告）

第3条 乙丙丁は、本協定締結後あらかじめ稼働可能な建設資機材等を把握し、甲に報告するものとする。

2 乙丙丁は、前項の建設資機材等に著しい変化があったとき又は甲の要求があったときは、速やかに甲に報告するものとする。

（業務の実施体制）

第4条 甲は、ポンプ等に災害が発生した場合において、必要と認めるときは、被害状況に応じて書面又は電話等の方法により、乙丙丁に出動を要請するものとする。

2 乙丙丁は、出動要請を受けたときは、直ちに業務の実施体制等について甲に通知するものとする。

3 乙丙丁は、出動要請を受けたとき、直ちに施設の被害状況を把握して甲に報告するとともに甲が指示する当該施設の応急対策業務を実施するものとする。

（業務の指示）

第5条 業務の指示は、甲が行うものとし、乙丙丁はその指示に従うものとする。

（業務の完了）

第6条 乙丙丁は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

2 乙丙丁は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等の内訳を速やかに甲に報告するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙丙丁は、業務完了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第8条 業務の実施に伴い、甲乙丙丁それぞれの責に帰すことができない理由により第三者に損害を及ぼしたとき又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙丙丁はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙丙丁協議し、定める

ものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、乙丙丁の業務従事者が本業務において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和38年条例第38号改正 昭和57年7月条例第100号)に基づき、これを補償するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、平成25年2月28日から平成26年3月31日までとする。

ただし、甲及び乙丙丁から申し出がない場合は、継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項についてはその都度甲乙丙丁協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年2月28日

甲 東京都港区港南三丁目9番56号
東京都東京港建設事務所
所長 原 浩

乙 東京都豊島区東池袋四丁目5番2号
株式会社 日立プラントテクノロジー
社会システム営業本部長 井上 史朗

丙 東京都中央区日本橋本石町三丁目3番10号
クボタ機工株式会社 東京支店
支店長 萩原 通

丁 東京都大田区羽田旭町11番1号
株式会社 荏原製作所 東京支社
支社長 宮野尾 雄司

資料第27 災害時における応急対策業務に関する協定（都港湾局）

東京都（以下「甲」という。）と社団法人日本埋立浚渫協会（以下「乙」という。）及び伊豆七島建設業協同組合（以下「丙」という。）とは、災害時の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、伊豆諸島及び小笠原諸島において甲が管理する空港、港湾及び漁港における諸施設についての被災時の応急対策業務並びに港湾区域及び漁港区域において発生した船舶の航行安全に支障となる障害物（以下「障害物」という。）の除去等の応急対策業務（以下「業務」という。）に関して、これに必要な乙又は丙が有す建設機械、作業船、資材及び労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保と動員の方法等を定め、もって災害の拡大防止と業務の円滑な運営を期することを目的とする。

（業務対象施設及び区域）

第2条 乙及び丙の業務対象施設及び区域は、伊豆諸島及び小笠原諸島で甲が管理する別表でそれぞれ対象と示す空港、港湾及び漁港において甲の管理する施設（以下「施設等」という。）及びその区域（水域を含む。）とする。

（建設資機材等の報告）

第3条 乙及び丙は、この協定の業務に従事できる乙又は丙に加盟している事業者（以下「従事候補者」という。）を別紙1により甲に報告するものとする。

2 乙又は丙は、甲から要請があった場合には、従事候補者の稼働可能な建設資機材等を把握し、直ちに甲に報告するものとする。

（業務の実施体制）

第4条 甲は、施設等に災害が発生しその応急対策が必要と認めるとき又は災害時に障害物が発生しその除去を必要と認めるときは、乙及び丙に別紙2により従事候補者の中から業務に従事する事業者（以下「従事事業者」という。）の選定を依頼するものとする。

2 乙及び丙は、前項の依頼に基づき、従事候補者の中から従事事業者を選定し、別紙3により直ちに甲に報告するものとする。

3 甲は、前項により報告を受けた従事事業者と業務の履行に関する契約を締結するものとする。

4 業務の指示は甲が行うものとし、従事事業者はその指示に従い、業務を実施するものとする。

（業務の指示）

第5条 業務の指示は、甲が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

（業務の完了）

第6条 会員は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

2 会員は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等の内訳を速やかに甲に報告するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 会員は、業務完了後、業務に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求を受けたときは、その内容を精査確認し、速やかにその費用を会員に支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び会員の責に帰すことができない理由により第三者に損害を及ぼしたとき又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙又は丙及び会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙又は丙及び会員が協議し、定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、乙又は丙及び会員の業務従事者が本業務において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和38年条例第38号)に基づき、これを補償するものとする。

(協議)

第10条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項についてはその都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第11条 この協定は平成25年10月16日から適用することとし、平成24年3月30日付「災害時における応急対策業務に関する協定」はこの協定適用日をもって廃止する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年10月16日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都 猪瀬直樹

乙 東京都港区赤坂三丁目3番5号
社団法人 日本埋立浚渫協会
会長 村重芳雄

丙 東京都港区芝大門二丁目4番4号
伊豆七島建設業協同組合
理事長 前田大介

別表

	港湾	漁 港			空港	対象
	地方港湾	第1種	第2種	第4種	地方管理空港	
大 島	元町、岡田、波浮	元町、岡田、野増、差木地、泉津			大島	乙及び丙
利 島	利島					乙及び丙
新 島	新島	若郷、羽伏			新島	乙及び丙
式 根 島	式根島	野伏、小浜				乙及び丙
神 津 島	神津島			三浦	神津島	乙及び丙
三 宅 島	三池、大久保	湯の浜、伊ヶ谷、大久保	坪田	阿古	三宅島	乙及び丙
御 蔵 島	御蔵島					乙及び丙
八 丈 島	神湊、八重根(洞輪沢)	洞輪沢、中之郷		神湊 八重根	八丈島	乙及び丙
青 ヶ 島	青ヶ島、大千代					乙及び丙
父 島	二見			二見		乙
母 島	沖			母島		乙
計	都営16港	都営14港	都営 1港	都営 6港	都営 5空港	

資料第28 災害時における応急対業務に関する細目協定（都水道局）

東京都（東京都水道局。以下「甲」という。）と一般社団法人東京都中小建設業協会（以下「乙」という。）とは、昭和62年4月1日付けをもって東京都知事と乙との間に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第7条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に要請する業務は、配水管等の水道施設の応急復旧及び障害物の除去（以下「業務」という。）とする。

（建設資機材等の報告）

第2条 乙は、あらかじめ会員（乙の会員に登録している業者をいう。以下同じ。）が保有する災害時に使用可能な建設資材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に著しい変化があったとき、又は甲の請求があった場合は、乙は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（出動の要請）

第3条 甲は乙に対し、日時及び場所を指定して、文書、電話等の方法により建設資機材等の出動を要請するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、前条に基づく甲の出動要請があったときは、会員をして建設資機材等を業務実施場所へ出動させ、業務を実施させるものとする。

2 会員は、出動要請があったときは、当該場所へ出動し、業務を実施するものとする。

3 会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間、建設資機材等を甲に報告しなければならない。

（業務の指示）

第5条 業務の指示は甲が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

（支給材料）

第6条 業務に必要とする水道管及び弁、栓等の材料は、甲が支給するものとする。

（業務の完了）

第7条 会員は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（実費用の請求及び支払い）

第8条 会員は、前条により甲に報告後、当該業務に要した実費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

（損害の負担）

第9条 業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲と乙とで協議して定める。

(従事者の災害補償)

第10条 甲は、会員の業務従事者が、業務においてその者の責に帰さない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和38年条例第38号)に定めるところに準じ、その損害を補償する。

(協議)

第11条 この協定の各条項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年6月11日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 公営企業管理者
東京都水道局長 吉田 永

乙 東京都新宿区新宿二丁目10番7号
TOMビル5F
一般社団法人東京都中小建設業協会
会長 豊田 剛

資料第29 災害時における応急対策用建設機械の供給に関する協定書（都水道局）

東京都水道局（以下「甲」という。）と東京建設重機協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策用建設機械（以下「クレーン車」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙のクレーン車を活用して配水管等の水道施設（以下「水道施設」という。）の応急復旧を図ることを目的とする。

（供給可能台数）

第2条 乙は、甲の出動要請があつた場合は、乙の組合員が保有するクレーン車（10～20トンもので運転従事者を含む。）80台を限度として甲に供給しなければならない。

（出動要請）

第3条 甲は、乙に対し、日時、場所及び台数を指定して、電話等によりクレーン車の出動を要請するものとする。

（出動経費）

第4条 クレーン車の出動に係る経費は、甲が負担するものとし、その額は、乙の移動式クレーン標準作業料金表（最新）を基準とし、出動要請の都度、甲乙協議して定めるものとする。

（作業の終了）

第5条 クレーン車による応急復旧の作業が終了した場合は、乙は甲が発行するクレーン車出動票を取りまとめ、すみやかに甲に提出し、その検査を受けるものとする。

2 乙は、前項による検査を受けた後、出動に係る経費を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の請求があつたときは、請求を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

（損害の負担）

第6条 クレーン車による応急復旧の作業における損害の負担については、次の各号の定めによるものとする。

（1）乙は、クレーン車による作業に際し、乙の責に帰する理由により、甲及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（2）甲は、その責に帰する理由により、作業中のクレーン車を損傷し、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償する。

（3）甲は、作業中におけるクレーン車の運転従事者について、その者の責に帰さない理由により、死亡その他の事故が生じたときは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和38年東京都条例第38号）」に定めるところに準じその損害を補償する。ただし、当該運転従事者が他の法令による療養その他の給付若しくは補償を受けた時、又は事故の原因となつた第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価額の限度において損害賠償の責を免れる。

第7条 乙は、この協定の条項中、乙の組合員に係る定めについては、その趣旨を当該組合員に徹底させるものとする。

(疑義)

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、
甲乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第9条 この協定は、昭和54年2月26日から適用する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和54年2月26日

甲 東京都千代田区丸の内三丁目8番1号
東京都水道局長 千葉 慶事

乙 東京都中央区新富一丁目19番2号
東京建設重機協同組合
理事長 松田 勝喜

資料第30 震災等非常災害時における水道工事用材料の供給に関する協定（都水道局）

東京都（以下「甲」という。）と日本ダクタイトル鉄管協会（以下「乙」という。）とは、震災等非常災害（以下「災害」という。）が発生した場合における水道工事用材料（以下「材料」という。）の供給に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が首都直下地震等の災害時において、迅速かつ円滑に応急・復旧対策を実施するため、災害の規模等に応じた甲及び乙の具体的な取組に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において甲の保有する材料のみでは水道工事の施行が困難であると判断したときは、乙に対し、「要請内容通知票」（別記第1号様式）により、材料の供給に関する協力要請（以下「要請」という。）をする。

2 材料の納入場所は、甲が、別に通知する東京都水道局震災備蓄資材置場一覧（以下「資材置場一覧」という。）の中から、要請において指定する。ただし、甲は、被害状況等により必要がある場合は、資材置場一覧に記載された場所以外の場所を指定することができる。

（会員の紹介）

第3条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、乙に属する会員の中から、甲に対して材料の供給が可能な者を「要請受理票」（別記第2号様式）により甲に紹介する。

（実績平均在庫数の調査）

第4条 乙は、甲が毎年1回実施する在庫数調査に協力するものとし、調査内容等は「実績平均在庫数調査表」（別紙）のとおりとする。

2 乙は、前項の調査の結果を、会員ごとの内訳を添付の上、6月末日までに報告しなければならない。

（連絡体制等の通知）

第5条 甲及び乙は、連絡の体制及び方法について、本協定締結後直ちに相互に通知するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制等に変更があった場合は、その都度相手方に通知するものとする。

（会員名簿の提出）

第6条 乙は、乙に属する会員の名簿（以下「会員名簿」という。）を本協定締結後直ちに甲に提出するものとする。

2 乙は、会員名簿の内容に変更があったときは、その都度甲に通知するものとする。

(協定の効力発生日)

第7条 この協定は、平成22年5月1日から効力を有する。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の効力発生日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期間満了1箇月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後この例による。

(平成14年の協定の廃止)

第9条 平成14年1月28日に締結した協定については、平成22年4月30日をもって廃止する。

(補 則)

第10条 第2条第1項に規定する要請及び第3条の規定による紹介（以下「要請等」という。）を行おうとするときは、口頭、ファクシミリ又は電子メールにより事前に連絡するものとする。

2 要請等のほか、この覚書に規定する通知は、書面により行わなければならない。

3 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年4月30日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都
代表者 公営企業管理者
東京都水道局長 尾 崎 勝

東京都千代田区九段南四丁目8番9号

乙 日本ダクタイトイル鉄管協会
理事長 本 山 智 啓

(同趣旨の協定 平成22年4月30日)

甲 同上
東京都千代田区九段南四丁目8番9号
乙 日本ダクタイトイル異形管工業会
会長 遠 山 秀 一

(同趣旨の協定 平成22年4月30日)

甲 同上

東京都千代田区九段南四丁目 8 番 9 号

乙 日本水道鋼管協会
会長 岸本純幸

(同趣旨の協定 平成22年4月30日)

甲 同上

東京都千代田区九段南四丁目 8 番 9 号

乙 水道バルブ工業会
理事長 木村彰男

資料第31 震災等非常災害時における水道工事事用材料の供給に関する覚書

(都水道局)

東京都（以下「甲」という。）と株式会社クボタ（以下「乙」という。）とは、平成22年4月30日に甲と日本ダクタイル鉄管協会（以下「協会」という。）とが締結した震災等非常災害時における水道工事事用材料の供給に関する協定（以下「協定」という。）第3条の規定により協会が甲に乙を紹介した場合における乙の甲に対する水道工事事用材料（以下「材料」という。）の供給に関し、次の条項により覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、首都直下地震等の震災等非常災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が迅速かつ円滑に応急・復旧対策を実施するため、災害の規模等に応じた甲及び乙の具体的な供給の体制、規模、方法等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(供給要請)

第2条 甲は、乙に対し、「要請受理票」（協定別記第2号様式）により、材料の供給要請（以下「要請」という。）をする。

2 材料の納入場所は、甲が、別に通知する東京都水道局震災備蓄資材置場一覧（以下「資材置場一覧」という。）の中から、要請において指定する。ただし、甲は、被害状況等により必要がある場合は、資材置場一覧に記載された場所以外の場所を指定することができる。

(応諾書の提出)

第3条 乙は、甲からの要請内容による供給に合意するときは、直ちに甲に対して「災害緊急調達応諾書」（別記第1号様式。以下「応諾書」という。）を提出する。

(材料の供給及び支払)

第4条 乙は、前条の規定により応諾書を提出したときは、直ちに要請内容に従い材料を供給する。

2 甲は、前項の規定により材料の供給を受けた場合は、当該材料の費用（運搬費を含む。）を支払う。

3 前項の費用は、乙が材料の供給を終了した後、乙の提出する納品書に基づき、災害直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上決定する。

(変更又は取消しの申立て)

第5条 乙は、第3条の規定により応諾書を提出した後、やむを得ない事情により要請のとおり供給を行うことが困難になった場合は、「(変更・取消)申立書」（別記第2号様式）により直ちにその旨を甲に申し立てること。

(供給体制の通知)

第6条 乙は、要請の実施に必要な災害時の供給体制について、この覚書締結後速やかに甲に通知するものとする。

2 乙は、前項の供給体制に変更があった場合は、その都度直ちに甲へ通知するものとする。

(連絡体制等の通知)

第7条 甲及び乙は、連絡の体制及び方法について、この覚書締結後直ちに相互に通知するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制等に変更があった場合は、その都度相手方へ通知するものとする。

(災害補償)

第8条 この覚書に基づく義務の履行に関して乙に生じた損害は、乙が負担する。ただし、その損害（火災保険その他の保険等により補てんされた部分を除く。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(効力発生日)

第9条 この覚書は、平成22年5月1日から効力を有する。

(有効期間)

第10条 この覚書の有効期間は、覚書の効力発生日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期間満了1箇月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後この例による。

(補 則)

第11条 第2条第1項に規定する要請、第3条の規定による応諾書の提出及び第5条の規定による申立て（以下「要請等」という。）を行おうとするときは、口頭、ファクシミリ又は電子メールにより事前に連絡するものとする。

2 要請等のほか、この覚書に規定する通知は、書面により行わなければならない。

3 この覚書の解釈について疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年4月30日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 公営企業管理者
東京都水道局長 尾 崎 勝

乙 東京都中央区日本橋室町三丁目1番3号
株式会社クボタ 東京本社
東京本社事務所長 岩部 秀樹

(同趣旨の覚書 平成22年4月30日)

甲 同上

乙 東京都港区新橋2丁目16番-1-701号
ニュー新橋ビル 706号室
コスモ工機株式会社
代表取締役社長 加藤 正明

(同趣旨の覚書 平成22年4月30日)

甲 同上

乙 東京都中央区日本橋1丁目2番5号
大成機工株式会社 東京支店
常務執行役員支店長 木村 光男

(同趣旨の覚書 平成22年4月30日)

甲 同上

乙 東京都港区新橋四丁目1番9号
株式会社栗本鐵工所 東京支社
執行役員東京支社長 鷺尾 正明

(同趣旨の覚書 平成22年4月30日)

甲 同上

乙 東京都中央区築地2丁目12番10号
日本鑄鉄管株式会社
代表取締役社長 秋田 眞次

資料第32 災害時における給水装置の応急装置の協力に関する協定（都水道局）

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人東京空調衛生工業会（以下「乙」という。）とは、東京都地域防災計画及び東京都水道局震災応急対策計画に定める災害時における民間協力の一環として、給水装置の応急措置業務に対する協力に関して次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時において、甲のみでは給水装置の応急措置を行うことが困難であるときは、乙に対して給水装置の応急措置に係る協力を要請することができるものとする。この場合において、甲から協力の要請があったときは、乙は、甲に協力し、及び乙の組合員をして甲に協力させるものとする。

（業務の内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する業務は、給水装置の応急措置とする。

（給水装置の応急措置の実施）

第3条 乙は、甲の協力要請により給水装置の応急措置を実施するときは、乙の組合員をして甲の指示により給水装置の応急措置を行わせるものとする。

（費用負担）

第4条 この協定に基づく甲の指示による給水装置の応急措置の費用は、甲が負担するものとする。

（緊急連絡網の策定）

第5条 乙は、甲の協力要請に対し、迅速に対応するため、緊急連絡網を整備し、甲に提出するものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（実施細目）

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙が協議して実施細目を定めるものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めがない事項又は内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用期間）

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了1か月前までに甲乙いずれかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年7月26日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 公営企業管理者
東京都水道局長 増子 敦

東京都中央区新富二丁目2番7号
乙 一般社団法人 東京空調衛生工業会
代表者
会長 是常 博

資料第33 災害時における水道施設等の応急装置の協力に関する協定（都水道局）

東京都（以下「甲」という。）と東京都管工事工業協同組合（以下「乙」という。）とは、東京都地域防災計画及び東京都水道局震災応急対策計画に定める災害時における民間協力の一環として、配水管及び給水装置（以下「水道施設等」という。）の応急措置業務に対する協力に関して次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において、甲のみでは水道施設等の応急措置を行うことが困難であるときは、乙に対して水道施設等の応急措置に係る協力を要請することができるものとする。この場合において、甲から協力の要請があったときは、乙は、甲に協力し、及び乙の組合員をして甲に協力させるものとする。

（業務の内容）

第4条 甲が乙に協力を要請する業務は、水道施設等の応急措置とする。

（水道施設等の応急措置の実施）

第3条 乙は、甲の協力要請により水道施設等の応急措置を実施するときは、乙の組合員をして甲の指示により水道施設等の応急措置を行わせるものとする。

（費用負担）

第4条 この協定に基づく甲の指示による水道施設等の応急措置の費用は、甲が負担するものとする。

（緊急連絡網の策定）

第5条 乙は、甲の協力要請に対し、迅速に対応するため、緊急連絡網を整備し、甲に提出するものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（実施細目）

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙が協議して実施細目を定めるものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めがない事項又は内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用期間）

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了1か月前までに甲乙いずれかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後この例による。

（旧協定の効力）

第10条 この協定の締結に伴い、平成24年4月20日付けで締結した災害時における給水装置の応急措置の協力に関する協定は、この締結の前日をもって終了するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年12月16日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 公営企業管理者

東京都水道局長 吉田 永

東京都港区赤坂六丁目15番14号

乙 東京都管工事工業協同組合

理事長 岩野 隆一

資料第34 災害時における水道施設等の応急装置の協力に関する協定（都水道局）

東京都（以下「甲」という。）と協同組合東京都水道請負工事連絡会（以下「乙」という。）とは、東京都地域防災計画及び東京都水道局震災応急対策計画に定める災害時における民間協力の一環として、給水装置及び配水管（以下「水道施設等」という。）の応急措置業務に対する協力に関して次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時において、甲のみでは水道施設等の応急措置を行うことが困難であるときは、乙に対して水道施設等の応急措置に係る協力を要請することができるものとする。この場合において、甲から協力の要請があったときは、乙は、甲に協力し、及び乙の組合員をして甲に協力させるものとする。

（業務の内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する業務は、水道施設等の応急措置とする。

（水道施設等の応急措置の実施）

第3条 乙は、甲の協力要請により水道施設等の応急措置を実施するときは、乙の組合員をして甲の指示により水道施設等の応急措置を行わせるものとする。

（費用負担）

第4条 この協定に基づく甲の指示による水道施設等の応急措置の費用は、甲が負担するものとする。

（緊急連絡網の策定）

第5条 乙は、甲の協力要請に対し、迅速に対応するため、緊急連絡網を整備し、甲に提出するものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（実施細目）

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙が協議して実施細目を定めるものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めがない事項又は内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用期間）

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了1か月前までに甲乙いずれかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年12月16日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 公営企業管理者

東京都水道局長 吉田 永

東京都千代田区東神田一丁目15番2号

乙 協同組合東京都水道請負工事連絡会

代表理事 貝澤 二郎

資料第35 災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定（都水道局）

東京都（以下「甲」という。）と東京都水道事業者協会（以下「乙」という。）とは、東京都地域防災計画及び東京都水道局震災応急対策計画に定める災害時における民間協力の一環として、配水管及び給水装置（以下「水道施設等」という。）の応急措置業務の円滑な実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時において、甲のみでは水道施設等の応急措置を行うことが困難であるとき、乙
に対

して水道施設等の応急措置に係る協力を要請することができるものとする。この場合において、甲から協力の要請があったときは、乙は、甲に協力し、及び乙の会員をして甲に協力させるものとする。

（業務の内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する業務は、水道施設等の応急措置とする。

（体制の整備）

第3条 乙は、災害に備えて、24時間対応可能な連絡・非常配備等の体制を整備し、その一覧を緊急連絡網として甲に提出するものとする。

（業務等の実施）

第4条 乙は、第1条の規定による甲の要請を受けたときは、乙の会員を甲の指定する場所に出動させ、甲の指示により、甲の指定する水道施設等の応急措置業務を乙の会員に実施させるものとする。

2 乙は、前項の業務を円滑に進めるため、甲の要請により、甲の実施する防災訓練に乙の会員を参加させるものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が乙の会員をして実施させた前条第1項の業務に要する費用は、甲が負担する。

（実施細目）

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙が協議して実施細目を定めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（適用期間）

第8条 この協定の有効期間は締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了1か月前までに甲乙いずれかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後この例による。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年7月30日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 公営企業管理者 東京都水道局長 増子 敦

東京都葛飾区新宿二丁目18番19号

乙 東京都水道専業者協会

代表者 会 長 網代 徳夫

資料第36 災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定（都水道局）

東京都（以下「都」という。）と三多摩管工事協同組合（以下「組合」という。）とは、東京都地域防災計画及び東京都水道局震災応急対策計画に定める災害時における民間協力の一環として、給水装置及び配水管（以下「水道施設等」という。）の応急措置業務に対する協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 都は、災害時において、都のみでは水道施設等の応急措置を行うことが困難であるときは、組合に対して水道施設等の応急措置に係る協力を要請することができるものとする。この場合において、都から協力の要請があったときは、組合は、都に協力し、及び組合の組合員をして都に協力させるものとする。

（業務の内容）

第2条 都が組合に協力を要請する業務は、水道施設等の応急措置とする。

（水道施設等の応急措置の実施）

第3条 組合は、都の協力要請により水道施設等の応急措置を実施するときは、組合の組合員をして都の指示により水道施設等の応急措置を行わせるものとする。

（費用負担）

第4条 この協定に基づく都の指示による水道施設等の応急措置の費用は、都が負担するものとする。

（緊急連絡網の策定）

第5条 組合は、都の協力要請に対し、迅速に対応するため、緊急連絡網を整備し、都に提出するものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 組合は、都が行う防災訓練に対し、都の要請に基づき必要な協力をを行うものとする。

（実施細目）

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項は、都及び組合が協議して実施細目を定めるものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めがない事項又は内容に疑義が生じた場合は、都及び組合が協議の上定めるものとする。

（適用期間）

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了1か月前までに都又は組合いずれかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後この例による。

2 平成16年4月1日付けで都と組合とが締結した「震災時における給水装置の応急措置の協力に関する協定」は、この協定の締結をもって廃止するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、都及び組合が記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年5月24日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都

代表者 公営企業管理者

東京都水道局長 増 子 敦

東京都立川市柴崎町五丁目11番23号

三多摩管工事協同組合

理事長 松 田 英 行

資料第37 発災時における復旧用資材等の情報提供に関する覚書（都水道局）

東京都（東京都水道局。以下「甲」という。）と東京管工機材商業協同組合（以下「乙」という。）とは、東京都地域防災計画及び東京都水道局震災応急対策計画に定める災害発生時（以下「発災時」という。）における、官民協力の一環としての情報提供に関して、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 本覚書は、水道施設の復旧を行う甲と水道工事請負単価契約を締結する業者（以下「業者」という。）が、発災時に業者が復旧に必要な資材を調達する際に活用可能な情報について、乙の組合員（以下「組合員」という。）に関する情報を乙が甲に提供し、この情報を甲が業者に提供することで、情報提供を受けた業者が資材の調達に当たり組合員の協力を受けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（乙が甲に提供する情報）

第2条 乙が甲に提供する組合員の情報は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会社名
- (2) 代表者名
- (3) 住所
- (4) 連絡先
- (5) 発災時に供給可能な資材の名称
- (6) 発災時に供給可能な資材の数量
- (7) その他必要な情報

（連絡先）

第3条 甲及び乙は、本覚書締結後直ちに相互に連絡先を通知するものとする。

（平常時における情報提供）

第4条 乙は、甲に対して、第2条に規定する組合員の情報を年度当初に提供するものとする。

- 2 前項に規定する情報提供は、別紙1「組合員情報一覧」及び別紙2-1、別紙2-2、別紙2-3「資材情報一覧」により行うものとする。
- 3 第1項に規定する情報提供は、文書により行うものとする。

（発災時における情報提供）

第5条 地震災害等の発生により、甲が東京都水道局震災応急対策計画に定める給水対策本部を設置した場合、甲は、乙に対して、情報提供の依頼を随時行うものとする。

- 2 前項による依頼を受けた場合、乙は、甲に対して、第2条に規定する組合員の情報を収集し、別紙1「組合員情報一覧」及び別紙2-1、別紙2-2、別紙2-3「資材情報一覧」により情報提供を行うものとする。
- 3 第1項に規定する依頼及び第2項に規定する情報提供は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他文書により難しい場合には、この限りではない。
- 4 東京都内（島しょ部を除く。）で震度6弱以上の地震が発生した場合、乙は、第1項による依頼を待た

ずに、第2条に規定する組合員の情報を自主的に収集するものとする。

(甲から業者への情報提供)

第6条 甲は、前条の規定により、乙から提供を受けた情報を業者に提供するものとする。

(発災時における組合員の協力)

第7条 発災時、前条の規定により甲から提供された情報を基に、組合員が業者から直接に連絡を受けた場合、当該組合員は、資材の供給に関して、可能な限り業者に協力をするものとする。

2 前項に規定する業者から組合への連絡内容及び組合員の協力内容について、甲は一切関与しないものとする。

(防災訓練への参加)

第8条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対して必要な協力を行うものとする。

2 第1項に規定する必要な協力を行ったことにより乙に生じた費用は、乙が負担するものとする。

(その他)

第9条 本覚書に定めのない事項は、その都度甲と乙との協議により定める。

(有効期間)

第10条 本覚書の有効期間は締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了1か月前までに甲乙いずれかの意思表示がないときは、本覚書の有効期間を1年間延長するものとし、以後この例による。

本覚書締結の証として、甲と乙は本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年11月28日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都公営企業管理者

水道局長 吉田 永

東京都千代田区岩本町一丁目7番6号

乙 東京管工機材商業協同組合

理事長 橋本 政 昭

資料第38 応援派遣に係る水道施設等の応急措置の協力に関する協定（都水道局）

東京都（以下「甲」という。）と協同組合東京都水道請負工事連絡会（以下「乙」という。）とは、甲が行う水道事業の給水区域外における配水管及び給水装置（以下「水道施設等」という。）の応急措置業務に対する協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、甲が行う水道事業の給水区域外で災害が発生し、（公社）日本水道協会等を通じて被災水道事業者からの応援要請が甲へあった場合において、乙の協力が必要であると判断したときは、乙に対して水道施設等の応急措置の協力の要請（以下「協力要請」という。）をすることができる。この場合において、乙は、甲に協力するとともに、乙の組合員をして甲に協力させるものとする。

（業務等の実施）

第2条 乙が甲の協力要請により、甲が行う水道事業の給水区域外で水道施設等の応急措置を実施するときは、乙は甲の指示に基づき、乙の組合員に指示するものとする。

（体制の連絡）

第3条 甲は、災害派遣に備える事業所の当番表その他協力要請への対応に必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、甲の協力要請に対し、迅速に対応するため、緊急連絡網を作成し、甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づく甲の指示による水道施設等の応急措置の費用は、甲が負担する。

（実施細目）

第5条 この協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙が協議して実施細目を定めるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（適用期間）

第7条 この協定の有効期間は締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれかの終了の意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後、この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年3月10日

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

甲 東京都

代表者 公営企業管理者

東京都水道局長 醍醐 勇司

乙 協同組合東京都水道請負工事連絡会

理事長 貝澤 二郎

資料第38 応援派遣に係る水道施設等の応急措置の協力に関する協定（都水道局）

東京都（以下「甲」という。）と東京都水道事業者協会（以下「乙」という。）とは、甲が行う水道事業の給水区域外における配水管及び給水装置（以下「水道施設等」という。）の応急措置業務に対する協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、甲が行う水道事業の給水区域外で災害が発生し、（公社）日本水道協会等を通じて被災水道事業者からの応援要請が甲へあった場合において、乙の協力が必要であると判断したときは、乙に対して水道施設等の応急措置の協力の要請（以下「協力要請」という。）をすることができる。この場合において、乙は、甲に協力するとともに、乙の会員をして甲に協力させるものとする。

（業務等の実施）

第2条 乙が甲の協力要請により、甲が行う水道事業の給水区域外で水道施設等の応急措置を実施するときは、乙は甲の指示に基づき、乙の会員に指示するものとする。

（体制の連絡）

第3条 甲は、災害派遣に備える事業所の当番表その他協力要請への対応に必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、甲の協力要請に対し、迅速に対応するため、緊急連絡網を作成し、甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づく甲の指示による水道施設等の応急措置の費用は、甲が負担する。

（実施細目）

第5条 この協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙が協議して実施細目を定めるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（適用期間）

第7条 この協定の有効期間は締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれかの終了の意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後、この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年3月10日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 公営企業管理者

東京都水道局長 醍醐 勇司

乙 東京都水道専業者協会

代表者

会 長 小林 光一

資料第38 応援派遣に係る水道施設等の応急措置の協力に関する協定（都水道局）

東京都（以下「甲」という。）と東京都管工事工業協同組合（以下「乙」という。）とは、甲が行う水道事業の給水区域外における配水管及び給水装置（以下「水道施設等」という。）の応急措置業務に対する協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、甲が行う水道事業の給水区域外で災害が発生し、（公社）日本水道協会等を通じて被災水道事業者からの応援要請が甲へあった場合において、乙の協力が必要であると判断したときは、乙に対して水道施設等の応急措置の協力の要請（以下「協力要請」という。）をすることができる。この場合において、乙は、甲に協力するとともに、乙の組合員をして甲に協力させるものとする。

（業務等の実施）

第2条 乙が甲の協力要請により、甲が行う水道事業の給水区域外で水道施設等の応急措置を実施するときは、乙は甲の指示に基づき、乙の組合員に指示するものとする。

（体制の連絡）

第3条 甲は、災害派遣に備える事業所の当番表その他協力要請への対応に必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、甲の協力要請に対し、迅速に対応するため、緊急連絡網を作成し、甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づく甲の指示による水道施設等の応急措置の費用は、甲が負担する。

（実施細目）

第5条 この協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙が協議して実施細目を定めるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（適用期間）

第7条 この協定の有効期間は締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれかの終了の意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後、この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年3月10日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 公営企業管理者

東京都水道局長 醍醐 勇司

乙 東京都管工事工業協同組合

理事長 佐藤 章

資料第38 応援派遣に係る水道施設等の応急措置の協力に関する協定（都水道局）

東京都（以下「甲」という。）と三多摩管工事協同組合（以下「乙」という。）とは、甲が行う水道事業の給水区域外における配水管及び給水装置（以下「水道施設等」という。）の応急措置業務に対する協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、甲が行う水道事業の給水区域外で災害が発生し、（公社）日本水道協会等を通じた被災水道事業者からの応援要請が甲へあった場合において、乙の協力が必要であると判断したときは、乙に対して水道施設等の応急措置の協力の要請（以下「協力要請」という。）をすることができる。この場合において、乙は、甲に協力するとともに、乙の組合員をして甲に協力させるものとする。

（業務等の実施）

第2条 乙が甲の協力要請により、甲が行う水道事業の給水区域外で水道施設等の応急措置を実施するときは、乙は甲の指示に基づき、乙の組合員に指示するものとする。

（体制の連絡）

第3条 甲は、災害派遣に備える事業所の当番表その他協力要請への対応に必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、甲の協力要請に対し、迅速に対応するため、緊急連絡網を作成し、甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づく甲の指示による水道施設等の応急措置の費用は、甲が負担する。

（実施細目）

第5条 この協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙が協議して実施細目を定めるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（適用期間）

第7条 この協定の有効期間は締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれかの終了の意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後、この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年3月10日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 公営企業管理者

東京都水道局長 醍醐 勇司

東京都立川市柴崎町五丁目11番23号

乙 三多摩管工事協同組合

理事長 松田 英行

資料第39 災害等発生時における業務の協力に関する協定（都水道局）

東京都（東京都水道局。以下「甲」という。）と東京水道株式会社（以下「乙」という。）は、東京水道グループとして、地震等の災害発生時にも、都民生活と首都東京の都市活動を支える安定給水の使命を果たさなければならない。そのため、乙には、甲の要請に基づき応急対策業務を実施する責務がある。

災害発生時、甲と乙が応急対策業務を実施する場合の、甲乙の役割や活動内容について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、次の災害又は事態（以下「災害等」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしているときに、甲と乙との協力に関して必要な事項を定めることにより、必要な協力態勢の確保を図り、災害等が発生した際に、甲と乙とが協力して東京都水道局震災応急対策計画に基づく業務（以下「応急対策業務」という。）、その他の発災時に必要な業務を迅速円滑に行うことを目的とする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 新型インフルエンザ等の大規模流行
- (3) 前2号に定めるもののほか、安定給水に重大かつ広域的な支障が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態であって、本協定に基づき甲が乙に応急対策の応援を要請する必要がある事態

（計画の作成）

第2条 乙は、甲が定めた災害等発生時の応急対策計画に基づき、必要な応急対策計画、行動マニュアル等を作成する。

2 甲乙は、それぞれが作成した計画等を相互に確認する。

また、記載内容に重要な変更が生じる場合は、速やかに甲乙間で協議する。

（災害等発生時の応急対策業務）

第3条 災害等の発生により甲の施設又は設備等に破損又は損傷が発生し、又は発生しているおそれがある場合において、甲は、迅速な復旧のため、乙に対し、口頭又は文書により日時、場所及び業務内容を指定の上、出動を要請し、甲乙協力して、応急対策業務を実施する。なお、甲は、口頭により要請した場合、後日その内容を文書により通知するものとする。

2 前項に係る応急対策業務は応急復旧業務、応急給水業務及び問合せ等対応業務等により構成され、具体的な内容については、あらかじめ甲乙協議の上定める。

3 前項の規定にかかわらず、災害等発生時に、甲が必要と判断した対策及び乙が必要と判断し、甲が承認した対策についても、甲乙協力して実施する。

（態勢の整備）

第4条 乙は、災害等の発生に備えて、24時間対応可能な連絡・非常配備等の態勢を整備し、甲から求めがあったときは、当該態勢について文書により甲に提出しなければならない。

2 乙は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に定める警戒宣言の発表があった場合、又は、島しょ部を除く東京都内のいずれかで震度5強以上の地震が観測された場合、非常配備態勢をとり、第3条に定める業務に従事できるよう備える。

3 乙は、前項に定める場合に加えて、災害等が発生し又はまさに発生するおそれがある場合、甲の要請に

より非常配備態勢をとる。

4 前項の要請は、口頭又は文書により行うものとする。なお、甲は、口頭により要請した場合、後日その内容を文書により通知するものとする。

5 甲及び乙は、夜間、休日等の発災時に非常配備態勢を整える場合は、交通機関の運行状況等を鑑み、自宅と所属の距離が離れている甲及び乙の職員を、甲の事業所及び乙が甲から業務を受託する事業所のうち、自宅から最寄りの別途定める参集対象事業所に参集させることができるものとする。ただし、甲の事業所と乙が甲から業務を受託する事業所との所在地が同一である場合には、甲の職員は甲の事業所に、乙の職員は乙が甲から業務を受託する事業所に参集させるものとする。

(業務実施要請)

第5条 乙は、前条第2項又は第3項の規定により非常配備態勢を執った場合において、第3条の規定により応急対策業務を行うよう甲から要請があったときは、原則、口頭または文書による甲の指示に従って応急対策業務を行うものとする。

2 前条第5項の規定により、自宅から最寄りの甲の事業所又は乙が甲から業務を受託する事業所に参集した職員は、各参集事業所の指示に基づき活動する。

(直接的な作業指示)

第6条 応急対策業務のうち、第1号又は第2号に該当する場合で、かつ、第3号に掲げる業務が必要であると想定される場合に限り、甲が第3条で要請した業務によらず、甲の業務所管部署の職員から乙の業務所管部署の社員へ、直接的に現場への出動を依頼、又は現場で必要な作業の指示や指揮命令を行うことができる。乙の業務従事者はこの指示に従わなければならない。

- (1) 住民、業務従事者等の生命、身体及び財産に対して重大な損害を及ぼすおそれのある場合
- (2) 安定給水に重大な支障の生じることが想定される場合
- (3) 想定される業務

項番	応急対策業務	想定される場合
①	施設・管路の被害状況調査	施設・管路の被害が甚大であることが想定され、早急に被害の概要を把握する必要がある場合
②	漏水の発生状況調査	漏水により、多数の箇所または広域に断水等が発生していることが想定される場合
③	施設・管路に係る応急措置	施設・管路の被害状況を踏まえ、広域的な濁水発生など早急に被害の拡大を抑制するための応急措置（弁閉止作業や排水作業等）を講じる必要がある場合
④	応急給水に係る措置	広域的な断水や濁水等の発生により、早急に応急給水を行う必要がある場合
⑤	上記以外の緊急対応を要する業務	大規模な被害の発生が想定され、早急に被害の拡大を抑制するための応急措置を講じる必要がある場合

(職員移動用バスの利用)

第7条 第4条第5項の規定により、自宅から最寄りの事業所に参集した甲及び乙の職員は、それぞれの所属へ移動するために甲が用意する職員移動用バスを利用することができるものとする。

(非常配備態勢の解除等)

第8条 甲は、非常配備態勢を解除しようとする場合には、乙に対し、文書により通知するものとする。

2 前項の通知があった場合には、乙は、乙の非常配備態勢を解除するものとする。

(応急対策業務の終了)

第9条 甲は、第3条の規定により乙が応急対策業務を行っている場合において、当該業務を行う必要がなくなったときは、乙に対し、その旨を文書で通知するものとする。

2 乙は、前項の規定による応急対策業務の終了の通知があった場合には、速やかに当該業務を終了するものとする。

(災害等発生時の委託業務)

第10条 災害等が発生し、又はまさに発生しようとしているときに、甲が乙に委託している業務のうち、安定給水を維持するために必要な業務については、乙は当該業務に係る契約に基づいて業務を継続するものとする。

2 前項以外の委託業務については、第3条に定める応急対策業務の要員を確保するために、甲乙協議の上、被災の規模等に応じ委託業務を中断する。

(連絡窓口)

第11条 本協定に関する連絡窓口については甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(報告)

第12条 乙は第3条に規定する応急対策業務を行った場合は、日時、場所、従事者数、業務内容等の内容を日報として甲に提出するものとする。

(費用の負担及び支払)

第13条 乙が行った応急対策業務の実施に要した費用について、次の各号に掲げるものは甲の負担とし、その他は乙の負担とする。

(1) 人件費等(超過勤務手当、特殊勤務手当、特別休日勤務手当、管理職深夜勤務手当及び旅費(日当含む。))

(2) 車両、機材等の費用(燃料費(ガソリン及び軽油)、修理費、賃借料、輸送料等)

(3) 滞在費用(朝夕の食糧費(弁当)、宿泊費(仮設ハウス設置費及びホテル等宿泊費))

(4) その他事務費等(作業用消耗品、通信費、地図コピー代等)

(5) 補償関係費用(業務従事者の傷病に対する応急的な治療費(ただし、労働災害に係るものは除く)及び応援活動中に発生した第三者に対する損害賠償金)

2 乙は業務終了後、前項の規定により甲が負担する費用について乙が支払ったものがある場合は、関係書類を添付した請求書により甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の請求内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上請求内容を確定し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(訓練)

第14条 乙は、本協定に定める業務が円滑に行われるよう、甲が実施する訓練に参加するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙の参加が必要な防災訓練を実施しようとするときは、乙に事前に連絡をするものとする。

3 乙が第1項の訓練に参加するために要する費用は、乙の負担とする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面によりこの協定の解除に関する申出がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後同様とする。

(協議)

第16条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項若しくはこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第17条 この協定は、令和2年4月1日から適用する。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

令和2年4月1日

甲 東京都

代表者 公営企業管理者

東京都水道局長 中嶋 正宏

乙 東京水道株式会社

代表取締役社長 野田 数

資料第40 災害時における下水道管路施設の応急復旧業務に関する協定・覚書

(都下水道局)

① 「災害時における下水道管路施設の応急復旧業務に関する協定」

東京都下水道局長（以下「甲」という。）と下水道メンテナンス協同組合代表理事（以下「乙」という。）とは、災害時における下水道管路施設の応急復旧業務に関して、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対し、甲の下水道管路施設のうち、下水道管等、人孔、ます（道路雨水ますを除く。）及び取付管（道路雨水ます取付管を除く。）（以下「管路等」という。）に対する災害時の応急復旧業務に関して協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急復旧業務を管路等に実施することができない場合において、状況により、乙に対して応急復旧業務に対する協力を要請できる。

2 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力する。

(業務の内容)

第3条 甲が乙に実施を要請する応急復旧業務は、管路等の被害箇所の緊急点検、応急措置及び復旧業務（以下「業務等」という。）とする。

(業務等実施区域)

第4条 乙が業務等を実施する区域は、管路等が布設されている区域とする。

(出動体制)

第5条 乙は、あらかじめ、乙に属する会員のうち業務等に従事するもの（以下「会員」という。）が出動要請を受けた場合に可能な出動体制を整備して、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の出動体制に著しい変化があったとき又は甲の要求があった場合は、出動体制を速やかに甲に報告するものとする。

(出動要請)

第6条 甲は、乙に対して、被害状況に応じて、業務等実施区域への出動を書面又は電話等の方法により要請するものとする。

(業務等の指示)

第7条 業務等の指示は、当該業務等実施区域を所管する管理事務所長又は流域下水道本部技術部長（以下「指示者」という。）が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

(業務等の実施)

第8条 乙は、第6条に基づく出動要請があったときは、会員をして業務等実施区域に出動させ、業務等を

実施させるものとする。

- 2 会員は、出動要請があったときは、業務等実施区域へ出動し、指示者の指示に従い業務等を実施するものとする。ただし、特別な理由により出動できない場合には、この限りでない。
- 3 会員は、出動後直ちに現場責任者、連絡場所及び出動時刻を指示者に通知するものとする。
- 4 会員は、出動後、管路等の被害状況を把握し、指示者に報告するものとする。

(業務等の完了)

第9条 会員は、業務等が完了したときは、直ちに指示者にその旨を報告するものとする。

- 2 会員は、業務等完了後遅滞なく、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した資機材等の内訳を指示者及び乙に報告するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第10条 乙が業務等に要した費用は、甲が負担する。

- 2 乙は、会員からの業務等の完了報告確認後、当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。
- 3 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(損害の処理)

第11条 業務等の実施に伴い、甲及び乙の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はその使用資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については甲乙協議して定めるものとする。

(会員の災害補償)

第12条 甲は、会員が業務等において負傷し、若しくは疾病に掛かり、又は死亡したときの災害補償については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協 議)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成14年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から申し出がない場合には、更に1年間延長するものとし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年10月 1日

甲 東京都公営企業管理者
下水道局長 鈴木 宏

乙 下水道メンテナンス協同組合
代表理事 神戸 義雄

②「災害時における下水道管路施設の応急復旧業務に関する協定第6条の出動要請に関する覚書」

東京都下水道局長（以下「甲」という。）と下水道メンテナンス協同組合代表理事（以下「乙」という。）とは、平成13年10月1日付けをもって甲と乙との間に締結した「災害時における下水道管路施設の応急復旧業務に関する協定」（以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、協定第6条の出動要請に関して、次のとおり覚書を締結する。

（出動要請者）

第1条 協定第6条の出動要請は、施設管理部長又は流域下水道本部技術部長が行う。ただし、施設管理部長又は流域下水道本部技術部長が直接行うことが不可能な場合においては、施設管理部管路管理課長若しくは流域下水道本部施設管理課長が行う。

本覚書締結の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年 4月 1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都公営企業管理者
下水道局長 小川 健一

乙 東京都千代田区大手町二丁目6番2号
下水道メンテナンス協同組合
代表理事 鈴木 宏

資料第41 水再生センター・ポンプ所内における緊急時の応急措置等に関する協定 (都下水道局)

東京都下水道局（以下「甲」という。）と下水道メンテナンス協同組合（以下「乙」という。）とは、甲の区部に所在する水再生センター（南部スラッジプラントを含む。）・ポンプ所内における送泥管、送水管等の事故及びこれらの下水道施設の冠水（以下「事故等」という。）に係る応急措置等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、事故等が発生した際、甲が乙に対し、応急措置等に関して協力を求める時の手続等を定めるものとする。

（出動要請）

第2条 甲は、乙の協力が必要となった場合、乙に出動を要請する。

2 乙は、前項に基づく出動要請があったとき、乙の組合員より施工会社を速やかに選任し現場へ出動させる。

（出動報告等）

第3条 乙は、出動後直ちに出勤時間、施工会社、現場責任者、建設資機材等を甲に報告する。

2 乙は、事故等の現場の状況、補修規模等を調査し、必要に応じて保安措置を講ずるとともに、それらの結果を速やかに甲に報告する。

（応急措置）

第4条 甲は、前条第2項の報告を受け、事故等に係る止水、清掃等の応急措置の実施について、方法、日時等を乙に指示する。

2 乙は、前項の指示があったとき、当該応急措置を実施する。

3 乙は、当該応急措置が完了したとき、直ちにこれを甲に報告する。

（経費の負担）

第5条 乙の応急措置等に要した経費は、甲が負担する。

（連絡先の確保）

第6条 甲と乙とは、緊急時の連絡先等をあらかじめ確保し、文書により相互に通知する。

2 前項の連絡先を変更しようとするときは、甲乙協議の上速やかに文書により通知する。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年4月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都公営企業管理者
下水道局長 二村保宏

乙 東京都千代田区大手町二丁目6番2号
下水道メンテナンス協同組合
代表理事 神戸義雄

資料第42 災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する協定・細目協定 (都下水道局)

① 「災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する協定」

東京都下水道局長(以下「甲」という。)と一般社団法人 東京下水道設備協会(以下「乙」という。)とは、災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関し、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対し、甲の下水道施設のうち、水再生センター、ポンプ所及び汚泥処理施設(以下「水再生センター等」という。)に設置された設備機器に対する災害時の応急復旧業務に関して協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により、乙に対して応急復旧業務に対する協力を要請することができる。

2 乙は、甲の要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力する。

(費用負担)

第3条 乙が前条の規定により応急復旧業務に要した費用は、甲が負担する。

(請求)

第4条 乙は、業務の終了後、甲の認定を受けて、当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。

(協議)

第5条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年 4月 1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都公営企業管理者
下水道局長 小川 健一

乙 東京都新宿区西新宿三丁目2番11号
一般社団法人
東京下水道設備協会 片岡 啓治

② 「災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する細目協定」

東京都下水道局長（以下「甲」という。）と一般社団法人 東京下水道設備協会長（以下「乙」という。）とは、平成25年 4月 1日付けをもって甲と乙との間に締結した「災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する協定」第5条の規定に基づき、応急復旧業務の実施に関して、次のとおり細目協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に実施を要請する業務は、甲の下水道施設のうち、水再生センター、ポンプ所及び汚泥処理施設（以下「水再生センター等」という。）に設置された設備機器に対する災害時の応急措置及び復旧業務（以下「業務等」という。）とする。

（業務等実施施設）

第2条 乙が業務等に従事する施設は、別表のとおりとする。

2 乙は、甲が特に必要と認める場合において前項に規定する施設以外の施設に対する出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

（出動体制の報告）

第3条 乙は、あらかじめ、乙に属する会員のうち業務等に従事するもの（以下「会員」という。）が出動要請を受けた場合に、会員の組織や地理的条件等を勘案した出動可能な体制を整備して、甲に報告するものとする。

2 前項の出動体制に著しい変化があったとき又は甲の要求があった場合は、出動体制を速やかに甲に報告するものとする。

（出動要請）

第4条 甲は、乙に対して、被害状況に応じて、業務等実施施設への出動を書面又は電話等の方法により要請するものとする。

2 前項の要請は下水道事務所長、水再生センター所長又は流域下水道本部技術部長が直接行うものとするが、直接行うことが不可能な場合においては、（ポンプ）施設課長若しくは水再生センター（次）長、又は流域下水道本部施設管理課長若しくは流域下水道本部水再生センター長が行う。

（業務等の指示）

第5条 業務等の指示は、当該業務等実施施設を所管する下水道事務所長、水再生センター所長又は流域下水道本部技術部長（以下「指示者」という。）が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

（業務等担当者）

第6条 甲及び会員は、それぞれ業務等担当者を配置する。

2 甲と乙とは、別途、前項の業務等担当者を中心とした連絡体制を整備し、業務等担当者に異動が生じた場合には、速やかに相手方に通知するものとする。

（業務等の実施）

第7条 乙は、第4条に基づく出動要請があったときは、会員をして業務等実施施設に出動させ、業務等を実施させるものとする。

2 会員は、出動要請があったときは、業務等実施施設へ出動し、業務等を実施するものとする。

ただし、特別な理由により出動できない場合は、この限りではない。

3 会員は、出動後直ちに現場責任者、連絡場所及び出動時刻を指示者に報告するものとする。

4 会員は、出動後、当該施設の設備機器の被害状況を把握し、指示者に報告するものとする。

(業務等の完了)

第8条 会員は、業務等が完了したときは、直ちに指示者にその旨を報告するものとする。

2 会員は、業務等完了後遅滞なく、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した資機材等の内訳を指示者及び乙に報告するものとする。

(実費用の請求及び支払)

第9条 協定第4条による請求は、乙が業務等の完了後、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(損害の処理)

第10条 業務等の実施に伴い、甲及び乙の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は使用資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置については甲乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都公営企業管理者
下水道局長 小川 健一

乙 東京都新宿区西新宿三丁目2番11号
一般社団法人
東京下水道設備協会長 片岡 啓治

資料第43 災害時における処理場等の応急対策業務に関する協定・細目協定

(都下水道局)

① 「災害時における処理場等の応急対策業務に関する協定」

東京都下水道局長（以下「甲」という。）と社団法人 日本下水道処理施設管理業協会長（以下「乙」という。）とは、災害時における処理場等の応急対策業務に関し、甲乙間において次のとおり協定を締結する。
(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対し、甲の下水道施設のうち、流域下水道本部の所管する処理場及びポンプ所（以下「処理場等」という。）に設置された設備機器の運転等に対する災害時の応急対策業務に関して協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により、乙に対して応急対策業務に対する協力を要請することができる。

2 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力する。

(費用の負担)

第3条 乙が前条の規定により応急対策業務に要した費用は、甲が負担する。

(請求)

第4条 乙は、業務の終了後、甲の認定を受けて、当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。

(協議)

第5条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(雑則)

第6条 この協定は、平成13年12月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年12月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都公営企業管理者
下水道局長

鈴木 宏

乙 東京都千代田区内神田一丁目3番3号
社団法人 日本下水道処理施設管理業協会長

関根 絃一

(注) 社団法人日本下水道処理施設管理業協会は、名称変更により一般社団法人日本下水道施設管理業協会となっている。

② 「災害時における処理場等の応急対策業務に関する細目協定」

東京都下水道局長（以下「甲」という。）と社団法人 日本下水道処理施設管理業協会会長（以下「乙」という。）とは、平成13年12月1日付けをもって甲と乙との間に締結した「災害時における処理場等の応急対策業務に関する協定」第5条の規定に基づき、応急対策業務の実施に関して、次のとおり細目協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に実施を要請する業務は、甲の下水道施設のうち、流域下水道本部の所管する処理場及びポンプ所（以下「処理場等」という。）に設置された設備機器の運転等に関する応急措置及び対策業務（以下「業務等」という。）とする。

（業務等実施施設）

第2条 乙が業務等に従事する施設は、別表のとおりとする。

（出動体制の報告）

第3条 乙は、あらかじめ、乙に属する会員のうち業務等に従事するもの（以下「会員」という。）が出動要請を受けた場合に可能な出動体制を整備して、甲に報告するものとする。

2 前項の出動体制に著しい変化があったとき又は甲の要求があった場合は、出動体制を速やかに甲に報告するものとする。

（出動要請）

第4条 甲は、乙に対して、被害状況に応じて、業務等実施施設への出動を書面又は電話等の方法により要請するものとする。

（業務等の指示）

第5条 業務等の指示は、流域下水道本部技術部長（以下「指示者」という。）が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

（業務等の実施）

第6条 乙は、第4条に基づく出動要請があったときは、会員をして業務等実施施設に出動させ、業務等を実施させるものとする。

2 会員は、出動要請があったときは、業務等実施施設へ出動し、業務等を実施するものとする。ただし、特別な理由により出動できない場合は、この限りでない。

3 会員は、出動後直ちに現場責任者、連絡場所及び出動時刻を指示者に通知するものとする。

（業務等の完了）

第7条 会員は、業務等が完了したときは、直ちに指示者にその旨を報告するものとする。

（実費用の請求及び支払）

第8条 協定第4条による請求は、会員が業務等の完了後、甲に請求するものとする。なお、会員は請求の内容を乙に報告する。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の処理）

第9条 業務等の実施に伴い、甲及び乙の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置については甲乙が協議して定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙とが協議して定めるものとする。

（雑則）

第11条 この協定は、平成13年12月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年12月1日

甲	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都公営企業管理者 下水道局長	鈴木 宏
乙	東京都千代田区内神田一丁目3番3号 社団法人 日本下水道処理施設管理業協会会長	関根 紘一

（注）社団法人日本下水道処理施設管理業協会は、名称変更により一般社団法人日本下水道施設管理業協会となっている。

資料第44 災害時における排水設備の復旧に関する協定・実施細目（都下水道局）

①「災害時における排水設備の復旧に関する協定」

東京都下水道局（以下「甲」という。）と東京都管工事工業協同組合（以下「乙」という。）とは、東京都地域防災計画に定める災害時における民間協力の一環として、排水設備の復旧に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における排水設備の復旧について、甲が乙に対し協力を求める時の手続き等を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用される排水設備とは、下水道法第10条に定義される排水設備で、東京都の特別区に存する区域に設置されたものをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時における排水設備の速やかな復旧に資するため、乙に対して協力を要請する。

2 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力する。

3 前項の要請は、原則として文書により行う。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、口頭又は電話で行い、後日速やかに文書により処理する。

（協力を要請する業務の内容）

第4条 甲が乙に対して協力を要請する業務（以下「業務等」という。）の内容は、次の各号に定めるところによる。

（1）排水設備の復旧等に関する相談に対応するための相談窓口（以下「相談窓口」という。）の設置。

（2）乙が相談窓口で受け付けた相談に対応し、第6条第2号に定める費用の負担を相談者に明示した上で、甲の管理する公共下水道に接続する排水設備の被害状況の調査及び応急復旧措置の実施。

（3）甲の要請がある場合、排水設備の公共ますへの固着状況の調査及び応急措置。

（業務等の実施）

第5条 乙は、甲の協力要請があった場合、直ちに相談窓口を開設する。

2 乙は、相談窓口における相談事案に関して、調査又は応急復旧措置が必要と判断したときは、乙に属する会員を出動させ、これらを実施させることができる。

3 乙は、甲の要請がある場合、乙に属する会員を出動させ、排水設備の公共ますへの固着状況の調査及び応急措置を実施させる。

（費用の負担）

第6条 業務等の実施に要した費用の負担は、次の各号に定めるところによる。

（1）相談窓口の設置に係る費用は、乙が負担する。

（2）排水設備の被害状況の調査及び応急復旧措置に要する費用は、下水道法第10条の2に定める当該排水設備の設置者等又は同法第11条の2に定める他人の排水設備を使用する者が負担する。

（3）第4条第3号により実施する公共ますへの固着状況の調査及び応急措置に係る費用は、甲が負担する。

（実施細目）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して別途実施細目を定める。

（その他）

第8条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の1か月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申し出がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以降この例による。

なお、この協定の締結日をもって、平成23年4月1日付で締結した「災害時における排水設備の復旧に関する協定」は廃止する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年5月28日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都下水道局

代表者 東京都公営企業管理者 下水道局長

小 川 健 一

東京都港区赤坂六丁目15番14号

乙 東京都管工事工業協同組合

代表者 理事長 岩 野 隆 一

②「災害時における排水設備の復旧に関する協定実施細目」

東京都下水道局（以下「甲」という。）と東京都管工事工業協同組合（以下「乙」という。）とは、「災害時における排水設備の復旧に関する協定」（以下「協定」という。）第7条に基づき、次のとおり定める。

（連絡網の整備）

第1条 排水設備の復旧に関する体制を迅速に構築するため、甲と乙は緊急連絡網を整備し、相互に交換する。

2 甲と乙は、平常時又は災害時における下水道の状況等について、相互に情報の共有に努める。

（相談窓口の設置）

第2条 協定第4条第1項第1号に規定する、お客さまからの排水設備の相談は、原則として乙の総合設備メンテナンスセンター（以下「メンテナンスセンター」という。）で対応する。

2 甲は、お客さまからの排水設備の相談に対応するため必要と判断したときは、乙に下水道事務所内への相談窓口の設置を要請する。

3 乙は、メンテナンスセンターの状況に応じて、メンテナンスセンターの機能を補完するため必要と判断したときは、甲に下水道事務所内への相談窓口の設置を要請する。

4 乙は、前2項に規定する相談窓口要員を下水道事務所に配置する。

（固着状況の調査及び応急措置）

第3条 甲は、下水道法第14条による使用制限又は使用制限に準じる措置を実施した区域の中で、対象地域を定め、乙に対し協定第4条第1項第3号による公共ますへの固着状況の調査及び応急措置（以下「調査及び措置」という。）を要請する。

2 調査及び措置の指示は、実施場所を所管する下水道事務所長（以下「指示者」という。）が乙の指定する乙の会員に行う。

3 乙の会員は、指示者の指示に従い、調査及び措置を行う。

（調査及び措置の完了）

第4条 乙の会員は、調査及び措置が完了したときは、直ちに指示者にその旨を報告する。

（費用の負担）

第5条 乙が第3条に規定する調査及び措置に要した費用は、甲が負担する。

2 乙は、会員からの調査及び措置の完了報告確認後、当該地域における通常の実費用を甲に請求する。

3 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を乙に支払う。

（損害の処理）

第6条 乙は、調査及び措置の実施に伴い、乙の会員の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 甲及び乙の責めに帰さない事由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はその使用資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については甲と乙が協議して決定する。

（乙の会員の災害補償）

第7条 甲は、調査及び措置に従事した乙の会員が、調査及び措置においてその者の責めに帰さない事由

により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時において応急処置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和38年東京都条例第38号）に定めるところに準じ、これを補償する。

(その他)

第8条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して決定する。

(有効期間)

第9条 この実施細目の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申し出がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以降この例による。

この実施細目を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年6月13日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都下水道局
代表者 東京都公営企業管理者 下水道局長
小 川 健 一

乙 港区赤坂六丁目15番14号
東京都管工事工業協同組合
代表者 理事長 岩 野 隆 一

資料第45 災害発生時等における協力体制に関する覚書（都下水道局）

東京都下水道局（以下、「甲」という。）と東京都下水道サービス株式会社（以下、「乙」という。）は、災害発生時における協力体制について、以下のとおり覚書を締結する。

第1 本書における「災害」とは、東京都下水道局災害対策運営要綱第2に定義する「災害」とする。

第2 甲及び乙は、災害時において、各々が収集した情報の共有に努めるものとする。

第3 今後の双方の災害対策の実効性を高めるため、訓練等において相互に人員を派遣し、情報共有に努めるなど、より連携を深める。

第4 東京都内（島しょ地区を除く）において災害が発生したときは、乙は自己の責任において社員を参集させ、甲の支援要請に協力する。具体的な支援方法及び支援内容等は今後協議する。

第5 この覚書の解釈に疑義が生じたとき、又は、この覚書に関して必要な事項は、双方協議により定める。

第6 本書は2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年3月25日

甲 東京都公営企業管理者
下水道局長 松田 二郎

乙 東京都下水道サービス株式会社
代表取締役社長 前田 正博

資料第46 多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定

(都下水道局)

東京都下水道局（以下「甲」という。）、八王子市（以下「乙1」という。）、立川市（以下「乙2」という。）、武蔵野市（以下「乙3」という。）、三鷹市（以下「乙4」という。）、青梅市（以下「乙5」という。）、昭島市（以下「乙6」という。）、調布市（以下「乙7」という。）、町田市（以下「乙8」という。）、小金井市（以下「乙9」という。）、小平市（以下「乙10」という。）、日野市（以下「乙11」という。）、東村山市（以下「乙12」という。）、国分寺市（以下「乙13」という。）、国立市（以下「乙14」という。）、福生市（以下「乙15」という。）、狛江市（以下「乙16」という。）、東大和市（以下「乙17」という。）、清瀬市（以下「乙18」という。）、東久留米市（以下「乙19」という。）、武蔵村山市（以下「乙20」という。）、多摩市（以下「乙21」という。）、稲城市（以下「乙22」という。）、羽村市（以下「乙23」という。）、あきる野市（以下「乙24」という。）、西東京市（以下「乙25」という。）、瑞穂町（以下「乙26」という。）、日の出町（以下「乙27」という。）、檜原村（以下「乙28」という。）、奥多摩町（以下「乙29」という。）、府中市（以下「乙30」という。）（以下「乙1」から「乙30」までを総称して「乙」という。）、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）及び下水道メンテナンス協同組合（以下「丁」という。）は、地震等の災害により乙の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援に関して、以下のとおり、協定を締結する。

なお、この協定の締結をもって、平成29年3月31日付けで甲、乙1から乙29まで、丙及び丁で締結した「多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定」は廃止する。

(目的)

第1条 この協定は、丙及び丁の乙に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害により被災した乙の管理する下水道管路施設の機能の早期回復を行うことを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定であるとともに、「多摩地域の下水道事業における災害時支援に関するルール」（以下「多摩ルール」という。）を補完するものである。

(対象)

第2条 この協定の対象となる下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）は、乙が管理する公共下水道管路施設とし、下水道管きよ（圧送管を含む。）、人孔（マンホールポンプを含む。）、公設ます及び取付管とする。

(支援要請)

第3条 乙は、丙及び丁に対し、災害により被災した協定下水道施設の復旧業務（以下「業務」という。）に対する支援を要請することができる。

2 丙及び丁は、乙の要請があったときは、特別な理由がない限り、乙に協力する。

(業務の内容)

第4条 乙が丙に支援を要請する業務は、協定下水道施設における乙が行う業務の支援とし、多摩ルールにおける応援自治体の業務と同等とする。

2 乙が丁に支援を要請する業務は、協定下水道施設の巡視、点検、調査、清掃及び修繕とする。

3 その他、甲、乙、丙及び丁間で協議し必要とされる業務

(支援要請の方法)

第5条 乙は、丙及び丁に対し支援要請を行うに当たり、甲に対し、丙及び丁への支援要請を依頼する。

2 甲は、丙及び丁に対し支援活動体制の報告依頼を行い、丙及び丁は支援活動の可否を検討し、支援活動体制を速やかに甲に報告する。

3 甲は、丙及び丁の支援可能な支援人員等及び乙の被災状況等を勘案し、丙及び丁への支援要請に対する支援活動体制の調整結果を乙、丙及び丁に対して連絡する。

4 乙は、前項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡を受け、その範囲内で丙及び丁に対して支援要請を行う。

なお、小規模な被害で緊急を要する場合等においては、乙は丁に対し直接支援要請を依頼することができる。この場合、乙は速やかに甲に報告するものとする。

5 要請は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しい場合は、電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

6 本条の支援要請に関する窓口は、別に定める連絡窓口表による。

(支援体制)

第6条 丁は、乙の要請する業務を行うために、必要な人員、資器材等を確保し、可能な支援体制を整備しなければならない。

(報告)

第7条 丁は、あらかじめ前条の規定による支援体制の内容（支援協力の組合員名簿、提供可能な車両等の資器材及び人員）について毎年4月1日現在の体制を甲及び乙に報告するものとする。

2 丁は、前項の規定による支援体制に著しい変化があった場合又は甲及び乙の要求があった場合は、出動体制を速やかに甲及び乙に報告するものとする。

3 丙及び丁は、乙の要請により業務が終了した場合は、速やかに甲及び乙に対し書面をもって報告を行うものとする。

(業務の指揮)

第8条 業務の指揮は、協定下水道施設の管理者が別途定める者（以下「指揮者」という。）が行うものとし、丙及び丁はその指揮に従うものとする。

(丙の業務の実施)

第9条 丙は、第4条の規定による支援に当たっては、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、甲とも緊密に連絡を取りながら、円滑に、かつ、臨機応変に業務を実施する。

(丁の業務の実施)

第10条 丁は、第4条の規定による支援に当たっては、甲が調整した支援活動体制に基づき、丁の組合員を業務の遂行に必要な区域に出動させ、業務を実施させるものとする。ただし、特別な理由により出動できない場合にはこの限りでない。

2 丁の組合員は、前項の規定による丁の指示があったときは、業務の遂行に必要な区域へ出動し、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、業務を実施するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第11条 この協定に基づき丙及び丁が業務に要した費用は、乙がそれぞれの協定下水道施設の管理区分における業務に要した費用に応じて負担する。

2 前項の規定に基づき、乙が負担する費用は、丙及び丁の請求により、乙1から乙30までが個別に支払うものとする。

3 乙は、丙及び丁からの請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(業務に必要な情報の扱い)

第12条 乙は、支援要請を行うに当たり、丙及び丁から要請があった場合は、被災情報及び現地情報を可能な限り提供するとともに下水道台帳等を提供する。

なお、乙が被災等の理由により、下水道台帳等を提供できない場合は、乙の要請により甲が提供することができる。

2 丙及び丁は、この協定に基づく業務により知り得た個人情報をこの協定に定めた業務の目的以外に使用又は第三者に提供してはならない。

(損害の処理)

第13条 業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び丁の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はその使用機材等に損害が生じたときは、丙及び丁は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲及び当該乙に報告し、その措置については甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(丁の組合員の災害補償)

第14条 丁の組合員が業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときの災害補償については、その都度、甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙、丙又は丁から申し出のない場合は、更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協定に違反した場合の措置)

第16条 甲、乙、丙又は丁がこの協定の定めに違反した場合においては、甲、乙1から乙30まで、丙及び丁は、協議の上、この協定を廃止することができる。

(その他)

第17条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙1から乙30まで、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書33通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年 10月 29日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都公営企業管理者 下水道局長 小山 哲司

乙1 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市長 石森 孝志

乙2 東京都立川市泉町1156番地の9
立川市長 清水 庄平

- 乙3 東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号
武蔵野市長 松下 玲子
- 乙4 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号
三鷹市長 清原 慶子
- 乙5 東京都青梅市東青梅一丁目11番地の1
青梅市長 浜中 啓一
- 乙6 東京都昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市長 臼井 伸介
- 乙7 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市長 長友 貴樹
- 乙8 東京都町田市森野二丁目2番22号
町田市長 石阪 丈一
- 乙9 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市長 西岡 真一郎
- 乙10 東京都小平市小川町二丁目1333番地
小平市長 小林 正則

- 乙11 東京都日野市神明一丁目12番地の1
日野市長 大坪 冬彦
- 乙12 東京都東村山市本町一丁目2番地3
東村山市長 渡部 尚
- 乙13 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市長 井澤 邦夫
- 乙14 東京都国立市富士見台二丁目47番地の1
国立市長 永見 理夫
- 乙15 東京都福生市本町5番地
福生市長 加藤 育男
- 乙16 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市長 松原 俊雄
- 乙17 東京都東大和市中央三丁目930番地
東大和市長 尾崎 保夫
- 乙18 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市長 渋谷 金太郎

- 乙19 東京都東久留米市本町三丁目3番1号
東久留米市長 並木 克巳
- 乙20 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1
武蔵村山市長 藤野 勝
- 乙21 東京都多摩市関戸六丁目12番地1
多摩市下水道事業管理者 中村 元幸
- 乙22 東京都稲城市東長沼2111番地
稲城市長 高橋 勝浩
- 乙23 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1
羽村市長 並木 心
- 乙24 東京都あきる野市二宮350番地
あきる野市長 澤井 敏和
- 乙25 東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一
- 乙26 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地
瑞穂町長 杉浦 裕之

- 乙27 東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地
日の出町長 橋本 聖二
- 乙28 東京都西多摩郡檜原村467番地1号
檜原村長 坂本 義次
- 乙29 東京都西多摩郡奥多摩町氷川215番地6
奥多摩町長 河村 文夫
- 乙30 東京都府中市宮西町二丁目24番地
府中市長 高野 律雄
- 丙 東京都八王子市子安町四丁目7番1号
公益財団法人 東京都都市づくり公社
理事長 大原 正行
- 丁 東京都千代田区大手町二丁目6番2号
下水道メンテナンス協同組合
理事長 小川 健一

資料第47 多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定 (都総務局)

東京都下水道局（以下「甲」という。）及び多摩地域市町村（乙1から乙30まで。以下「乙」という。）と公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部（以下「丁」という。）は、乙が管理する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が災害により被災した場合（以下単に「災害時」という。）における丙及び丁の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、多摩地域における災害時の下水道施設の被害拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を図るため、乙に対する丙及び丁の技術支援協力に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第2条第1号に規定するものであり、地震、豪雨、洪水その他の異常な自然現象等により生ずる被害をいう。
- 二 災害査定公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第2条第2項に規定する災害復旧事業の実施にあたり、国庫負担の決定に係る国の査定をいう。

(対象)

第3条 この協定の対象となる下水道施設は、乙が管理する公共下水道施設であり、管路施設（マンホールポンプを含む）、ポンプ場及び処理場とする。

(技術支援協力の範囲)

第4条 丙の技術支援協力として実施する業務は、乙が行う災害査定に係る業務の支援とし、関係機関協議及び甲、丁との調整など乙が要請するもののうち、丙が対応可能な範囲とする。

2 丁の技術支援協力として実施する業務は、乙が行う災害査定に係る業務の支援とし、資料の作成など乙が要請するもののうち、丁を構成する会員が対応可能な範囲とする。

(支援要請)

第5条 乙が丙及び丁に対して支援要請をしようとするときは、甲が、乙の支援要請をとりまとめた上で、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。

2 丙は、前項の要請があった場合には、支援活動の可否を検討し、速やかに支援活動体制を書面により甲を通じて乙宛に通知する。

3 丁は、第1項の要請があった場合には、速やかに丁を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲を通じて乙宛に通知する。

4 乙は、丁から前項の通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を状況に応じ甲と連携して選定し、その結果を甲に書面により通知する。

- 5 乙は、第2項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡及び前項の選定結果に基づき、丙及び業務実施者に対して書面により支援要請を行う。
- 6 乙は、前項の業務実施者に対する要請を行った場合には、甲に書面により通知する。甲は、これを丙及び丁に連絡する。

(委託契約の締結)

第6条 乙は個別に、丙及び業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

- 2 前項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、乙と丙及び業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

(業務の実施)

第7条 丙及び業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

(報告)

第8条 丙及び業務実施者は、支援業務が終了したときは、速やかに乙へ書面により報告する。

- 2 乙は、前項の報告があったときは、速やかに甲へ書面により報告する。

(費用負担)

第9条 支援業務に係る費用は、支援を受ける乙の各々の負担とし、業務委託契約書の定めによるものとする。

- 2 丙及び業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を乙に請求するものとする。乙は、丙及び業務実施者の請求に応じて、費用を支払う。

(労災及び損害補償など)

第10条 支援業務実施中に労務災害が発生した場合の対応は、業務委託契約書の定めによるものとする。

- 2 支援業務実施中に、乙、丙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は丙及び業務実施者に損害が生じた場合の対応は、業務委託契約書の定めによるものとする。この場合において、乙はその状況を甲に報告するものとする。
- 3 業務実施者が行った支援業務において、委託契約の内容に適合しない箇所がある場合、業務委託契約書の定めによるものとする。

(連絡体制)

第11条 甲、乙、丙及び丁の連絡窓口は、次のとおりとする。

- (1) 甲東京都下水道局流域下水道本部技術部計画課
 - (2) 乙多摩地域30市町村の下水道事業担当部署
 - (3) 丙公益財団法人東京都都市づくり公社下水道部
 - (4) 丁公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部
- 2 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲に連絡する。甲は変更後の連絡先を、乙、丙及び丁に伝えることとする。

(情報の保護)

第12条 この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、業務委託契約書の定めによるものとする。

(合同訓練)

第13条 甲、乙、丙及び丁は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙、丙及び丁の協議により定める。

(協定の有効期間)

第14条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和3年3月31日までとする。

2 甲、乙、丙及び丁から書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに1年間その効力を継続するものとし、その後においても同様とする。

3 前2項にかかわらず、甲、乙、丙及び丁は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができるものとする。

(補則)

第15条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙、丙及び丁が協議して別途定める。

2 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁による協議の上定める。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年3月19日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都公営企業管理者 下水道局長 和賀井 克夫

乙1 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市長 石森 孝志

乙2 東京都立川市泉町1156番地の9
立川市長 清水 庄平

- 乙3 東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号
武蔵野市長 松下 玲子
- 乙4 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号
三鷹市長 河村 孝
- 乙5 東京都青梅市東青梅一丁目11番地の1
青梅市長 浜中 啓一
- 乙6 東京都府中市宮西町二丁目24番地
府中市市長 高野 律雄
- 乙7 東京都昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市長 臼井 伸介
- 乙8 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市長 長友 貴樹
- 乙9 東京都町田市森野二丁目2番22号
町田市長 石阪 丈一
- 乙10 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市長 西岡 真一郎

- 乙11 東京都小平市小川町二丁目1333番地
小平市長 小林 正則
- 乙12 東京都日野市神明一丁目12番地の1
日野市長 大坪 冬彦
- 乙13 東京都東村山市本町一丁目2番地3
東村山市長 渡部 尚
- 乙14 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市長 井澤 邦夫
- 乙15 東京都国立市富士見台二丁目47番地の1
国立市長 永見 理夫
- 乙16 東京都福生市本町5番地
福生市長 加藤 育男
- 乙17 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市市長 松原 俊雄
- 乙18 東京都東大和市中央三丁目930番地
東大和市長 尾崎 保夫

- 乙19 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市長 渋谷 金太郎
- 乙20 東京都東久留米市本町三丁目3番1号
東久留米市長 並木 克巳
- 乙21 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1
武蔵村山市長職務代理者
武蔵村山市総務部長 石川 浩喜
- 乙22 東京都多摩市関戸六丁目12番地1
多摩市下水道事業管理者 森田 佳宏
- 乙23 東京都稲城市東長沼2111番地
稲城市長 高橋 勝浩
- 乙24 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1
羽村市長 並木 心
- 乙25 東京都あきる野市二宮350番地
あきる野市長 村木 英幸
- 乙26 東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 池澤 隆史

- 乙27 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地
瑞穂町長 杉浦 裕之
- 乙28 東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地
日の出町長職務代理者
日の出町副町長 木崎 孝二
- 乙29 東京都西多摩郡檜原村467番地1号
檜原村長 坂本義次
- 乙30 東京都西多摩郡奥多摩町氷川215番地6
奥多摩町長 師岡 伸公
- 丙 東京都八王子市子安町四丁目7番1号
公益財団法人東京都都市づくり公社
理事長 長谷川 明
- 丁 東京都荒川区西日暮里5丁目26番8号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
関東支部長 間山 一典

資料第48 都立学校における震災時の電気設備等の応急対策業務に関する協定

(都教育庁)

東京都教育委員会（以下「甲」という。）と社団法人東京電業協会及び社団法人東京都電設協会（以下「乙」という。）とは、大規模な震災が発生した場合における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、東京都内に大規模な震災が発生した場合に、甲が所管する都立学校（以下「都立学校」という。）の電気設備（電気器具・配線を含む。）の機能確保及び復旧を図るため甲と乙との基本的な事項を定め、震災に対して迅速かつ円滑に対応することを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、東京都内に震災が発生し甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、必要に応じて乙に対し、都立学校における応急対策業務への協力を要請することができる。

(業務の内容)

第3条 協力要請を行う応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲の電気設備に関する被災状況の調査報告
- (2) 甲の電気設備に関する応急措置・対策工事

(要請手続)

第4条 甲は、乙に対して、被害状況に応じて、業務等実施区域への出動を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(業務の実施)

第5条 乙は、甲からの協力要請を受けた場合には、速やかに応急対策業務を行うための体制を確立し、必要な人員、機材等を出動させるものとする。

- 2 前条に基づき出動した乙の会員は、あらかじめ甲乙で協議した担当都立学校において、それぞれ施設管理者の指示に従い第3条で定める業務を実施するものとする。
- 3 乙は、会員が業務を完了したときは、その状況を速やかに文書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく文書を提出するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、乙の会員が第3条に定める応急対策業務に要した費用を負担するものとする。

(損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い甲及び乙の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について、甲乙が協議して定める。

(災害補償)

第8条 業務従事者が、本業務において負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の取扱いは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和38年 東京都条例第38号)に定めるところに準じるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲乙が協議して別途定めるものとする。

2 この協定の解釈に疑義を生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

なお、有効期間満了の日までに、甲乙いずれにも異議のない場合には、その翌日から1年間延長するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年3月16日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都教育委員会

教育長 大原 正行

乙 東京都港区元赤坂一丁目7番8号
社団法人東京電業協会

会 長 馬田 榮

東京都港区東麻布二丁目29番8号
社団法人東京都電設協会

会 長 牧野 光洋

資料第49 都立学校における震災時の防水等の応急対策業務に関する協定（都教育庁）

東京都教育委員会（以下「甲」という。）と東京都塗装工業協同組合（以下「乙」という。）とは、大規模な震災が発生した場合における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、東京都内に大規模な震災が発生した場合に、甲が所管する都立学校（以下「都立学校」という。）の天井及び外壁等の防水機能確保及び復旧を図るため、甲と乙との基本的な事項を定め、震災に対して迅速かつ円滑に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、東京都内に震災が発生し甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、必要に応じて乙に対し、都立学校における応急対策業務への協力を要請することができるものとする。

（業務の内容）

第3条 協力要請を行う応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）甲の天井及び外壁等に関する被災状況の調査報告
- （2）甲の天井及び外壁等に関する応急措置・対策工事

（要請手続）

第4条 甲は、乙に対して、被害状況に応じて、業務等実施区域への出動を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の実施）

第5条 乙は、甲からの協力要請を受けた場合には、速やかに応急対策業務を行うための体制を確立し、必要な人員、機材等を出動させるものとする。

2 前条に基づき出動した乙の組合員は、あらかじめ甲乙で協議した担当都立学校において、それぞれ施設管理者の指示に従い第3条で定める業務を実施するものとする。

3 乙は、組合員が業務を完了したときは、その状況を速やかに文書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく文書を提出するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、乙の組合員が第3条に定める応急対策業務に要した費用を負担するものとする。

（損害の負担）

第7条 業務の実施に伴い甲及び乙の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について、甲乙が協議して定める。

（災害補償）

第8条 業務従事者が、本業務において負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の取扱いは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和38年 東京都条例第38

号) に定めるところに準じるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲乙が協議して別途定めるものとする。

2 この協定の解釈に疑義を生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 本協定の有効期間は、平成22年6月23日から平成23年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、この協定を変更若しくは終了させる意志を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して1年間延長されたものとする。以後この例による。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年6月23日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都教育委員会 教育長

乙 東京都渋谷区鶯谷町19番22号
東京都塗装工業協同組合理事長

資料第50 災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定（警視庁）

警視庁（以下「甲」という。）と社団法人東京都警備業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における甲所管の応急対策業務に関し、乙が行う支援活動について、平成8年1月19日に協定を締結したが、このたび、出動警備業者が共同企業体として活動することとなったため、協定を一部変更して、次のとおり再締結する。

（業務の内容）

第1条 この協定により、甲が乙に実施を要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 災害時における緊急交通路の確保等に関する交通誘導警備業務
- (2) 被災地における防犯パトロール、避難場所等の警戒活動警備業務
- (3) そのほか甲において必要と認める警備業務

（出動警備員等）

第2条 乙は、甲が別途指定する基準を満たす警備業者の出動を、該当警備業者を構成員として結成された「東京都災害時支援警備共同企業体」（以下「企業体」という。）に委託するものとする。

- 2 前条各号の警備業務に従事する警備員は、原則として、「警備員等の検定に関する規則」で定める検定に合格している者を充てるものとする。

（出動可能人員表の備え付け等）

第3条 乙は、甲の出動要請に応じるため、警備業者ごとに「出動可能人員等」を記載した表を備え付けておかなければならない。

- 2 乙は、前項の表を、毎年、甲に提出するものとする。

（出動要請）

第4条 甲は、乙に対して、日時、場所及び業務内容を指定し、文書、電話等の方法により警備員の出動を要請する。出動期間は、要請時に、別途、協議するものとする。

（警備業務等の実施）

第5条 甲の要請により災害時支援に当たる警備員は、指定された場所に出動し、企業体の指揮に基づき、甲が指定する警備業務に従事するものとする。

- 2 乙は、企業体の行う警備業務を統括するものとする。

- 3 乙は、災害時支援に係る警備業務が円滑に推進されるよう必要な訓練の実施に努めるとともに、甲の実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

（費用の支払い）

第6条 乙は、指定された警備業務を終了後、甲に対して、別途、協議の上で定める費用の支払いを請求するものとする。

（出動警備員の災害補償）

第7条 出動警備員が、この協定に基づく警備業務の実施により災害を受けた場合の補償は、出動警備員の使用者たる企業体の責任において行うものとする。

（損害の負担）

第8条 この協定に基づく警備業務の実施により生じた損害は、乙又は出動警備員の使用者たる企業体の責任において負担するものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときには、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（運用）

第10条 この協定は、平成10年11月26日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

平成10年11月26日

甲	警視総監	前田健治
乙	社団法人東京都警備業協会 会長	片岡直公

資料第51 災害時における救助・救急業務に関する協定（東京消防庁）

「災害時における救助・救急業務に関する協定」

東京消防庁（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会（以下「乙」という。）とは、昭和50年4月1日付をもって東京都知事と乙との間に締結した災害時における応急対策業務に関する協定第7条の規定に基づき、甲の所管業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（業務の内容）

第1条 この協定により甲が乙に実施を要請する業務は、災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助活動のための障害物の除去作業（以下「業務」という。）とする。

（出場の要請）

第2条 甲は、消防署長（以下「署長」という。）をして、乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、日時及び場所を指定して、文書・電話等の方法により建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の出動を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき、会員に対し、建設資機材等の出動を要請したときは、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

（業務等の実施）

第3条 会員は、前項の規定に基づき、出動要請を受けたときは、指定された場所に出動し、署長の指示に基づき、業務を実施するものとする。

2 会員は、前項の規定に基づき、出動したときは、直ちに出勤責任者、出勤時間、建設資機材等を出動要請をした署長に通知するものとする。

3 業務を円滑に推進するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

（費用の請求及び支払）

第4条 会員は、前条第1項に基づく業務の終了後、別紙様式により、署長の承認を受けて、当該業務に要した実費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第5条 第3条の規定に基づき生じた損害は、甲乙協議して定めるものとする。

（従事者の災害補償）

第6条 甲は、業務に従事した会員が、この協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和41年東京都条例第84号）に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

（建設資機材等の調査）

第7条 乙は、甲が毎年1回実施する会員の災害時における可動可能な建設資機材等の調査に協力するものとする。

（会員名簿の提出）

第8条 乙は、会員名簿を毎年1回甲に提出するものとし、会員に異動があったときは、その都度、通知するものとする。

（協 議）

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（適 用）

第10条 この協定は、昭和57年2月1日から適用する。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

昭和57年2月1日

甲 東京消防庁
消防総監 曾根 晃 平

乙 社団法人東京建設業協会
会 長 飛 島 齋

資料第52 災害時における救急用酸素の調達業務に係る協定（東京消防庁）

東京消防庁（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会（以下「乙」という。）との間に、震災等の災害時における救急用酸素調達に関する協定を締結する。

（供給の要請）

第1条 甲は、乙に対し、数量及び場所を指定し、文書又は電話等の方法により供給を要請するものとする。

2 乙は、震災等災害発生時に甲の要請により、乙に属する会員（以下「会員」という。）を活用し、甲の指定する場所に供給するものとする。

3 円滑な供給を図るため、甲は災害の長期化により供給の要請が予想される場合には、乙に情報提供をするものとする。

（走行の確保）

第2条 乙は、甲の要請により、会員に車両等で搬送させる場合、必要により甲に誘導車両の派遣を依頼できるものとする。

（契約の締結）

第3条 甲、会員間における物品買入れ契約の締結については、できるだけ速やかに行うものとする。

（供給単価及び支払）

第4条 会員が甲に納入する救急用酸素の契約金額は、会員の販売時の一般市場価格とする。

2 会員は、供給の要請に伴い、納入完了した場合は、甲に当該費用を請求するものとする。

3 甲は、前項の請求があった場合、内容を精査確認し、甲に定める規則により速やかにその費用を支払うものとする。

（不慮の事態の措置）

第5条 乙は、甲の要請を受け、会員に対し指定された数量の確保に最大限努めるものとするが、会員の事故又は輸送手段の確保ができない場合は、供給の要請を受け入れないことができる。

なお、この場合は速やかに甲に通知するものとする。

（協定の期間）

第6条 本協定の有効期間は、平成24年12月1日から平成25年3月末日までとする。

ただし、協定期間満了1か月前までに、双方いずれかが別段の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとする。以後同様とする。

（協定破棄の場合）

第7条 甲、乙いずれか一方より本協定を破棄する場合、1か月前までに書面をもって相手に通知するものとする。

（協議事項等）

第8条 本協定に定めない事項については、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

平成24年12月1日

甲 東京都千代田区大手町一丁目3番5号
東京消防庁消防総監 北村 吉男

乙 東京都港区芝五丁目30番9号
一般社団法人日本産業・医療ガス協会代表理事 豊田 昌洋

（同趣旨の協定）

平成24年12月1日

乙 東京都中央区日本橋本町三丁目4番18号
一般社団法人東京医薬品卸業協会理事長 内匠屋 理

平成25年7月1日

乙 東京都豊島区高田三丁目36番12号
一般社団法人日本衛生材料工業連合会会長 高原 豪久

平成24年12月1日

乙 東京都文京区本郷三丁目39番15号
商工組合日本医療機器協会理事長 今村 清

資料第53 災害時における救急器材の調達業務に係る協定書（東京消防庁）

東京消防庁（以下「甲」という。）と商工組合日本医療機器協会（以下「乙」という。）との間に、震災等の災害時における救急器材調達に関する協定を次の条項により締結する。

（供給の要請）

- 第1条 甲は、乙に対し、数量及び場所を指定し、文書又は電話等の方法により供給を要請するものとする。
- 2 乙は、震災等災害発生時に甲の要請により、乙に属する会員（以下「会員」という。）を活用し、甲の指定する場所に供給するものとする。
- 3 円滑な供給を図るため、甲は災害の長期化により供給の要請が予想される場合には、乙に情報提供をするものとする。

（走行の確保）

- 第2条 乙は、甲の要請により、会員に車両等で搬送させる場合、必要により甲に誘導車両の派遣を依頼できるものとする。

（契約の締結）

- 第3条 甲と会員間における物品買入れ契約の締結については、できるだけ速やかに行うものとする。

（供給単価及び支払）

- 第4条 会員が甲に納入する救急器材の契約金額は、会員の販売時の一般市場価格とする。
- 2 会員は、供給の要請に伴い、納入完了した場合は、甲に当該費用を請求するものとする。
- 3 甲は、前項の請求があった場合、内容を精査確認し、甲の定める規則により速やかにその費用を支払うものとする。

（不慮の事態の措置）

- 第5条 乙は、甲の要請を受け、会員に対し指定された数量の確保に最大限努めるものとするが、会員の事故又は輸送手段の確保ができない場合は、供給の要請を受け入れないことができる。
- なお、この場合は速やかに甲に通知するものとする。

（協定の期間）

- 第6条 本協定の有効期間は、平成24年12月1日から平成25年3月末日までとする。
- ただし、協定期間満了1か月前までに、双方いずれかが別段の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとする。以後同様とする。

（協定破棄の場合）

- 第7条 甲、乙いずれか一方より本協定を破棄する場合、1か月前までに書面をもって相手に通知するものとする。

（協議事項等）

- 第8条 本協定に定めない事項については、甲、乙双方が協議して定めるものとする。
- この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保管するものとする。

る。

平成24年12月1日

甲 東京都千代田区大手町一丁目3番5号
東京消防庁
消防総監 北村吉男

乙 東京都文京区本郷三丁目39番15号
商工組合日本医療機器協会
理事長 今村 清

資料第54 災害時における医薬品類の調達業務に係る協定書（東京消防庁）

東京消防庁（以下「甲」という。）と一般社団法人東京医薬品卸業協会（以下「乙」という。）との間に、震災等の災害時における医薬品類調達に関する協定を次の条項により締結する。

（供給の要請）

第1条 甲は、乙に対し、数量及び場所を指定し、文書又は電話等の方法により供給を要請するものとする。

2 乙は、震災等災害発生時に甲の要請により、乙に属する会員（以下「会員」という。）を活用し、甲の指定する場所に供給するものとする。

3 円滑な供給を図るため、甲は災害の長期化により供給の要請が予想される場合には、乙に情報提供をするものとする。

（走行の確保）

第2条 乙は、甲の要請により、会員に車両等で搬送させる場合、必要により甲に誘導車両の派遣を依頼できるものとする。

（契約の締結）

第3条 甲と会員間における物品買入れ契約の締結については、できるだけ速やかに行うものとする。

（供給単価及び支払）

第4条 会員が甲に納入する医薬品類の契約金額は、会員の販売時の一般市場価格とする。

2 会員は、供給の要請に伴い、納入完了した場合は、甲に当該費用を請求するものとする。

3 甲は、前項の請求があった場合、内容を精査確認し、甲の定める規則により速やかにその費用を支払うものとする。

（不慮の事態の措置）

第5条 乙は、甲の要請を受け、会員に対し指定された数量の確保に最大限努めるものとするが、会員の事故又は輸送手段の確保ができない場合は、供給の要請を受け入れないことができる。

なお、この場合は速やかに甲に通知するものとする。

（協定の期間）

第6条 本協定の有効期間は、平成24年12月1日から平成25年3月末日までとする。

ただし、協定期間満了1か月前までに、双方いずれかが別段の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとする。以後同様とする。

（協定破棄の場合）

第7条 甲、乙いずれか一方より本協定を破棄する場合、1か月前までに書面をもって相手に通知するものとする。

（協議事項等）

第8条 本協定に定めない事項については、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成24年12月1日

甲 東京都千代田区大手町一丁目3番5号
東京消防庁
消防総監 北村吉男

乙 東京都中央区日本橋本町三丁目4番18号
一般社団法人 東京医薬品卸業協会
理事長 内匠屋理

資料第55 災害時における衛生材料の調達業務に係る協定書（東京消防庁）

東京消防庁（以下「甲」という。）と一般社団法人日本衛生材料工業連合会（以下「乙」という。）との間に、震災等の災害時における衛生材料の調達に関する協定を次の条項により締結する。

（供給の要請）

- 第1条 甲は、乙に対し、数量及び場所を指定し、文書又は電話等の方法により供給を要請するものとする。
- 2 乙は、震災等災害発生時に甲の要請により、乙に属する会員（以下「会員」という。）を活用し、甲の指定する場所に供給するものとする。
- 3 円滑な供給を図るため、甲は災害の長期化により供給の要請が予想される場合には、乙に情報提供をするものとする。

（走行の確保）

- 第2条 乙は、甲の要請により、会員に車両等で搬送させる場合、必要により甲に誘導車両の派遣を依頼できるものとする。

（契約の締結）

- 第3条 甲と会員間における物品買入れ契約の締結については、できるだけ速やかに行うものとする。

（供給単価及び支払）

- 第4条 会員が甲に納入する衛生材料の契約金額は、会員の販売時の一般市場価格とする。
- 2 会員は、供給の要請に伴い、納入完了した場合は、甲に当該費用を請求するものとする。
- 3 甲は、前項の請求があった場合、内容を精査確認し、甲の定める規則により速やかにその費用を支払うものとする。

（不慮の事態の措置）

- 第5条 乙は、甲の要請を受け、会員に対し指定された数量の確保に最大限努めるものとするが、会員の事故又は輸送手段の確保ができない場合は、供給の要請を受け入れないことができる。
- なお、この場合は速やかに甲に通知するものとする。

（協定の期間）

- 第6条 本協定の有効期間は、平成25年6月1日から平成26年3月末日までとする。
- ただし、協定期間満了1か月前までに、双方いずれかが別段の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとする。以後同様とする。

（協定破棄の場合）

- 第7条 甲、乙いずれか一方より本協定を破棄する場合、1か月前までに書面をもって相手に通知するものとする。

（協議事項等）

第8条 本協定に定めない事項については、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成25年7月1日

甲	東京都千代田区大手町一丁目3番5号 東京消防庁 消防総監 北村吉男
乙	東京都港区浜松町一丁目2番3号 泉浜町ビル1F 一般社団法人 日本衛生材料工業連合会 会長 高原豪久

資料第56 震災時における消防活動業務の協力に関する協定（東京消防庁）

東京消防庁（以下「甲」という。）と東京セメント建材協同組合（以下「乙」という。）とは、甲の管轄する区域内において震災発生時に、東京都地域防災計画に基づく民間協力の一環として、次のとおり協定する。

（業務の内容）

第1条 この協定により乙が実施する業務は、震災時において火災が多発した場合に、甲の要請により乙に属する組員（以下「組員」という。）の所有するコンクリートミキサー車の積載水を消防隊の消火活動に活用するため、防火水そう等の消防水利への充水作業、建設資機材を活用した救助活動の支援作業等とする。

（出動の要請）

第2条 甲は、組員に対し、日時及び場所を指定して、文書・電話等の方法により、コンクリートミキサー車、建設資機材及び人員（以下「コンクリートミキサー車等」という。）の出動を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき、組員に対し、コンクリートミキサー車等の出動を要請した場合は、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

（業務等の実施）

第3条 組員は、前条の規定に基づき出動要請を受けたときは、所属従業員をして指定された場所への出動を命じ、第1条の業務を実施するものとする。この場合、出動先における充水箇所等について甲の指示に従うものとする。

2 組員は、前項の規定に基づき、出動したときは、直ちに出動責任者、出動時間、出動コンクリートミキサー車数等を甲に通知するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第4条 組員は、前条第1項の規定に基づく業務の終了後、別記様式により、当該業務に要した実費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第5条 第3条の規定に基づき生じた損害は、甲乙協議して定めるものとする。

（従事者の災害補償）

第6条 業務に従事した乙の組員の従業員が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に係わる関係法令に定めるところによるものとする。

（訓練の実施）

第7条 業務を円滑に推進するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

（コンクリートミキサー車等の調査）

第8条 乙は、甲が実施する災害時における組員の出動可能なコンクリートミキサー車等の調査に協力するものとする。

（組員名簿の提出）

第9条 乙は、組員名簿を毎年1回甲に提出するものとし、組員に異動があったときは、その都度通知するものとする。

（協 議）

第10条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（適 用）

第11条 この協定は、平成8年4月1日から適用する。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印のうえ、その1通を保有する。

平成8年3月27日

甲 東京消防庁
消防総監 小宮多喜次

乙 東京セメント建材協同組合
理事長 松本英夫

資料第57 震災時における消火活動業務に関する協定（東京消防庁）

東京消防庁（以下「甲」という。）と東京都生コンクリート工業組合、東京地区生コンクリート協同組合、三多摩生コンクリート協同組合、東関東生コン協同組合、埼玉中央生コン協同組合、玉川生コンクリート協同組合及び湘南生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）とは、甲の管轄する区域内において震災発生時に、東京都地域防災計画に基づく民間協力の一環として、次のとおり協定する。

（業務の内容）

第1条 この協定により乙が実施する業務は、震災時において火災が多発した場合に、甲の要請により乙に属する組員及びその製品を輸送する輸送会社（以下「組員等」という。）の所有するコンクリートミキサー車の積載水を消防隊の消火活動に活用するため、防火水そう等の消防水利への充水作業等を行う業務とする。

（出動の要請）

第2条 甲は、組員等に対し、日時及び場所を指定して、文書・電話等の方法により、コンクリートミキサー車及び人員（以下「コンクリートミキサー車等」という。）の出動を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき、組員等に対し、コンクリートミキサー車等の出動を要請した場合は速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

（業務等の実施）

第3条 組員等は、前条の規定に基づき出動要請を受けたときは、可能な場合において、所属従業員をして指定された場所への出動を命じ、第1条の業務を実施するものとする。この場合、出動先における充水箇所等について甲の指示に従うものとする。

2 組員等は、前項の規定に基づき出動したときは、速やかに出動責任者、出動時間、出動コンクリートミキサー車数等を甲に通知するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第4条 組員等は、前条第1項の規定に基づく業務の終了後、別記様式により、当該業務に要した実費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第5条 第3条の規定に基づき生じた損害は、甲乙協議して定めるものとする。

（従事者の災害補償）

第6条 業務に従事した乙の組員等の従業員が、この協定に基づく業務を実施中に死亡し、又は負傷した場合の災害補償については、労働災害にかかわる関係法令又は「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和38年東京都条例第38号）」に定めるところにより、その損害を補償する。

（訓練の実施）

第7条 業務を円滑に推進するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

（コンクリートミキサー車等の調査）

第8条 乙は、甲が実施する災害時における組員等の出動可能なコンクリートミキサー車等の調査に協力するものとする。

（組員等名簿の提出）

第9条 乙は、組員等の名簿を毎年1回甲に提出するものとし、組員に異動があったときは、その都度、通知するものとする。

（協 議）

第10条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（適 用）

第11条 この協定は、平成8年10月1日から適用する。

甲と乙とは、本書を8通作成し、それぞれ記名捺印のうえ、その1通を保有する。

平成8年9月30日

甲 東京消防庁
消防総監 小宮多喜次

乙 東京都生コンクリート工業組合
理事長 常慶隆一

東京地区生コンクリート協同組合
理事長 浅野久彌

三多摩生コンクリート協同組合
理事長 浅見英明

東関東生コン協同組合
理事長 大出信好

埼玉中央生コン協同組合
理事長 田中瑞穂

玉川生コンクリート協同組合
理事長 角田隆勇

湘南生コンクリート協同組合
理事長 鈴木尚治

資料第58 震災時における消防職員及び消防資器材の搬送に関する協定 (東京消防庁)

東京消防庁（以下「甲」という。）と財団法人東京都公園協会（以下「乙」という。）とは、甲の管轄する区域内において震災が発生した場合、東京都地域防災計画に基づき、次のとおり協定する。

(業務の内容)

第1条 この協定により乙が実施する業務とは、震災時において消防職員及び消防資器材を陸路により搬送することが困難な場合に、甲の要請により、乙の管理する船舶を用いて別紙第1に定める搬送をいう。

(出動の要請)

第2条 甲は、乙に対し、別紙第2に定める連絡系統を用い、文書、電話等の方法により、日時及び場所を指定して、業務に従事する船舶及び人員（以下「船舶等」という。）の出動を要請するものとする。

(業務等の実施)

第3条 乙は、前条の規定により出動要請を受けたときは、船舶等を指定された場所への出動を命じ、第1条の業務を実施するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき出動したときは、直ちに出動責任者、出動時間、出動船舶数等を甲に通知するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第4条 乙は、前条第1項の規定による業務の終了後、別記様式により、当該業務に要した実費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第5条 第3条の規定に基づき生じた損害は、甲乙協議して定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第6条 業務に従事した乙の職員が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に係わる関係法令に定めるところによるものとする。

(訓練演習の参加)

第7条 乙は、船舶運行計画に支障のない範囲において、甲が実施する震災消防演習等の訓練演習に協力するものとする。

(協 議)

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適 用)

第9条 この協定は、平成8年7月1日から適用する。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印のうえ、その1通を保有する。

平成8年6月28日

甲 東京消防庁
消防総監 小宮多喜次

乙 財団法人東京都公園協会
理事長 石川金治

資料第59 震災時における消防職員及び消防資器材の搬送に関する協定

(東京消防庁)

「震災時における消防職員及び消防資器材の搬送に関する協定」

東京消防庁（以下「甲」という。）と屋形船東京都協同組合（以下「乙」という。）とは、甲の管轄する区域内において震災が発生した場合、東京都地域防災計画に基づく民間協力の一環として、次のとおり協定する。

(業務の内容)

第1条 この協定により乙が実施する業務とは、震災時において消防職員及び消防資器材を陸路により搬送することが困難な場合に、甲の要請により、乙に加盟する組合員（以下「組合員」という。）の船舶を用いて別紙第1に定める搬送をいう。

(出動の要請)

第2条 甲は、組合員に対し、別紙第2に定める連絡系統を用い、文書、電話等の方法により日時及び場所を指定して、業務に従事する船舶及び人員（以下「船舶等」という。）の出動を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき、組合員に対し船舶等の出動を要請した場合は、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

(業務等の実施)

第3条 組合員は、前条の規定により出動要請を受けたときは、船舶等を指定された場所への出動を命じ、第1条の業務を実施するものとする。

なお、業務の実施中に溺水者等を発見した場合は、人命救助等必要な処置にあたるものとする。

2 組合員は、前項の規定に基づき出動したときは、直ちに出勤責任者、出勤時間、出勤船舶数等を甲に通知するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第4条 組合員は、前条第1項の規定に基づく業務の終了後、別記様式により、当該業務に要した実費用を甲に請求することができるものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を支払うものとする。

(従事者の災害補償等)

第5条 第3条の規定に基づき生じた損害並びに発生した業務従事者の人的事故の災害補償についてはその都度、甲乙協議して定めるものとする。

(訓練演習の参加)

第6条 乙は、甲が実施する震災消防演習等の訓練演習に、組合員が積極的に参加協力できるよう配慮するものとする。

(組合員名簿の提出)

第7条 乙は、組合員名簿を毎年1回甲に提出するものとし、組合員に異動があったときは、その都度通知するものとする。

(協 議)

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適 用)

第9条 この協定は、平成8年11月1日から適用する。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印のうえ、その1通を保有する。

平成8年10月31日

甲 東京消防庁
消防総監 小宮多喜次

乙 屋形船東京都協同組合
理事長 鈴木哲夫

資料第60 災害救助犬の出動に関する協定（東京消防庁）

東京消防庁（以下「甲」という。）と社団法人ジャパンケンネルクラブ（以下「乙」という。）とは災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定する。

（業務内容）

第1条 この協定による業務は、東京消防庁管内の災害現場において、甲が救助活動のため災害救助犬の出動が必要であると認めた人命検索活動とする。

（出動の要請）

第2条 甲は、人命検索活動のため災害救助犬が必要であると認めた場合は、乙に対し、災害救助犬の出動を要請するものとする。

2 災害救助犬の出動頭数は、災害種別、規模及び検索範囲などを考慮し、その都度甲及び乙で協議するものとする。

3 乙は、第1項の規定による出動の要請を受けたときは、速やかに乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、災害救助犬の出動を命ずるものとする。

（業務等の実施）

第3条 会員は、災害救助犬とともに出動したときは、甲の現場指揮本部長の指揮のもとに人命検索活動を行うものとする。

2 前項の業務を円滑に実施するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

（業務の終了）

第4条 この協定による業務の終了は、甲の現場指揮本部長が人命検索活動の終了を告げたとき、又は災害救助犬による人命検索活動の続行が不可能となったときとする。

（費用の請求及び支払）

第5条 乙は、業務の終了後、甲に対して当該業務に係る費用を請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、業務内容等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（災害現場等における損害等）

第6条 この協定に基づく会員並びに災害救助犬の業務及び訓練等に伴って生じた損害（第三者に対する損害を含む。）は、乙及び会員の責任において負担するものとする。

（会員等の名簿提出）

第7条 乙は、甲に毎年1回、会員及び災害救助犬の名簿を提出するものとし、甲はその名簿を登録しておくものとする。

ただし、乙は会員等に異動があったときは、その都度、甲に通知するものとする。

（連絡会）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるため、必要の都度、連絡会を開催するものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（実施細目）

第10条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成9年7月1日

東京都千代田区大手町一丁目3番5号
甲 東京消防庁
消防総監 小宮多喜次

東京都千代田区神田須田町一丁目5番地
乙 社団法人ジャパンケンネルクラブ
理事長 経徳禮文

同文の協定

平成9年7月1日

乙 災害救助犬協会富山会長 黒川哲男
乙 日本災害救助犬協会会長 景山二郎
乙 日本レスキュー協会会長 打間奈津子

資料第61 震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定書 (東京消防庁)

東京消防庁（以下「甲」という。）と東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会（以下「乙」という。）は、甲の管轄する区域で発生した震災等大規模災害時で、救急車等の搬送車両が不足する場合に、東京都地域防災計画に基づき、患者等搬送事業者の民間協力の一環として、乙に属する東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会員（タクシー事業者を含む。以下「会員」という。）による甲の所管業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（業務内容）

第1条

この協定により甲が乙に実施を要請する業務は、震災等大規模災害時に発生した多数の傷病者のうち、緊急性の低い傷病者の搬送業務（以下「搬送業務」という。）とし、次に掲げるものとする。

- (1) 救護所等から医療機関への搬送業務
- (2) 医師、看護師又は救急救命士の管理下にある病院間搬送業務
- (3) その他甲が必要と認めた搬送業務

（震災等大規模災害の種別）

第2条

震災等大規模災害とは、次に掲げる災害をいう。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 大規模な航空機事故及び列車事故
- (3) その他前号に掲げる災害に準ずる事故

（出動の要請）

第3条

甲は、第1条各号の搬送業務を乙に対し要請する場合は、次の事項を警防本部又は署隊本部から電話等により直接に会員に通知するものとする。

- (1) 出動の日時及び場所
- (2) 搬送業務に必要な車両の台数及び乗務員数

2 会員は、震災等大規模災害が発生した場合において甲と連絡手段が途絶しているときは、努めて当該会員の事業所の所在地を管轄する消防署に出動し、搬送業務の要否を確認するものとする。この場合も、甲が出動を要請したものとみなす。

3 甲は、搬送車両の集結状況を乙に適宜、情報提供するものとする。

（搬送業務の実施）

第4条

会員は、前条の規定に基づき、震災等大規模災害の現場へ出動要請を受けたときは、指定された場所に出動し、甲の現場最高責任者の指示に基づき、搬送業務を実施するものとする。

2 甲の現場最高責任者は、会員を危害が及ぶ場所等に立ち入らせてはならない。

3 甲の現場最高責任者は、搬送車両の選択について、傷病者の状態から判断し、会員に指示するものとする。

4 甲は、会員が出動した場合には、活動状況を取りまとめ、乙に情報提供するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第5条

会員は、前条第1項に基づく会員の搬送業務終了後、当該搬送業務に要した費用を別記様式により、甲に

請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、道路運送法に基づく国土交通大臣の認可を受けた運賃及び所定の利用料の相当額を支払うものとする。

(損害の負担)

第6条

搬送業務の実施に伴い第三者に損害が生じたときは、その賠償の責については、甲乙協議して定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第7条

第4条の規定に基づく、搬送業務に起因して会員が死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、甲乙協議して定めるものとする。

(訓練演習の参加)

第8条

乙は、甲が実施する震災等大規模災害における訓練演習等（以下「震災訓練等」という。）に、会員が積極的に参加できるよう配慮するものとする。

2 甲は、会員が震災訓練等に参加した場合は、実災害における搬送業務と同等とみなし、道路運送法に基づく国土交通大臣から認可を受けた運賃の相当額を支払うものとする。

(緊急通行車両等事前届出済証)

第9条

甲は、乙に対し、第2条に定める災害発生に備え、東京都地域防災計画に定める「緊急通行車両等事前届出済証」を事前に交付するものとする。

(協議)

第10条

この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(施行日)

第11条 この協定は、平成27年7月1日から施行する。

上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、おのおのその1通を保有する。

平成27年6月29日

東京都千代田区大手町一丁目3番5号

甲 東京消防庁

消防総監 大江 秀敏

東京都千代田区麴町一丁目12番地

乙 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会

会長 辻 正司

資料第62 水による消火が適さない金属を取り扱う工場等での火災発生時における消火資器材提供に関する協定（東京消防庁）

東京消防庁（以下「甲」という。）と一般社団法人日本消火器工業会（以下「乙」という。）は、甲の管轄する区域内において、マグネシウム等の水による消火が適さない物質を取り扱う工場等において火災が発生した場合に、火災の鎮圧のため緊急に必要なとされる消火資器材（以下「資器材」という。）の円滑な供給への協力について、次の条項により協定を締結する。

（協力業務）

第1条 乙は、甲の要請により、火災を消火するために必要な資器材を確保し、提供し、及び当該資器材を効果的に活用するための助言を行うものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の要請を乙に対し、別表1に定める連絡先に、文書、電話等の方法により、行うものとする。

（要請内容）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、別表2の資器材の準備を乙に属する企業へ依頼し、第1条に規定する資器材の確保、提供及び助言（以下「協力業務」という。）を提供可能な範囲で実施するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき協力業務を実施するときは、直ちに実施責任者、受渡し可能時間、資器材の数量、受渡し場所、活用時の注意事項等を甲に通知するものとする。

（費用の請求及び支払）

第4条 乙は、前条第1項の規定による協力業務を実施した場合は、別記様式により、甲に受渡した資器材にかかる費用を甲に請求することができる。

2 甲は、前項の請求があったときは、その費用を支払わなければならない。

（従事者の災害補償）

第5条 甲は、この協定に基づく協力業務に従事した乙の職員が、災害現場における消防作業に従事したことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合は、災害補償について、災害補償関係法令に定めるところにより補償をしなければならない。

（疑義の解決）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して決定する。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結日から2年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも文書をもって廃棄の通告がない時は、この協定と同一内容で更新され、有効期間を2年間延長するものとし、以後も同様とする。

（適用）

第8条 この協定は、平成26年12月2日から適用する。

甲と乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成26年11月28日

東京都千代田区大手町一丁目3番5号

甲 東京消防庁
消防総監 大江 秀敏

東京都台東区蔵前三丁目15番7号

乙 一般社団法人日本消火器工業会
会 長 遠山 榮一

「水による消火が適さない金属を取り扱う工場等での火災発生時における消火資器材提供に関する協定」

東京消防庁（以下「甲」という。）と一般社団法人日本マグネシウム協会（以下「乙」という。）は、甲の管轄する区域内において、マグネシウム等の水による消火が適さない物質を取り扱う工場等において火災が発生した場合に、火災の鎮圧のため緊急に必要とされる消火資器材（以下「資器材」という。）の円滑な供給への協力について、次の条項により協定を締結する。

（協力業務）

第1条 乙は、甲の要請により、火災を消火するために必要な資器材を確保し、提供し、及び当該資器材を効果的に活用するための助言を行うものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の要請を乙に対し、別表1に定める連絡先に、文書、電話等の方法により、行うものとする。

（要請内容）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、別表2の資器材の準備を乙に属する企業へ依頼し、第1条に規定する資器材の確保、提供及び助言（以下「協力業務」という。）を提供可能な範囲で実施するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき協力業務を実施するときは、直ちに実施責任者、受渡し可能時間、資器材の数量、受渡し場所、活用時の注意事項等を甲に通知するものとする。

（費用の請求及び支払）

第4条 乙は、前条第1項の規定による協力業務を実施した場合は、別記様式により、甲に受渡した資器材にかかる費用を甲に請求することができる。

2 甲は、前項の請求があったときは、その費用を支払わなければならない。

（従事者の災害補償）

第5条 甲は、この協定に基づく協力業務に従事した乙の職員が、災害現場における消防作業に従事したことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合は、災害補償について、災害補償関係法令に定めるところにより補償をしなければならない。

（疑義の解決）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して決定する。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結日から2年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも文書をもって廃棄の通告がない時は、この協定と同一内容で更新され、有効期間を2年間延長するものとし、以後も同様とする。

（適用）

第8条 この協定は、平成26年12月2日から適用する。

甲と乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成26年11月28日

東京都千代田区大手町一丁目3番5号

甲 東京消防庁

消防総監 大江 秀 敏

東京都中央区日本橋三丁目6番10号

乙 一般社団法人日本マグネシウム協会

会 長 加 藤 数 良

資料第63 「災害時の救護活動等についての協定書」 (都福祉保健局)

東京都を「甲」とし、公益社団法人東京都柔道接骨師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき区市町村が行う医療救護について、本協定に準じた協力を努めるものとする。

3 甲は、前項に規定する乙と区市町村との協力関係の確保について、必要な調整に努めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

ア 傷病者に対する応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）の実施

イ 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

2 乙が医療救護所において行う応急救護は、医療救護所の医師の指示により実施するものとする。

(費用弁償)

第3条 甲は、乙の協力に係る次の費用について、その実費を弁償するものとする。

ア 協力に必要な柔道整復師の派遣に要する経費

イ 衛生材料等の経費

(損害賠償)

第4条 甲の要請に基づき、乙が行った救護活動にかかる従事者の損害賠償については、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和38年東京都条例第38号）の例による。

(防災訓練への参加)

第5条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(応急救護計画の策定)

第6条 乙は、本協定で定める救護活動を実施するため、災害応急救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害応急救護計画を策定するに当たっては、公益社団法人東京都医師

会との密接な連携の下に行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は協定締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲・乙何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通保有する。

平成26年3月27日

甲 東京都
代表者 東京都知事 舛添 要一

乙 公益社団法人東京都柔道接骨師会
代表者 東京都柔道接骨師会長 工藤 鉄男

資料第64 災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定

(都福祉保健局)

東京都を甲とし、財団法人日本救急医療財団を乙として、甲乙間において、次の条項により、航空会社の保有する航空機による災害時等の医療搬送等業務（以下「本業務」という。）の協力に関する協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画等に基づいて行う本業務を甲と乙とが協力して実施し、被災者等の救援活動を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、被害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、乙が別途協定を締結した航空会社（以下「指定航空会社」という。）に対し、乙に代わり、本業務等の協力を要請することができる。

(指定航空会社の通知)

第3条 乙は、あらかじめ甲に対し指定航空会社名等を通知するものとする。

(業務の指示)

第4条 甲は、災害の状況に応じて、東京都地域防災計画等に基づいて本業務を実施するため、乙に代わり、指定航空会社に対し、日時、場所等を指定して航空機の運航を指示することができる。

2 乙は、指定航空会社に対し、甲から指示があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し航空機等の提供を行わせるものとする。

3 甲は、前2項に係る業務の実施について問題が生じたと判断するときは、乙に対してその改善を申し入れることができる。

(業務内容)

第5条 乙は、指定航空会社に対し、甲の要請又は指示により提供した航空機等によって、甲の指示する次の業務を行わせるものとする。

(1) 傷病者、医療従事者、医薬品、医療資器材、食料品、飲料水等の搬送

(2) その他甲乙協議して合意した人員、物資等の搬送

(航空保険)

第6条 乙は、指定航空会社に対して、航空保険（機体、第三者・乗客包括賠償責任保険）に加入させるものとする。

(費用負担)

第7条 甲又は乙の要請又は指示により、指定航空会社が実施した本業務に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 航空機運航に係る経費

(2) その他本業務遂行に必要な経費

2 前項第1号の定めによる費用弁償等の額については、運輸大臣に届け出た航空運送事業に係る運賃料金における当該提供機種の貸切運賃に、本業務に要した時間を乗じて得た額とする。本業務に要した時間については、航空機が指定航空会社の定常基地を出発してから戻るまでの合計飛行時間を算定するものとする。

3 前項の本業務に要した時間については、1時間以下の場合は1時間とし、1時間を超えた場合は30分を単位として超えた時間を算定するものとする。

(損害賠償)

第8条 本業務の実施に伴い、乙が甲に損害を与えた場合の損害賠償額は、指定航空会社が加入する航空保険の保険金額を限度とする。

(災害補償)

第9条 甲は、指定航空会社等の職員がこの協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、乙の求めに応じ、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和38年東京都条例第38号）に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

(協定の有効期間及び解除)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、甲又は乙から協定の終期1か月前までに特段の意思表示がない場合は、引き続き2年間、協定の有効期間が延長されたものとみなす。
2 甲又は乙は、必要があるときは、甲乙協議の上、この協定を解除することができる。

(疑義の解釈等)

第11条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(施行期日)

第12条 この協定は、平成13年3月1日から施行する。
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成13年3月1日

甲	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都 代表者 東京都知事 石原慎太郎
乙	東京都文京区湯島三丁目37番4号 財団法人日本救急医療財団 理事長 大塚敏文

資料第65 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（都福祉保健局）

①「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書」

東京都を「甲」とし、一般社団法人東京医薬品卸業協会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医療救護活動に必要となる医薬品等
- (2) その他、甲が指定するもの

（緊急要請）

第5条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

（医薬品等の引取り）

第6条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（搬送体制の確保）

第7条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第8条 甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

（細 目）

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協 議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（雑 則）

第11条 この協定の施行に伴い、平成14年10月1日付け「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書」は、廃止する。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成18年2月13日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

乙 東京都中央区日本橋本町二丁目1番5号
一般社団法人東京医薬品卸業協会
代表者 理事長 内匠屋 理

資料第65 大東京歯科用品商協同組合との協定（都福祉保健局）

②「災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定書」

東京都を「甲」とし、大東京歯科用品商協同組合を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における歯科用医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、災害時における歯科用医薬品等の確保を図るため、歯科用医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（歯科用医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する歯科用医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

（1）医療救護活動に必要となる歯科用医薬品及び歯科材料

（2）その他、甲が指定するもの

（緊急要請）

第5条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

（歯科用医薬品等の引取り）

第6条 歯科用医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（搬送体制の確保）

第7条 歯科用医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第8条 甲は、乙の協力により調達された歯科用医薬品等について、その実費を負担するものとする。

（細 目）

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協 議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（雑 則）

第11条 この協定の施行に伴い、平成10年6月4日付け「災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定書」は、廃止する。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成18年2月13日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東 京 都
代表者 東京都知事 石 原 慎 太 郎

乙 東京都文京区本郷一丁目25番25号
大東京歯科用品商協同組合
代表者 理事長 井 上 恒 雄

資料第65 日本産業・医療ガス協会との協定（都福祉保健局）

③「災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定書」

東京都を「甲」とし、一般社団法人日本産業・医療ガス協会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医療ガス等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、災害時における医療ガス等の確保を図るため、医療ガス等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医療ガス等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医療ガス等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 酸素ガス及び液体酸素
- (2) 酸素ガス及び液体酸素の使用にあたり必要となる資器材等
- (3) その他、甲が指定するもの

（緊急要請）

第5条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

（医療ガス等の引取り）

第6条 医療ガス等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（医療ガス等を使用する施設の安全性等の確認）

第7条 医療ガス等を使用する施設の安全性等を確認する必要がある場合は、甲は乙に対し、安全性の確認について協力を要請するものとする。

（搬送体制の確保）

第8条 医療ガス等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第9条 甲は、乙の協力により調達された医療ガス等について、その実費を負担するものとする。

（細 目）

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協 議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（雑 則）

第12条 この協定の施行に伴い、平成18年2月13日付け「災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定書」は、廃止する。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成19年10月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東 京 都
代表者 東京都知事 石原慎太郎

乙 東京都港区芝五丁目30番9号
一般社団法人日本産業・医療ガス協会
代表者 代表理事 田口 博

資料第65 日本医療機器協会との協定（都福祉保健局）

④「災害時における医療機器等の調達業務に関する協定書」

東京都を「甲」とし、商工組合日本医療機器協会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医療機器等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、災害時における医療機器等の確保を図るため、医療機器等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医療機器等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医療機器等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医療救護活動に必要となる医療機器等

(2) その他、甲が指定するもの

（緊急要請）

第5条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

（医療機器等の引取り）

第6条 医療機器等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（搬送体制の確保）

第7条 医療機器等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第8条 甲は、乙の協力により調達された医療機器等について、その実費を負担するものとする。

（細 目）

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協 議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（雑 則）

第11条 この協定の施行に伴い、平成10年6月4日付け「災害時における医療機器等の調達業務に関する協定書」は、廃止する。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成18年2月13日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東 京 都
代表者 東京都知事 石 原 慎 太 郎

乙 東京都文京区本郷三丁目39番15号
商工組合日本医療機器協会
代表者 理事長 松 原 一 雄

資料第65 日本衛生材料工業連合会との協定（都福祉保健局）

⑤「災害時における衛生材料の調達業務に関する協定書」

東京都を「甲」とし、社団法人日本衛生材料工業連合会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における衛生材料の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、災害時における衛生材料の確保を図るため、衛生材料を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（衛生材料の範囲）

第4条 甲が供給を要請する衛生材料の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医療救護活動に必要となる衛生材料
- (2) 避難所等で使用される衛生材料
- (3) その他、甲が指定するもの

（緊急要請）

第5条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙傘下の組合又は乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

（衛生材料の引取り）

第6条 衛生材料の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（搬送体制の確保）

第7条 衛生材料の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第8条 甲は、乙の協力により調達された衛生材料について、その実費を負担するものとする。

（細 目）

第9条 この協定を案施するために必要な事項については、別に定める。

（協 議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（雑 則）

第11条 この協定の施行に伴い、平成10年6月4日付け「災害時における衛生材料の調達業務に関する協定書」は、廃止する。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成18年2月13日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東 京 都
代表者 東京都知事 石原慎太郎

乙 東京都港区浜松町1-2-3 泉浜松町ビル1階
社団法人 日本衛生材料工業連合会
代表者 会 長 高 原 慶一朗

資料第66 災害時の救護活動等についての協定（都福祉保健局）

東京都を「甲」とし、社団法人日本助産師会東京都支部を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき区市町村が行う医療救護について、本協定に準じた協力を努めるものとする。

3 甲は、前項に規定する乙と区市町村との協力関係の確保について、必要な調整に努めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力をを行うものとする。

ア 助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する業務の範囲）の実施

イ 傷病者に対する助産・保健指導に関する衛生材料等の提供

2 乙が救護所において行う活動は、救護所の医師と連携して実施するものとする。

（費用弁償）

第3条 甲は、乙の協力に係る次の費用について、その実費を弁償するものとする。

ア 協力に必要な助産師の派遣に要する経費

イ 衛生材料等の経費

（損害補償）

第4条 甲の要請に基づき、乙が行った救護活動に係る従事者の損害補償については、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和38年東京都条例第38号）の例による。

（防災訓練への協力）

第5条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力をを行うものとする。

（応急救護計画の策定）

第6条 乙は、本協定で定める救護活動を実施するため、災害応急救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害応急措置救護計画を策定するに当たっては、社団法人東京都医師会との密接な連携の下に行うものとする。

（協 議）

第7条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成19年4月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙何らの申出がないときは、有効期間が1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通保有する。

平成19年6月11日

- 甲 東京都
代表者 東京都知事 石原慎太郎

- 乙 社団法人日本助産師会東京都支部
代表者 東京都支部長 森田玲子

資料第67 災害時における要援護者の移送に関する協定書（都福祉保健局）

東京都（以下「甲」という。）と財団法人全国福祉輸送サービス協会東京支部（以下「乙」という。）とは、甲が実施する要援護者の移送に係る乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が被災地内の要援護者を他地区へ移送する場合における乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（移送用車両の要請）

第2条 甲は乙に対し、要援護者の移送に必要な車両（以下「福祉タクシー」という。）の供給を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請があった場合、乙の組合員の中から福祉タクシーを供給するものとする。

（費用弁償）

第3条 甲の要請に基づく福祉タクシーの供給に要する費用は、甲が負担する。

（事故等）

第4条 乙の供給した福祉タクシーが故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに他の福祉タクシー等により、供給を継続するよう務めるものとする。

2 乙は、その供給した福祉タクシーの運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第5条 乙は、その福祉タクシーの運行に際し、乙の責に帰する理由により事業用自動車の使用者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（損害賠償）

第6条 甲は、その責に帰する理由により使用中の福祉タクシーを損傷し又は滅失したときは、乙に対し、その損害を賠償する。

（災害補償）

第7条 甲は、使用中の福祉タクシーの運転者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和38年東京都条例第38号）」に定めるところにより、その損害を補償する。ただし、当該運転手が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故についてはこれらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（平常時からの連携）

第8条 甲及び乙は、平常時から、福祉タクシーの供給に関する情報交換や訓練等を実施するなど、その連携に努めるものとする。

（協 議）

第9条 この協定に定める事項に疑義が生じた時、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定する。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は平成19年6月11日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲・乙何らの申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

甲及び乙は、本協定書を2通作成し、記名押印の上各1通を保有する。

平成19年6月11日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

東京都千代田区九段南四丁目8番13号
乙 財団法人全国福祉輸送サービス協会東京都支部
代表者 東京支部長 水田 誠

資料第68 災害時の救護活動等についての協定書（都福祉保健局）

東京都を「甲」とし、公益社団法人東京都看護協会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき区市町村が行う医療救護について、本協定に準じた協力を努めるものとする。

3 甲は、前項に規定すること区市町村との協力関係の確保について、必要な調整に努めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、乙は、甲が社団法人東京都医師会に対し要請する医療救護班の編成に協力するほか、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

ア 傷病者等に対する応急救護（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定された業務の範囲）の実施

イ 傷病者等に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

ウ 甲が行う医療救護活動に係る会議への参加及び活動報告

2 乙が医療救護所において行う応急救護は、医療救護所の医師の指示により実施するものとする。

（費用弁償）

第3条 甲は、乙の協力に係る次の費用について、その実費を弁償するものとする。

ア 協力に必要な看護師の派遣に要する経費

イ 衛生材料等の経費

（損害賠償）

第4条 甲の要請に基づき、乙が行った救護活動にかかる従事者の損害賠償については、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和38年東京都条例第38号）の例による。

（防災訓練への参加）

第5条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（応急救護計画の策定）

第6条 乙は、本協定で定める救護活動を実施するため、災害応急救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害応急救護計画を策定するに当たっては、社団法人東京都医師会に協力し、情報の共有を図りながら行うものとする。

（協 議）

第7条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は協定締結日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通保有する。

平成24年10月30日

甲 東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

乙 公益社団法人東京都看護協会
代表者 会 長 嶋 森 好 子

資料第69 災害時における被災者の支援に関する協定（都福祉保健局）

東京都（以下「甲」という。）と東京都生活衛生同業組合連合会（以下「乙」という。）は、東京都内において大規模な地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙の会員である生活衛生同業組合（以下「組合」という。）が実施する被災者の支援（以下「支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における被災者の生活衛生に関する協力体制を確立して、都民の安定した生活の確保を図ることを目的とする。

（支援業務内容及び対象組合）

第2条 乙の支援業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 救援物資（食材及び食品）の提供
- (2) 避難所等における炊出しの実施
- (3) 避難所等における理容、美容、クリーニングの実施
- (4) 宿泊・一時避難等としての施設の提供
- (5) 入浴施設の開放、入浴の便宜供与
- (6) 帰宅困難者に対する、水、トイレ、避難情報等の提供

2 本協定の対象となる組合及び具体的な支援業務は別表のとおりとする。

（要請）

第3条 甲は、災害時に、支援業務を実施する必要があると認めたときは、乙に支援を要請するものとする。

2 前項の要請は、別記様式第1号により行う。ただし、別記様式第1号による要請をすることができない緊急の場合は、口頭により要請し、後日、別記様式第1号により処理するものとする。なお、前条第1項第6号については、甲の要請を待たないで、乙が状況に応じ自主的に可能な範囲で支援を実施できるものとする。

（費用負担）

第4条 乙の業務の提供による経費については、災害救助法の規定により甲が負担すると認めたものを除き、原則として乙が負担する。

（業務の提供及び報告）

第5条 乙は、甲から第3条に定める要請があったときは、組合間の調整を行ったうえで、業務の提供を行う組合を決定するものとする。

2 業務の提供を行った組合は、業務が完了したときは、別記様式第2号により、速やかに実施状況を甲に報告するものとする。

（合同訓練）

第6条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加し協力するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

る。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成25年7月11日から平成27年3月31日までとする。

2 期限満了の日の3か月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成25年7月11日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

知事 猪瀬 直樹

東京都渋谷区広尾五丁目7番1号

乙 東京都生活衛生同業組合連合会

会長 飛田 英雄

別表（第2条関係）

対象組合及び業務

組 合 名	支 援 業 務
東京都鮪商生活衛生同業組合	・食材の提供及び料理、弁当等の食品の提供 ・避難所等における炊出し人員の派遣 ・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都麺類生活衛生同業組合	・食材の提供及び料理、弁当等の食品の提供 ・避難所等における炊出し人員の派遣 ・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都中華料理生活衛生同業組合	・食材の提供及び料理、弁当等の食品の提供 ・避難所等における炊出し人員の派遣 ・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都社交飲食業生活衛生同業組合	・食材の提供及び料理、弁当等の食品の提供 ・避難所等における炊出し人員の派遣 ・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都料理生活衛生同業組合	・食材の提供及び料理、弁当等の食品の提供 ・避難所等における炊出し人員の派遣 ・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都飲食業生活衛生同業組合	・食材の提供及び料理、弁当等の食品の提供 ・避難所等における炊出し人員の派遣 ・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都喫茶飲食生活衛生同業組合	・食材の提供及び料理、弁当等の食品の提供 ・避難所等における炊出し人員の派遣 ・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都食鳥肉販売業生活衛生同業組合	・食材の提供 ・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都氷雪販売業生活衛生同業組合	・氷の提供 ・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都理容生活衛生同業組合	・避難所等での理容サービスの提供 ・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都美容生活衛生同業組合	・避難所等での美容サービスの提供 ・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都興行生活衛生同業組合	・簡易避難所としての場所の提供 ・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都ホテル旅館生活衛生同業組合	・避難所としての宿泊施設の提供（宿泊・入浴・食事） ・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都簡易宿泊業生活衛生同業組合	・避難所としての宿泊施設の提供（宿泊・入浴） ・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都公衆浴場業生活衛生同業組合	・避難所としての入浴施設の開放 ・入浴の便宜供与 ・井戸による生活用水等の提供 ・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供
東京都クリーニング生活衛生同業組合	・被災者の毛布、衣類等のクリーニング ・帰宅困難者に対する水、トイレ、避難情報等の提供

災害時における被災者支援の要請書

東京都生活衛生同業組合連合会
会長 ○○様

東京都知事
猪瀬 直樹

平成 年 月 日締結の災害時における被災者の支援に関する協定書第3条の規定に基づき、下記の支援について要請します。

記

1 要請する内容

要請内容	要請期間	実施場所	支援を受ける被災者数又は提供数(予定)	備考

2 連絡先

役職・氏名	
電話番号・ファクシミリ番号	
メールアドレス	

担当
東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課
電話番号：
ファクシミリ番号：

第 号
平成 年 月 日

災害時における被災者支援の実績報告書

東京都知事 殿

東京都〇〇生活衛生同業組合
会長 〇〇 〇〇

平成 年 月 日福保健環第 号東京都生活衛生同業組合連合会に要請のあつた災害時における被災者支援の協力については、下記のとおり対応したので、平成25年 月 日締結の災害時における被災者の支援に関する協定書第5条の規定に基づき報告します。

記

被災者支援の協力に係る実施状況

支援内容	実施期間	実施場所	支援を受けた被災者数又は提供数	備考

資料第70 災害時における高齢者の生活支援等のための介護職員等派遣に関する協定 (都福祉保局)

東京都（以下「甲」という。）と社会福祉法人東京都社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、二次避難所（福祉避難所）等への介護職員等の派遣に関して、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、災害時において、災害時要援護者である高齢者を支援するため、区市町村又は他道府県等からの要請に基づき、甲が二次避難所等への介護職員等の派遣を実施する場合における乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 乙は、甲からの要請に基づき、乙の会員である施設と調整し、介護職員等の派遣について人材の確保等の必要な協力を行うものとする。

3 甲は、乙と区市町村又は他道府県等との協力関係の確保について、必要な調整を行うものとする。

（介護職員等の業務）

第2条 甲が乙に第1条第2項の規定に基づき派遣の協力を要請する介護職員等の業務は、次のとおりとする。

(1) 高齢者の日常生活の介助に係る業務

(2) その他高齢者の生活支援に係る業務

（協力要請）

第3条 甲は、区市町村又は他道府県等からの要請に基づき、介護職員等の派遣を行う場合は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書により協力を要請するものとする。ただし、事態が緊迫して、文書によることができない場合には、口頭その他の方法による要請を行うものとする。

(1) 派遣要請理由

(2) 派遣場所

(3) 派遣人数

(4) 派遣期間

（介護職員等派遣候補者名簿の作成及び提出）

第4条 乙は、前条の定めによる協力要請があった場合は、介護職員等の派遣候補者名簿を作成し、これを甲に提出するものとする。

（費用弁償）

第5条 甲の要請に基づき、乙が介護職員等の派遣を行った場合は、別に定めるところによりその実費を甲が弁償するものとする。

（資材等の調達）

第6条 甲は、本協定により派遣する介護職員等の活動場所への移送及び物資等の調達について、必要な措置を講じるものとする。

（細 目）

第7条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第8条 この協定に関し、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の期間は、協定書締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙から申出がないときは、更に1年間延長され、以降この例による。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年8月12日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 猪瀬 直樹

東京都新宿区神楽河岸一丁目1番
乙 社会福祉法人東京都社会福祉協議会
代表者 会長 古川 貞二郎

(同趣旨の協定 平成25年8月12日)

甲 同上

東京都新宿区新宿三丁目32番1号
乙 一般社団法人東京都老人保健施設協会
代表者 会長 山田 禎一

資料第71 東京都災害福祉広域調整センターの設置及び運営等に関する協定 (都福祉保健局)

東京都（以下「甲」という。）と社会福祉法人東京都社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、第2条で規定する場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力し、東京都災害福祉広域支援ネットワーク構成団体とも協働しながら、社会福祉施設及び福祉避難所等への福祉職員等の円滑な派遣調整等を行い、もって災害時の福祉支援力の低下を防止するため、この協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東京都災害福祉広域調整センターの設置及び運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(東京都災害福祉広域調整センターの設置)

第2条 以下の場合、甲は東京都災害福祉広域調整センターを設置する。

- (1) 東京都の地域において大規模災害が発生し、または発生するおそれがあると認めた場合。
- (2) 甲が災害対策本部を設置した場合（即応対策本部又は応急対策本部を設置した場合も同様とする）。
- (3) 甲と乙が協議の上、必要と判断した場合。

(東京都災害福祉広域調整センターの設置場所)

第3条 東京都災害福祉広域調整センターは、原則として以下を設置場所とする。

- (1) 東京都内で災害が発生した場合は甲（東京都新宿区西新宿二丁目8番1号）とする。
 - (2) 他県で発災し、支援をするためにセンターを立ち上げる場合は乙（東京都新宿区神楽河岸1番1号）とする。
- 2 前項の施設が被災し、利用できない場合、その他当該施設内に東京都災害福祉広域調整センターを設置することが困難である場合には、甲と乙が協議の上、これに代わる設置場所を確保する。

(東京都災害福祉広域調整センターの役割)

第4条 東京都災害福祉広域調整センターは、災害時において、人的支援が必要とされる要配慮者が利用する社会福祉施設及び福祉避難所等への福祉職員等の応援派遣を円滑に支援するため、被災地や応援派遣団体との必要な調整等を行う。

(東京都災害福祉広域調整センターの運営)

第5条 乙は、東京都災害福祉広域調整センターの運営を行うものとし、甲は、同センターの運営に必要な支援を行う。

(経費負担)

第6条 東京都災害福祉広域調整センターの運営に関し必要となる経費は、甲が負担する。ただし、甲と乙が協議の上、合意が得られた場合については、この限りではない。

(東京都災害福祉広域調整センターの閉鎖)

第7条 東京都災害福祉広域調整センターの閉鎖時期については、甲と乙が協議の上、決定する。

(平常時の取組)

第8条 甲と乙とは、災害時に迅速かつ円滑に被災地や応援派遣団体との必要な調整ができるよう、平常時から相互に連携した取組に努める。

(協議)

第9条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議の上、決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の期間は、協定書締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙の一方から書面により特段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に延長され、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年3月7日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都新宿区神楽河岸1番1号
社会福祉法人東京都社会福祉協議会
代表者 会長 青山 侑

資料第72 災害時における要配慮者の生活支援のための福祉職員等派遣に関する協定 (都福祉保健局)

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都医療社会事業協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、社会福祉施設及び福祉避難所等への福祉職員等の派遣に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

- 第1条 この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、区市町村又は他道府県からの要請に基づき、甲が福祉避難所等への福祉職員等の派遣を実施する場合における乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 乙は、甲からの要請に基づき、乙の会員及び全国組織と調整し、福祉職員等の派遣について可能な範囲での人材の確保及び派遣調整の必要な協力を行うものとする。
- 3 甲は、乙と区市町村又は他道府県等との協力関係の確保について、必要な調整を行うものとする。

(福祉職員等の業務)

第2条 甲が乙に第1条第2項の規定に基づき派遣の協力を要請する福祉職員等の業務は、要配慮者の生活支援に係る業務とする。

(協力要請)

第3条 甲は、区市町村又は他道府県等からの要請に基づき、福祉職員等の派遣を行う場合は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合で、文書によることができない場合には、口頭その他の方法による要請を行うものとする。

- (1) 派遣要請理由
- (2) 派遣場所
- (3) 派遣人数
- (4) 派遣期間

(福祉職員等派遣候補者名簿の作成及び提出)

第4条 乙は、前条の定めによる協力要請があった場合は、福祉職員等の派遣候補者名簿を作成し、これを甲に提出するものとする。

(費用弁償)

第5条 甲の要請に基づき、乙が福祉職員等の派遣を行った場合は、別に定めるところによりその実費を甲が弁償するものとする。

(資材等の調達)

第6条 甲は、本協定により派遣する福祉職員等の活動場所への移送について、必要な措置を講じるものとする。

(細目)

第7条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第8条 この協定に関し、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の期間は、協定書締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙の一方から書面により特段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に延長され、以降も同様とする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月7日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都豊島区南大塚三丁目43番11号
一般社団法人東京都医療社会事業協会
代表者 会長 田上 明

資料第73 災害時における要配慮者の生活支援等のための福祉職員等派遣に関する協定 (都福祉保健局)

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人東京精神保健福祉士協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、社会福祉施設及び福祉避難所等への福祉職員等の派遣に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

- 第1条 この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、区市町村又は他道府県からの要請に基づき、甲が福祉避難所等への福祉職員等の派遣を実施する場合における乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 乙は、甲からの要請に基づき、乙の会員及び全国組織と調整し、福祉職員等の派遣について可能な範囲での人材の確保及び派遣調整の必要な協力を行うものとする。
- 3 甲は、乙と区市町村又は他道府県等との協力関係の確保について、必要な調整を行うものとする。

(福祉職員等の業務)

- 第2条 甲が乙に第1条第2項の規定に基づき派遣の協力を要請する福祉職員等の業務は、次のとおりとする。
- (1) 要配慮者の日常生活の介助に係る業務
 - (2) その他要配慮者の生活支援に係る業務

(協力要請)

- 第3条 甲は、区市町村又は他道府県等からの要請に基づき、福祉職員等の派遣を行う場合は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合で、文書によることができない場合には、口頭その他の方法による要請を行うものとする。
- (1) 派遣要請理由
 - (2) 派遣場所
 - (3) 派遣人数
 - (4) 派遣期間

(福祉職員等派遣候補者名簿の作成及び提出)

- 第4条 乙は、前条の定めによる協力要請があった場合は、福祉職員等の派遣候補者名簿を作成し、これを甲に提出するものとする。

(費用弁償)

- 第5条 甲の要請に基づき、乙が福祉職員等の派遣を行った場合は、別に定めるところによりその実費を甲が弁償するものとする。

(資材等の調達)

- 第6条 甲は、本協定により派遣する福祉職員等の活動場所への移送について、必要な措置を講じる

ものとする。

(細目)

第7条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第8条 この協定に関し、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の期間は、協定書締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙の一方から書面により特段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に延長され、以降も同様とする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月7日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都新宿区大久保一丁目1番2号
一般社団法人東京精神保健福祉士協会
代表者 会長 関原 育

資料第73 災害時における要配慮者の生活支援等のための福祉職員等派遣に関する協定 (都福祉保健局)

東京都（以下「甲」という。）と公益社団法人東京社会福祉士会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、社会福祉施設及び福祉避難所等への福祉職員等の派遣に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

- 第1条 この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、区市町村又は他道府県からの要請に基づき、甲が福祉避難所等への福祉職員等の派遣を実施する場合における乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 乙は、甲からの要請に基づき、乙の会員及び全国組織と調整し、福祉職員等の派遣について可能な範囲での人材の確保及び派遣調整の必要な協力を行うものとする。
- 3 甲は、乙と区市町村又は他道府県等との協力関係の確保について、必要な調整を行うものとする。

（福祉職員等の業務）

- 第2条 甲が乙に第1条第2項の規定に基づき派遣の協力を要請する福祉職員等の業務は、次のとおりとする。
- (1) 要配慮者の日常生活の介助に係る業務
 - (2) その他要配慮者の生活支援に係る業務

（協力要請）

- 第3条 甲は、区市町村又は他道府県等からの要請に基づき、福祉職員等の派遣を行う場合は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合で、文書によることができない場合には、口頭その他の方法による要請を行うものとする。
- (1) 派遣要請理由
 - (2) 派遣場所
 - (3) 派遣人数
 - (4) 派遣期間

（福祉職員等派遣候補者名簿の作成及び提出）

- 第4条 乙は、前条の定めによる協力要請があった場合は、福祉職員等の派遣候補者名簿を作成し、これを甲に提出するものとする。

（費用弁償）

- 第5条 甲の要請に基づき、乙が福祉職員等の派遣を行った場合は、別に定めるところによりその実費を甲が弁償するものとする。

（資材等の調達）

- 第6条 甲は、本協定により派遣する福祉職員等の活動場所への移送について、必要な措置を講じる

ものとする。

(細目)

第7条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第8条 この協定に関し、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の期間は、協定書締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙の一方から書面により特段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に延長され、以降も同様とする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月7日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都豊島区南大塚三丁目43番11号
公益社団法人東京社会福祉士会
代表者 会長 大輪 典子

資料第73 災害時における要配慮者の生活支援等のための福祉職員等派遣に関する協定 (都福祉保健局)

東京都（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都介護福祉士会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、社会福祉施設及び福祉避難所等への福祉職員等の派遣に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

- 第1条 この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、区市町村又は他道府県からの要請に基づき、甲が福祉避難所等への福祉職員等の派遣を実施する場合における乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 乙は、甲からの要請に基づき、乙の会員及び全国組織と調整し、福祉職員等の派遣について可能な範囲での人材の確保及び派遣調整の必要な協力を行うものとする。
- 3 甲は、乙と区市町村又は他道府県等との協力関係の確保について、必要な調整を行うものとする。

(福祉職員等の業務)

- 第2条 甲が乙に第1条第2項の規定に基づき派遣の協力を要請する福祉職員等の業務は、次のとおりとする。
- (1) 要配慮者の日常生活の介助に係る業務
 - (2) その他要配慮者の生活支援に係る業務

(協力要請)

- 第3条 甲は、区市町村又は他道府県等からの要請に基づき、福祉職員等の派遣を行う場合は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合で、文書によることができない場合には、口頭その他の方法による要請を行うものとする。
- (1) 派遣要請理由
 - (2) 派遣場所
 - (3) 派遣人数
 - (4) 派遣期間

(福祉職員等派遣候補者名簿の作成及び提出)

- 第4条 乙は、前条の定めによる協力要請があった場合は、福祉職員等の派遣候補者名簿を作成し、これを甲に提出するものとする。

(費用弁償)

- 第5条 甲の要請に基づき、乙が福祉職員等の派遣を行った場合は、別に定めるところによりその実費を甲が弁償するものとする。

(資材等の調達)

- 第6条 甲は、本協定により派遣する福祉職員等の活動場所への移送について、必要な措置を講じる

ものとする。

(細目)

第7条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第8条 この協定に関し、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の期間は、協定書締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙の一方から書面により特段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に延長され、以降も同様とする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月7日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都江東区猿江一丁目3番7号
公益社団法人東京都介護福祉士会
代表者 会長 白井 幸久

資料第73 災害時における要配慮者の生活支援等のための福祉職員等派遣に関する協定 (都福祉保健局)

東京都（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、社会福祉施設及び福祉避難所等への福祉職員等の派遣に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

- 第1条 この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、区市町村又は他道府県からの要請に基づき、甲が福祉避難所等への福祉職員等の派遣を実施する場合における乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 乙は、甲からの要請に基づき、乙の会員及び全国組織と調整し、福祉職員等の派遣について可能な範囲での人材の確保及び派遣調整の必要な協力を行うものとする。
- 3 甲は、乙と区市町村又は他道府県等との協力関係の確保について、必要な調整を行うものとする。

(福祉職員等の業務)

- 第2条 甲が乙に第1条第2項の規定に基づき派遣の協力を要請する福祉職員等の業務は、次のとおりとする。
- (1) 要配慮者の日常生活の介助に係る業務
 - (2) その他要配慮者の生活支援に係る業務

(協力要請)

- 第3条 甲は、区市町村又は他道府県等からの要請に基づき、福祉職員等の派遣を行う場合は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合で、文書によることができない場合には、口頭その他の方法による要請を行うものとする。
- (1) 派遣要請理由
 - (2) 派遣場所
 - (3) 派遣人数
 - (4) 派遣期間

(福祉職員等派遣候補者名簿の作成及び提出)

- 第4条 乙は、前条の定めによる協力要請があった場合は、福祉職員等の派遣候補者名簿を作成し、これを甲に提出するものとする。

(費用弁償)

- 第5条 甲の要請に基づき、乙が福祉職員等の派遣を行った場合は、別に定めるところによりその実費を甲が弁償するものとする。

(資材等の調達)

- 第6条 甲は、本協定により派遣する福祉職員等の活動場所への移送について、必要な措置を講じる

ものとする。

(細目)

第7条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第8条 この協定に関し、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の期間は、協定書締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙の一方から書面により特段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に延長され、以降も同様とする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月7日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都千代田区飯田橋二丁目9番3号
特定非営利活動法人
東京都介護支援専門員研究協議会
代表者 理事長 小島 操

資料第74 災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書（都福祉保健局）

東京都（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都栄養士会（以下「乙」という。）とは、災害時における栄養・食生活の支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害時において、要配慮者等へ栄養・食生活の支援をするため、都内区市町村又は道府県等からの要請に基づき、甲が避難所等へ管理栄養士及び栄養士の派遣を実施する場合における乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 甲は、乙と都内区市町村又は道府県等との協力関係の確保について、必要な調整に努める。

（派遣）

第2条 甲は、災害時における栄養・食生活の支援活動を実施するため、必要があると認めた場合は、乙に対し協力を要請する。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに、管理栄養士及び栄養士を、甲が指定する被災地域に派遣する。

（業務等）

第3条 派遣する管理栄養士及び栄養士（以下「派遣管理栄養士等」とする。）が行う業務は、次のとおりとする。

- （1）災害時要配慮者等に対する栄養・食生活指導
- （2）疾病者用食品等の提供に係る業務
- （3）その他、必要な業務

2 派遣に必要な移動手段、宿泊先及び食糧の確保は、乙が行う。

（指揮命令）

第4条 派遣管理栄養士等は、その業務内容等について、活動場所における指揮者等の指示に従う。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づく業務を実施したときは、その状況を記録するとともに、活動終了後速やかに、活動実績を甲に報告するものとする。

（費用弁償等）

第6条 甲が行う支援活動において、甲の要請に基づき、乙が第3条に定める業務を実施した場合に要する経費は、甲が負担する。

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定める。

（体制の整備）

第7条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、派遣体制及び甲との連絡体制の整備に努める。

(防災訓練等への参加)

第8条 乙は、甲が行う防災訓練等に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定期間が満了する日の3か月前までに、甲乙からこの協定を終了する旨の申出がないときは、更に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を 保有する。

令和2年12月28日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都新宿区四谷三丁目9番地

乙 公益社団法人東京都栄養士会

代表者 会長 西村 一弘

資料第75 東京都災害派遣精神医療チーム派遣等に関する協定書 (民間病院) (都福祉保健局)

東京都知事（以下「甲」という。）と恩方病院を運営する医療法人永寿会（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における東京都災害派遣精神医療チーム（以下「東京DPAT」という。）の派遣等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東京都災害派遣精神医療チーム運営要領（平成30年2月7日付29中精広第249号。以下「要領」という。）に規定する東京DPATが、都内外の被災地において、被災によって機能しなくなった精神医療の補填、被災した精神障害者又は災害ストレスによる被災住民等への対応及び地域精神保健活動の支援を行うことに関して必要な事項を定める。

(派遣等)

第2条 甲は、東京DPATの派遣が必要と認めた場合は、要領第4の2及び第5の1の規定に基づき、乙に対し、東京DPATの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、東京DPATを甲が指定する被災地域等に派遣するものとする。ただし、要領第4の2(2)ただし書に該当するときは、乙及び乙が登録している東京DPAT隊員の被害状況を甲に報告するとともに、派遣可能となった時は、速やかに甲に申し出るものとする。

(活動内容)

第3条 乙は、甲の要請に基づき、東京DPATを編成し、要領第4の3及び第5の2に掲げる次の業務を行うものとする。

- (1) 東京DPAT活動拠点本部における活動
- (2) 被災区市町村における活動
- (3) 他道府県における活動
- (4) その他甲、乙で協議の上、必要と認められる活動

(指揮命令)

第4条 前条(1)の活動を行う東京DPATは、東京DPAT調整本部の指示に基づき、活動拠点本部を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターの指示に従い、活動する。

2 前条(2)の活動を行う東京DPATは、被災区市町村の災害対策本部等の指示に従い、当該区市町村災害医療コーディネーターとの連携を図るとともに、被災地で活動する医療チーム及び保健チームとの協力し、活動する。

3 前条(3)の活動を行う東京DPATは、被災した道府県等の災害対策本部の指示の下、活動する。

(医薬品等の確保)

第5条 乙は、派遣する東京DPATに対し、別紙1に掲げる医薬品及び医療資器材（以下「医薬品等」という。）並びに別紙2に掲げる関連資機材を携行させることを標準とする。

(費用負担)

第6条 甲は、乙が派遣した東京DPATが第3条に定める活動を実施するために要した費用のうち次に掲げるものについて、負担する。

- (1) 東京DPAT派遣に要する経費等（災害救助法（昭和22年法律第118号）により、国庫負担の対象として支弁される経費又は他県により支弁される経費
- (2) 東京DPATが携行し、使用した医薬品等

(助成金)

第7条 甲は、乙に対し、別に定める規定により、次に掲げる経費について助成することができる。

- (1) 別紙2に掲げる関連資機材。ただし、200,000円以内に限る。
- (2) 第9条に定める研修に従事した際の人件費及び衛星携帯電話通信費
- (3) 衛星携帯電話基本料金

2 前項(1)の助成金については、1回限りとする。

(補償)

第8条 甲は、乙が派遣した東京DPAT隊員が、第3条に定める業務に従事したことにより、疾病若しくは負傷し、又は障害の状態となり若しくは死亡した場合の損害補償に対応するため、東京DPAT隊員を傷害保険に加入させるものとする。

2 前項に要する費用は甲が負担する。

(研修)

第9条 乙は、東京DPAT隊員の登録を予定している者に対して、甲が要領第2の3により実施する研修を受講させる責務を負う。

(有効期間等)

第10条 この協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までの期間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3か月前までに、甲、乙のいずれかから書面による別段の意思表示がない場合は自動的に1年間延長するものとする。以後も同様とする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に東京DPAT隊員として登録されたものがないときは、第2条から第6条まで及び第8条の規定は適用しない。

(その他協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙と協議して定めるものとする。

2 本協定書について、甲、乙で協議の上、適宜必要な見直しを行う。

3 乙が東京DPATの編成できる要件を満たさなくなったと認めるときは、要件を満たさなくなった日から起算して1年を経過した日をもって協定期間の終了とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成30年3月30日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都知事
小池百合子

乙 福岡県福岡市西区今津3810番地
医療法人永寿会 理事長 齋藤 秀樹

同文の協定

平成30年3月30日

乙 東京都青梅市末広町一丁目4番地の5
医療法人社団岩尾会 理事長 室 愛子

乙 東京都豊島区西池袋一丁目10番2号
医療法人財団厚生協会 理事長 関 晶比古

乙 東京都八王子市裏高尾町273番地
医療法人社団青溪会 理事長 菊本 弘次

乙 東京都調布市上石原三丁目33番地の17
医療法人社団青山会 理事長 青木 浩子

乙 東京都調布市深大寺北町四丁目17番1
医療法人社団欣助会 理事長 塚本 一

乙 東京都西東京市南町三丁目4番10号
医療法人社団薫風会 理事長 山田 雄飛

乙 東京都八王子市美山町1076番地
医療法人社団光生会 理事表 平川 博之

乙 東京都練馬区関町南四丁目14番53号
医療法人社団じうんどう 理事長 田邊 英一

乙 東京都日野市西平山一丁目24番地1
医療法人社団清愛会 理事長 杉山 吉昭

乙 東京都足立区中川四丁目29番12号
医療法人社団成仁 理事長 片山 成仁

乙 東京都足立区西新井五丁目41番1号
医療法人社団大和会 理事長 矢野 諭

乙 東京都八王子市宮下町178番地

- 医療法人社団東京愛誠会 理事長 長瀬 輝誼
乙 東京都文京区本郷二丁目1番1号
学校法人順天堂 理事長 小川 秀興
乙 東京都文京区千駄木一丁目1番5号
学校法人日本医科大学 理事長 坂本 篤裕
乙 東京都三鷹市上連雀四丁目14番1号
公益社団法人井之頭病院 理事長 菊池 健
乙 東京都多摩市連光寺一丁目1番地1
社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会 理事長 佐藤 忠彦
乙 東京都小平市小川東町四丁目1番1号
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
理事長 水澤 英洋

平成31年3月29日

- 乙 東京都立川市錦町四丁目2番地2号
国家公務員共済組合連合会 理事長 松元 崇
乙 東京都品川区旗の台1丁目5番地8号
学校法人昭和大学 理事長 小口 勝司
乙 東京都千代田区九段南四丁目8番地28号
学校法人日本大学 理事長 田中 英壽

令和4年7月1日

- 乙 東京都大田区大森西6-11-1
学校法人東邦大学 理事長 炭山 嘉伸

(別紙1)

東京DPA T標準携行医薬品及び医療資器材

		一般名 (主な商品名)	規格	数量
内服薬	催眠鎮痛剤、抗不安剤	ゾルピデム酒石酸塩 (マイスリー)	5mg	30錠
		ロラゼパム (ワイパックス)	0.5mg	30錠
	抗てんかん剤	バルプロ酸ナトリウム (デパケン)	200mg	30錠
	抗精神病薬	クエチアピンフマル酸塩 (セロクエル)	25mg	30錠
		リスペリドン (リスパダール内用液)	0.5mg	30包
	抗うつ薬	フルボキサミンマレイン酸塩 (ルボックス)	25mg	30錠
	その他	カロナール	300mg	30錠
		PL総合顆粒		30包
		フェリビナクテープ (MS冷シツ)		30枚
注射薬	催眠鎮痛剤、抗不安剤	ジアゼパム (セルシン注射液)	10mg	10本
		フェノバルビタール (フェノバル注射液)	100mg	5本
	抗パーキンソン剤	乳酸ビペリドン (アキネトン注射液)	5mg	5本
	精神神経用剤	ハロペリドール (セレネース注)	5mg	10本
	呼吸促進剤	フルマゼニル (アネキセート注射液)	0.5mg	5本
医療資器材等		シリンジ	5ml	5本
		シリンジ	2.5ml	5本
		注射針	23G	5本
		翼状針	23G	5本
		ディスポ舌圧子		30本
		アルコール綿		適宜
		固定用絆創膏		2個
		血圧計		2台
		聴診器		2個
		体温計		1本
		パルスオキシメーター		1個
		針捨てボックス		1個

(別紙2)

東京DPAT標準関連資機材（通信機器・記録機器等）

区分	品名	数量
通信機器・ 記録機器等	衛星携帯電話（予備バッテリー等含む）	1台
	モバイルプリンター（ケーブル含む）	1台
	トランシーバー（充電器含む）	2台
	ライティングシート	1箱
	被災地域地図（東京都広域地図）	1冊
	プリンター用紙	500枚
	プリンター用インク	1組
	デジタルカメラ（充電器・パソコン接続用ケーブル含む）	1台
	モバイルパソコン（ACアダプター・予備バッテリー含む）	1台
	LANケーブル	1本
	テーブルタップ	1個
	データカード・ルーター	1個
	電子記録媒体（USBメモリースティック等）	1個
	ホワイトボードマーカー（黒、赤、青）	3本
	ノート・筆記用具等	5セット

資料第76 東京都災害派遣精神医療チーム派遣等に関する協定書

(都立病院)

(都福祉保健局)

東京都知事（以下「甲」という。）と地方独立行政法人東京都立病院機構理事長（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における東京都災害派遣精神医療チーム（以下「東京DPAT」という。）の派遣等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東京都災害派遣精神医療チーム運営要領（平成30年2月7日付29中精広第249号。以下「要領」という。）に規定する東京DPATが、都内外の被災地において、被災によって機能しなくなった精神医療の補填、被災した精神障害者又は災害ストレスによる被災住民等への対応及び地域精神保健活動の支援を行うことに関して必要な事項を定める。

(東京DPAT等の継承)

第2条 乙は、別紙1の新法人設立前欄に掲げる医療機関の東京DPAT隊員及び当該東京DPATが有する関連資機材等を、新法人設立後欄に掲げる医療機関に継承する。

2 甲は、要領第2の2に定める医療機関の登録について、別紙1の新法人設立前欄に掲げる医療機関の登録を、新法人設立後欄に掲げる医療機関に継承させ、東京DPAT登録機関名簿を更新する。

3 甲は、要領第2の3に定める東京DPAT隊員の登録について、別紙1の新法人設立前欄に掲げる医療機関に所属する東京DPAT隊員の登録を、新法人設立後欄に掲げる医療機関に所属する東京DPAT隊員に継承させ、東京DPAT隊員登録名簿を更新する。

(派遣等)

第3条 甲は、東京DPATの派遣が必要と認めた場合は、要領第4の2及び第5の1の規定に基づき、乙に対し、東京DPATの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、東京DPATを甲が指定する被災地域等に派遣するものとする。ただし、要領第4の2（2）ただし書に該当するときは、乙及び乙が登録している東京DPAT隊員の被害状況を甲に報告するとともに、派遣可能となった時は、速やかに甲に申し出るものとする。

(活動内容)

第4条 乙は、甲の要請に基づき、東京DPATを編成し、要領第4の3及び第5の2に掲げる次の業務を行うものとする。

- (1) 東京DPAT活動拠点本部における活動
- (2) 被災区市町村における活動
- (3) 他道府県における活動
- (4) その他甲、乙で協議の上、必要と認められる活動

(指揮命令)

第5条 前条（1）の活動を行う東京DPATは、東京DPAT調整本部の指示に基づき、活動拠点本部を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターの指示に従い、活動する。

2 前条（2）の活動を行う東京DPATは、被災区市町村の災害対策本部等の指示に従い、当該区市町村災害医療コーディネーターとの連携を図るとともに、被災地で活動する医療チーム及び保健チームとの協力し、活動する。

3 前条（3）の活動を行う東京DPATは、被災した道府県等の災害対策本部の指示の下、活動する。

（医薬品等の確保）

第6条 乙は、派遣する東京DPATに対し、別紙2に掲げる医薬品及び医療資器材（以下「医薬品等」という。）並びに別紙3に掲げる関連資機材を携行させることを標準とする。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が派遣した東京DPATが第4条に定める活動を実施するために要した費用のうち次に掲げるものについて、負担する。

（1）東京DPAT派遣に要する経費等（災害救助法（昭和22年法律第118号）により、国庫負担の対象として支弁される経費又は他県により支弁される経費

（2）東京DPATが携行し、使用した医薬品等

（助成金）

第8条 甲は、乙に対し、別に定める規定により、次に掲げる経費について助成することができる。

（1）第9条に定める研修に従事した際の人件費及び衛星携帯電話通信費

（2）衛星携帯電話基本料金

（研修）

第9条 乙は、東京DPAT隊員の登録を予定している者に対して、甲が要領第2の3により実施する研修を受講させる責務を負う。

（有効期間等）

第10条 この協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までの期間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3か月前までに、甲、乙のいずれかから書面による別段の意思表示がない場合は自動的に1年間延長するものとする。以後も同様とする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に東京DPAT隊員として登録されたものがないときは、第3条から第7条までの規定は適用しない。

（その他協議事項）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙と協議して定めるものとする。

2 本協定書について、甲、乙で協議の上、適宜必要な見直しを行う。

3 乙が東京DPATの編成できる要件を満たさなくなったと認めるときは、要件を満たさなくなった日から起算して1年を経過した日をもって協定期間の終了とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

令和4年7月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都知事 小池百合子

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
地方独立行政法人東京都立病院機構
理事長 安藤立美

(別紙1)

新法人設立前		新法人設立後	
開設者	医療機関	開設者	医療機関
東京都	東京都立広尾病院	地方独立行政法人 東京都立病院機構	地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立広尾病院
	東京都立墨東病院		地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立墨東病院
	東京都立多摩総合医療センター		地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立多摩総合 医療センター
	東京都立小児総合医療センター		地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立小児総合 医療センター
	東京都立松沢病院		地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立松沢病院
公益財団法人東京都 保健医療公社	公益財団法人東京都保健 医療公社 豊島病院		地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立豊島病院

(別紙2)

東京D P A T標準携行医薬品及び医療資器材

分類		一般名 (主な商品名)	規格	数量
内服薬	催眠鎮痛剤、抗不安剤	ゾルピデム酒石酸塩 (マイスリー)	5mg	30錠
		ロラゼパム (ワイパックス)	0.5mg	30錠
	抗てんかん剤	バルプロ酸ナトリウム (デパケン)	200mg	30錠
	抗精神病薬	クエチアピン fumarate 酸塩 (セロクエル)	25mg	30錠
		リスペリドン (リスパダール内用液)	0.5mg	30包
	抗うつ薬	フルボキサミンマレイン酸塩 (ルボックス)	25mg	30錠
	その他	カロナール	300mg	30錠
		PL総合顆粒		30包
		フェリビナクテープ (MS冷シップ)		30枚
注射薬	催眠鎮痛剤、抗不安剤	ジアゼパム (セルシン注射液)	10mg	10本
		フェノバルビタール (フェノバル注射液)	100mg	5本
	抗パーキンソン剤	乳酸ビペリドン (アキネトン注射液)	5mg	5本
	精神神経用剤	ハロペリドール (セレネース注)	5mg	10本
	呼吸促進剤	フルマゼニル (アネキセート注射液)	0.5mg	5本
医療資器材等		シリンジ	5ml	5本
		シリンジ	2.5ml	5本
		注射針	23G	5本
		翼状針	23G	5本
		ディスポ舌圧子		30本
		アルコール綿		適宜
		固定用絆創膏		2個
		血圧計		2台
		聴診器		2個
		体温計		1本
		パルスオキシメーター		1個
		針捨てボックス		1個

(別紙3)

東京DPAT標準関連資機材（通信機器・記録機器等）

区分	品名	数量
通信機器・ 記録機器等	衛星携帯電話（予備バッテリー等含む）	1台
	モバイルプリンター（ケーブル含む）	1台
	トランシーバー（充電器含む）	2台
	ライティングシート	1箱
	被災地域地図（東京都広域地図）	1冊
	プリンター用紙	500枚
	プリンター用インク	1組
	デジタルカメラ（充電器・パソコン接続用ケーブル含む）	1台
	モバイルパソコン（ACアダプター・予備バッテリー含む）	1台
	LANケーブル	1本
	テーブルタップ	1個
	データカード・ルーター	1個
	電子記録媒体（USBメモリースティック等）	1個
	ホワイトボードマーカー（黒、赤、青）	3本
	ノート・筆記用具等	5セット

資料第77 災害時における遺体の搬送に関する協定（都福祉保健局）

① 社団法人全国霊柩自動車協会との協定

東京都を「甲」とし、社団法人全国霊柩自動車協会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、「東京都地域防災計画」及び「東京都広域火葬実施計画」に基づき、区市町村からの要請に基づき甲が行う災害時における遺体の搬送に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時における遺体の搬送について、区市町村から要請があったときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(輸送業務)

第4条 乙は、甲の指示により、区市町村が設置する遺体収容所等から火葬場への遺体の搬送に従事するものとする。

(緊急要請)

第5条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(搬送体制の確保)

第6条 甲は、乙の搬送経路の確保等について、必要な措置を講じるものとする。

(報告)

第7条 乙は、甲の要請により協力したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(費用弁償)

第8条 甲は、甲の要請により乙が実施した遺体の搬送について、その実費を負担するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲、乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成11年6月30日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

乙 東京都新宿区四谷三丁目2番地
社団法人全国霊柩自動車協会
代表者 会長 岡 康夫

②社団法人全日本冠婚葬祭互助協会との協定

東京都を「甲」とし、社団法人全日本冠婚葬祭互助協会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、「東京都地域防災計画」及び「東京都広域火葬実施計画」に基づき、区市町村からの要請に基づき甲が行う災害時における遺体の搬送に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時における遺体の搬送について、区市町村から要請があったときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(輸送業務)

第4条 乙は、甲の指示により、区市町村が設置する遺体収容所等から火葬場への遺体の搬送に従事するものとする。

(緊急要請)

第5条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(搬送体制の確保)

第6条 甲は、乙の搬送経路の確保等について、必要な措置を講じるものとする。

(報告)

第7条 乙は、甲の要請により協力したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(費用弁償)

第8条 甲は、甲の要請により乙が実施した遺体の搬送について、その実費を負担するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲、乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成13年7月10日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

乙 東京都港区虎ノ門五丁目13番1号
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
代表者 会長 山下 宗吉

資料第78 災害時における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定 (都福祉保健局)

東京都を「甲」とし、ドライアイスメーカー会を「乙」とし、全日本ドライアイスディーラー会を「丙」とし、甲乙丙間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、「東京都地域防災計画」及び「東京都広域火葬実施計画」に基づき、区市町村からの要請に基づき甲が行う災害時における遺体保存用ドライアイスの供給に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において遺体保存用ドライアイスを区市町村に供給する必要があるときは、乙及び丙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙及び丙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(緊急要請)

第4条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙及び丙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙及び丙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(搬送体制の確保)

第5条 ドライアイスの搬送については、丙が行うものとする。ただし、丙の搬送経路の確保等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(報告)

第6条 甲の要請により乙及び丙が協力したときは、丙が代表して実施内容を甲に報告するものとする。

(費用弁償)

第7条 甲は、甲の要請により乙及び丙から供給されたドライアイスについて、その費用を負担するものとする。

(細目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙丙協議の上決定するものとする。

甲、乙及び丙は、本協定書を3通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成11年6月30日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

乙 東京都港区港南一丁目6番41号
ドライアイスメーカー会
代表者 会長 小池 敏雄

丙 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号
全日本ドライアイスディーラー会
代表者 会長 白井 一成

資料第79 災害時における火葬の実施に関する協定（都福祉保健局）

東京都を「甲」とし、東京博善株式会社を「乙」とし、株式会社戸田葬祭場を「丙」とし、株式会社日華を「丁」とし、甲乙丙丁間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、「東京都地域防災計画」及び「東京都広域火葬実施計画」に基づき、区市町村及び他県等からの要請を受け、都内を広域火葬体制とした場合に、甲が調整し、実施する遺体の火葬に対する乙、丙及び丁の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（被災状況の報告）

第2条 甲は、災害時における火葬場の被災状況を把握するため、乙、丙及び丁に報告を求めることとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において区市町村等が平常時使用している火葬場での遺体の火葬が困難となり、都内全域を広域火葬体制とすることを決定し、火葬場の調整の必要が生じたときは、乙、丙及び丁に対し、火葬協力を要請するものとする。

（要請事項の報告）

第4条 甲の要請に対して乙、丙及び丁は、遺体の受入れに関して報告することとする。

（火葬場の調整等）

第5条 甲は、乙、丙及び丁からの報告に基づき、応援火葬場の割り振りに関する調整を行い、乙、丙及び丁に対して協力を依頼するものとする。

2 前号の規定に基づき、甲から要請を受け、遺体の火葬を実施する乙、丙及び丁は、遺体の火葬を円滑に実施するため、被災区市町村等と火葬の実施について協議・調整を図るものとする。

（実施報告）

第6条 乙、丙及び丁は、甲の要請により火葬を実施したときは、実施内容を甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第7条 甲は、甲の要請に基づき、乙、丙及び丁が協力して実施した遺体の火葬について、その実費を負担するものとする。

（細目）

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲、乙、丙及び丁協議の上決定するものとする。

甲、乙、丙及び丁は、本協定書を4通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成11年6月30日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

乙 東京都千代田区内神田二丁目5番6号
東京博善株式会社
代表取締役社長 大橋 孝

丙 東京都板橋区舟渡四丁目15番1号
株式会社戸田葬祭場
代表取締役社長 中山 準

丁 東京都府中市多磨町二丁目1番1号
株式会社日華
代表取締役社長 宇都宮 鐵彦

資料第80 災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定（都福祉保健局）

東京都を「甲」とし、全東京葬祭業連合会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、「東京都地域防災計画」及び「東京都広域火葬実施計画」に基づき、区市町村からの要請に基づき甲が行う災害時における棺等葬祭用品の供給に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における棺等葬祭用品等を区市町村に供給する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、甲の指示により区市町村の設置する遗体収容所等への棺等葬祭用品の供給等について速やかに措置する。

（緊急要請）

第4条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は、直接乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

（搬送体制の確保）

第5条 棺等葬祭用品の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定に基づき、甲の要請を受けて棺等葬祭用品を供給したときは、実施内容を甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙から供給された棺等葬祭用品について、その費用を負担するものとする。

（細目）

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲、乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成11年6月30日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

乙 東京都港区虎ノ門五丁目13番1号
全東京葬祭業連合会
代表者 会長 佐久間 登

（同趣旨の協定 平成13年7月10日）

乙 東京都港区虎ノ門五丁目13番1号
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
代表者 会長 山下宗吉

資料第80 災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定（都福祉保健局）

東京都を「甲」とし、全日本葬祭業協同組合連合会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、「東京都地域防災計画」及び「東京都広域火葬実施計画」に基づき、区市町村からの要請に基づき甲が行う災害時における棺等葬祭用品の供給に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における棺等葬祭用品等を区市町村に供給する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、甲の指示により区市町村の設置する遺体収容所等への棺等葬祭用品の供給等について速やかに措置する。

（緊急要請）

第4条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は、直接乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

（搬送体制の確保）

第5条 棺等葬祭用品の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定に基づき、甲の要請を受けて棺等葬祭用品を供給したときは、実施内容を甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙から供給された棺等葬祭用品について、その費用を負担するものとする。

（細目）

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲、乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成29年9月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都知事 小池 百合子

乙 東京都港区港南二丁目4番12号
全日本葬祭業協同組合連合会
会長 松井 昭憲

資料第80 災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定（都福祉保健局）

東京都を「甲」とし、八王子葬祭業協同組合を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、「東京都地域防災計画」及び「東京都広域火葬実施計画」に基づき、区市町村からの要請に基づき甲が行う災害時における棺等葬祭用品の供給に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における棺等葬祭用品等を区市町村に供給する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、甲の指示により区市町村の設置する遺体収容所等への棺等葬祭用品の供給等について速やかに措置する。

（緊急要請）

第4条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は、直接乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

（搬送体制の確保）

第5条 棺等葬祭用品の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定に基づき、甲の要請を受けて棺等葬祭用品を供給したときは、実施内容を甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙から供給された棺等葬祭用品について、その費用を負担するものとする。

（細目）

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲、乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成29年9月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都知事

小池 百合子

乙 東京都八王子市天神町1-4番地

八王子葬祭業協同組合 理事長

町田 貞修

資料第81 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と東京都石油商業組合（以下「乙」という。）とは災害時における徒歩帰宅者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、東京都全域で地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、交通が途絶し、帰宅することが困難な者のうち、やむを得ず徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するため必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について支援を要請することができるものとする。

- （1） 乙の組合員の給油所において、徒歩帰宅者に対し一時休憩所として、飲料水及びトイレを提供すること。
- （2） 乙の組合員の給油所において、徒歩帰宅者に対しラジオの音声を流しておくなどのメディアを活用した情報及び地図等による通行可能な道路に関する情報を提供すること。
- （3） 乙の組合員の給油所において、徒歩帰宅者に対し簡易な応急手当などを行う外、必要に応じて休息場所の提供又は救急要請を行うこと。

ただし、応急手当を行う場合は、徒歩帰宅者の要請又は同意のあるときに限る。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し支援を実施するものとする。ただし、甲から乙に対し、通信の途絶により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで支援を実施することができるものとする。

（経費の負担）

第4条 前条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、災害時において協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協 議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、決定する。

（適 用）

第7条 この協定は、平成16年8月5日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成16年8月5日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都知事 石原 慎太郎
乙 東京都千代田区永田町二丁目17番14号
東京都石油商業組合理事長 飯田 金 廣

資料第82 災害時における帰宅困難者支援に関する協定（都総務局）

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市及びさいたま市（以下「甲」という。）と（協定を締結する企業名）（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援の内容）

第2条 甲の各都県市は、災害発生時に乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- （1） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること
- （2） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。この場合、支援を実施する店舗は、支援を要請した都県市の区域内にあって、本協定に賛同する店舗とする。なお、甲の各都県市から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の各都県市の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第4条 本協定に賛同した店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

2 乙は、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入り口等、利用者の見やすい位置に掲出する。なお、ステッカーの更新方法等については、別途協議する。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（適用）

第8条 この協定は、平成17年8月31日から適用する。

2 この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年8月31日

甲

埼玉県知事	上田清司	横浜市長	中田宏
千葉県知事	堂本暁子	川崎市長	阿部孝夫
東京都知事	石原慎太郎	千葉市長	鶴岡啓一
神奈川県知事	松沢成文	さいたま市長	相川宗一

乙 協定締結者名 別表1～6の6社

(同趣旨の協定)

甲 同上

乙 協定締結者名、協定締結日 別表7～12のとおり

別表

No	協定締結者	協定締結年月日
1	株式会社セブン-イレブンジャパン	平成17年8月31日
2	山崎製パン株式会社	
3	株式会社ファミリーマート	
4	ミニストップ株式会社	
5	株式会社ローソン	
6	株式会社吉野家	
7	株式会社ポプラ	平成17年9月22日
8	山田食品産業株式会社	
9	株式会社モスフードサービス	平成20年6月11日
10	株式会社壱番屋	平成22年8月20日
11	株式会社ダスキン	平成25年3月11日
12	ケアパートナー株式会社	令和2年3月25日

資料第83 災害時における帰宅困難者支援に関する協定（都総務局）

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市及びさいたま市（以下「甲」という。）と株式会社デニーズジャパン（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援の内容）

第2条 甲の各都県市は、災害発生時に乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- （1） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。
- （2） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た災害に関する情報等を提供すること。
- （3） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、一時的に休憩の場を提供すること。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。この場合、支援を実施する店舗は、支援を要請した都県市の区域内にあって、本協定に賛同する店舗とする。なお、甲の各都県市から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の各都県市の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第4条 本協定に賛同した店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

2 乙は、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入り口等、利用者の見やすい位置に掲出する。なお、ステッカーの更新方法等については、別途協議する。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（適用）

この協定は、平成19年2月8日から適用する。

2 この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年 2月 8日

甲 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県

埼玉県知事 上田清司

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県

千葉県知事 堂本暁子

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

東京都

東京都知事 石原慎太郎

神奈川県横浜市中区日本大通1番地

神奈川県

神奈川県知事 松沢成文

神奈川県横浜市中区港町1番1号

横浜市
横浜市長 中田 宏

神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 阿部孝夫

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 鶴岡啓一

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長 相川宗一

乙 株式会社デニーズジャパン (現 株式会社セブン&アイフードシステムズ)
代表取締役社長 浅間 謙一

(同趣旨の協定)

甲 同上

乙 別表のとおり

別表

No	協定締結者	協定締結年月日
1	ロイヤルホスト株式会社 (現 ロイヤルフードサービス株式会社)	平成19年2月8日等
2	ワタミ株式会社	平成23年6月20日
3	チムニー株式会社	
4	株式会社第一興商	
5	株式会社ビーアンドブイ (現 株式会社B&V)	平成23年9月1日
6	株式会社サガミチェーン (現 サガミレストランズ株式会社)	平成24年8月31日
7	味の民芸フードサービス株式会社	
8	埼玉県カラオケ業防犯協力会	
9	千葉県カラオケ事業者防犯協会	平成24年9月19日
10	東京カラオケボックス事業者防犯協力会	
11	神奈川県カラオケボックス協会	
12	サトレストランシステムズ株式会社 (現 サトフードサービス株式会社)	平成24年12月1日
13	タリーズコーヒージャパン株式会社	平成25年3月11日
14	株式会社ストロベリーコーンズ	平成25年10月8日
15	株式会社オートバックスセブン	平成26年11月6日
16	株式会社共和コーポレーション	令和4年2月28日

資料第84 災害時等におけるタイヤ整備等の支援協力に関する協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と東京自動車タイヤ商工協同組合（以下「乙」という。）とは、東京都内に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における甲への支援協力に関して以下のとおり合意し、災害時等におけるタイヤ整備等の支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は災害時等において、甲から乙に対して行うタイヤ整備等の支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、災害時等において緊急にタイヤ整備等が必要であると認めるときは、乙及び乙の組合員事業者に対し、業務内容、日時、場所等（以下「業務内容等」という。）を指定して、タイヤ整備等の実施を要請できる。

2 甲は、災害時等の実情に応じて、甲が実施する救出救助活動等の現場を管轄する甲の事業所から直接、本協定に基づく業務に協力する乙の組合員事業者に対し、業務内容等を指定して、タイヤ整備等の実施を要請できる。

3 甲は、乙及び乙の組合員事業者に対する要請を書面により行うが、書面によって要請を行う時間的余裕がない場合は、口頭によりこれを行うことができる。ただし、口頭による要請を行った場合は、速やかに当該要請について書面を作成し提出する。

4 前項の要請の連絡を円滑にするため、乙は、同項に規定する乙の組合員事業者の同意を得た上で、年3回当該乙の組合員事業者の事業所名、所在地、担当者、電話番号等（緊急時の電話番号を含む。）、対応可能作業及び対応可能車両を、あらかじめ甲に提供する。

（支援協力）

第3条 乙及び乙の組合員事業者は、前条の要請を受けたときは、タイヤ整備等の支援協力について、速やかに対応する。

（情報提供）

第4条 甲と乙とは、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

（費用負担）

第5条 第2条の要請に基づき乙の組合員事業者が実施したタイヤ整備等に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害が発災した直前の乙の組合員事業者における価格を基準として算出する。

（請求）

第6条 乙は、業務の終了後、前条の費用を甲に請求する。

（損害の負担）

第7条 本協定に基づくタイヤ整備等の実施に伴い、甲及び乙の責に帰さない事由により第三者に損害を及

ばした場合又は業務に従事した者に損害が生じた場合には、その処置について、甲及び乙は誠意をもって協議の上、取り決める。

(協議等)

第8条 本協定の実施に関し必要な事項は、あらかじめ甲及び乙が協議して定める。

2 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定める。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までの間とする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月10日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 舛 添 要 一

東京都千代田区九段北一丁目10番2号

乙 東京自動車タイヤ商工協同組合

代表者 理事長 五味 光 雄

資料第85 災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）は、災害時における物資の輸送・荷役等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の輸送や荷役作業等の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（支援協力の要請）

第2条 甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、物資の輸送や荷役作業等が必要であると認めるときは、乙に対して支援の協力を要請することができる。

（支援協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受け、これを受諾したときは、物資の輸送や荷役作業等について速やかに対応するよう努めるものとする。

2 前項の規定において、甲は、乙の会員運送事業者と取引先、委託先、加盟店等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により乙の会員運送事業者の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

3 甲は、乙及び乙の会員運送事業者による物資の輸送や荷役作業等が円滑に行われるよう、輸送ルート of 被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（支援協力の範囲）

第4条 甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の輸送力の提供
- (2) 荷役作業
- (3) 物資の供給
- (4) 物資拠点の提供及び運営

2 乙は、第1項の業務を円滑に実施するため、物資の輸送・荷役等に関する専門的な知識を有する者（以下「連絡調整員」という。）を派遣する。

（要請の方法）

第5条 甲は、支援の協力を要請するときは、要請内容（物資の品目、物資の数量、調達車両台数、配車場所、輸送場所、荷役作業場所、荷役作業量、物資拠点の提供及び運営、連絡調整員の派遣場所等）を決定して、あらかじめ甲が定める要請様式により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、第11条の規定により指定した甲の連絡責任者が口頭で乙の連絡責任者に要請を行い、事後に要請様式を提出するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受け、受託したときは、速やかに対応するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 甲は、甲の指定する物資の配達場所に原則として甲の職員を派遣して、物資を確認の上、乙の会員運送事業者から当該物資の引渡しを受けるものとする。

(業務報告)

第7条 乙は、業務終了後、あらかじめ甲が定める様式により、速やかに甲に業務内容を報告する。

(情報の共有)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用の負担)

第9条 この協定に基づき、乙が業務の遂行に要した経費については、甲が負担する。

2 甲が負担する経費は、災害直前における適正な価格を基準とする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、業務終了後、前条に定める経費を甲に請求する。

2 甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には相手方に対し直ちに通知する。

(改正)

第12条 本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

(協議)

第13条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲及び乙は、相互に協力して、本協定に係る検討、協議、訓練を行うなど、本協定に基づく業務の円滑な運用に努める。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかの者が相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

令和元年10月31日

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号

乙 一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク

代表者 理事長 和佐見 勝

資料第86 災害時における広域輸送基地の運営等に関する協定書（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において甲の開設する広域輸送基地の運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う広域輸送基地の運営等の支援要請、その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

（広域輸送基地）

第2条 甲は、災害時において、必要と認める場合に広域輸送基地を開設するものとする。

2 広域輸送基地として開設する施設は、以下のとおりとする。

- (1) 東京都多摩広域防災倉庫
- (2) 災害時において、甲が広域輸送基地として設定する東京都内外の施設
- (3) 災害時において、乙が提供し、甲が広域輸送基地として設定する東京都内外の施設

（協力の内容）

第3条 災害時において、甲が乙に対し、広域輸送基地の運営等に関する次の事項について、協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するものとする。

- (1) 広域輸送基地への人員の派遣及び資機材の提供
- (2) 物資の荷役及び保管
- (3) 物資の入出庫及び在庫管理
- (4) 車両の入出及び誘導管理
- (5) 派遣人員の管理監督及び施設の保安全管理
- (6) 物資の受入・輸送等に関する関係機関等との調整
- (7) 広域輸送基地として使用可能な施設の提供
- (8) 物資の受入・輸送等に関する助言や調整等を行うことができる人員の東京都災害対策本部への派遣
- (9) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めるもの

2 甲が要請する事項、数量及び期間等の内容は、甲乙協議・調整の上、乙が協力可

能な範囲内で決定するものとする。

(業務の実施体制)

第4条 前条の規定による協力の要請は、あらかじめ甲が定める様式により、行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに様式を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による協力の要請があった場合は、甲に対して速やかに協力するよう努めるものとする。ただし、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りではない。

3 甲は、第1項の規定による協力の要請を行った場合は、乙の行う業務が円滑に遂行されるよう、業務環境の整備に努めるものとする。

(業務の完了)

第5条 甲は、広域輸送基地の運営等を終了した場合、乙に対し速やかにその旨を報告するものとする。

2 甲は、広域輸送基地として使用した乙の施設について、原状に復し速やかに乙に引き渡すものとする。

3 乙は、この協定による業務が完了した場合は、実施した業務内容及び実績について、あらかじめ甲が定める様式により、速やかに甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 この協定に基づき、乙が業務の遂行に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、業務完了後、前条に定める費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があった場合は、内容を精査確認し、請求の日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(事故等)

第8条 乙は、この協定による業務の遂行に際し、事故等が発生した場合は、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 乙は、この協定による業務の遂行に際し、乙の責に帰する事由により業務に従事した者又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

(従事者の災害補償)

第10条 甲は、この協定により業務に従事した者が、本業務において本人の責に帰さない事由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和38年条例第38号）に定めるところに準じてその損害を補償するものとする。

(連絡責任)

第11条 甲及び乙は、この協定に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に担当者連絡票により報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(情報交換)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までの間とする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例によるものとする。

(平時の相互協力)

第14条 甲及び乙は、相互に協力して、この協定に係る検討、協議、訓練を行うなど、この協定に基づく業務の円滑な運営に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定の解釈に疑義を生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保

有する。

令和2年3月23日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都江東区東雲二丁目13番32号
乙 佐川急便株式会社 関東支店
支店長 本田 恵一

同趣旨の協定

岐阜県大垣市田口町1番地
乙 西濃運輸株式会社
代表取締役社長 神谷 正博

同趣旨の協定

東京都中央区日本橋人形町二丁目26番5号
乙 日本通運株式会社
執行役員 首都圏支店長 加藤 憲治

同趣旨の協定

東京都江東区越中島三丁目6番15号
乙 福山通運株式会社 東京支店
支店長 野辺 康憲

同趣旨の協定

東京都大田区羽田旭町11-1 3階
乙 ヤマト運輸株式会社
常務執行役員 東京支社長 大串 隆司

資料第87 災害時における広域輸送基地からの物資輸送等に関する協定書（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都トラック協会（以下「乙」という。）とは、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において甲の開設する広域輸送基地からの物資輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う広域輸送基地からの物資輸送等の支援要請、その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

（広域輸送基地）

第2条 甲は、災害時において、必要と認める場合に広域輸送基地を開設するものとする。

2 広域輸送基地として開設する施設は、以下のとおりとする。

- (1) 東京都多摩広域防災倉庫
- (2) 災害時において、甲が広域輸送基地として設定する東京都内外の施設

（協力の内容）

第3条 災害時において、甲が乙に対し、次の事項について、協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するものとする。

- (1) 甲が開設する広域輸送基地から、甲が指定する場所への物資輸送
- (2) その他甲が必要とする業務

2 甲が要請する輸送品目、数量及び搬送期日等の内容は、甲乙協議・調整の上、乙が協力可能な範囲内で決定するものとする。

（業務の実施体制）

第4条 前条の規定による協力の要請等は、災害対策用貨物自動車供給契約書に準じて定める様式により、行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに様式を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による協力の要請があった場合は、甲に対して速やかに協力するよう努めるものとする。ただし、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りではない。

（業務の完了）

第5条 乙は、この協定による業務が完了した場合は、実施した業務内容及び実績について、災害対策用貨物自動車供給契約書に準じて定める様式により、速やかに甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 この協定に基づき、乙が業務の遂行に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用のうち、運賃等については、災害対策用貨物自動車供給契約書に準ずるものとする。その他業務については、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、業務完了後、災害対策用貨物自動車供給契約書に準ずる方法により、前条に定める費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があった場合は、内容を精査確認し、請求の日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(事故等)

第8条 乙は、この協定による業務の遂行に際し、事故等が発生した場合は、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 乙は、この協定による業務の遂行に際し、乙の責に帰する事由により業務に従事した者又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

(従事者の災害補償)

第10条 甲は、この協定により業務に従事した者が、本業務において本人の責に帰さない事由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和38年条例第38号）に定めるところに準じてその損害を補償するものとする。

(連絡責任)

第11条 甲及び乙は、この協定に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に担当者連絡票により報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(情報交換)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までの間とする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例によるものとする。

(協議等)

第14条 この協定の解釈に疑義を生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

2 甲及び乙は、相互に協力して、この協定に係る検討、協議、訓練を行うなど、この協定に基づく業務の円滑な運営に努めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年3月23日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都新宿区四谷三丁目1番8号
乙 一般社団法人東京都トラック協会
会長 浅井 隆

資料第88 災害時における支援協力に関する協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と株式会社立飛リアルエステート（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震や台風等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その範囲、手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、乙による支援協力が必要であると認めるときは、乙に対して第4条に定める支援協力を要請することができる。

また、本協定に定める支援協力の具体的な実施を、乙は、乙のグループ会社に当たらせることができることについて甲はあらかじめ承諾する。

（支援協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙又は乙のグループ会社が所有し、提供可能な場所の選定について、速やかに対応するよう努めるものとする。

2 前項の規定において、甲は、乙又は乙のグループ会社の取引先等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により乙の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

3 甲は、乙による支援協力が円滑に行われるよう、被災状況などの情報の提供等必要な支援に努めるものとする。

（支援協力の範囲）

第4条 甲が乙に協力を要請するものは次のとおりとする。

- （1）物資搬送車両の待機場所の提供
- （2）物資を扱う物流拠点として活用可能な場所又は倉庫等の提供
- （3）その他甲が必要とする協力

（支援協力の要請方法）

第5条 甲は、前条の協力を要請するときは、書面をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、第12条の規定により指定した甲の連絡責任者が口頭で乙の連絡責任者に要請を行い、事後に書面を提出するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受け、支援協力をを行うことを受託したときは、速やかに対応するものとする。

3 乙は、乙又は乙のグループ会社が所有する施設が罹災した場合、又は第3条第2項の事由により第1項の要請に応じることができないと乙が判断したときは、これを受託しないことができる。

（提供場所の引渡し）

第6条 甲は、乙から提供された場所等の使用が終了した時は、その旨を乙に対して通知するとともに、原状に復し速やかに乙に引き渡すものとする。

（情報の共有）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく協力の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

（費用の負担）

第8条 本協定に基づき、乙が支援協力を要した経費（提供場所の合理的な使用料、その他提供した物資、

役務等の合理的な対価等の乙又は乙のグループ会社に生じた負担等を含む。以下同じ。)は、甲が負担する。

- 2 前項に定める甲が負担する経費は、災害が発生する直前の適正な価格を基準として、甲及び乙が誠実に協議して定めるものとする。

(事故等)

第9条 甲及び乙は、本協定による協力の遂行又は提供場所の使用等に際し、事故等が発生したことを知った場合は、相手方に対し速やかにその状況を報告するものとする。

- 2 事故等により、本協定に基づく協力の継続が困難になった事由が発生した場合は、甲乙協議の上、対応を定める。

なお、乙は、第5条第1項の要請に応じた場合であっても、第3条第2項の事由その後の事情の変更又は事故等により本協定に基づく協力が困難になったと判断したときは、本項の規定にかかわらず、協力の全部又は一部を終了することができるものとする。

(災害補償)

第10条 本協定に基づく協力で従事した者が、甲の責に帰する事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったことにより損害が生じた場合は、甲は、その損害を補償するものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由以外の事由によるものが生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議の上、取り決めるものとする。

- 2 乙又は乙のグループ会社が本協定に基づく協力の実施によって提供した土地、建物その他の工作物等を原因として、業務従事者（甲が他の協定に基づき協力要請をした場合の相手方に限る。）に損害が発生した場合は、当該業務従事者と甲の間の協定に基づき甲が対応をするものとし、また、甲、業務従事者以外の第三者に損害が発生した場合は、甲及び乙は誠意をもって協議の上、甲及び乙の負担を取り決めるものとする。

(請求及び支払)

第11条 乙は、支援協力の終了後、第8条に定める経費を甲に請求する。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、請求の日から起算して30日以内に支払う。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には相手方に対し直ちに通知する。

(改正)

第13条 本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

(協議)

第14条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかが相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

令和4年2月7日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都立川市栄町六丁目1番地
乙 株式会社立飛リアルエステート
代表取締役社長 村山 正道

資料第89 災害時における無人航空機を活用した物資の輸送等に関する協定書

(都総務局)

東京都（以下「甲」という。）とKDDI株式会社（以下「乙」という。）とは、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第2項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）を活用した物資の輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う無人航空機を活用した物資の輸送等の協力の要請、その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時において、甲が乙に対し、無人航空機を活用した物資の輸送等に関する次の事項について、協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するものとする。

- (1) 甲が指定する場所への物資の輸送可否を判断するための被災状況の把握
 - (2) 甲が指定する場所への物資の輸送
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が無人航空機を活用した物資の輸送等に関し必要と認める業務
- 2 乙は、甲の承諾を得た上で、本協定に基づく協力業務の全部又は一部を乙以外の第三者に従事させることができるものとする。

(協力の要請方法)

- 第3条 前条の規定による協力の要請は、あらかじめ甲が定める様式により、行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに様式を提出するものとする。
- 2 乙は、前項の規定による協力の要請があった場合は、甲に対して速やかに協力するよう努めるものとする。ただし、乙が被災等した場合は、甲乙協議・調整の上、可能な範囲で協力するものとする。
 - 3 甲は、第1項の規定による協力の要請を行った場合は、乙の行う業務が円滑に遂行されるよう、業務環境の整備に努めるものとする。
 - 4 乙は、第1項の規定による協力の要請を受託したときは、甲に連絡体制、人員の確保の状況、機体の状況、天候等を速やかに報告するものとする。

(物資の引渡し)

第4条 甲は、甲の指定する場所に原則として甲の職員を派遣して、物資を確認の上、乙から当該物資の引渡しを受けるものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、引渡し先の自治体職員が物資を受領する。

(業務の完了)

第5条 甲は、無人航空機を活用した物資の輸送等を終了した場合は、乙に対して速やかにその旨を報告するものとする。

2 乙は、この協定による業務が完了した場合、実施した業務内容及び実績について、あらかじめ甲が定める様式により、速やかに甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 この協定に基づき、乙が業務の遂行に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、定めるものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、業務完了後、前条に定める費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があった場合は、内容を精査確認し、請求の日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(事故の報告)

第8条 乙は、この協定による業務の遂行に際し、事故等が発生した場合は、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 乙は、この協定による業務の遂行に際し、乙の責に帰する事由により業務に従事した者又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

(従事者の災害補償)

第10条 本協定に基づく業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったことにより損害が生じた場合は、その損害の補償について、甲及び乙は誠意をもって協議の上、取り決める。

(連絡責任)

第11条 甲及び乙は、この協定に関する事項の伝達を円滑に行なうため、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に担当者連絡票により報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するのとする。

(情報交換)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例によるものとする。

(平時の相互協力)

第14条 甲及び乙は、相互に協力して、この協定に係る検討、協議、訓練を行うなど、この協定に基づく業務が円滑に遂行されるように努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定書の解釈に疑義を生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和4年3月31日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号

ガーデンエアタワー

乙 KDD I 株式会社

代表取締役社長 高橋 誠

同趣旨の協定

東京都港区海岸一丁目7番1号

乙 ソフトバンク株式会社

代表取締役社長執行役員兼CEO 宮川 潤一

資料第90 災害時における緊急物資の受入れ及び輸送等に関する協定（都福祉保健局）

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人全国物流ネットワーク協会（以下「乙」という。）は、甲が別表に定める広域輸送基地として開設する、公共トラックターミナルの災害時運営における物資の受入れや輸送等を円滑に実施するために、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は乙に対し、甲が開設する広域輸送基地における物資の流れ（受入場所、荷役作業、輸送等）に関する協力を要請し、乙は必要な助言を行うものとする。

（協定期間）

第2条 本協定の期間は、平成31年4月1日から平成32年（2020年）3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月までに甲乙双方から意志表示がない場合は、更に1年間延長され、以後も同様とする。

（協議）

第3条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成31年4月1日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都渋谷区渋谷三丁目26番15号

乙 一般社団法人全国物流ネットワーク協会

代表者 会長 森 日出男

別表 広域輸送基地

名称	所在地
京浜トラックターミナル	東京都大田区平和島二丁目1番1号
板橋トラックターミナル	東京都板橋区高島平六丁目1番1号
足立トラックターミナル	東京都足立区入谷六丁目1番1号
葛西トラックターミナル	東京都江戸川区臨海町四丁目3番1号

資料第91 災害時における施設使用等に関する協定（都福祉保健局）

東京都（以下「甲」という。）と日本自動車ターミナル株式会社（以下「乙」という。）は、東京都内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における施設使用等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時において、緊急物資を受け入れ、区市町村の輸送拠点等へ輸送するための積換えを行う場所（以下「広域輸送基地」という。）として、甲の協力要請に基づき、乙の協力を得て、乙の施設を使用する場合において必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）広域輸送基地の運営に必要な場所の提供
- （2）乙の施設及び施設周辺の被災状況の把握と情報提供
- （3）広域輸送基地災害対策本部への人員の派遣
- （4）広域輸送基地の運営に必要な什器、消耗品等の提供
- （5）その他甲が必要とする業務

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、最大限協力する。

3 甲は、乙が前項の協力を行うために必要がある場合は、広域輸送基地としての機能確保のために必要な支援に努める。

（広域輸送基地）

第3条 甲が広域輸送基地として使用できる乙の施設は、次のとおりとする。

- （1）名称 京浜トラックターミナル
所在地 東京都大田区平和島二丁目1番1号
- （2）名称 板橋トラックターミナル
所在地 東京都板橋区高島平六丁目1番1号
- （3）名称 足立トラックターミナル
所在地 東京都足立区入谷六丁目1番1号
- （4）名称 葛西トラックターミナル
所在地 東京都江戸川区臨海町四丁目3番1号

（広域輸送基地の開設）

第4条 甲は、第2条第1項第2号により乙に情報提供を要請し、乙からの情報提供に基づき、前条の施設について広域輸送基地として開設する。その際、甲は乙に対して、開設する旨の連絡を行う。

（広域輸送基地の運営の終了）

第5条 甲は、広域輸送基地の運営を終了した場合、その旨を乙に対して連絡するとともに、乙の施設を現状に復し速やかに乙に引き渡す。

(費用負担)

第6条 この協定に基づき、乙が業務の遂行に要した経費については、甲が負担する。

2 甲が負担する経費は、災害直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上決定する。

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、業務終了後、前条に定める経費を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、請求の日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、予算措置を必要とする場合は、その措置が講じられた後速やかに支払う。

(細目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第9条 前条に定めるもののほか、この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年10月31日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 石原 慎太郎

東京都千代田区平河町二丁目7番9号

乙 日本自動車ターミナル株式会社

代表者 代表取締役社長 村山 寛司

資料第92 東京都公園協会との協定（都建設局）

「発災時における船舶の運用に関する協定書」

東京都を甲とし、財団法人東京都公園協会を乙として、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、東京都建設局河川部が定めた「防災船着場及び船舶の震災時利用のあり方について（平成18年3月）」（以下「震災時利用のあり方」という。）に基づき、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、震災が発生し、震災時利用のあり方に基づき次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し日時、場所、用途等を指定し文書、電話等の方法により協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項に基づき甲から協力要請を受けた場合は、甲が必要とする業務を可能な限り実施するものとする。

（業務内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者及び救援者等の人員輸送業務
- (2) 救援物資等の貨物輸送業務
- (3) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙が実施した、前条の業務の遂行に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲が負担する。

- ・ 燃料費
- ・ 船員の人件費
- ・ その他甲乙協議の上、甲が必要と認める費用

（請求）

第5条 乙は、甲の確認を受けて当該業務の実施に要した費用を甲に請求するものとする。

（情報提供）

第6条 乙は、震災発生時河川施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

（協議）

第7条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項について、甲乙協議して定めるものとする。

（雑則）

第8条 この協定は、平成19年 1月11日から適用する。

甲と乙は、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年 1月11日

甲 東京都
東京都建設局長 依田俊治

乙 財団法人東京都公園協会
理事長 山下保博

※平成22年4月1日より、公益財団法人東京都公園協会に名称変更

資料第93 関東旅客船協会との協定・実施細目（都港湾局）

「災害時における船舶による輸送等に関する協定」

東京都を甲とし、関東旅客船協会を乙として、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、東京都地域防災計画に基づき次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し日時、場所、用途等を指定し文書、電話等の方法により協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項に基づき甲から協力要請を受けた場合は、乙の会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者及び救援者等の人員輸送業務
- (2) 救援物資等の貨物輸送業務
- (3) 被災者及び救援者等の臨時宿泊施設としての船舶への受け入れ業務
- (4) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務
- (5) 前各号に関して必要となる平常時の訓練業務

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙の会員が実施した、前条の業務の遂行に要した費用は甲が負担する。

（請 求）

第5条 乙の会員は、甲の認定を受けたうえで、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

（情報提供）

第6条 乙の会員は、災害発生時港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

2 乙は、第3条の業務に必要となる、乙の会員が所有する船舶に係る情報について、甲に提供するものとする。

（協 議）

第7条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑 則）

第8条 この協定は、令和2年10月20日から適用する。

2 本協定の締結により、平成8年7月1日付で甲及び乙が締結した「災害時における船舶による輸送等に関する協定」は、効力を失するものとする。

甲と乙は、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年10月20日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都
知事 小池百合子

東京都港区海岸一丁目16番1号

乙 関東旅客船協会
会長 山崎潤一

「災害時における船舶による輸送等に関する協定実施細目」

(趣旨等)

第1条 この細目は、平成8年7月1日付災害時における船舶による輸送等に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき協定の実施に関する手続及びその他の必要な事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(要請の手続)

第2条 協定第2条に規定する甲の要請は、港湾局長が行う。

2 甲は、乙に対する前項要請を口頭、電話又は電信で行った場合は、後日、速やかに文書を送付するものとする。

3 甲は、乙に連絡がとれない場合は乙の会員に対し直接要請を行うことができるものとする。

(業務の実施)

第3条 甲は、協定第3条に規定する業務を円滑に進めるため、現場責任者を置くものとし、乙及び乙の会員に通知するものとする。

2 現場における業務の指示は、前項の現場責任者が行うものとし、乙の会員はその指示に従うものとする。

(連絡体制)

第4条 甲と乙は、災害時に円滑な協力が図れるよう連絡体制を確立するものとする。

2 連絡責任者は、甲にあつては港湾局港営部港営課長とし、乙にあつては直接各船社責任者とし、別に名簿を作成する。

(費用負担の範囲)

第5条 協定第4条に規定する甲が負担する費用は、乙の会員が協定第3条に規定する業務に従事するため、業務開始以前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

(雑 則)

第6条 この実施細目は、平成9年4月1日から実施する。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年3月31日

甲 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
港湾局長 今 沢 時 雄

乙 東京都港区海岸1丁目16番1号
関東旅客船協会 会 長 新 村 和 雄

資料第93 日本船主協会との協定・実施細目（都港湾局）

① 「災害時における船舶による輸送等に関する協定」

東京都を甲とし、社団法人日本船主協会を乙として、甲乙間において次のとおり協定する。

（総 則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、東京都地域防災計画に基づき次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し日時、場所、用途等を指定し文書、電話等の方法により協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項に基づき甲から協力要請を受けた場合は、可能な限り甲が必要とする業務を乙又は乙の会員（以下「会員」という。）において実施するものとする。

（業務内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者及び救援者等人員の輸送業務
- (2) 救援物資等の貨物輸送業務
- (3) 被災者及び救援者等の臨時宿泊施設としての業務
- (4) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙又は会員が実施した、前条の業務の遂行に要した費用は甲が負担する。

（請 求）

第5条 乙又は会員は、甲の認定を受けて、当該業務の実施に要した費用を甲に請求するものとする。

（情報提供）

第6条 乙又は会員は、災害発生時港湾施設等に被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

（協 議）

第7条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議して定めるものとする。

（雑 則）

第8条 この協定は、平成8年12月27日から適用する。

甲と乙は、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年12月27日

甲 東京都 知事 青島幸男

乙 社団法人 日本船主協会 会長 新谷 功

② 「災害時における船舶による輸送等に関する協定実施細目」

(趣旨等)

第1条 この細目は、平成8年12月27日付災害時における船舶による輸送等に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき協定の実施に関する手続及びその他の必要な事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(要請の手続)

第2条 協定第2条に規定する甲の要請は、港湾局長が行う。

2 甲は、乙に対する前項の要請を口頭、電話及び電信で行った場合は、後日、速やかに文書を送付するものとする。

3 甲は、甲の要請に応じて協定第3条に規定する業務に従事する船舶の要請期間を変更する必要がある場合は、あらかじめ乙又は会員と協議するものとする。

(業務の実施)

第3条 甲は、協定第3条に規定する業務を円滑に進めるため、現場責任者を置くものとし、乙及び会員に通知するものとする。

2 現場における業務の指示は、前項の現場責任者が行うものとする。

(連絡体制)

第4条 甲と乙は、災害時に円滑な協力が図れるよう連絡体制を確立するものとする。

2 連絡責任者は、甲にあつては港湾局港営部港営課長とし、乙にあつては総務部長とする。

(費用負担の範囲)

第5条 協定第4条に規定する甲が負担する費用は、乙又は会員が協定第3条に規定する業務に従事するため、業務開始以前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

(雑 則)

第6条 この実施細目は、平成9年4月1日から実施する。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年3月31日

甲 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
東 京 都 港湾局長 今 沢 時 雄

乙 東京都千代田区平河町2丁目6番4号
社団法人 日本船主協会 理事長 増 田 信 雄

資料第93 日本外航客船協会との協定・実施細目（都港湾局）

① 「災害時における船舶による輸送等に関する協定」

東京都を甲とし、社団法人日本外航客船協会を乙として、甲乙間において次のとおり協定する。

（総 則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を行うことを求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するうえにおいて、乙に対し協力を要請することができるものとし、乙の会員の船会社（以下「会員」という。）は要請内容に応じ、可能な協力を行うものとする。

（業務内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者及び救援者等人員の輸送業務
- (2) 被災者及び救援者等の臨時宿泊施設としての業務

（連絡体制）

第4条 甲及び乙は、本協定が円滑に行われるよう、相互連絡体制を確立するものとする。

2 甲が協力を要請するに当たって、乙に連絡がとれない場合は、会員に対し直接連絡を行うことができるものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により、会員が実施した第3条に規定する業務遂行に要した費用は甲が負担する。

（情報提供）

第6条 会員は、災害発生時港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から平成9年3月31日までとする。

ただし、期間満了1か月前までに甲乙双方からなんら意思表示がないときは、期間満了の翌日から1か年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協 議）

第8条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年8月26日

甲 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
東京都 東京都知事 青島幸男

乙 東京都千代田区平河町2丁目6番4号
社団法人 日本外航客船協会 会長 宮岡公夫

② 「災害時における船舶による輸送等に関する協定実施細目」

(趣旨等)

第1条 この細目は、平成8年8月26日付災害時における船舶による輸送等に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき協定の実施に関する手続及びその他の必要な事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(要請の手続)

第2条 協定第2条に規定する甲の要請は、港湾局長が行う。

2 甲の乙に対する要請は、文書、口頭、電話又は電信のいずれの方法によっても行うことができるものとする。ただし、文書以外の方法で行った場合は、後日速やかに文書を送付するものとする。

(業務の実施)

第3条 甲は、協定第3条に規定する業務を円滑に進めるため、現場責任者を置くものとし、乙及び会員に通知するものとする。

2 現場における業務の指示は、前項の現場責任者が行うものとし、乙及び会員はその指示に従うものとする。

(連絡体制)

第4条 前条第4条に規定する連絡責任者は、甲にあつては港湾局港営部港営課長とし、乙にあつては事務局長とする。

(費用負担の範囲)

第5条 協定第5条に規定する甲が負担する費用は、会員が協定第3条に規定する業務に従事するため、業務開始以前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

(雑 則)

第6条 この実施細目は、平成9年4月1日から実施する。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年3月31日

甲 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
東 京 都 港湾局長 今 沢 時 雄

乙 東京都千代田区平河町2丁目6番4号
社団法人 日本外航客船協会 事務局長 東 谷 邦 夫

資料第93 災害時における船舶による輸送等に関する協定（都港湾局）

東京都を甲とし、江戸屋形船組合を乙として、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、東京都地域防災計画に基づき次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し日時、場所、用途等を指定し文書、電話等の方法により協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項に基づき甲から協力要請を受けた場合は、乙の会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (6) 被災者及び救援者等の人員輸送業務
- (7) 救援物資等の貨物輸送業務
- (8) 被災者及び救援者等の臨時宿泊施設としての船舶への受け入れ業務
- (9) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務
- (10) 前各号に関して必要となる平常時の訓練業務

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙の会員が実施した、前条の業務の遂行に要した費用は甲が負担する。

（請 求）

第5条 乙の会員は、甲の認定を受けたうえで、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

（情報提供）

第6条 乙の会員は、災害発生時港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

2 乙は、第3条の業務に必要となる、乙の会員が所有する船舶に係る情報について、甲に提供するものとする。

（協 議）

第7条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑 則）

第8条 この協定は、令和3年2月24日から適用する。

甲と乙は、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年2月24日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都
知事 小池百合子

東京都江戸川区江戸川4-4

乙 江戸屋形船組合
組合長理事 荒井勇司

資料第93 災害時における船舶による輸送等に関する協定（都港湾局）

東京都を甲とし、一般社団法人東京観光船協議会を乙として、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、東京都地域防災計画に基づき次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し日時、場所、用途等を指定し文書、電話等の方法により協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項に基づき甲から協力要請を受けた場合は、乙の会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1 1) 被災者及び救援者等の人員輸送業務
- (1 2) 救援物資等の貨物輸送業務
- (1 3) 被災者及び救援者等の臨時宿泊施設としての船舶への受け入れ業務
- (1 4) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務
- (1 5) 前各号に関して必要となる平常時の訓練業務

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙の会員が実施した、前条の業務の遂行に要した費用は甲が負担する。

（請 求）

第5条 乙の会員は、甲の認定を受けたうえで、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

（情報提供）

第6条 乙の会員は、災害発生時港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

2 乙は、第3条の業務に必要となる、乙の会員が所有する船舶に係る情報について、甲に提供するものとする。

（協 議）

第7条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑 則）

第8条 この協定は、令和3年2月24日から適用する。

甲と乙は、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年2月24日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
知事 小池百合子

東京都江戸川区西葛西二丁目15番20号
803
乙 一般社団法人東京観光船協議会
代表理事 島田誠一

資料第93 災害時における船舶による輸送等に関する協定（都港湾局）

東京都を甲とし、東京湾遊漁船業協同組合を乙として、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、東京都地域防災計画に基づき次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し日時、場所、用途等を指定し文書、電話等の方法により協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項に基づき甲から協力要請を受けた場合は、乙の会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (16) 被災者及び救援者等の人員輸送業務
- (17) 救援物資等の貨物輸送業務
- (18) 被災者及び救援者等の臨時宿泊施設としての船舶への受け入れ業務
- (19) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務
- (20) 前各号に関して必要となる平常時の訓練業務

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙の会員が実施した、前条の業務の遂行に要した費用は甲が負担する。

（請 求）

第5条 乙の会員は、甲の認定を受けたうえで、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

（情報提供）

第6条 乙の会員は、災害発生時港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

2 乙は、第3条の業務に必要となる、乙の会員が所有する船舶に係る情報について、甲に提供するものとする。

（協 議）

第7条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑 則）

第8条 この協定は、令和3年2月24日から適用する。

甲と乙は、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年2月24日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都
知事 小池百合子

東京都品川区南大井一丁目19番6号

乙 東京湾遊漁船業協同組合
理事長 飯島正宏

資料第94 日本内航海運組合総連合会との協定・実施細目（都港湾局）

① 「災害時における船舶による輸送等に関する協定」

東京都を甲とし、日本内航海運組合総連合会を乙として、甲乙間において次のとおり協定する。

（総 則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、東京都地域防災計画に基づき次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し日時、場所、用途等を指定し文書、電話等の方法により協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項に基づき甲から協力要請を受けた場合は、乙の会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

（業務内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 救援物資等の貨物輸送業務
- (2) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙の会員が実施した、前条の業務の遂行に要した費用は甲が負担する。

（請 求）

第5条 乙の会員は、甲の認定を受けて、当該業務の実施に要した費用を甲に請求するものとする。

（情報提供）

第6条 乙の会員は、災害発生時港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

（協 議）

第7条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑 則）

第8条 この協定は、平成8年7月1日から適用する。

甲と乙は、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年7月1日

甲 東 京 都 知 事 青 島 幸 男

乙 日本内航海運組合総連合会 会 長 佐 藤 國 吉

② 「災害時における船舶による輸送等に関する協定実施細目」

(趣旨等)

第1条 この細目は、平成8年7月1日付災害時における船舶による輸送等に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき協定の実施に関する手続及びその他の必要な事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(要請の手続)

第2条 協定第2条に規定する甲の要請は、港湾局長が行う。

2 甲は、乙に対する前項要請を口頭、電話又は電信で行った場合は、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(業務の実施)

第3条 甲は、協定第3条に規定する業務を円滑に進めるため、現場責任者を置くものとし、乙及び乙の会員に通知するものとする。

2 現場における業務の指示は、前項の現場責任者が行うものとし、乙の会員はその指示に従うものとする。

(連絡体制)

第4条 甲と乙は、災害時に円滑な協力が図れるよう連絡体制を確立するものとする。

2 連絡責任者は、甲にあつては港湾局港営部港営課長とし、乙にあつては企画部長とする。

(費用負担の範囲)

第5条 協定第4条に規定する甲が負担する費用は、乙の会員が協定第3条に規定する業務に従事するため、業務開始以前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

(雑 則)

第6条 この実施細目は、平成9年4月1日から実施する。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年3月31日

甲 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
東 京 都 港湾局長 今 沢 時 雄

乙 東京都千代田区平河町2丁目6番4号
日本内航海運組合総連合会 会 長 佐 藤 国 吉

資料第95 東京港運協会との協定（都港湾局）

「災害時における緊急物資受入れ等に関する協定」

東京都を甲とし、社団法人東京港運協会を乙として、甲乙間において次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対し緊急救護物資の受入れ等に関し、協力を求めるときの手続を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するうえにおいて、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項に基づき要請を受けた場合は、乙の会員（以下「会員」という。）をして可能な限り協力させるものとする。

（業務内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が指定する緊急救護物資受入れ施設において、受入れ場所の確保
- (2) 緊急救護物資の荷役作業及び水上輸送
- (3) 臨港道路、ふ頭内通路等の障害物の除去
- (4) その他甲が必要とする業務

（施設指定）

第4条 前条において、甲が指定する緊急物資受入れ施設は、別表のとおりとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により、会員が第3条に規定する業務遂行に要した費用は、甲が負担する。

（請 求）

第6条 乙は、甲の認定を受けて、会員が当該業務の実施に要した費用を甲に請求するものとする。

（情報提供）

第7条 乙は、災害発生時港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

（協 議）

第8条 この協定の解釈に疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑 則）

第9条 この協定は、平成9年3月1日から適用する。

甲と乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年2月26日

甲 東 京 都 東京都知事 青 島 幸 男

乙 社団法人東京港運協会 会 長 津 山 肇

緊急物資受入対象施設

1 上屋

ふ頭名	施設名	面積
竹芝ふ頭	内貿上屋	2,150m ²
日の出ふ頭	日の出2号	2,160m ²
	日の出3号	2,160m ²
	日の出4号	2,124m ²
	南上屋	1,890m ²
芝浦ふ頭	内貿1号上屋	8,601m ²
	内貿2号上屋	8,317m ²
	内貿3号上屋	5,086m ²
品川ふ頭	内貿1号上屋	7,113m ²
	内貿2号上屋	7,122m ²
	内貿3号上屋	6,634m ²
10号地ふ頭	1号上屋	6,522m ²
	2号上屋	6,522m ²
	3号上屋	6,522m ²
	4号上屋	14,250m ²
	5号上屋	6,768m ²
	6号上屋	6,818m ²
晴海ふ頭	2号上屋	4,678m ²
	3号上屋	4,758m ²
	4号上屋	3,020m ²
青海ふ頭	青海流通センター1号	9,523m ²
	青海流通センター2号	9,523m ²
大井ふ頭	海貨1号上屋	7,627m ²
	海貨2号上屋	5,485m ²
	海貨3号上屋	5,102m ²
	海貨4号上屋	5,139m ²
	海貨5号上屋	6,129m ²
	青果1号上屋	2,789m ²
	食品2号上屋	7,301m ²
辰巳ふ頭	内貿雑貨上屋	3,600m ²

ふ頭名	施設名	面積
中防内側 ばら物ふ頭	1号上屋	960m ²
	2号上屋	960m ²
	3号上屋	498m ²
	4号上屋	498m ²
	5号上屋	498m ²
計		178,847m ²

注:面積は平成18年4月1日の告示面積を小数点第一位で四捨五入

2 野積場

ふ頭名	施設名	面積
日の出ふ頭	G	1,442m ²
芝浦ふ頭	J	12,553m ²
	K	9,524m ²
	L	1,769m ²
	M	1,182m ²
	N	4,945m ²
品川ふ頭	C	14,222m ²
	D	14,079m ²
	G	18,332m ²
	H	19,908m ²
	I	5,351m ²
	J	4,579m ²
	K	5,316m ²
	重量物A	7,919m ²
	重量物B	16,802m ²
重量物C	79,939m ²	
大井建材	A	10,858m ²
	B	4,830m ²
	C	5,460m ²
10号地ふ頭	1号上屋背後	5,178m ²
	2号上屋背後	3,576m ²
	3号上屋背後	5,178m ²
	4号上屋背後	10,529m ²
	5号上屋背後	3,958m ²
	6号上屋背後	3,947m ²
	A	13,825m ²
	C	13,506m ²
	D	12,864m ²
	E	12,874m ²
	G	13,506m ²
	H	13,506m ²
	I	6,711m ²
	J	12,433m ²
	L	14,641m ²
N	13,379m ²	
自動車附属	2,958m ²	

ふ頭名	施設名	面積
フェリー	A	10,997m ²
	B	19,169m ²
青海ふ頭	重量物	122,487m ²
辰巳ふ頭	A	8,935m ²
	B	7,985m ²
	C	19,584m ²
	D	13,582m ²
	E	4,051m ²
15号地原木		37,984m ²
若洲建材ふ頭	A	6,885m ²
	B	7,290m ²
	C	6,885m ²
	D	16,033m ²
中防内側 ばら物ふ頭	A	11,147m ²
	B	7,791m ²
	C	5,600m ²
	D	4,800m ²
計		712,784m ²

注:面積は平成18年4月1日の告示面積を小数点第一位で四捨五入

資料第96 災害時における緊急物資受入れ等に関する協定（都港湾局）

東京都を甲とし、東京港港湾運送事業協同組合を乙として、甲乙間において次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対し緊急救護物資の受入れ等に関し、協力を求めるときの手続を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するうえにおいて、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項に基づき要請を受けた場合は、乙の組合員（以下「組合員」という。）をして可能な限り協力させるものとする。

（業務内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が指定する緊急救護物資受入れ施設において、受入れ場所の確保
- (2) 緊急救護物資の荷役作業
- (3) 臨港道路、ふ頭内通路等の障害物の除去
- (4) その他甲が必要とする業務

（施設指定）

第4条 前条において、甲が指定する緊急物資受入れ施設は、別表のとおりとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により、組合員が第3条に規定する業務遂行に要した費用は、甲が負担する。

（請 求）

第6条 乙は、甲の認定を受けて、組合員が当該業務の実施に要した費用を甲に請求するものとする。

（情報提供）

第7条 乙は、災害発生時港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

（協 議）

第8条 この協定の解釈に疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑 則）

第9条 この協定は、平成9年3月1日から適用する。

甲と乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年2月26日

甲 東京都 東京都知事 青島幸男

乙 東京港港湾運送事業協同組合 理事長 松原宏

緊急物資受入対象施設

1 上屋

ふ頭名	施設名	面積
竹芝ふ頭	内貿上屋	2,150m ²
日の出ふ頭	日の出2号	2,160m ²
	日の出3号	2,160m ²
	日の出4号	2,124m ²
	南上屋	1,890m ²
芝浦ふ頭	内貿1号上屋	8,601m ²
	内貿2号上屋	8,317m ²
	内貿3号上屋	5,086m ²
品川ふ頭	内貿1号上屋	7,113m ²
	内貿2号上屋	7,122m ²
	内貿3号上屋	6,634m ²
10号地ふ頭	1号上屋	6,522m ²
	2号上屋	6,522m ²
	3号上屋	6,522m ²
	4号上屋	14,250m ²
	5号上屋	6,768m ²
	6号上屋	6,818m ²
晴海ふ頭	2号上屋	4,678m ²
	3号上屋	4,758m ²
	4号上屋	3,020m ²
青海ふ頭	青海流通センター1号	9,523m ²
	青海流通センター2号	9,523m ²
大井ふ頭	海貨1号上屋	7,627m ²
	海貨2号上屋	5,485m ²
	海貨3号上屋	5,102m ²
	海貨4号上屋	5,139m ²
	海貨5号上屋	6,129m ²
	青果1号上屋	2,789m ²
	食品2号上屋	7,301m ²
辰巳ふ頭	内貿雑貨上屋	3,600m ²

ふ頭名	施設名	面積
中防内側 ばら物ふ頭	1号上屋	960m ²
	2号上屋	960m ²
	3号上屋	498m ²
	4号上屋	498m ²
	5号上屋	498m ²
計		178,847m ²

注:面積は平成18年4月1日の告示面積を小数点第一位で四捨五入

2 野積場

ふ頭名	施設名	面積
日の出ふ頭	G	1,442m ²
芝浦ふ頭	J	12,553m ²
	K	9,524m ²
	L	1,769m ²
	M	1,182m ²

ふ頭名	施設名	面積
フェリー	A	10,997m ²
	B	19,169m ²
青海ふ頭	重量物	122,487m ²
辰巳ふ頭	A	8,935m ²
	B	7,985m ²

	N	4,945m ²
品川ふ頭	C	14,222m ²
	D	14,079m ²
	G	18,332m ²
	H	19,908m ²
	I	5,351m ²
	J	4,579m ²
	K	5,316m ²
	重量物A	7,919m ²
	重量物B	16,802m ²
	重量物C	79,939m ²
大井建材	A	10,858m ²
	B	4,830m ²
	C	5,460m ²
10号地ふ頭	1号上屋背後	5,178m ²
	2号上屋背後	3,576m ²
	3号上屋背後	5,178m ²
	4号上屋背後	10,529m ²
	5号上屋背後	3,958m ²
	6号上屋背後	3,947m ²
	A	13,825m ²
	C	13,506m ²
	D	12,864m ²
	E	12,874m ²
	G	13,506m ²
	H	13,506m ²
	I	6,711m ²
	J	12,433m ²
	L	14,641m ²
	N	13,379m ²
自動車附属	2,958m ²	

	C	19,584m ²
	D	13,582m ²
	E	4,051m ²
15号地原木		37,984m ²
若洲建材ふ頭	A	6,885m ²
	B	7,290m ²
	C	6,885m ²
	D	16,033m ²
中防内側 ばら物ふ頭	A	11,147m ²
	B	7,791m ²
	C	5,600m ²
	D	4,800m ²
計		712,784m ²

注:面積は平成18年4月1日の告示面積を小数点第一位で四捨五入

資料第97 調布空港協議会との協定・細目協定（都港湾局）

① 「災害時の航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定」

東京都を「甲」とし、調布飛行場を基点に航空輸送事業、航空機使用事業並びに航空関連業務を営む連合組織である調布空港協議会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり航空機による災害時の緊急輸送業務の協力に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき甲が行う緊急輸送業務を、災害時における民間協力の一環として乙の協力を求めて実施し、被災者等の救援活動を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、東京都のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、乙に対し緊急輸送業務の協力を要請することができる。

（業務の指示）

第3条 甲は災害の実情に応じて、乙に対し、東京都地域防災計画に定める緊急輸送業務を実施するため、日時場所を指定して航空機、航空燃料等の資機材及び操縦士、整備士等の労力等（以下「航空機等」という。）の提供を要請する。

2 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し航空機等を提供するよう会員航空会社等に斡旋を行う。

（業務内容）

第4条 乙の加盟会社は、甲の要請により提供した航空機等により、甲の指示する次の要員・物資の輸送等を行う。

- (1) 医薬品
- (2) 食料品、飲料水等
- (3) 医療従事者
- (4) その他甲乙協議し、合意した人員、物資の輸送等

（協議）

第5条 費用負担、損害賠償等この協定に定めのない事項については、甲乙協議して別途定めるものとする。

2 この協定の解釈に疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

附則

この協定書は平成19年1月31日から適用する。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保管する。

平成 8年2月23日 制定

平成19年1月31日 改正

甲 東京都 代表者 石原 慎太郎
乙 調布空港協議会 代表者 井出 勝

② 「災害時の航空機による緊急輸送業務の協力に関する細目協定」

東京都（以下「甲」という。）と調布空港協議会（以下「乙」という。）とは、平成8年2月23日をもって甲乙間において締結した「災害時の航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定」第5条第1項の規定に基づき、費用負担、損害賠償等に関して次のとおり細目協定を締結する。

（費用弁償等）

第1条 甲の要請により、乙の会員航空会社等が実施した緊急輸送業務に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 航空機、航空燃料等の資機材の提供に係る経費

(2) 操縦士、整備士等の労力の提供に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、国土交通大臣に届出た航空運送事業に係る運賃料金における当該提供機種の貸切運賃に、緊急輸送業務に要した時間を乗じて得た額とする。

3 前項の緊急輸送業務に要した時間は、1時間以下の場合は1時間とし、1時間を超えた場合は、30分を単位として超えた時間を算定するものとする。但し、1時間を超えた場合の30分に満たない時間は、30分とみなす。

4 第2項の運賃料金において当該提供航空機の運賃料金が定められていない場合は、甲乙協議して運賃料金が定められている機種の中から当該提供航空機と同等とみなせる機種を選定し、その機種の貸切運賃をもって算定した額とする。

（損害の負担）

第2条 業務の実施に伴い航空機等の資機材が損傷したときは、航空機保険で全額支払われる場合を除き、その賠償責任について甲乙協議して定めるものとする。

（第三者に対する責任）

第3条 乙の会員航空会社等は、業務の実施に伴いその責に帰する理由により第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

（災害補償）

第4条 甲は、乙の会員航空会社等の職員がこの協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」（昭和38年東京都条例第38号）に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

（協議）

第5条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附則

この協定書は平成19年1月31日から適用する。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保管する。

平成 9年5月14日 制定

平成19年1月31日 改正

甲 東京都 代表者 石原 慎太郎

乙 調布空港協議会 代表者 井出 勝

資料第98 災害時の航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定・細目協定

(都港湾局)

① 「災害時の航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定」

東京都を「甲」とし、東京ヘリポートを基点に航空運送事業、航空機使用事業並びに航空関連業務を営む
連合組織である東京ヘリポート協議会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり航空機による災害時の緊急
輸送業務の協力に関する協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき甲が行う緊急輸送業務を、災害時における民間協力の一
環として乙の協力を求めて実施し、被災者等の救援活動を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し、東京都のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、乙に対し緊急
輸送業務の協力を要請することができる。

(業務の指示)

第3条 甲は災害の実情に対して、乙に対し、東京都地域防災計画に定める緊急輸送業務を実施するため、
日時場所を指定して航空機、航空燃料等の資機材及び操縦士、整備士等の労力等（以下「航空機等」とい
う。）の提供を要請する。

2 乙は、甲の要請があったときは、でき得る限り、甲に対し航空機等を提供するよう会員航空会社等に幹
旋を行う。

(業務内容)

第4条 乙の加盟会社は、甲の要請により提供した航空機等により、甲の指示する次の要員・物資の輸送等
を行う。

- (1) 医薬品
- (2) 食料品、飲料水等
- (3) 医療従事者
- (4) その他甲乙協議し、合意した人員、物資の輸送等

(協議)

第5条 費用負担、損害賠償等この協定に定めのない事項については、甲乙協議して別途定めるものとする。

2 この協定の解釈に疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本署2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成18年 3月29日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都

代表者 東京都知事 石原慎太郎

乙 東京都江東区新木場四丁目
東京ヘリポート協議会

代表者 会長 倉増和治

② 「災害時の航空機による緊急輸送業務の協力に関する細目協定」

東京都（以下「甲」という。）と東京ヘリポート協議会（以下「乙」という。）とは、平成18年3月29日をもって甲乙間において締結した「災害時の航空機による緊急輸送業務の協定に関する協定」第5条1項の規定に基づき、費用負担、損害賠償等に関して次のとおり細目協定を締結する。

（費用弁償等）

第1条 甲の要請により、乙の会員航空会社等が実施した緊急輸送業務に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（1） 航空機、航空燃料等の資機材の提供に係る経費

（2） 操縦士、整備士等の労力の提供に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、国土交通大臣の認可を受けた不定期航空運送事業に係る運賃料金における当該提供機種の貸切運賃に、緊急輸送業務に要した時間を乗じて得た額とする。

3 前項の緊急輸送業務に要した時間は、1時間以下の場合は1時間とし、1時間を越えた場合は、30分を単位として超えた時間を算定するものとする。但し、1時間を超えた場合の30分に満たない時間は、30分とみなす。

4 第2項の運賃料金において当該提供航空機の運賃料金が定められていない場合は、甲乙協議して運賃料金が定められている機種の中から当該提供航空機と同等とみなせる機種を選定し、その機種の貸切運賃をもって算定した額とする。

（損害の負担）

第2条 業務の実施に伴い航空機等の資機材が損害したときは、航空機保険で全額支払われる場合を除き、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

（第三者に対する責任）

第3条 乙の会員航空会社等は、業務の実施に伴いその責に帰する理由により第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

（災害補償）

第4条 甲は、乙の会員航空会社の職員がこの協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関わる条例」（昭和38年東京都条例第38号）に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

（協 議）

第5条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本証書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成18年 3月29日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都 代表者 東京都知事 石原慎太郎

乙 東京都江東区新木場四丁目

東京ヘリポート協議会 代表者 会長 倉増和治

資料第99 災害時における水上輸送基地の利用に関する協定（都港湾局）

東京都を甲、東京都漁業協同組合連合会を乙として、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して水上輸送に必要な係留施設の利用に関し協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、水上輸送基地の配置計画（東京都港湾局）に基づき、乙が整備した係留施設（別表の係留施設に限る。）の利用に関して、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し日時、場所、用途等を指定し文書、電話等の方法により協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項に基づき甲から協力要請を受けた場合は、乙の整備した係留施設を利用させるものとする。

（業務内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請し、乙の係留施設を利用して行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者及び救護者等の人員輸送業務
- (2) 救護物資等の貨物輸送業務
- (3) 甲が必要とする船舶による応急対策業務
- (4) 乙の所有する船舶の調達及び運航に関する業務
- (5) 以上に関して必要となる平常時の訓練業務

（施設の利用）

第4条 甲が本協定に基づき乙の所有する係留施設を利用する場合には、甲は乙の所有する係留施設を無償で利用できるものとする。

ただし、甲の利用に際して乙の負担する実費相当額が生じる場合はこの限りでない。

（情報提供）

第5条 乙及び乙の会員は、災害発生時港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

（掲示）

第6条 乙は水上輸送基地であることを明示する港湾局指定の表示板を設置するものとする。

（協議）

第7条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑則）

第8条 この協定は、平成13年4月1日から適用する。

甲と乙は、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年3月31日

甲 東京都 港湾局長 齋藤 哲哉

乙 東京都漁業協同組合連合会 代表理事会長 菊池 滋夫

(別 表)

「災害時における水上輸送基地の利用に関する協定」(第2条第1項)の対象施設

住 所	栈橋延長
東京都大田区京浜島三丁目1番地先	50m

資料第100 災害時における水上輸送基地の利用に関する協定（都港湾局）

東京都を甲、東京湾遊漁船業協同組合を乙として、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して水上輸送に必要な係留施設の利用に関し協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、水上輸送基地の配置計画（東京都港湾局）に基づき、乙が整備した係留施設（別表の係留施設に限る。）の利用に関して、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し日時、場所、用途等を指定し文書、電話等の方法により協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項に基づき甲から協力要請を受けた場合は、乙の整備した係留施設を利用させるものとする。

（業務内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請し、乙の係留施設を利用して行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者及び救護者等の人員輸送業務
- (2) 救護物資等の貨物輸送業務
- (3) 甲が必要とする船舶による応急対策業務
- (4) 乙の所有する船舶の調達及び運航に関する業務
- (5) 以上に関して必要となる平常時の訓練業務

（施設の利用）

第4条 甲が本協定に基づき乙の所有する係留施設を利用する場合には、甲は乙の所有する係留施設を無償で利用できるものとする。

ただし、甲の利用に際して乙の負担する実費相当額が生じる場合はこの限りでない。

（情報提供）

第5条 乙及び乙の会員は、災害発生時港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

（掲示）

第6条 乙は水上輸送基地であることを明示する港湾局指定の表示板を設置するものとする。

（協議）

第7条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑則）

第8条 この協定は、平成13年4月1日から適用する。

（停止条件）

第9条 この協定は、乙が別表の係留施設を整備することを停止条件として効力が発生する。

甲と乙は、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年3月31日

甲 東京都 港湾局長 齋藤哲哉

乙 東京湾遊漁船業協同組合 理事長 吉野正夫

(別 表)

「災害時における水上輸送基地の利用に関する協定」(第2条第1項)の対象施設

住 所	栈橋延長
東京都品川区勝島一丁目2番地先	20m

資料第101 災害時における応急・復旧業務に関する協定（都港湾局）

東京都を甲とし、公益社団法人関東小型船安全協会を乙として、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対し応急・復旧業務に関し、協力を求めるときの手続を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害の発生に伴う応急・復旧業務遂行上必要とする場合には、次条に掲げる業務について、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項に基づき要請を受けた場合は、乙の会員（以下「会員」という。）をして可能な限り協力させるものとする。

（業務内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 救援物資の海上輸送
- (2) 航路啓開
- (3) 被害状況の情報収集
- (4) その他甲が必要とする業務

（協議）

第4条 費用負担、損害賠償等この協定に定めのない事項については、甲乙協議して別途定めるものとする。

2 この協定の解釈に疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑則）

第5条 この協定は、平成26年8月15日から適用する。

なお、更新等については甲乙協議して別途定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年8月15日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
東京都知事 舩添 要一

乙 神奈川県横浜市中区太田町四丁目47番
公益社団法人関東小型船安全協会
会長 黒川 暁博

資料第102 災害時における応急対策用バスの供給に関する協定書（都水道局）

東京都水道局（以下「甲」という。）と締結先（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策用バス（以下「車両」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における復旧体制整備の一環として、甲が乙の車両を活用して応急活動要員を輸送し、もって応急給水及び配水管等の水道施設の応急復旧を図ることを目的とする。

（供給台数）

第2条 乙は、甲の出動要請があった場合は、供給可能台数を優先的に甲に供給するものとする。

（出動要請）

第3条 甲は、乙に対し、日時、場所及び台数を指定して、電話等により車両の出動を要請するものとする。

（経費の負担）

第4条 車両の出動に係る経費は甲が負担するものとし、その額は、乙が関東運輸局から認可を受けた直近の認可運賃料に定めるところによるものとする。

2 荒天その他これに類する状況下において出動した場合は、認可運賃料金の3割を限度とする金額を前項の額に加算する。

（作業の終了）

第5条 車両による人員の輸送が終了した場合は、乙は、甲が発行する車両使用伝票をとりまとめ、速やかに甲に提出し、その検査を受けるものとする。

2 乙は、前項による検査を受けた後、車両の出動に係る経費を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の請求があったときは、請求を受理した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

（損害の負担）

第6条 車両による人員輸送中における損害については、次の各号に定めるところによる。

（1） 乙は、車両による人員輸送に際し、乙の責に帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（2） 甲は、その責に帰すべき理由により、人員輸送中の車両を損傷し、又は滅失したときは、乙に対し、その損害を賠償する。

（3） 甲は、人員輸送作業中における車両の運転従事者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和38年東京都条例第38号）」に定めるところに準じ、その損害を補償する。ただし、当該運転従事者が他の法令による療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害補償の責を免れる。

（期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。

ただし、協定期間満了の前日までに、甲乙協議のうえ双方に異議のない場合は、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後この例による。

（その他）

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、

甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年3月13日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 公営企業管理者

東京都水道局長 御園良彦

乙 会社名 (別紙 バス会社)

代表

㊟

※ 締結先は目次を参照のこと。

資料第103 災害時における容器入飲料の調達に関する協定（都総務局）

東京都を甲とし、社団法人全国清涼飲料工業会を乙とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における容器入飲料の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、災害時において容器入飲料を確保する必要があるときは、乙に対して、その調達について協力を要請するものとする。

2 前項の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は、直接乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

この場合、乙の会員に対する要請は、乙への要請とみなす。

3 甲は、乙に対し容器入飲料の数量及び運搬先を指定の上供給を要請し、乙は当該場所において、甲又は甲の指定する者に引き渡すものとする。

（協 力）

第3条 乙は、甲から要請のあったときは、可能な限り容器入飲料の供給に協力するものとする。

（容器入飲料の範囲）

第4条 甲が乙に対して供給を要請する容器入飲料は、原則として、水又は無糖茶等、災害時の飲料として適当なものとする。

（運 搬）

第5条 容器入飲料の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じて、甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用弁償）

第6条 この協定に基づき、乙が供給した容器入飲料の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、乙が容器入飲料の供給・運搬終了後、乙の提出する納品書に基づき、災害直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上決定するものとする。

（細 目）

第7条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（雑 則）

第8条 この協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

第9条 この協定は、平成17年10月27日から適用する。

甲と乙とは、上記協定の証として本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成17年10月27日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 石 原 慎太郎

乙 東京都中央区日本橋室町三丁目3番3号
社団法人全国清涼飲料工業会
代表者 会 長 平 本 忠 晴

（注）社団法人全国清涼飲料工業会は、一般社団法人に移行し、現在は、一般社団法人全国清涼飲料連合会が承継しています。

資料第104 大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定（都総務局）

①「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」

（目的）

第1条 この協定は、東京都内（島しょを除く。）において、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、災害応急・復旧対策活動及び都民生活の安定に必要な石油燃料について、東京都（以下「甲」という。）と石油連盟（以下「乙」という。）が協力して、都内被災地へ安定的に供給するために必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対し、石油燃料供給の協力を要請することができる。

2 乙は、前項による甲の要請を受けたときは、可能な限り甲に協力する。

3 甲が乙に対し要請する内容は、次の各号のとおりとする。

一 災害対策上特に重要な施設で、甲が指定する施設に対する石油燃料の供給

二 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条による緊急通行車両その他甲が指定した車両に対する石油燃料の供給

三 都民、事業者等に対し石油燃料を販売する給油取扱所に対する石油燃料の供給

四 前号までに定めるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なもの

4 甲は、乙が前項各号に掲げる要請内容を円滑に実施できるよう必要な措置を講じる。

（優先実施）

第3条 乙は、前条第3項に定める甲の要請のうち、第一号及び第二号に掲げる内容を優先して実施する。

（費用の負担）

第4条 第2条の規定に基づき乙が供給した石油燃料の対価及び運搬費用については、原則として、当該石油燃料の供給を受けた者が負担する。

（実施細目）

第5条 この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、別途定める。

（協議）

第6条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に記載が無い事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年11月26日

- 甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都
代表者 東京都知事 石原慎太郎
- 乙 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 4 号
石油連盟
代表者 会長 天坊昭彦

②「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定細目」

東京都（以下、甲という。）と石油連盟（以下、乙という。）とは、甲乙間の平成20年11月26日付け「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」（以下、本協定という。）第5条の規定に基づき、業務内容及び損害補償等に関し、次のとおり本協定の細目を締結する。

（災害対策上特に重要な施設の指定と供給）

第1条 本協定第2条第3項第1号にいう災害対策上特に重要な施設は以下のとおりとする。

- 一 庁舎（都・区市町村・警察・消防・都防災無線施設）
- 二 病院
- 三 水道施設
- 四 下水道施設
- 五 排水機場
- 六 トンネル施設（緊急輸送ネットワーク）
- 七 その他甲が災害対策上必要とする施設

2 前項に掲げる施設のうち、特に緊急性が高いと認める施設（以下、緊急供給施設という。）を、甲乙協議の上定める。

3 乙は、各緊急供給施設に対して供給を担当する乙の加盟会社及び乙の会友会社（以下、加盟会社等という。）を定め、甲に通知する。各緊急供給施設に対して供給を担当する加盟会社等に変更があったときは、速やかに、甲に文書で通知する。

4 甲及び乙は、緊急供給施設に対して本協定に基づく石油燃料の供給を円滑に実施するため、必要な手順、所要情報の内容及びその提供等について、別途協議の上これを定めるものとする。

5 乙は、第1項に掲げる施設のうち第2項で指定した緊急供給施設以外の施設については、乙に対する甲の供給要請があった時点の状況に応じ、可能な限度で対応するものとする。

（緊急車両等への供給）

第2条 本協定第2条第3項第2号に定める緊急通行車両その他甲が指定した車両（以下、緊急車両という。）に対する石油燃料供給は各給油取扱所が行うこととし、加盟会社等は系列の給油取扱所に対し、可能な限り優先的に供給を行うよう、平時から周知を行う。また、緊急車両に対する石油燃料供給における石油燃料の対価等の取引条件は、供給を行う給油取扱所と当該供給を受けた緊急車両もしくは当該車両の運用管理者の間で取り決めることとする。

（給油取扱所に対する供給）

第3条 本協定第2条第3項第3号に定める給油取扱所に対する石油燃料の供給は、当該給油取扱所に対して取引契約上の供給義務を負う加盟会社等が、当該取引契約に基づいてこれを行うものとする。

2 本協定第2条第3項第3号に定める給油取扱所であっても、加盟会社等との間に取引契約が締結されていないものについては、本協定に基づく石油燃料供給の対象外とする。

（本協定に基づく石油燃料の供給開始）

第4条 本協定に基づく緊急供給施設に対する石油燃料の供給は、原則として、各緊急供給施設から本細目第1条3項に定めた供給担当の加盟会社等に対する直接の要請によって行うものとする。

2 東京都内（島しょを除く。以下同じ。）に生じた災害のうち、東京都内のいずれかの地で震度6弱以上となる地震が発生した場合は、供給担当の加盟会社等は、各緊急供給施設からの要請の有無にかかわらず、可能な限り、緊急供給施設に対する本協定に基づく石油燃料供給の準備を整えて供給活動を開始するものとする。

（本協定に基づく石油燃料の供給期間）

第5条 本協定に基づく石油燃料の供給を行う期間は、災害発生から都内全ての交通規制が解除されるまでの間とする。但し、それ以前であっても、地域的な交通混乱の終息、取引先納入業者による供給開始等本協定によらなくとも必要な石油燃料の供給を受けられる状況になったと判断される緊急供給施設については、甲乙協議の上本協定による石油燃料の供給を終了する。

(情報の提供)

第6条 甲は、本協定に基づく石油燃料の供給（本細目第3条の場合を含む。以下、本条において同じ。）を円滑かつ迅速に遂行できるよう、東京都内の被災状況及び交通規制の状況、緊急供給施設並びに施設周辺の罹災状況及び関係地域における災害対策活動の状況等の情報を収集し、乙及び加盟会社等に対し可能な限り提供するものとする。情報提供等に関する詳細は別途定める。

(供給に要する費用)

第7条 本協定第2条第1項に基づき石油燃料の供給を受けた者は、供給を行った加盟会社等に対し、供給を受けた石油燃料の対価及び輸送費用を支払う。但し、本細目第2条及び第3条の規定による供給の場合を除く。

2 前項に基づく石油燃料の対価及び輸送費用並びにその支払条件については、甲及び乙が協議し、甲が定める。この場合、災害発生時から7日を経過したときは、甲若しくは乙の要請により、石油燃料及び輸送費用の時価を勘案して修正することができるものとする。

3 甲は、本細目成立後速やかに、本条第1項の趣旨並びに前項に基づく決定内容を、緊急供給施設に通知し、その同意を得なければならない。

4 乙は、本細目成立後速やかに、本条第1項の趣旨並びに第2項に基づく決定内容を、個々に加盟会社等に通知し、その同意を得なければならない。

5 甲は、本細目第4条第2項に基づいて乙の加盟会社等が石油燃料供給の活動を行った場合、いずれの緊急供給施設にも給油できなかった石油燃料の輸送費については、法の定めるところにより、当該加盟会社等に支払うものとする。

6 前項に基づく輸送費用の請求額及び支払条件については、甲と関係する個々の加盟会社等で協議の上定める。

(従事者の損害補償)

第8条 甲は、乙の加盟会社等の職員（乙の加盟会社等からの依頼により輸送業務に従事する者を含む。以下、本条及び次条において乙等という。）が本協定に基づく業務の実施により、死亡その他の事故が生じたときは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和38年東京都条例第38号）により、これを補償するものとする。但し、損害補償を受けるべき者が、他の法令（条例を含む。）による治療その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額の限度において損害補償を行なわない。

(損害の処理)

第9条 本協定に基づく業務等の実施に伴い、甲及び乙等の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は乙等の使用車両等に損害が生じたときは、乙等はその事実の発生後遅滞無くその状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲及び乙等が協議して定める。

この細目を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年3月5日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 総務局総合防災部長
中 村 長 年

乙 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
石油連盟
代表者 専務理事
山 浦 紘 一

資料第105 大規模災害時における石油燃料の安定供給等に関する協定（都総務局）

①「大規模災害時における石油燃料の安定供給等に関する協定」

制 定 平成20年11月26日

一部改正 平成25年 1月17日

一部改正 平成26年12月26日

一部改正 平成28年 4月 1日

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、東京都（以下「甲」という。）と東京都石油業協同組合（以下「乙」という。）及び東京都石油商業組合（以下「丙」という。）とが協力して行う、災害応急・復旧対策活動及び都民生活の安定に必要な石油燃料の安定的な供給並びに災害時の石油燃料の確保のための備蓄について必要な事項を定める。

（石油燃料の安定供給）

第2条 甲は、災害時において、乙及び丙に対し、次に掲げる施設又は車両に対する石油燃料の供給等を要請する。

一 災害対策上重要な施設のうち別に定めるもの

二 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条に規定する緊急通行車両のうち別に定めるもの

三 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

2 乙及び丙は、前項の規定による要請を受けたときは、可能な限り甲に協力するものとする。

3 甲は、乙及び丙が前項に規定する協力を円滑に実施できるよう必要な措置を講じる。

（石油燃料の安定供給に係る費用の負担）

第3条 前条第2項の規定により乙又は丙が供給した石油燃料の対価及び運搬に要する費用については、甲が負担する。

（災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業の実施）

第4条 甲、乙及び丙は協力して、経済産業省資源エネルギー庁（以下「資源エネルギー庁」という。）が実施する災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業（以下「製品備蓄促進事業」という。）を推進する。

2 甲は、災害時において、乙及び丙に対し、製品備蓄促進事業により備蓄した石油燃料を甲が指定する緊急自動車等に供給することを要請する。

3 乙及び丙は、前項の石油燃料について、災害時において甲が指定する緊急自動車等への供給に限るよう、乙及び丙の支部及び石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項第5号及び石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第33条第2項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件（経済産業省告示第243号）の規定に基づき告示された石油販売事業者（中核給油所）を指導する。

4 前条の規定にかかわらず、第2項の規定により乙又は丙が供給した石油燃料に要する費用については、当該石油燃料の供給を受けた者が負担する。

5 甲は、平成27年度以降各年度に措置する予算の範囲内において、乙が行う製品備蓄促進事業の管理に

要する経費を負担するものとし、その額は甲及び乙が協議の上、別に定める。

6 この事業の実施について必要な事項については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定める。

(石油燃料の供給に係る払出し方法等)

第5条 第2条及び前条に規定する石油燃料の供給について、災害時の払出し等の方法等については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定める。

(燃料供給における実効性確保)

第6条 甲は、石油燃料の安定的な供給並びに災害時の石油燃料確保のために甲及び中核給油所が備蓄した燃料等の供給が円滑かつ迅速に遂行されるよう、必要な情報を収集し、乙及び丙に適宜提供する。

2 乙又は丙は、燃料供給の実効性を確保するため、甲が指定する給油所に対して必要に応じて研修及び訓練等を実施する。

(実施細目)

第7条 この協定の実施に必要な事項については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定める。

(協議)

第8条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、必要に応じて、甲、乙及び丙が協議して定める。

附 則

この協定は、平成20年11月26日から適用する。

附 則 (平成24年12月27日付24総防管第1475号)

この協定は、平成25年2月1日から適用する。

附 則 (平成26年12月26日付26総防管第2186号)

1 この協定は、平成26年12月26日から適用する。

2 第4条の2の規定は、平成27年度歳入歳出予算が、平成27年3月31日までに東京都議会で可決された場合において、平成27年4月1日に確定させる。

3 第4条の2の規定は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、本規定の趣旨及び災害時における石油燃料確保の重要性を踏まえ、甲、乙、丙は継続して中核給油所における燃料備蓄に取り組むための協議を行うこととする。

附 則 (平成28年4月1日付28総防計第46号)

1 この協定は、平成28年4月1日から適用する。

2 第4条の規定は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、本規定の趣旨及び災害時における石油燃料確保の重要性を踏まえ、甲、乙、丙は継続して中核給油所における燃料備蓄に取り組むための協議を行うこととする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 舛添要一

乙 東京都千代田区永田町二丁目17番14号
東京都石油業協同組合
代表者 理事長 矢島幹也

丙 東京都千代田区永田町二丁目17番14号
東京都石油商業組合
代表者 理事長 矢島幹也

②「大規模災害時における石油燃料の安定供給等に関する協定実施細目」

東京都（以下「甲」という。）と東京都石油業協同組合（以下「乙」という。）及び東京都石油商業組合（以下「丙」という。）とは、大規模災害時における石油燃料の安定供給等に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、次の条項により実施細目を締結する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この実施細目は、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（石油燃料の供給開始）

第2条 協定第2条による災害対策上重要な施設及び車両並びに協定第4条第2項による緊急自動車等に対する石油燃料の供給等は、甲から乙又は丙に要請がなされ、乙又は丙がこれを受けた旨甲に回答した時点から開始するものとする。

（石油燃料の供給期間）

第3条 協定に基づく石油燃料の供給を行う期間は、前条に規定する乙又は丙の回答の時点から、甲が乙又は丙に石油燃料の供給終了を通知する時点までの期間とする。

（燃料供給における実効性確保）

第4条 甲は、協定及びこの実施細目に基づく石油燃料の安定供給並びに甲及び中核給油所が備蓄燃料等の供給を円滑かつ迅速に遂行できるよう、被災状況、交通規制の状況、施設周辺の被災状況、関係地域における災害対策活動の状況等に関する情報を収集し、乙及び丙に適宜提供するものとする。

2 乙又は丙は、協定及びこの実施細目に基づく石油燃料の安定供給及び備蓄燃料等の供給を円滑かつ迅速に遂行できるよう、甲が指定する給油所に対して、必要に応じて研修及び訓練等を実施する。

3 前項による研修及び訓練等の実施に要する費用については、甲、乙及び丙の協議により別途定める。

（石油燃料の払出し等の手続等）

第5条 甲、乙及び丙は、石油燃料の災害時の払出し等の業務を円滑に実施するため、必要な手順、連絡方法、情報提供等について、別途協議により定めるものとする。

第2章 災害時の石油燃料の安定的な供給

（災害対策上重要な施設のうち別に定めるもの）

第6条 協定第2条第1項第1号に規定する災害対策上重要な施設のうち別に定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- 一 甲（警視庁所管の警察署、東京消防庁所管の消防署その他これらに準じる施設を含む。）、都内の特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）の庁舎
- 二 東京都防災無線が設置されている施設
- 三 甲及び区市町村が所有又は管理する水道施設
- 四 甲及び区市町村が所有又は管理する下水道施設
- 五 甲が所有又は管理する排水機場

- 六 東京都地域防災計画に規定する緊急輸送ネットワーク上に存在するトンネル施設
 - 七 甲が災害対策上必要とする施設として認めるもので、乙及び丙にあらかじめ通知したもの
- 2 乙又は丙は、協定第2条第2項の規定により、前項各号に掲げる施設に対して、甲の要請を受けた時点の石油燃料の在庫状況等を踏まえて、可能な限り石油燃料を供給するものとする。

(施設情報の共有)

第7条 災害時、円滑に燃料を供給するため、甲は前条第1項各号に規定する施設に係る設備等の情報をあらかじめ乙及び丙に提供する。

- 2 乙及び丙は、甲から提供を受けた情報を厳重に管理する。

(施設に対する石油燃料の輸送)

第8条 第6条第1項各号に掲げる施設に石油燃料を供給する場合、当該施設までの石油燃料の輸送は、乙又は丙が行うものとする。

(緊急通行車両のうち別に定めるもの)

第9条 協定第2条第1項第2号に規定する緊急通行車両のうち別に定めるものは、次のとおりとする。

- 一 東京都財務局、東京都交通局、東京都水道局、東京都下水道局及び東京消防庁が所管する車両
 - 二 甲が災害対策上必要とする車両として認めるもので、乙及び丙にあらかじめ通知したもの
- 2 乙又は丙は、協定第2条第2項の規定により、前項各号に掲げる車両に対して、甲の要請を受けた時点の石油燃料の在庫状況等を踏まえて、可能な限り石油燃料を供給するものとする。

(費用の負担)

第10条 協定第3条により甲が負担する費用の額は、乙又は丙が第6条第2項及び前条第2項の規定により供給した石油燃料の量に供給時点の都内の市場における適正な取引価格を乗じて得た額に、第8条の規定による輸送に要した費用の額を合算して積算するものとする。

- 2 前項の費用の支払は、乙又は丙が作成した前項の積算に基づく請求書を、甲が受領した日から30日以内に行うものとする。ただし、災害の状況等により、甲が請求書を受領した日から30日以内に支払をすることが困難である場合は、甲と乙又は丙とが協議し、これを延長することができるものとする。

(従事者の損害補償)

第11条 甲は、乙又は丙の組合加盟会社の従業者（乙又は丙の組合加盟会社からの依頼により石油燃料の輸送業務に従事する者を含む。以下「加盟会社従業者等」という。）が、協定に基づく業務の実施により、死亡その他の事故による損害が生じたとき（加盟会社従業員等の故意又は重過失により損害が生じた場合を除く。）は、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和38年東京都条例第38号）の例により、これを補償するものとする。ただし、損害補償を受けるべき者が、他の法令（条例を含む。）による治療その他の給付若しくは補償を受けることができるとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けることができるときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行わない。

(損害の処理)

第12条 協定に基づく業務の実施に伴い、加盟会社従業者等の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は加盟会社従業者等の使用車両等に損害が生じたときは、乙又は丙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲、乙又は丙が協議して定める。

第3章 中核給油所における石油燃料の備蓄

(中核給油所における石油燃料の備蓄方法)

第13条 協定第4条に規定する中核給油所（乙が選定し経済産業省資源エネルギー庁（以下「資源エネルギー庁」という。）があらかじめ承認した給油取扱所。以下同じ。）における石油燃料備蓄は、資源エネルギー庁が中核給油所に対してあらかじめ備蓄する石油燃料の購入代金を補助金として交付し、中核給油所が当該補助金により石油燃料を購入し保管する、流通在庫備蓄方式によるものとする。

(甲が指定する緊急自動車等)

第14条 協定第4条第2項に規定する甲が指定する緊急自動車等は、次のとおりとする。

- 一 警察災害派遣隊及び緊急消防援助隊が、東京都の地域内で活動するために使用する緊急自動車
- 二 前号が定めるもののほか、甲が必要と認める車両

(中核給油所における備蓄等の費用)

第15条 甲は、第13条に規定する流通在庫備蓄方式により備蓄等を行う石油燃料について、管理に要する経費を負担するものとする。

- 2 前項の管理に要する経費の支払方法は、別途甲及び乙との協議により定めるものとする。
- 3 第1項に規定する石油燃料の管理に要する経費の額は、1年間当たり、油種ごとに石油燃料の購入価格の5パーセントを原則とし、別途甲及び乙との協議により定めるものとする。

第4章 雑則

(補則)

第16条 この実施細目に疑義が生じたとき、又はこの実施細目に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議し別に定める。

附 則

この実施細目は、平成25年2月1日から適用する。

附 則

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この実施細目は、平成26年12月26日から適用する。
- 2 第11条の2、第13条の2及び第15条の2の規定は、平成27年度歳入歳出予算が、平成27年3月31日までに東京都議会で可決された場合において、平成27年4月1日に確定させる。
- 3 第11条の2、第13条の2及び第15条の2の規定は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、本規定の趣旨及び災害時における石油燃料確保の重要性を踏まえ、甲、乙及び丙は継続して中核給油所における燃料備蓄に取り組むための協議を行うこととする。

附 則

- 1 この実施細目は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 第11条及び第13条の規定は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、本規定の趣旨及び災害時における石油燃料確保の重要性を踏まえ、甲、乙及び丙は継続して中核給油所における燃料備蓄に取り組むための協議を行うこととする。

この実施細目を証するため本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都総務局長 中西 充

乙 東京都千代田区永田町二丁目17番14号
東京都石油業協同組合
理事長 矢島 幹也

丙 東京都千代田区永田町二丁目17番14号
東京都石油商業組合
理事長 矢島 幹也

資料第106 災害時等における緊急支援物資の保管及び荷役等に関する協定

(都総務局)

東京都(以下「甲」という。)と東京倉庫協会(以下「乙」という。)とは、東京都内に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)における緊急支援物資の保管及び荷役等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、災害時等において甲から乙に対して行う緊急支援物資の保管及び荷役等の要請に関して、必要な事項を定める。

(緊急支援物資の保管及び荷役に関する要請)

第2条 甲は、緊急支援物資の保管及び荷役が必要な場合は、乙に対し、緊急支援物資の品目、数量その他の必要な事項を明示の上、その旨を要請する。

2 甲は、乙が事故その他の理由により連絡できない場合には、直接、本協定に基づく業務に協力する乙の会員事業者(以下「乙の会員事業者」という。)に要請の連絡をすることができる。

3 前項の要請の連絡を円滑に実施するため、乙は、同項に規定する乙の会員事業者の同意を得た上で、当該乙の会員事業者の連絡先等を、あらかじめ甲に提供する。

(物流専門家の派遣に関する要請)

第3条 甲は、緊急支援物資の保管及び荷役に当たり、物流に関する専門的な支援が必要と認める場合は、乙に対し、物流に関する専門的な知識を有する者(以下「物流専門家」という。)の派遣を要請することができる。

(要請に対する回答等)

第4条 乙は、第2条第1項の要請があった場合は、最大限協力するものとし、乙の会員事業者と協議の上、甲に対し、受入れに関し必要な事項を回答する。

2 甲は、前項の回答に基づき、発注内容及び発注する乙の会員事業者(以下「発注先会員事業者」という。)を決定し、発注先会員事業者に発注するとともに、乙に対し発注状況を情報提供する。

3 乙は、前項に規定する情報提供を受けた場合は、その内容を発注先会員事業者以外の乙の会員事業者に対し、伝達する。

4 乙は、前条の要請があった場合は、乙の会員事業者と協議の上、甲に対して、物流専門家を派遣する。

(要請及び回答の方法)

第5条 第2条から前条までの要請及び回答は、書面により行う。

2 前項の規定にかかわらず、書面によって要請又は回答を行う時間的余裕がない場合は、口頭によりこれを行うことができる。ただし、口頭による要請又は回答を行った場合は、当該要請又は回答について書面を作成し提出する。

(情報提供)

第6条 甲と乙とは、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用負担)

第7条 緊急支援物資の保管及び荷役並びに物流専門家の派遣に要する費用は、甲が負担する。

2 緊急支援物資の保管及び荷役に係る費用は、地震、風水害等の災害が発生する直前の発注先会員事業者における価格を基準として算定する。

3 第1項の費用の具体的な内容、請求及び支払方法等詳細については、甲と発注先会員事業者とが協議の上、別途定める。

(事故等)

第8条 本協定に基づく業務開始後において、事故等の発生に伴い緊急支援物資が破損する等により使用不可能となった場合は、乙は甲に対しその状況を報告する。

2 事故等の発生により、本協定に基づく業務の継続が困難な事由が発生した場合は、甲乙協議の上、対応を定める。

(災害補償)

第9条 本協定に基づく業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったことにより損害が生じた場合は、その損害の補償について、甲及び乙は誠意をもって協議の上、取り決める。

(関係機関との連絡)

第10条 本協定に基づく業務に係る関係機関との連絡調整は、原則として甲が行う。

(担当部署及び連絡責任者)

第11条 甲と乙とは、本協定に基づく業務に関する担当部署を定め、連絡責任者を選任するとともに、相互に通知する。連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

(協定実施に関する手続等)

第12条 本協定の実施に関する手続その他の必要な事項は、甲乙協議の上、別途定める。

(協議等)

第13条 本協定の解釈に疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定める。

2 甲及び乙は、相互に協力して、本協定に係る検討、協議、訓練を行うなど、本協定に基づく業務の円滑な運用に努める。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までの間とする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

平成25年5月24日

甲 東京都
東京都知事 猪瀬直樹

乙 東京倉庫協会
会長 田中 稔

資料第107 大規模災害時における石油燃料確保のための備蓄等に関する協定

(都総務局)

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、東京都（以下「甲」という。）と《会社名》（以下「乙」という。）とが協力して行う、災害応急・復旧対策活動に必要な石油燃料確保のための備蓄及び供給について必要な事項を定める。

(石油燃料の備蓄)

第2条 甲は、次に掲げる車両が、災害時において使用する石油燃料をあらかじめ確保するため、乙と協議の上、石油燃料を備蓄するものとする。

- 一 緊急通行車両等の確認事務処理要領（平成8年2月29日付7財経輸第414号）に基づき、東京都財務局長が確認した車両
- 二 東京都公営企業の管理者がその所管する緊急通行車両等の確認事務処理要領等に基づき確認した車両で、甲が覚書等の締結により燃料備蓄の対象とした車両
- 三 甲が災害対策上必要とする車両として認めるもので、乙にあらかじめ通知したもの

(石油燃料の供給)

第3条 甲又は甲が指定する者は、災害時において、乙に対し、第2条に掲げる車両に対する石油燃料の供給を指示する。

2 乙は、前項の規定による指示を受けたときは、甲が別に定める手引き等に基づき対応するものとする。

(石油燃料の供給開始)

第4条 本協定第3条による石油燃料の供給は、甲又は甲が指定する者から乙に指示がなされた時点から開始するものとする。

(石油燃料の供給期間)

第5条 本協定に基づく石油燃料の供給を行う期間は、前条に規定する時点から、甲又は甲が指定する者が乙に石油燃料の供給終了を通知する時点又は別に定める規定に基づき購入した石油燃料を全て供給するまでの期間とする。

(石油燃料の備蓄方法)

第6条 本協定第2条に規定する石油燃料の備蓄は、あらかじめ甲が乙から石油燃料を購入し、乙が運営する給油取扱所に、当該石油燃料を寄託する流通在庫備蓄方式によるものとする。

(石油燃料の備蓄に係る調達方法等)

第7条 前条に規定する石油燃料の備蓄について、備蓄数量、調達、保管、災害時の払出し等の方法、費用の負担等については、契約に定めるところによるほか、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

(備蓄した石油燃料の使用)

第8条 本協定第2条各号に掲げる車両は、第4条に規定する石油燃料の供給期間が開始した以降、第6条

に規定する給油取扱所にあらかじめ備蓄した石油燃料を使用するものとする。

(指定給油所における備蓄等の費用)

第9条 第6条に規定する流通在庫備蓄方式により備蓄等を行う石油燃料について、購入代金及び保管費の支払は、契約に定めるところによるものとする。

2 第1項に規定する石油燃料の購入代金の額は、前項の契約を締結する日の直近の市況による時価により算定する。

3 第1項に規定する石油燃料の保管費の額は、1年間当たり、油種ごとに石油燃料の購入価格（消費税を除く）の5パーセントとする。

4 保管の実態がない期間における保管費については、日割り計算して、前項で定める保管費を減額する。
なお、1年は365日と計算する。

(備蓄等の手続等)

第10条 甲及び乙は、石油燃料の備蓄及び災害時の払出し等の業務を円滑に実施するため、必要な手順、連絡方法、情報提供等について、別途協議の上定めるものとする。

2 乙は、甲が前項の目的を達成するために実施する研修及び訓練等に参加するものとする。

(協議)

第11条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、必要に応じて、甲及び乙が協議して定める。

附 則

この協定は、平成27年9月4日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年9月4日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都総務局長 中西 充

乙 石油販売事業者等

資料第108 災害時における物資の調達支援協力に関する協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、東京都の災害時における東京都への支援協力に関して以下のとおり合意し、災害時における物資の調達支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の調達支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（供給協力等の要請）

第2条 甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙が保有する又は調達可能な物資の供給を要請することができる。

（供給協力等の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、物資の調達支援協力について速やかに対応するよう努めるものとする。

2 甲は、乙による調達支援協力が円滑に行われるよう、輸送ルート of 被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請することができる物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有し、又は調達可能な物資とする。

- 一 別表に掲げる物資
- 二 前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（要請及び発注の方法）

第5条 甲は、物資の供給を要請するときは、書面をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、第10条の規定により指定した甲の連絡責任者が口頭で乙の連絡責任者に要請を行い、事後に書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、当該要請に対する回答を速やかに甲に伝達するものとする。

3 甲は、乙の回答を受領した後、速やかに発注内容（発注物資、発注物資の数量、配達方法、配達場所等）を決定して、乙に対し発注書を発行する。

4 乙は、甲から前項の発注書を受領したときは、速やかに対応するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 甲は、甲の指定する物資の配達場所に原則として甲の職員を派遣して、物資の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

（費用の負担）

第7条 前条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等に要した経費は、甲が負担する。

(物資の価格及び運搬等に要した経費)

第8条 物資の価格は、乙の調達した物資に災害発生直前に設定されていた小売価格等を基準とした適正な価格とし、物資の運搬等に要した経費は、乙が負担する実費相当額とする。

(請求及び支払)

第9条 乙は、甲に対して、供給した物資の対価及び物資の運搬等に要した経費の請求を書面をもって直接行うものとする。

2 甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には、相手方に対し直ちに通知する。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(改正)

第12条 本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

(協議)

第13条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかの者が相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

平成29年3月31日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

新潟県新潟市南区清水4501番地1

乙 NPO法人 コメリ災害対策センター

代表者 理事長 捧 雄 一 郎

別表（第4条関係）

■ 災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品目
作業関係	作業シート、標識ロープ ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ袋（使い捨て）、 バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

資料第109 災害時における物資の調達支援協力に関する協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と株式会社セブン&アイ・ホールディングス（以下「乙」という。）は、東京都の災害時における東京都への支援協力に関して以下のとおり合意し、災害時における物資の調達支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の調達支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（供給協力等の要請）

第2条 甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し物資調達に関する専門的な知識を有する者（以下「連絡調整員」という。）の派遣、及び乙のグループ企業が保有する又は調達可能な物資の供給を要請することができる。

（供給協力等の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受け、これを受諾したときは、連絡調整員を甲の指定する場所に派遣するとともに、乙のグループ企業が保有し、又は調達可能な物資の調達支援協力について速やかに対応するよう努めるものとする。

2 前項の規定において、甲は、乙のグループの経営判断、乙のグループ企業と取引先、委託先、加盟店等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により乙のグループ企業の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

3 甲は、乙及び乙のグループ企業による調達支援協力が円滑に行われるよう、輸送ルート of 被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請することができる物資は、次に掲げるもののうち、乙のグループ企業が保有し、又は調達可能な物資とする。

- 一 別表に掲げる物資
- 二 前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（要請及び発注の方法）

第5条 甲は、物資の供給を要請するときは、書面をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、第11条の規定により指定した甲の連絡責任者が口頭で乙の連絡責任者に要請を行い、事後に書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙のグループ企業に対し、甲の要請の内容を速やかに伝達し、当該要請に対する乙のグループ企業の回答をとりまとめた上で速やかに甲に伝達するものとする。

3 甲は、乙のグループ企業の回答を乙から受領した後、速やかに発注内容（発注物資、発注物資の数量、配達方法、配達場所等）を決定して、乙に対し発注書を発行する。

4 乙は、甲から前項の発注書を受領したときは、速やかに対応するものとする。

(物資の引渡し)

第6条 甲は、甲の指定する物資の配達場所に原則として甲の職員を派遣して、物資を確認の上、乙のグループ企業から当該物資の引渡しを受けるものとする。

(情報の共有)

第7条 甲および乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう勉める。

(費用の負担)

第8条 乙からの連絡調整員の派遣、乙のグループ企業が甲に供給した物資の代金及び甲の指定する物資の配達場所までの配達に要する費用は、甲が負担する。

(物資の価格及び物資の配達に要する費用)

第9条 物資の価格は、災害が発生する直前の乙のグループ企業における適正な価格とし、物資の配達に要する費用は、乙のグループ企業が負担する実費相当額とする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、甲に対して、供給した物資の対価及び物資の配達に要する費用等の請求を直接行うものとする。

2 甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には相手方に対し直ちに通知する。

(改正)

第12条 本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

(協議)

第13条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかの者が相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

附 則

甲乙間で平成27年3月31日付締結された「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」については、本協定の締結日をもって失効するものとする。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

令和元年8月9日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池百合子

東京都千代田区二番町8番地8

乙 株式会社セブン&アイ・ホールディングス

代表者 代表取締役社長 井阪隆一

別表（第4条関係）

■ 災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
<p>食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水 乳児用液体ミルク、粉ミルク 缶詰(イージーオープン)</p> <p>生活必需品 毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶 ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン 使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、 ウェットティッシュ、ゴミ袋 蚊取り線香(夏季) 使い捨てカイロ(冬季)</p>	<p>食料品 精米、即席麺、食パン、レトルト食品 漬物、梅干、調味料、菓子類、果物、お茶</p> <p>生活必需品 タオル、肌着、履物、作業服、軍手 鍋、炊飯用具、簡易コンロ、 カセットボンベ、石けん、歯ブラシ ティッシュペーパー、トイレトペーパー 防水シート</p>

資料第110 災害時における物資の調達支援協力に関する協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と東日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における甲への支援協力に関して以下のとおり合意し、災害時における物資の調達支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の調達支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し乙の組合員（以下「組合員」という。）が保有する又は調達可能な物資の供給を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、物資の調達支援協力について速やかに対応するよう努めるものとする。

- 2 前項の規定において、甲は、組合員と取引先、委託先、協定先等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により組合員の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。
- 3 甲は、乙及び組合員による調達支援協力が円滑に行われるよう、輸送ルート of 被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に協力を要請する物資は、次のとおりとする。

- 一 段ボール製簡易ベッド
- 二 段ボール製シート
- 三 段ボール製間仕切り
- 四 その他、甲が指定する段ボール製品

（要請及び発注）

第5条 甲は、物資の供給を要請するときは、要請内容（要請物資、要請物資の数量、配達方法、配達場所等）を決定して、あらかじめ甲が定める様式により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、第10条の規定により指定した甲の連絡責任者が口頭で乙の連絡責任者に要請を行い、事後に様式を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、組合員に甲の要請内容を速やかに連絡し、組合員の回答をとりまとめ、甲に連絡するものとする。
- 3 甲は、乙から回答を受領した後、乙及び組合員に速やかに発注書を発行する。
- 4 組合員は、甲から前項の発注書を受領したときは、速やかに対応するものとする。

(物資の引渡し)

第6条 甲は、甲の指定する物資の配達場所に原則として甲の職員を派遣して、物資を確認の上、組合員から当該物資の引渡しを受けるものとする。

(情報の共有)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用の負担)

第8条 この協定に基づき、組合員が業務の遂行に要した経費については、甲が負担する。

2 甲が負担する経費は、災害直前における適正な価格を基準とする。

(請求及び支払)

第9条 組合員は、業務終了後、前条に定める経費を甲に請求する。

2 甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく、組合員に支払うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には、相手方に対し直ちに通知する。

(改正)

第11条 本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

(協議)

第12条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかの者が相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

令和2年6月22日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都中央区八丁堀四丁目1番4号

乙 東日本段ボール工業組合

代表者 理事長 齋藤 英男

資料第111 災害時における物資の調達支援協力に関する協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都冷凍空調設備協会（以下「乙」という。）は、災害時における甲への支援協力に関して以下のとおり合意し、災害時における可動式空調機器の調達等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う可動式空調機器の調達等の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（供給協力等の要請）

第2条 甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、可動式空調機器の調達等が必要であると認めるときは、乙の会員事業者が保有する又は調達可能な物資の供給を要請することができる。

（供給協力等の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受け、これを受諾したときは、可動式空調機器の調達等について速やかに対応するよう努めるものとする。

- 2 前項の規定において、甲は、乙の会員事業者と取引先、委託先、協定先等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により乙の会員事業者の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。
- 3 甲は、乙及び乙の会員事業者による可動式空調機器の調達等が円滑に行われるよう、輸送ルート上の被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（支援協力の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請することができる物資は、次に掲げるもののうち、乙の会員事業者が保有し、又は調達可能な物資とする。

- 一 可動式空調機器（スポットエアコン、大型扇風機、温風機等、施設への設置工事を伴わないもの）
- 二 前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

2 乙は甲の要請に基づき、調達した物資を納入後、稼働できる状態に設置する。

（要請及び発注の方法）

第5条 甲は、物資の供給を要請するときは、要請内容（要請物資、要請物資の数量、配達方法、配達場所等）を決定して、あらかじめ甲が定める要請様式により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、第11条の規定により指定した甲の連絡責任者が口頭で乙の連絡責任者に要請を行い、事後に要請様式を提出するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、速やかに対応するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 甲は、甲の指定する物資の配達場所に原則として甲の職員を派遣して、物資を確認の上、乙の会員

事業者から当該物資の引渡しを受け、稼働状態の確認を行う。

(情報の共有)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用の負担)

第8条 乙の会員事業者が甲に供給した物資の代金及び甲の指定する物資の配達場所までの配達に要する費用は、甲が負担する。

(物資の価格及び物資の配達に要する費用)

第9条 物資の価格は、災害が発生する直前の乙の会員事業者における適正な価格とし、物資の配達に要する費用は、乙の会員事業者が負担する実費相当額とする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、甲に対して、供給した物資の対価及び物資の配達に要する費用等の請求を直接行うものとする。

2 甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には相手方に対し直ちに通知する。

(改正)

第12条 本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

(協議)

第13条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかの者が相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

令和2年6月22日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池百合子

東京都港区芝公園三丁目5番8号

乙 一般社団法人東京都冷凍空調設備協会

代表者 会長 渋谷俊徳

資料第112 災害時における物資の調達支援協力に関する協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震や台風等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その範囲、手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、乙による支援協力が必要であると認めるときは、乙に対して支援の協力を要請することができる。

また、本協定に定める支援協力の具体的な実施に当たり、乙は、乙のグループ会社を業務に当たらせることができることについて甲はあらかじめ承諾する。

（支援協力の範囲）

第3条 甲が乙に協力を要請するものは、次のとおりとする。

- （1）物資の供給
- （2）大規模水害時における避難場所の提供等

（物資の供給の実施）

第4条 乙は、甲から前条第1号の要請を受けたときは、乙が保有し、又は調達可能な物資について、速やかに対応するよう努めるものとする。

2 甲は、乙による物資の供給が円滑に行われるよう、輸送ルートの被災状況等に係る情報提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他必要な支援に努めるものとする。

（物資の範囲）

第5条 甲が乙に要請することができる物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資の提供
- （2）前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（物資供給の要請方法）

第6条 甲は、物資の供給を要請するときは、あらかじめ甲が定める要請様式をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、第12条の規定により指定した甲の連絡責任者が口頭で乙の連絡責任者に要請を行い、事後に要請様式を提出するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受け、受託したときは、速やかに対応するものとする。

（物資の引渡し）

第7条 物資の運搬は、甲の指定する場所に乙が搬送するものとし、甲は、甲の指定する物資の配達場所に

原則として甲の職員を派遣して、物資を確認の上、当該物資の引渡しを受けるものとする。

(情報の共有)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用の負担)

第9条 この協定に基づき、乙が甲に対する物資の供給に要する経費は、甲が負担する。

2 甲が負担する物資の価格及び配達に要する費用は、災害が発生する直前の適正な価格とする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、物資の供給後、前条に定める経費を甲に請求する。

2 甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

(大規模水害時における避難場所の提供等)

第11条 乙は、甲と協議の上、大規模水害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、乙が所有又は管理する施設を都民の一時的な避難場所として提供することに関し、都内区市町村との協議、協定の締結など、支援協力関係構築に努めるものとする。

2 前項の支援協力の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 店舗の駐車場等での一時的な避難者の受入れ
- (2) 店舗等のトイレの利用
- (3) 都内区市町村の要請に基づく食料品や日用品の都内区市町村への販売
- (4) 避難者受入れに係る環境整備
- (5) その他避難者に対する必要な支援

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には相手方に対し直ちに通知する。

(改正)

第13条 本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

(協議)

第14条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかが相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

令和2年7月1日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

東京都知事 小池 百合子

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番1号

乙 イオン株式会社

代表執行役社長 吉田 昭夫

災害発生時における要請物資（例示）

分類	品 目	
食糧	おにぎり	
	弁当	
	カップみそ汁	
	パン	サンドウィッチ類
		調理パン、菓子パン
		食パン
	カップスープ	
	レトルト食品	ごはん
		おかず類
	カップラーメン	
	飴・チョコレート等の嗜好品	
	果物	
	粉ミルク・乳幼児用液体ミルク	
飲料水	ミネラルウォーター	2リットル、500ミリリットル
	お茶	2リットル、500ミリリットル
	清涼飲料水	2リットル、500ミリリットル
	缶コーヒー	無糖、加糖
生活必需品	割り箸／スプーン／フォーク／紙コップ／紙皿	
	ラップ／ポリ袋	
	トイレットペーパー／ティッシュペーパー／ウェットティッシュ	
	生理用品	
	石鹸／洗剤／歯ブラシ／歯磨き粉	
	ロウソク／マッチ／ライター	
	懐中電灯／乾電池	
	ガムテープ	
	使い捨てカイロ（冬季）	
	カートリッジガスボンベ	
	ブルーシート	
被服類	シャツ	紳士用、婦人用
	パンツ	紳士用、婦人用
	軍手／靴下	
	雨具（ビニールカッパ）	
衛生用品	マスク	
	絆創膏、包帯	
	消毒薬	
	栄養剤	

資料第113 災害時における物資の調達支援協力に関する協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）は、災害時における甲への支援協力に関して以下のとおり合意し、災害時における物資の調達支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の調達支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、乙による支援協力が必要であると認めるときは、乙に対して支援の協力を要請することができる。

（供給協力等の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、製造・調達可能な物資の調達支援協力について速やかに対応するよう努めるものとする。

- 2 前項の規定において、甲は、乙の取引先、委託先、加盟店等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により乙の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。
- 3 甲は、乙による調達支援協力が円滑に行われるよう、輸送ルートの被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請することができる物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する供給可能な物資、又は調達可能な物資とする。

- 一 別表に掲げる物資
- 二 前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（要請及び発注の方法）

第5条 甲は、物資の供給を要請するときは、あらかじめ甲が定める要請様式をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、第10条の規定により指定した甲の連絡責任者が口頭で乙の連絡責任者に要請を行い、事後に要請様式を提出するものとする。

- 2 乙は、甲から前項の要請を受け、受託したときは、速やかに対応するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に乙又は乙が指定する者が搬送するものとし、甲は、甲の指定する物資の配達場所に原則として甲の職員を派遣して、物資を確認の上、当該物資の引渡しを受けるものとする。

(情報の共有)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用の負担)

第8条 この協定に基づき、乙が甲に対して物資を供給するのに要する経費（物資の価格に加え、配達に要する費用を含む。）は、甲が負担する。

2 甲が負担する物資の価格及び配達に要する費用は、災害が発生する直前の適正な価格（物資の価格については、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格）とする。

(請求及び支払)

第9条 乙は、甲に対して、供給した物資の価格及び物資の配達に要する費用等の請求を直接行うものとする。

2 甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には相手方に対し直ちに通知する。

(改正)

第11条 本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

(協議)

第12条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかが相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

令和2年7月1日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池百合子

東京都品川区大崎一丁目11番2号

乙 株式会社ローソン

代表者 代表取締役 竹 増 貞 信

同趣旨の協定

東京都港区芝浦三丁目1番21号

乙 株式会社ファミリーマート

代表者 代表取締役社長 細 見 研 介

(別表) (第4条関係)

■災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
<p>食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、 粉ミルク、缶詰 (イージーオープン)</p> <p>生活必需品 毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶 ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン 使い捨て食器類、ラップ、固形燃料 ウェットティッシュ、ゴミ袋 蚊取り線香 (夏季) 使い捨てカイロ (冬季)</p>	<p>食料品 精米、即席麺、食パン、レトルト食品 漬物、梅干、調味料、菓子類、果物、お茶</p> <p>生活必需品 タオル、肌着、履物、作業服、軍手 鍋、炊飯用具、簡易コンロ、 カセットボンベ、石鹼、歯ブラシ ティッシュペーパー、トイレトペーパー 防水シート</p>

資料第114 災害時における物資の調達支援協力に関する協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクト・ネットワーク（以下「乙」という。）は、災害時における甲への支援協力に関して以下のとおり合意し、災害時における物資の調達支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の調達支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙が保有する又は調達可能な物資の供給を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、物資の調達支援協力について速やかに対応するよう努めるものとする。

2 前項の規定において、甲は、乙と取引先、委託先、協定先等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により乙の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

3 甲は、乙による調達支援協力が円滑に行われるよう、輸送ルートの被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に協力を要請する物資は、次のとおりとする。

- (1) 避難所用間仕切りシステム
- (2) ハニカム製簡易ベッド
- (3) その他、乙が提供可能な物資のうち甲が指定するもの

（要請及び発注）

第5条 甲は、物資の供給を要請するときは、要請内容（要請物資、要請物資の数量、配達方法、配達場所等）を決定して、あらかじめ甲が定める様式により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、第10条の規定により指定した甲の連絡責任者が口頭で乙の連絡責任者に要請を行い、事後に様式を提出するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、速やかに対応するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 甲は、甲の指定する物資の配達場所に原則として甲の職員を派遣して、物資を確認の上、乙から当該物資の引渡しを受けるものとする。

2 乙は、可能な限り物資の組立て等を指導できる者を派遣して、必要な説明等を行えるよう努めるものとする。

する。

(情報の共有)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用の負担)

第8条 本協定に基づき、乙が業務の遂行に要した経費については、甲が負担する。

2 甲が負担する経費は、災害直前における適正な価格を基準とする。

(請求及び支払)

第9条 乙は、業務終了後、前条に定める経費を甲に請求する。

2 甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には、相手方に対し直ちに通知する。

(改正)

第11条 本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

(協議)

第12条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかが相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

令和2年8月21日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都世田谷区松原五丁目2番4号

乙 特定非営利活動法人

ボランティア・アーキテツ・ネットワーク

代表者 代表理事 坂 茂

資料第115 災害時における物資の調達支援協力に関する協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）とアスクル株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達・輸送等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模な災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下単に「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の調達や輸送等の要請に関し、その手続等の基本的事項について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的（以下「本目的」という。）とする。

（支援協力の要請）

第2条 甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、物資の調達や輸送等が必要であると認めるときは、第5条に定める方法により乙に対して支援の協力（以下「支援協力」という。）を要請することができる。

（支援協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受け、これを受諾したときは、物資の調達や輸送等について速やかに対応するよう努めるものとする。

2 甲は、乙と乙の取引先、委託先、加盟販売店等の関係者との間の契約上の制限又は乙の業務上の制約等により乙の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

3 甲は、乙の物資の調達や輸送等が円滑に行われるよう、輸送ルート of 被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（支援協力の範囲）

第4条 甲が乙に協力を要請する支援協力は、次のとおりとする。

（1）物資の供給

（2）物資等の輸送力の提供

（3）物資の集積、荷捌き、搬出等の拠点として用いるための、乙の運営する物流センター内の場所（以下「拠点場所」という。）の提供及び運営

（4）前各号の支援協力を円滑に実施するための、物資の調達・輸送等に関する専門的な知識を有する者（以下「連絡調整員」という。）の派遣

2 前項第一号において、甲が、乙に供給を要請することができる物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有し、又は調達可能なものとする。

（1）別表に掲げる物資

（2）前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲は、支援協力を要請するときは、乙と協議の上、要請の具体的内容（物資の品目、物資の数量、調達車両台数、配車場所、輸送場所、拠点場所の提供及び運営に係る場所、連絡調整員の派遣場所等）を

決定して、あらかじめ甲が定める要請様式（以下単に「要請様式」という。）の書面を交付する方法により、乙に要請するものとし、乙はこれを受託する場合これに対して受託する旨を記載した書面を甲に交付する方法でこれを受託するものとする。ただし、緊急を要するときは、第12条の規定により指定した甲の連絡責任者が口頭で乙の連絡責任者に要請を行い、乙の連絡責任者が甲の連絡責任者に対してこれを受託する旨を口頭で回答する方法によることができるものとし、この場合、甲は事後速やかに要請様式の書面を乙に提出するものとし、乙は同書面受領後速やかに要請を受託した旨を記載した書面を甲に交付するものとする。

- 2 乙は、甲から前項の要請を受け、これを受託したときは、速やかに対応するものとする。
- 3 乙は、乙施設が罹災した場合、その他乙の都合により第1項の要請に応じることができない場合は、これを受託しないことができる。

（物資の引渡し）

第6条 甲は、甲の指定する物資の配達場所に原則として甲の職員を派遣して、物資を確認の上、乙から当該物資の引渡しを受けるものとする。ただし、緊急を要するなど、やむを得ない事情があるときは、引渡し先の自治体職員が物資を受領する。

（拠点場所の使用）

第7条 甲は、乙から提供された拠点場所を、乙の事前の書面による承諾なく、本目的以外の目的で使用してはならないものとする。

（報告）

第8条 乙は、支援協力の終了後、あらかじめ甲が定める様式により、速やかに甲に支援協力の内容を報告する。

（情報の共有）

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく支援協力の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

（注文書の交付及び費用の負担）

第10条 甲は、やむを得ない場合を除き、要請の内容、納期、期間その他必要事項を記載した注文書を要請と同時に又は事後速やかに乙に交付するものとし、乙はこれを承諾するときは甲に対して請書を交付するものとする。

- 2 本協定に基づき、乙が支援協力の遂行に要した経費については、甲が負担する。
- 3 甲が負担する経費は、災害直前における適正な価格を基準とする。

（請求及び支払）

第11条 乙は、支援協力終了後、前条に定める経費を甲に請求する。

- 2 甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を書面により指定して互いに通知する。
なお、連絡責任者に変更があった場合には、相手方に対し速やかに書面により通知する。

(変更)

第13条 本協定の変更は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

(協議)

第14条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲及び乙は、相互に協力して、本協定に係る検討、協議、訓練を行うなど、本協定に基づく支援協力の円滑な運用に努める。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかが相手方に対し、更新しない旨の書面による意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

令和3年3月31日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都江東区豊洲三丁目2番3号

乙 アスクル株式会社

代表者 代表取締役社長 吉岡 晃

資料第116 災害時における物資の調達支援協力に関する協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と東京都テント・シート工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における甲への支援協力に関して以下のとおり合意し、災害時における物資の調達支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の調達支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し乙の組合員（以下「組合員」という。）が保有し、又は調達することができる物資の供給を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、物資の調達支援協力について速やかに対応するよう努めるものとする。

2 前項の規定において、甲は、組合員と取引先、委託先、協定先等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により組合員の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

3 甲は、乙及び組合員による調達支援協力が円滑に行われるよう、輸送ルート上の被災状況等に係る情報の提供、要請物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（物資等の範囲等）

第4条 甲が乙に協力を要請する物資は、次のとおりとする。

- 一 別表に掲げる物資
- 二 前号に掲げるもののほか、甲が指定するテントシート製品

2 甲は、要請物資の設置等に当たり、技術的な支援が必要と認める場合は、乙に対し、専門的な知識を有する者の派遣を要請することができる。

（物資供給の要請方法）

第5条 甲は、物資の供給を要請するときは、要請内容（要請物資、要請物資の数量、配達方法、配達場所等）を決定して、あらかじめ甲が定める様式により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、第11条の規定により指定した甲の連絡責任者が口頭で乙の連絡責任者に要請を行い、事後に様式を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、組合員に甲の要請内容を速やかに連絡し、組合員の回答をとりまとめ、甲に連絡するものとする。

3 乙及び組合員は、甲から第1項の要請を受けたときは、速やかに対応するものとする。

(物資の輸送)

第6条 甲の指定する要請物資の配達場所への輸送は原則として組合員が行うものとするが、輸送手段の確保ができない場合は、乙は甲に対して調整を要請することができる。

(物資の引渡し)

第7条 甲は、甲の指定する要請物資の配達場所に原則として甲の職員を派遣して、要請物資を確認の上、組合員から当該要請物資の引渡しを受けるものとする。

(情報の共有)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用の負担)

第9条 この協定に基づき、組合員が業務の遂行に要した経費（甲に供給した要請物資の代金、輸送に要する費用及び専門的な知識を有する者の派遣に要した費用等を含む。以下同じ。）については、甲が負担する。

2 甲が負担する経費は、災害直前における適正な価格を基準とする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、業務終了後、前条に定める経費を甲に請求する。

2 甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には、相手方に対し直ちに通知する。

(改正)

第12条 本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

(協議)

第13条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(訓練等)

第14条 甲は、災害が発生した場合等の甲乙間での対応が迅速に図られるよう、乙が実施する訓練等に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかの者が相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

令和4年3月16日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都中央区八丁堀四丁目14番1号

乙 東京都テント・シート工業組合

代表理事 山越 茂夫

別表（第4条関係）

大分類	主な品目
作業関係	土のう袋、ブルーシート
避難所関係	屋内テント <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策及びプライベート間仕切りテント ・ワンタッチPBテント（骨組み幕体一体式） ・組立式（フレーム接続型・幕体） 簡易ベッド（アルミ簡易ベッド） 屋外テント <ul style="list-style-type: none"> ・多目的テント ・トリアージテント トイレ用テント（屋内用・屋外用・障害者用） 貯水槽 床の冷たさを凌ぐ、アルミ蒸着シート
その他	折り畳み式ホワイトボード、クイックフェンス、携帯充電機・ソーラー充電器

資料第117 災害時における資機材のレンタルに関する協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会東京支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタルに関する協力に関して以下のとおり合意し、災害時における資機材のレンタルに関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う資機材のレンタルに関する協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、緊急に資機材を調達する必要があると認めるときは、乙に対し乙の会員（以下「会員」という。）が保有し、又は調達することができる資機材のレンタルに関する協力を要請することができる。

- 2 甲は、乙が事故その他の理由により連絡できない場合には、直接、会員に要請の連絡をすることができる。
- 3 前項の要請の連絡を円滑に実施するため、乙は、同項に規定する会員の同意を得た上で、当該会員の連絡先等を、あらかじめ甲に提供する。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、資機材のレンタルについて速やかに対応するよう努めるものとする。

- 2 前項の規定において、甲は、会員と当該会員の取引先、委託先、協定先等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により会員の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。
- 3 甲は、乙及び会員による資機材のレンタルが円滑に行われるよう、輸送ルート of 被災状況等に係る情報の提供、資機材の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（資機材の範囲等）

第4条 甲が乙に協力を要請する資機材は、次のとおりとする。

- 一 別表に掲げる資機材
 - 二 前号に掲げるもののほか、本協定に基づき、災害応急対策及び災害復旧対策を実施するために必要なものとして甲が指定する資機材
- 2 甲は、前項に規定する資機材（以下「要請資機材」という。）の設置等に当たり、技術的な支援が必要と認める場合は、乙に対し、専門的な知識を有する者の派遣を要請することができる。

（協力の要請方法）

第5条 甲は、要請資機材のレンタルを要請するときは、要請内容（要請資機材の種類、数量、配達方法、配達場所、レンタル期間等）を決定して、あらかじめ甲が定める様式により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、第11条の規定により指定した甲の連絡責任者が口頭で乙の連絡責任者に

要請を行い、事後に当該様式を提出することができる。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、会員に甲の要請内容を速やかに連絡し、会員の回答をとりまとめ、甲に連絡するものとする。
- 3 乙及び会員は、甲から第1項の要請を受けたときは、速やかに対応するものとする。

(要請資機材の輸送)

第6条 甲の指定する要請資機材の配達場所への輸送は原則として会員が行うものとするが、輸送手段の確保ができない場合は、乙は甲に対して当該確保に係る調整を要請することができる。

(要請資機材の引渡し及び引取り)

第7条 甲は、甲の指定する要請資機材の配達場所に原則として甲が指定した職員を派遣して、当該要請資機材を確認の上、会員から当該要請資機材の引渡しを受けるものとする。

- 2 会員は、甲から要請資機材の返却の連絡を受けたときは、甲が指定した場所において、甲が指定した職員の立会いのもとで当該要請資機材を引き取るものとする。

(情報の共有)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく協力の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 この協定に基づき、会員が甲に供給した要請資機材のレンタルに要した費用、第4条第2項に規定する専門的な知識を有する者の派遣に要した費用については、甲が負担する。

- 2 前項の経費は、第2条第1項の要請に係る災害の発生前における適正な価格を基準とする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、第7条第2項に基づく要請資機材の引取り後、前条第1項に規定する経費を甲に請求する。

- 2 甲は、前項の請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には、相手方に対し直ちにその旨を通知する。

(改正)

第12条 本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

(協議)

第13条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(訓練等)

第14条 乙は、災害が発生した場合等の甲乙間での対応が迅速に図られるよう、甲が実施する訓練等に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかの者が相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

令和5年2月27日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都千代田区神田美倉町12番1号

乙 一般社団法人 日本建設機械レンタル協会 東京支部

代表者 支部長 小松崎 伸一郎

別表（第4条関係）

大分類	主な品目
荷役資機材等	発電機、フォークリフト、ハンドパレット、台車、パレット
冷暖房機器等	石油ストーブ、空調機器（ファンヒーター、スポットエアコン、扇風機など）
電気用品等	照明機材、冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機、掃除機
トイレ関係等	仮設トイレ
建設資機材等	掘削機械、運搬機械、解体機械、整地機械、運搬車両、大型発電機

資料第118 災害時における応急対策用天幕等の確保に関する協定（都財務局）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、東京都（以下「甲」という。）がティ・エス・ピー太陽株式会社（以下「乙」という。）に対し、災害時における応急収容施設としての天幕等の調達に関する協力を要請するときの手續等を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施することが困難な場合には、状況により、乙に対し、災害応急収容施設としての天幕等の調達の協力を要請することができる。

（調達に関する指示）

第3条 前条に定める甲の乙に対する天幕等の調達の要請は、東京都財務局長（以下「財務局長」という。）が調達内容、日時及び場所等を指定して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、財務局長が調達に係る指示を行うことが困難な場合には、東京都知事の事務を分掌する他の局長がこの指示を行うものとする。

（天幕等の提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、天幕等を提供する。

（費用負担）

第5条 甲の使用した天幕等に要する費用は甲が負担する。

（代金の請求）

第6条 乙は、天幕等の提供が完了した後、甲の認定を受けて当該地域における通常のコ費用を甲に請求するものとする。

（協定期間）

第7条 協定期間は、平成8年3月1日から平成9年2月28日までとする。

ただし、期間満了前甲、乙いずれからも何等の申出がない場合は、この契約の有効期間をさらに1年延長するものとし、今後この例によるものとする。

（疑義の決定等）

第8条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成8年3月1日

甲 （東京都知事）

乙 (ティ・エス・ビー太陽株式会社代表取締役)

資料第119 東京都生活協同組合連合会との協定（都生活文化スポーツ局）

①「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」

東京都（以下「甲」という。）と東京都生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、東京都内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して円滑な救援、支援活動を行い、都民生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、応急生活物資の調達と安定供給、医療・保健活動、ボランティア活動、生活情報の収集・提供等の救援活動を円滑に行い、もって被災者等の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（応急生活物資の調達と安定供給）

第2条 災害時に必要な応急生活物資の調達と安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供と必要な要請を行い、乙はそれを受けて、乙に加盟する各生活協同組合（以下「会員生協」という。）に対し、必要な指導・要請を行うものとする。

2 甲は、会員生協が、区市町村と災害時の応急生活物資の調達及び安定供給に関する協定を締結する場合に必要な協力を行い、乙は会員生協に対して、同協定の締結を促進する指導・要請を行うものとする。

3 甲が乙に対し要請する応急生活物資についての細目は、別途定めるものとする。

（医療・保健活動への支援）

第3条 災害時の救急医療活動その他の医療・保健活動を円滑に行うため、乙は、甲が東京都医師会と締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」に沿って協力するものとする。

（ボランティア活動の推進）

第4条 乙は、災害時において、会員生協組合員のボランティア活動を積極的に推進し、甲の行う応急対策事業に協力するものとする。

（情報の収集・提供）

第5条 甲と乙は、災害時において物価の高騰等の防止を図るため、協力して都民に対し、迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

（防災意識の向上）

第6条 乙は、会員生協の活動を通じて、日常的に会員生協組合員の防災意識の向上に務め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

（その他必要な支援）

第7条 この協定に定める事項のほか、被災者に対する支援が必要な場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第8条 乙は、東京都以外を事業区域とする他の生活協同組合や日本生活協同組合連合会との間の連携を強化し、生活協同組合間相互支援協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（協定事項の発効）

第9条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

（連絡協議会の設置）

第10条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために連絡協議会を設置する。

2 連絡協議会の開催及び運営については、甲と乙とが協議の上、別途定める。

（協議）

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定する。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成8年1月22日

甲	東京都	代表者	東京都知事	青島幸男
乙	東京都生活協同組合連合会	代表者	会長理事	野村 市

②「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定 実施細目」

東京都（以下「甲」という。）と東京都生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」（以下「協定」という。）第2条第1項の規定に基づき、災害時における応急生活物資供給等に関する協力事項について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第1条 この実施細目に定める災害時の事項は、原則として甲が東京都災害対策本部を設置し、要請を行ったときをもって発効する。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において甲が応急生活物資を調達する必要があるときは、乙に対し応急生活物資の供給業務について協力を要請することができる。

2 甲は、必要に応じて乙に対して、輸送業務について協力を要請することができる。

（業務の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙に加盟する生活協同組合及び生活協同組合連合会並びに乙が加盟する生活協同組合連合会（以下「会員生協等」という。）が保有する応急生活物資の供給業務及び輸送業務（以下「業務」という。）に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する応急生活物資の品目は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別に定める。

2 乙は、会員生協等が保有する災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

（要請の手続き）

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、「応急生活物資の供給・輸送業務等要請書（第1号様式）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲は、乙に連絡がとれない場合は、乙があらかじめ定めた会員生協等に対し、文書又は電話等により直接要請を行うことができる。

3 連絡責任者は、甲にあつては業務所管局の担当課長とし、乙にあつては東京都生活協同組合連合会専務理事とし、乙に連絡がとれない場合は、あらかじめ乙が定めた会員生協等の担当理事とする。

4 乙は、連絡する順位を定めた名簿を毎年度当初、甲に提出するものとし、会員生協等の担当理事に異動があったときは、その都度、通知するものとする。

5 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（情報の提供）

第6条 甲は、乙に対し速やかに業務実施区域の被災状況及び交通規制の情報等を提供するとともに、都民

に対して生活物資の供給状況等の情報伝達に努めるものとする。

- 2 乙は、会員生協等をして業務実施区域の被災状況及び生活物資の供給状況等を把握させ、甲に対してその情報を提供するものとする。

(輸送)

第7条 業務は、緊急通行車両事前届出済証を有している乙及び会員生協等が使用する車両を用いて乙及び会員生協等が行うものとする。ただし、車両が使用不可能な場合は、他の手段を用いて行うものとする。

- 2 甲は、乙が実施する業務が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(応急生活物資の受領)

第8条 甲は、甲が指定した場所において乙及び会員生協等が輸送した応急生活物資を、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

(業務報告)

第9条 乙は、業務終了後速やかに業務内容を、「応急生活物資の供給・輸送業務等報告書（第2号様式）」により、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第10条 第3条及び第7条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、物資の対価については災害が発生する直前に会員生協の組合員に供給していた物資の価格を参考に甲と乙が協議して定め、輸送等に要した費用については甲と乙が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払い)

第11条 乙は、業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(損害の負担)

第12条 第3条及び第7条の規定に基づく業務により生じた損害は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(従事者の損害補償)

第13条 甲は、乙及び会員生協等の業務に従事した者が、その業務に従事したことにより死亡その他の事故が生じたときは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和38年東京都条例第38号）」に定めるところによりその損害を補償する。ただし、損害補償を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）による療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行わない。

(協 議)

第14条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項を生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

平成26年3月20日改正

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 舛添 要一

東京都中野区中央五丁目41番18号

乙 東京都生活協同組合連合会

代表者 会長理事 伊野瀬 十三

(第1号様式)

応急生活物資の供給・輸送業務等要請書

年 月 日

様

東京都知事

(印)

「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」実施細目第5条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 協力要請業務

事 項	内 容
要請業務	
実施日時	
実施場所	
連絡先	
備考	

2 供給要請物資等

品 目	仕 様	数 量	備 考

※ 災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

(第2号様式)

応急生活物資の供給・輸送業務等報告書

年 月 日

東京都知事 様

東京都生活協同組合連合会
会長理事 (印)

「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」実施細目第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 協力業務

事 項	内 容
要 請 業 務	
実 施 日 時	
実 施 場 所	
業 務 従 事 者	
使 用 車 両	
備 考	

2 供給物資等

品 目	仕 様	数 量	備 考

※ 災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

資料第120 災害時におけるLPガス等の供給に関する協定（都環境局）

①「災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書」

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都LPガス協会（以下「乙」という。）とは、東京都内に震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙とが相互に協力して避難所の救援活動を円滑に支援するため、LPガス及び燃焼器具（以下「LPガス等」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時におけるLPガス等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力体制の確保）

第2条 災害時に必要なLPガス等の調達及び供給を行うため、甲は、乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙は、それを受けて乙の支部に対して必要な指導を行うものとする。

2 甲は、東京都内の区市町村と乙の支部とが災害時のLPガス等の供給に関する協定等を締結する場合に必要な協力を行い、乙は、乙の支部に対し当該協定等の締結を指導するものとする。

（協力要請）

第3条 災害時において、甲がLPガス等を避難所へ供給するために必要とするときは、甲は、乙及び乙の支部（以下「乙等」という。）に対して、LPガス等の供給について協力を要請することができる。

（協力義務）

第4条 乙等は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、避難所へのLPガス等の優先供給、運搬等について積極的に協力するよう努めるものとする。

2 甲は、災害時において避難所へのLPガス等の供給が円滑に行われるよう、平素から受入体制の整備に努めるよう区市町村に働きかける。

（費用）

第5条 前条第1項の規定により乙等が避難所へ供給したLPガス等の対価及び乙等が行った運搬等の費用については、LPガス等の供給を受けた避難所の設置者が負担するものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及びLPガス等の供給等について、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（防災意識の向上）

第7条 乙は、その協会活動を通じて、日常的なLPガス等の備蓄、緊急時対応設備の整備の重要性の認識等乙の会員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

2 甲は、この協定を円滑に機能させるため、甲及び避難所の設置者の実施する防災訓練等に、乙等の参加を求めることができるものとする。

（実施細目）

第8条 この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、双方から申し出のない場合には、更に1年間延長され、以降、この例によるものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定める事項について、疑義が生じたとき、又は、この協定に記載がない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成26年5月19日

甲 東京都環境局長

長谷川 明

乙 一般社団法人 東京都LPGガス協会会長

尾崎 義美

②「災害時におけるLPガス等の供給に関する協定細目」

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都LPガス協会（以下「乙」という。）とは甲乙間の平成26年5月19日付け「災害時におけるLPガス等の供給に関する協定」（以下「本協定」という。）第8条の規定に基づき、業務内容及び損害賠償等に関し、次のとおり本協定の実施細目を締結する。

（供給要請）

第1条 甲は、東京都内の区市町村から、避難所へのLPガス及び燃焼器具（以下「LPガス等」という。）の供給要請を受けた場合は、乙及び乙の支部（以下「乙等」という。）に供給要請をすることができる。

2 乙等は、前項の規定による供給要請を受けた場合は、要請のあった区市町村の避難所へ優先的にLPガス等を供給する。

3 甲から乙等への要請は、供給開始希望年月日、供給場所、供給するLPガス等の数量及びその他必要な事項を記入した別紙によりファックス、メール等で行うものとする。ただし、別紙により要請する時間がないときは、口頭で要請した上で、その後できる限り速やかに別紙を提出するものとする。

（運搬及び設置）

第2条 LPガス等の避難所への運搬及び設置は、甲又は乙等の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙等に対し、LPガス等の運搬及び設置に関する協力を求めることができる。

2 乙等は、避難所の設置者から納品の確認を受けた上で、LPガス等を引き渡すものとする。

3 乙等は、要請を受けた供給ごとに、LPガス等の運搬及び設置の業務が終了したときは、別紙により甲へ報告するものとする。ただし、別紙により報告する時間がないときは、口頭で報告した上で、その後できる限り速やかに別紙を提出するものとする。

（費用）

第3条 本協定第5条に規定する対価及び費用の額は、乙等又は乙等の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲、乙等及び供給を受けた区市町村との間で協議の上、決定するものとする。

（価格高騰の防止）

第4条 乙は、災害時においてLPガス等の価格の高騰の防止に努めるものとする。

（緊急通行）

第5条 乙等は、災害時にLPガス等を円滑に運搬するための「緊急通行車両等確認証明書」及び「標章（ステッカー）」の交付を甲にあらかじめ申請する。

2 乙は、「緊急運搬車両用横断幕等」をあらかじめ備え、乙等は災害時にLPガス等を運搬する車両にこれを掲げるものとする。

（従事者の損害補償）

第6条 甲は、乙等の職員及び従事者（乙等の依頼により運搬業務に従事する者を含む。）について、本協定に基づく業務の実施による死亡その他の事故が生じたときは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和38年東京都条例第38号）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、損害補償を受けるべき者が、他の法令（条例を含む。）による治療その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行わない。

（損害の処理）

第7条 本協定に基づく業務等の実施に伴い、甲及び乙等の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はLPガス等の運搬に使用された車両等に損害が生じたときは、乙等はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告しその処置については、甲及び乙等が協議して定めるものとする。

この細目の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年5月19日

甲 東京都環境局環境改善部長
木村 尊彦

乙 一般社団法人 東京都LPガス協会会長
尾崎 義美

資料第121 災害時における食料品調達業務に関する協定（都福祉保健局）

東京都（以下「甲」という。）と社団法人日本即席食品工業協会（以下「乙」という。）とは、東京都内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して、都民生活の早期安定を図るため、都民生活に必要な食料品を甲が乙から受ける供給に関して、この協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における食料品の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は災害時における食料品の確保を図るため、食料品を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 甲は乙に対し食料品の数量及び輸送先を定めて要請し、当該場所において甲又は区市町村職員責任者が数量を確認のうえこれを引き取るものとする。

（協 力）

第3条 乙は、甲から要請を受けた時は、食料品の供給に可能な限り協力するものとする。

（食料品の種類）

第4条 甲がこの協定に基づき、乙から供給を受ける食料品は、即席めん（スナックめん）とする。

（要請方法）

第5条 甲の乙に対する要請方法は文書によるものとする。ただし、緊急を要する時又は文書によることが困難な場合は電話等の方法により要請し、文書は事後行うものとする。

（運 搬）

第6条 食料品の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じて、甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用弁償）

第7条 この協定に基づき、乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が食料品の供給・運搬終了後、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協定の有効期限）

第8条 協定期間は平成12年6月19日から平成13年3月31日までとする。ただし、双方から申出のない場合には、更に1年間延長され、以降、この例によるものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成12年6月19日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都福祉局長
神 藤 信 之
東京都台東区浅草橋五丁目5番5号
乙 社団法人 日本即席食品工業協会
代表者 理事長
井 田 毅

資料第122 災害時における物資の調達支援協力に関する協定（都福祉保健局）

東京都（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、甲の災害時における甲への支援協力に関して以下のとおり合意し、災害時における物資の調達支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。甲乙間における平成30年6月12日付け「災害時における物資の調達支援協力に関する協定書」は、本協定締結と同時に効力を失うものとする。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の調達支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（供給協力等の要請）

第2条 甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙又は乙のグループ会社が保有する又は調達可能な物資の供給を要請することができる。

（供給協力等の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、物資の調達支援協力について速やかに対応するよう努めるものとする。

2 甲は、乙又は乙のグループ会社による調達支援協力が円滑に行われるよう、輸送ルートの被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保、国内の空港及び港湾の使用など円滑な出荷に関する支援、輸入品における輸入規制の緩和や手続の情報の提供、その他の必要な支援に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請することができる物資は、次に掲げるもののうち、乙又は乙のグループ会社が保有し、又は調達可能なものとする。

- 一 乳児用液体ミルク
- 二 前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（乳児用液体ミルクに関する特約）

第5条 前条の供給物資のうち、乳児用液体ミルクについては、日本国内において製造・販売される製品を調達するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国内の流通状況等の事情により、国内で製造された乳児用液体ミルクを調達できない場合は、海外製品を調達するものとする。

3 前項の場合であって、やむを得ず国内での販売が承認されていない製品を調達する場合は、被災者に供給することが可能となるよう甲が全面的に支援するものとする。万一、承認がなされず供給できない事態になった場合でも乙は何らの責めを負わないとともに、供給のために要した費用又は乙が供給のために外部機関で事前に調査・検査した費用については、甲がこれを負担するものとする。

また、輸入手続等が全て完了し被災者への供給が可能となった場合であっても乙は、当該乳児用液体ミ

ルクの品質等について保証等するものではなく、一切の責を負わない。

(要請及び発注の方法)

第6条 甲は、物資の供給を要請するときは、書面をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、第11条の規定により指定した甲の連絡責任者が口頭で乙の連絡責任者に要請を行い、事後に書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、当該要請に対する回答を速やかに甲に伝達するものとする。

3 甲は、乙の回答を受領した後、速やかに発注内容（発注物資、発注物資の数量、配達方法、配達場所等、連絡ができる納品現場の責任者）を決定して、乙に対し発注書を発行する。

4 乙は、甲から前項の発注書を受領したときは、速やかに対応するものとする。

(物資の引渡し)

第7条 甲は、甲の指定する物資の配達場所に原則として甲の職員を派遣して、物資の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

(費用の負担)

第8条 前条の規定により、乙又は乙のグループ会社が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等に要した経費は、甲が負担する。運搬には、乙又は乙のグループ会社が関わる、物資の配送費用、倉庫内の作業費用など全般を含む。

(物資の価格及び運搬等に要した経費)

第9条 物資の価格は、乙又は乙のグループ会社が調達した物資に災害発生直前に設定されていた小売価格等を基準とした適正な価格とし、物資の運搬等に要した経費は、乙又は乙のグループ会社が負担する実費相当額とする。ただし、従来、販売をしていなかった物資・製品については、類似の製品を基準に、国内販売のない製品については、海外での一般的に販売されている価格を考慮し、乙又は乙のグループ会社が適正な価格を設定する。

(請求及び支払)

第10条 乙又は乙のグループ会社は、甲に対して、供給した物資の対価及び物資の運搬等に要した経費の請求を書面をもって直接行うものとする。

2 甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく、乙又は乙のグループ会社に支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には、相手方に対し直ちに通知する。

(情報交換)

第12条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(改正)

第13条 本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

(協議)

第14条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成32年(2020年)3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかの者が相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

平成31年3月25日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イオン株式会社

代表執行役社長 岡田 元也

資料第123 災害時における副食品・調味料供給に関する協定

(都産業労働局)

①災害時における副食品（つくだ煮・煮豆）供給に関する協定書

東京都(以下、「甲」という。)と、全国調理食品工業協同組合(以下、「乙」という。)とは、災害時における副食品（つくだ煮・煮豆）の供給に関する協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が被災者に対して配布する食料品の供給に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(要請)

第2条 甲は、災害が発生し、この協定に基づく協力を求める必要が生じたときは、乙に対し、必要な事項を明らかにして要請するものとする。

(協力)

第3条 乙は前条の規定により、甲から協力の要請があったときは、特別の理由がない限り協力するものとする。

(品目及び数量)

第4条 品目及び規格については、下記のとおりとする。数量については、災害時に甲乙協議のうえ決定する。

(価格及び費用の請求)

第5条 乙が供給する副食品（つくだ煮・煮豆）の価格は、災害が発生した直前の販売価格とする。

2 乙は、甲に副食品（つくだ煮・煮豆）を供給したときは、前項の規定の価格により甲にその代金を請求するものとする。

(食料品の輸送)

第6条 輸送は原則として、乙が行うものとし、その費用については甲が負担するものとする。

(履行場所)

第7条 東京都が指定する場所とする。

(代金の支払)

第8条 甲は、第5条第2項および第6条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払わなければならない。

(協定期間)

第9条 この協定は、令和 年4月1日から令和 年3月31日までとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

記

1. 品目 つくだ煮・煮豆
2. 規格 海草・魚介類及び豆類を原料とした佃煮・煮豆

この協定の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都産業労働局長

乙 東京都台東区東上野三丁目1番10号
全国調理食品工業協同組合 理事長

②災害時における副食品（漬物）供給に関する協定書

東京都（以下、「甲」という。）と、東京都漬物事業協同組合（以下、「乙」という。）とは、災害時における副食品（漬物）の供給に関する協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が被災者に対して配布する食料品の供給に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し、この協定に基づく協力を求める必要が生じたときは、乙に対し、必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は前条の規定により、甲から協力の要請があったときは、特別の理由がない限り協力するものとする。

（品目及び数量）

第4条 品目及び規格については、下記のとおりとする。数量については、災害時に甲乙協議のうえ決定する。

（価格及び費用の請求）

第5条 乙が供給する副食品（漬物）の価格は、災害が発生した直前の販売価格とする。

2 乙は、甲に副食品（漬物）を供給したときは、前項の規定の価格により甲にその代金を請求するものとする。

（食料品の輸送）

第6条 輸送は原則として、乙が行うものとし、その費用については甲が負担するものとする。

（履行場所）

第7条 東京都が指定する場所とする。

（代金の支払）

第8条 甲は、第5条第2項および第6条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払わなければならない。

（協定期間）

第9条 この協定は、令和 年4月1日から令和 年3月31日までとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

記

1. 品目 漬物
2. 規格 農産物を塩、醤油等を用いたものに漬けたもの又はこれを干したもの

この協定の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都産業労働局長

乙 東京都千代田区外神田二丁目2番17号
東京都漬物事業協同組合 代表理事

③災害時における調味料（味噌）供給に関する協定書

東京都（以下、「甲」という。）と、東京都味噌工業協同組合（以下、「乙」という。）とは、災害時における調味料（味噌）の供給に関する協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が被災者に対して配布する食料品の供給に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し、この協定に基づく協力を求める必要が生じたときは、乙に対し、必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は前条の規定により、甲から協力の要請があったときは、特別の理由がない限り協力するものとする。

（品目及び数量）

第4条 品目及び規格については、下記のとおりとする。数量については、災害時に甲乙協議のうえ決定する。

（価格及び費用の請求）

第5条 乙が供給する調味料（味噌）の価格は、災害が発生した直前の販売価格とする。

2 乙は、甲に調味料（味噌）を供給したときは、前項の規定の価格により甲にその代金を請求するものとする。

（食料品の輸送）

第6条 輸送は原則として、乙が行うものとし、その費用については甲が負担するものとする。

（履行場所）

第7条 東京都が指定する場所とする。

（代金の支払）

第8条 甲は、第5条第2項および第6条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払わなければならない。

（協定期間）

第9条 この協定は、令和 年4月1日から令和 年3月31日までとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

記

1. 品目 味噌
2. 規格 米味噌又は麦味噌

この協定の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都産業労働局長

乙 東京都中央区日本橋浜町二丁目16番5号
東京都味噌工業協同組合 理事長

④災害時における調味料（味噌）供給に関する協定書

東京都（以下、「甲」という。）と、全国味噌工業協同組合連合会（以下、「乙」という。）とは、災害時における調味料（味噌）の供給に関する協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が被災者に対して配布する食料品の供給に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し、この協定に基づく協力を求める必要が生じたときは、乙に対し、必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は前条の規定により、甲から協力の要請があったときは、特別の理由がない限り協力するものとする。

（品目及び数量）

第4条 品目及び規格については、下記のとおりとする。数量については、災害時に甲乙協議のうえ決定する。

（価格及び費用の請求）

第5条 乙が供給する調味料（味噌）の価格は、災害が発生した直前の販売価格とする。

2 乙は、甲に調味料（味噌）を供給したときは、前項の規定の価格により甲にその代金を請求するものとする。

（食料品の輸送）

第6条 輸送は原則として、乙が行うものとし、その費用については甲が負担するものとする。

（履行場所）

第7条 東京都が指定する場所とする。

（代金の支払）

第8条 甲は、第5条第2項および第6条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払わなければならない。

（協定期間）

第9条 この協定は、令和 年4月1日から令和 年3月31日までとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

記

1. 品目 味噌
2. 規格 米味噌又は麦味噌

この協定の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都産業労働局長

乙 東京都中央区新川1丁目26番19号
全国味噌工業協同組合連合会 会長

⑤災害時における調味料（醤油）供給に関する協定書

東京都（以下、「甲」という。）と、日本醤油協会（以下、「乙」という。）とは、災害時における調味料（醤油）の供給に関する協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が被災者に対して配布する食料品の供給に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し、この協定に基づく協力を求める必要が生じたときは、乙に対し、必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は前条の規定により、甲から協力の要請があったときは、特別の理由がない限り協力するものとする。

（品目及び数量）

第4条 品目及び規格については、下記とおりとする。数量については、災害時に甲乙協議のうえ決定する。

（価格及び費用の請求）

第5条 乙が供給する調味料（醤油）の価格は、災害が発生した直前の販売価格とする。

2 乙は、甲に調味料（醤油）を供給したときは、前項の規定の価格により甲にその代金を請求するものとする。

（食料品の輸送）

第6条 輸送は原則として、乙が行うものとし、その費用については甲が負担するものとする。

（履行場所）

第7条 東京都が指定する場所とする。

（代金の支払）

第8条 甲は、第5条第2項および第6条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払わなければならない。

（協定期間）

第9条 この協定は、令和 年4月1日から令和 年3月31日までとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

記

1. 品目 醤油及び醤油関連製品
2. 規格 大豆や麦を原料とした醤油、及び醤油をベースとした調味料

この協定の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都産業労働局長

乙 東京都中央区日本橋小網町3-11
日本醤油協会 会長

資料第124 異常災害等発生時における給食用米穀とう精及び輸送に関する協定 (都産業労働局)

①異常災害等発生時における給食用米穀とう精及び輸送に関する協定書

異常災害等の発生により、区市町村が被災者等に給食する事態が発生したときは、給食用米穀の区市町村長への引渡しを迅速かつ円滑に行うため東京都（以上「甲」という。）と（別紙 卸売業者）（以下「乙」という。）は、次により協定を締結する。

第1 とう精及び輸送

甲が、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号）及び米穀関係災害対策実施要綱（平成16年4月1日付16産労農食第109号）に基づき、政府の所有する玄米または乙の手持ちの米穀を買付け、とう精及び輸送を依頼したときは、乙はこれを履行するものとする。

第2 経費の負担

第1の規定に基づくとう精及び輸送に要する経費については、甲が負担する。

第3 協定の細則

この協定の細則については、別紙のとおり定めるものとする。

第4 協議

この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議のうえ決定する。

第5 その他

甲及び乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ1通を保有する。

(昭和61年8月22日付61生文価米第214号廃止の旨、削除)

年 月 日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子 ㊟

乙 会社名

代表 ㊟

※ 締切日及び締結先は目次を参照のこと。

②異常災害等発生時における給食用米穀とう精及び輸送に関する協定書細則

第1 趣 旨

この細則は、「異常災害等発生時における給食用米穀とう精及び輸送に関する協定書」（平成29年11月20日29産労農食第845号 以下、「協定書」という。）第3に基づき定める。

第2 玄米の引渡

東京都（以下「甲」という。）が、協定書第1に定める玄米のとう精及び輸送を卸売業者（以下「乙」という。）に依頼したときは、乙は、甲が農林水産省政策統括官から売却を受けた玄米（以下「玄米」という。）を甲に代わって政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下「受託事業者」という。）から乙のとう精工場まで輸送するものとする。

第3 玄米のとう精の要件等

協定書の第1に定めるとう精については、別記様式第1号のとう精指示書によるほか、次の各号に定めるものとする。

(1) とう精歩留

おおむね、90パーセントとする。

(2) 精米の要件

とう精された精米の包装及び品位は、次のとおりとする。

ア 包装

包装は紙袋、麻袋又はポリ袋のいずれかを用いるものとし、1袋の量目は30キログラムを原則とする。ただし、甲の指示又は承認を得た場合はその限りではない。

イ 精米の品位

原則、農産物検査法（昭和26年4月10日付法律第144号）第6条第1項に基づく「農産物規格規程」（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）に定めた、三 精米（二）規格 ハに規定する二等級と同等以上とする（別添参考）。

(3) 玄米及び精米の検査

甲は、次の項目について、乙の立会いのもとに検査を行うことができる。

ア とう精度

イ 精米の品位

ウ 量目

エ 数量

オ 包装

カ 品目（銘柄等）

キ その他（とう精台帳等）

(4) 減価採用

(3)の検査の結果、不適正となったものについては、乙は甲の指示により補正を行う。

なお、これに要する経費は、乙の負担とする。ただし、甲が止むを得ない事情があると認めたときは、これを採用することができる。この場合のとう精費は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(5) とう精委託費

とう精委託費は、労賃、管理費等必要な経費を含むものとし、甲乙協議のうえ定める。

(6) 受払台帳

乙は、玄米及び精米の受払いについて、その経過を明らかにするため、従来の受払台帳と区分して処理し、事業完了後、速やかに甲にその写しを提出するものとする。

第4 輸送

協定書第2により、乙が甲に代わって玄米を輸送するときは、以下のとおりとする。

(1) 受託事業体からの引取り日時、場所、数量、その他必要な事項については、別記様式第2号の指示による。

(2) とう精された精米の引渡し日時、場所、数量等については、別記様式第3号の指示するところによる。

(3) 輸送委託費

受託事業体から乙のとう精工場までの輸送に要する経費（荷役料、高速道路等有料道路を使用した場合の料金を含む）及び乙のとう精工場から甲が輸送指示書により指定した場所までの輸送に要した経費の算出は、甲乙協議のうえ定める。

第5 緊急通行車両等の事前届出

米穀の調達を円滑に行うため、それに必要な輸送車両を「緊急通行車両等」として、確保するために可能な限り事前届出をするものとする。

輸送車両については、「緊急通行車両等の確認事務処理要綱（平成7年3月4日付7財経輸第432号）」（以下「財務局要領」という。）第5条第1項に基づく「事前届出」（以下、「事前届出」という。）により次のとおり処理するものとする。

(1) 事前届出の対象とする車両は、乙の所有車・委託車・その他常時運搬等に提供している車両とし、別記様式第1号により、甲に提出するものとする。

(2) 緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、「緊急通行車両等の事前届出済証」（別記様式第2号の2、以下「届出済証」という。）を乙に交付するものとする。

(3) 乙は、警戒宣言発令時又は災害発生時に、甲もしくは、最寄の警視庁本部、警察署、交通検問所等に「届出済証」を提出して、緊急通行車両の「緊急」標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けけるものとする。

(4) 乙は、「届出済証」の交付を受けた車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、廃車になったとき、その他緊急通行車両等として必要性がなくなったときは、速やかに「届出済証」を甲に返還するものとする。

また、「届出済証」の内容が変更したとき、あるいは紛失、減失、著しく汚損、もしくは破損したときは、再交付の申請をするものとする。

第6 荷役及び保管

乙は、第4の(1)及び(2)により、玄米又は精米を輸送する場合に必要な荷役を行うものとする。

また、止むを得ない事情により受託事業体に保管する必要があるときは、甲の指示により保管するものとする。この場合において、当該荷役及び保管に要した経費は甲が負担する。

第7 とう精及び輸送の依頼者

協定書の第1によるとう精及び輸送については、東京都産業労働局長又は区市町村長が指示するものと

する。

第8 賠償責任

乙は、甲から玄米の引渡しを受けた後、甲の指定する者に引渡すまでに玄米及び生産された精米の亡失、損傷等による事故が生じたときは、甲に対し損害賠償の責を負わなければならない。ただし、次の事項に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 故意又は重大な過失によらない場合
- (2) その他、不可抗力による場合

第9 米穀の価格

卸売業者にあつては、卸売価格とする。

第10 経費の請求及び支払

1 乙は、とう精及び輸送に要した経費を甲に請求するときは、次の各号に定める書類を請求書に添えて提出するものとする。

- (1) とう精台帳の写
- (2) 災害給食用米穀仮受領書（別記様式第4号）
- (3) 荷役、保管、保険等に要した経費がある場合は、それを証する書類

2 甲は、請求書の内容を確認し、適当と認めたときは、当該請求を受けた日から30日以内に乙に支払うものとする。

第11 免責事由

この細則の免責事由は、次の号の定めるところによる。

- (1) 第2及び第4(2)について、道路事情等により乙が行う当該輸送が極めて困難であると甲が認めた場合
- (2) 第3条について、被災又は電力事情等により乙が行う玄米のとう精が極めて困難であると甲が認めた場合

第12 緊急時の処理

緊急の場合、「とう精指示書」「災害給食用米穀輸送指示書」等所定の書類を発行できないときは、口頭などにより処理することができる。

なお、この場合は事後速やかに書類をもって処理する。

第13 その他

乙は、とう精工場所在地等に変更があった場合、速やかに甲に申し出ること。

災害給食用米穀(玄米)のとう精及び輸送指示書

卸売業者名

住所

名称

殿

1 とう精指示

(1) 原料玄米 _____ Kg

(2) とう精歩留 90%

(3) 生産される精米 _____ Kg

2 玄米輸送指示

(1) 輸送数量 玄米 _____ Kg

(2) 取引日時 _____ 年 月 日 時

(3) 取引場所 (住所) _____

(受託事業体名) _____

(電話番号) _____

(担当者) _____

上記のとおり、災害給食用米穀のとう精及び玄米の輸送を指示します。

年 月 日

東京都産業労働局長

又は区市町村長名

㊟

災害給食用米穀仮受領書

卸売業者名

名称 _____ 殿

1 受領数量 精米 _____ Kg
 _____ 袋 1袋の量目 _____ Kg

2 受領日時 _____ 年 月 日 時

3 受領した場所 (住所) _____

上記のとおり、災害給食用米穀を受領しました。

年 月 日

区市町村担当者
所属氏名

⑥

資料第125① 大規模災害時における生鮮食料品の調達に関する協定（都中央卸売市場）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に定められた大規模災害時における生鮮食料品の確保にあたって、東京都中央卸売市場の卸売業者、仲卸業者及び関連事業者（以下、「場内業者等」という。）に対し、生鮮食料品の調達に関する協力を求めるときの手続き等を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 東京都中央卸売市場長（以下、「甲」という。）は、災害時における生鮮食料品の調達に関し、場内業者等（以下、「乙」という。）に対して協力を要請し、必要な指示をすることができる。

（協力）

第3条 乙は甲の要請があったときは、他に優先して調達対象物品を甲に提供するものとする。

2 前項の物品を場外に搬送する場合に、乙は搬送車両の提供等協力をするものとする。

（費用負担）

第4条 甲が乙から調達した生鮮食料品の代価は、甲の負担とする。

2 前項の代価は、災害発生時の直近の取引価格に応じた価格とする。

（請求）

第5条 乙は、生鮮食料品の提供後、甲の認定を受けてこれに要した費用を甲に請求するものとする。

（協議）

第6条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第7条 この協定は、平成 年 月 日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

甲 東京都中央卸売市場長

乙 各団体

※締結日及び締結先は目次を参照のこと。

資料第125② 大規模災害時における生鮮食料品の調達及び輸送に関する協定 (都中央卸売市場)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に定められた大規模災害時における生鮮食料品の確保に当たって、東京都中央卸売市場大田市場の卸売業者、仲卸業者及び関連事業者（以下「関係業者等」という。）に対し、生鮮食料品の調達及び輸送に関する協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

第3条 東京都中央卸売市場大田市場場長（以下「甲」という。）は、災害時における生鮮食料品の調達に関し、関係業者等（以下「乙」という。）に対して協力を要請するとともに、必要があるときは、生鮮食料品の確保について指示することができる。

(協力)

第3条 乙は甲の要請があったときは、他に優先して調達対象物品を甲に提供するものとする。

2 前項の物品を場外の集積地に輸送する場合には、乙はこれに協力するものとする。

(費用負担)

第4条 甲が乙から調達した生鮮食料品の代価は、甲の負担とする。

2 前項の代価は、災害発生時の直近の取引価格に応じた価格とする。

(請求)

第7条 乙は、生鮮食料品の提供・輸送後、甲の認定を受けて、これに要した費用を甲に請求するものとする。

(協議)

第8条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は甲と乙が協議して定めるものとする。

付則

この協定は、平成13年10月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

甲 東京都中央卸売市場大田市場 場長

乙 各団体

※締結日及び締結先は目次を参照のこと。

資料第125③ 大規模災害時における生鮮食料品の輸送に関する協定（都中央卸売市場）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に定められた大規模災害時における生鮮食料品の確保に当たって、東京都中央卸売市場大田市場の卸売業者、仲卸業者及び関連事業者（以下「関係業者等」という。）から調達した生鮮食料品の輸送に関する協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第4条 東京都中央卸売市場大田市場場長（以下「甲」という。）は、災害時において関係業者等から調達した生鮮食料品の輸送について、一次的には卸売業者・仲卸業者及び売買参加者等に要請するものの、車両等が十分に確保できない場合は、大田市場に関係する運送事業者等（以下「乙」という。）に対して協力を要請することができる。

（協力）

第3条 乙は甲の要請があったときは、甲の調達した物品及び市場で受け付けた救援物資等を他に優先して、場外の都区市町村が指定する集積地に輸送することに協力するものとする。

（費用負担）

第4条 乙は、生鮮食料品の輸送後、甲の認定を受けて、これに要した費用を甲に請求するものとする。

（協議）

第9条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は甲と乙が協議して定めるものとする。

付 則

この協定は、平成13年10月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

甲 東京都中央卸売市場大田市場 場長

乙 各団体

※締結日及び締結先は目次を参照のこと。

資料第126 災害時等における報道要請に関する協定（都政策企画局）

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都知事（以下「甲」という。）が東京都地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、東京都が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲、東京都公安委員会（以下「乙」という。）及び株式会社朝日新聞社（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

（報道の要請）

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の各号に掲げる事項に関する広報を行う場合において、必要なときは、丙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 保健衛生に関する事項
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置、生活の安全に関することその他の災害応急対策に関する事項

（要請の手続）

第3条 甲又は乙は、前条に規定する報道要請を行う場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

（報道の実施）

第4条 丙は、甲又は乙から第2条に規定する報道要請を受けた場合は、適切に対応する。

（車両の通行）

第5条 丙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることをないように配慮するものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置き、東京都政策報道室広報部報道課長、警視庁総務部広報課長及び株式会社朝日新聞東京本社編集局社会部長をもってこれに充てる。

（協議）

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

（適用）

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙、丙は記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年9月1日

甲 東京都知事 青島幸男
乙 東京都公安委員会委員長 河野義克
丙 株式会社朝日新聞社代表取締役社長 松下宗之

同内容の協定

平成9年9月1日

丙 社団法人共同通信社社長 犬養康彦
丙 株式会社読売新聞社代表取締役社長 渡辺恒雄
丙 株式会社毎日新聞社代表取締役社長 小池唯夫
丙 株式会社日本経済新聞社代表取締役社長 鶴田卓彦
丙 株式会社中日新聞東京本社代表取締役社長 白井文吾
丙 株式会社産業経済新聞東京本社代表取締役社長 清原武彦
丙 株式会社日刊工業新聞社代表取締役社長 溝口勲夫
丙 株式会社日本工業新聞社代表取締役社長 山下幸秀
丙 株式会社時事通信社代表取締役社長 村上正敏
丙 株式会社パシフィック代表取締役会長兼社長 小笠原敏晶

資料第127 日本アマチュア無線連盟との協定（都総務局）

「アマチュア無線による災害時の情報収集活動に関する協定書」

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法第52条第4号に定める非常通信）に基づき、東京都（以下「甲」という。）が、災害時における情報収集活動に対し、社団法人日本アマチュア無線連盟（以下「乙」という。）に協力を求めるときの必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における被災情報等の収集にあたり必要と認めるときは、乙に対し、情報の収集活動の協力を要請することが出来る。

（情報収集）

第3条 乙は、甲の要請に基づき、可能な限り情報を収集し甲に提供するものとする。

（情報の内容）

第4条 甲が乙に要請する情報内容は、次によるものとする。

- (1) 被災状況に関するもの
- (2) その他甲が災害対策上必要とするもの

（ボランティア活動）

第5条 甲の要請に基づくアマチュア無線局の活動はボランティア活動とし、情報収集によって生じる二次災害などの危険負担などは、乙の責任において対処するものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請による情報収集に係る費用は無償とする。

（訓練への参加）

第7条 乙は、甲が実施する防災訓練に参加することが出来、甲はそれに協力するものとする。

（疑義の決定方法）

第9条 この協定の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成20年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙のいずれからもなんら申出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印のうえ、各1通を保管する。

平成19年3月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

乙 東京都豊島区巢鴨一丁目14番5号
社団法人日本アマチュア無線連盟
代表者 会長 原 昌三

資料第128 東京の防災力の向上のための連携協力に関する協定（都総務局）

首都直下地震等の大規模な災害への備え、東京の防災力の向上を図るため、東京都（以下「甲」という。）と東京商工会議所（以下「乙」という。）との間で、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、東京の防災力の向上を図るため、甲と乙が相互に連携・協力する上での基本的事項について定めることを目的とする。

（内容）

第2条 帰宅困難者対策（東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号。以下「条例」という。）第1条に規定する帰宅困難者対策をいう。以下同じ。）を推進するため、甲及び乙は、防災に関する説明会、セミナー等の実施及び広報媒体を活用した普及啓発を行う。

2 前項に規定する目的を達成するため、甲は、次に掲げる取組を行う。

- 一 次項第一号の先駆的な防災活動に係る普及啓発
- 二 防災対策に関する外国人向けの広報活動
- 三 会員企業（乙の会員である企業等をいう。以下同じ。）における帰宅困難者（条例第1条に規定する帰宅困難者をいう。以下同じ。）の受入れを推進するための次に掲げる取組
 - ア 備蓄品の購入に係る支援
 - イ 損害賠償責任が事業者には及ばない制度の創設に向けた国との連携
 - ウ 都市開発諸制度（公共的な貢献を行う建築計画に対して、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める形態規制を緩和することにより、市街地環境の向上に寄与する良好な都市開発の誘導を図る制度）を適用する新規建築物を対象とした防災備蓄倉庫等の整備の促進
 - エ 甲が規定する制度を通じて購入した備蓄品の特別区内における保管場所の確保に向けた支援
 - オ 一時滞在施設（条例第12条第1項に規定する一時滞在施設をいう。以下同じ。）の運営等に係る支援
- 四 会員企業の地域における企業間で連携して行う帰宅困難者対策への取組に対する運営の助言等

3 第1項に規定する目的を達成するため、乙は、次に掲げる取組を行う。

- 一 会員企業に対する先駆的な防災活動の促進
- 二 会員企業に対する一時滞在施設の確保、集客施設における利用者の保護の徹底及び第3条第3項の備蓄に加え10パーセント余分に備蓄することの推進への協力の要請
- 三 甲が主催する訓練への会員企業の参加の呼び掛け
- 四 会員企業の地域における企業間で連携して行う帰宅困難者対策への取組に対する連携の促進

第3条 甲は、都内中小企業の事業継続計画の策定に関する支援等を通して、会員企業自らの災害時における防災への対応力の強化を図る。

2 前項に規定する目的を達成するため、乙は、次に掲げる取組を行う。

- 一 会員企業に対する主要な取引先企業を含む事業継続計画の策定のための環境整備
- 二 会員企業に対する災害時における事業を継続するための体制確保の促進、取組状況の把握等

3 乙は、会員企業の条例第7条第2項に規定する従業員の3日分の備蓄を促進する。

第4条 甲は、都内中小企業の先進的な防災技術の実用化及びその普及に関する支援等を通して、会員企業の技術力を活用した都内の防災力向上を図る。

2 前項に規定する目的を達成するため、乙は、会員企業の防災技術の開発及び製品化の促進を支援する。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、別途甲乙が協議し、その取扱いを定める。

(効力)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までの間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年5月29日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都

知事 舩 添 要 一

乙 東京都千代田区丸の内三丁目2番2号
東京商工会議所

会頭 三 村 明 夫

資料第129 復興まちづくりの支援に関する協定書（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と東京弁護士会など14団体（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害により東京都内に被害が発生し、復興施策を推進する場合、甲及び乙が相互に協力し、復興まちづくりを円滑に行い、被災住民の生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画（災害復興計画）に基づき、甲が係わる復興まちづくりに関する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（まちづくり支援班の派遣）

第2条 甲は、復興まちづくりに関する次の事項に該当する場合、弁護士などの専門家等で構成する復興まちづくり支援班（以下「まちづくり支援班」という。）の派遣を要請することができる。

(1) 甲が専門相談を実施する場合

(2) 区市町村又は地域復興協議会等から、まちづくり支援班の派遣要請を受けた場合

(3) その他復興まちづくり事業に関して、まちづくり支援班の派遣が必要な場合

2 甲の派遣要請先は、乙の団体等で構成する災害復興まちづくり支援機構（以下「支援機構」という。）とする。

3 支援機構は、甲からの派遣要請があった場合、乙と協議し、別表の専門家及び学識経験者等のうちからまちづくり支援班を速やかに編成し、派遣する。

4 乙は、支援機構からの要請に応じ、速やかに専門家を派遣する。

（費用弁償等）

第3条 甲の要請に基づくまちづくり支援班に要する費用に関する弁償等については、別に定めるものとする。

（平常時からの連携）

第4条 甲及び乙は、平常時から、復興まちづくり活動についての支援のための情報交換や訓練等を実施するなど、連携強化に努めるものとする。

2 支援機構は、前項の連携強化に当たって、学識経験者等の参画を得るよう努めるものとする。

（協 議）

第5条 この協定に定める事項に疑義が生じた時、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は平成19年1月11日から平成20年1月10日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに、甲・乙なんらの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

甲及び乙は、本協定書を15通作成し、記名押印の上各1通を保有する。

平成19年1月11日

甲	東京都	代表者	東京都知事	石原 慎太郎
乙	東京弁護士会	代表者	会長	吉岡 桂輔
	第一東京弁護士会	代表者	会長	奈良 道博
	第二東京弁護士会	代表者	会長	飯田 隆
	東京司法書士会	代表者	会長	山本 修
	東京税理士会	代表者	会長	金子 秀夫
	東京都行政書士会	代表者	会長	宮内 一三
	東京土地家屋調査士会	代表者	会長	山下 富雄

東京都社会保険労務士会	代表者	会長	金田	修
社団法人中小企業診断協会東京支部	代表者	支部長	高島	利尚
社団法人東京都不動産鑑定士協会	代表者	会長	神戸	富吉
社団法人日本建築家協会	代表者	会長	仙田	満
社団法人東京都建築士事務所協会	代表者	会長	三栖	邦博
社団法人再開発コーディネーター協会	代表者	会長	伊藤	滋
社団法人日本技術士会	代表者	会長	都丸	徳治

(同趣旨の協定 平成22年3月26日)

- 甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都 代表者 東京都知事 石原 慎太郎
- 乙 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号
社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会 代表者 理事長 鷺尾 賢司
東京都新宿区本塩町9番地3
社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会 代表者 理事長 生田目 正秋
東京都千代田区九段南四丁目4番1号
日本公認会計士協会東京会 代表者 会長 尾内 正道
東京都千代田区霞ヶ関三丁目4番2号
日本弁理士会関東支部 代表者 支部長 久保 司

(同趣旨の協定 平成22年5月31日)

- 甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都 代表者 東京都知事 石原 慎太郎
- 乙 東京都千代田区平河町二丁目4番13号ノーブルコート平河町403号室
社団法人全日本土地区画整理士会 代表者 会長 大川 勝敏

(同趣旨の協定 平成28年12月1日)

- 甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都 代表者 東京都知事 小池 百合子
- 乙 東京都豊島区南大塚三丁目43番11号
公益社団法人東京社会福祉士会 代表者 会長 大輪 典子

別 表 (第2条関係)

団 体 名	派 遣 す る 専 門 家	締 結 年 月 日
東京弁護士会	法律相談業務を担当する弁護士	平成19年1月11日
第一東京弁護士会	法律相談業務を担当する弁護士	
第二東京弁護士会	法律相談業務を担当する弁護士	
東京司法書士会	司法書士法に定める業務に関する相談業務を担当する司法書士	
東京税理士会	税務相談業務を担当する税理士	
東京都行政書士会	行政関係文書作成に関する相談業務を担当する行政書士	
東京土地家屋調査士会	土地家屋調査士法に定める業務に関する相談業務を担当する土地家屋調査士	
東京都社会保険労務士会	労働・社会保険関連相談業務を担当する社会保険労務士	
社団法人中小企業診断協会東京支部	災害復興計画の作成支援業務を担当する中小企業診断士	
社団法人東京都不動産鑑定士協会	不動産調査関連相談業務を担当する不動産鑑定士	
社団法人日本建築家協会	建築相談業務を行う建築士	
社団法人東京都建築士事務所協会	建築相談業務を行う建築士	
社団法人再開発コーディネーター協会	復興基本計画作成支援業務を担当する再開発コーディネーター	
社団法人日本技術士会	災害危険度の技術判断、地域防災力向上への技術支援、その他関連事項の技術相談を担当する技術士	平成22年3月26日
社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会	土地家屋調査士法に定める業務に関する相談業務を担当する土地家屋調査士	
社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会	司法書士法に定める業務に関する相談業務を担当する司法書士	
日本公認会計士協会東京会	公認会計士法に定める業務に関する相談業務を担当する公認会計士	
日本弁理士会関東支部	弁理士法に定める業務に関する相談業務を担当する弁理士	
社団法人全日本土地区画整理士会	土地区画整理事業及びその関連業務に関する相談業務を担当する土地区画整理士	平成22年5月31日
公益社団法人東京社会福祉士会	福祉相談業務を担当する社会福祉士	平成28年12月1日

(令和5年4月1日現在 20団体)

資料第130 災害時における避難所等確保の支援に関する協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と日本旅館協会東京都支部（以下「乙」という。）は、東京都内において大規模な地震、風水害等の災害が発生し、又は発生のおそれが生じた場合（以下「災害時」という。）等において、区市町村が実施する避難所及び一時的な避難場所（以下「避難所等」という。）の確保について、乙が実施する支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における区市町村による避難所等の確保の支援に関する協力体制を確立して、都民の安定した生活の確保を図ることを目的とする。

（支援業務の内容）

第2条 乙の支援業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙が加盟する事業者の宿泊施設（以下「乙の加盟施設」という。）を避難所等として区市町村に提供することに関する乙の加盟者内の調整
- (2) 避難所等として提供可能な乙の加盟施設に関する情報等の提供

（要請）

- 第3条 甲は、災害時に、区市町村から避難所等の確保に関する支援の要請（以下「支援要請」という。）を受けたときは、乙に対し、前条に規定する支援業務を要請するものとする。
- 2 災害時に、区市町村において避難所等を確保することが困難であると認めるとき、又は区市町村が甲に対して支援要請を行う時間的余裕がないと認めるときは、甲は、区市町村から前項の支援要請があったものとみなして、乙に前条に規定する支援業務を要請することができる。
 - 3 前2項の規定による支援業務の要請は、別記様式第1号により行う。ただし、当該様式による要請をすることができない緊急の場合は、口頭で行い、後日、同様式により処理するものとする。
 - 4 甲は、災害時に備えた区市町村の避難所等の確保のために必要と認めるときは、災害時以外においても、乙に対し、前条に規定する支援業務を要請することができる。

（施設の使用）

第4条 支援要請をした区市町村（前条第2項により区市町村から支援要請があったものとみなされる場合を含む。）は、第2条の規定による情報提供に基づき、使用を希望する乙の加盟施設と個別に施設の使用について調整を行うものとする。

（費用負担）

第5条 区市町村が前条の規定に基づいて乙の加盟施設を使用する場合の費用は、原則として当該施設を使用する区市町村が負担するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、令和2年6月26日から令和3年3月31日までとする。

2 期限満了の日の3か月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年6月26日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

知事 小池 百合子

東京都千代田区平河町二丁目5番5号

東京都ホテル旅館生活衛生同業組合内

乙 日本旅館協会東京都支部

支部長 石井 敏子

資料第131 災害時における避難所等確保の支援に関する協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本シティホテル連盟関東支部（以下「乙」という。）は、東京都内において大規模な地震、風水害等の災害が発生し、又は発生のおそれが生じた場合（以下「災害時」という。）等において、区市町村が実施する避難所及び一時的な避難場所（以下「避難所等」という。）の確保について、乙が実施する支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における区市町村による避難所等の確保の支援に関する協力体制を確立して、都民の安定した生活の確保を図ることを目的とする。

（支援業務の内容）

第2条 乙の支援業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙が加盟する事業者の宿泊施設（以下「乙の加盟施設」という。）を避難所等として区市町村に提供することに関する乙の加盟者内の調整
- (2) 避難所等として提供可能な乙の加盟施設に関する情報等の提供

（要請）

- 第3条 甲は、災害時に、区市町村から避難所等の確保に関する支援の要請（以下「支援要請」という。）を受けたときは、乙に対し、前条に規定する支援業務を要請するものとする。
- 2 災害時に、区市町村において避難所等を確保することが困難であると認めるとき、又は区市町村が甲に対して支援要請を行う時間的余裕がないと認めるときは、甲は、区市町村から前項の支援要請があったものとみなして、乙に前条に規定する支援業務を要請することができる。
 - 3 前2項の規定による支援業務の要請は、別記様式第1号により行う。ただし、当該様式による要請をすることができない緊急の場合は、口頭で行い、後日、同様式により処理するものとする。
 - 4 甲は、災害時に備えた区市町村の避難所等の確保のために必要と認めるときは、災害時以外においても、乙に対し、前条に規定する支援業務を要請することができる。

（施設の使用）

第4条 支援要請をした区市町村（前条第2項により区市町村から支援要請があったものとみなされる場合を含む。）は、第2条の規定による情報提供に基づき、使用を希望する乙の加盟施設と個別に施設の使用について調整を行うものとする。

（費用負担）

第5条 区市町村が前条の規定に基づいて乙の加盟施設を使用する場合の費用は、原則として当該施設を使用する区市町村が負担するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、令和2年6月26日から令和3年3月31日までとする。

2 期限満了の日の3か月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年6月26日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

知事 小池 百合子

東京都千代田区鍛冶町二丁目4番8号

乙 一般社団法人全日本シティホテル連盟

関東支部長 服部 公雄

資料第132 避難対策等における連携と協力に関する包括協定(都総務局)

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人日本ショッピングセンター協会（以下「乙」という。）は、避難対策等における連携と協力に関し、次のとおり包括協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が平素から相互に連携し、地震、風水害等の災害に備え、都民に対する避難先の提供や防災に係る啓発活動等に関し、可能な範囲で協力することを目的とする。

（連携・協力の内容）

第2条 甲と乙は、次の事項に関して必要な情報交換を行い、相互に連携・協力して取り組むものとする。

- （1） 都民に対する避難先の提供に関すること。
- （2） その他避難対策や防災に係る啓発活動等に関すること。

2 前項第1号の実施に当たっては、必要に応じて甲の区域内における区市町村と乙の構成員が別途協定を締結して定めるものとする。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が、乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力すること及び甲が乙以外の者と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（有効期限）

第4条 本協定の有効期限は、令和3年3月31日とする。

2 前項の有効期限は、有効期限の1月前までの間に、甲又は乙が相手方に対して書面により延長をしない旨の通知をしない限り、自動的に1年延長されるものとし、以降も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠実に協議し、これを定め、又は処理するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和2年8月21日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 小池百合子

東京都文京区後楽一丁目4番14号
後楽森ビル15階
乙 一般社団法人日本ショッピングセンター協会
代表者 会長 清野智

資料第133 避難対策等における連携と協力に関する包括協定(都総務局)

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会（以下「乙」という。）は、避難対策等における連携と協力に関し、次のとおり包括協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が平素から相互に連携し、地震、風水害等の災害に備え、都民に対する避難先の提供や防災に係る啓発活動等に関し、可能な範囲で協力することを目的とする。

（連携・協力の内容）

第2条 甲と乙は、次の事項に関して必要な情報交換を行い、相互に連携・協力して取り組むものとする。

- （1） 都民に対する避難先の提供に関すること。
- （2） その他避難対策や防災に係る啓発活動等に関すること。

2 前項第1号の実施に当たっては、必要に応じて甲の区域内における区市町村と乙の構成員が別途協定を締結して定めるものとする。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が、乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力すること及び甲が乙以外の者と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（有効期限）

第4条 本協定の有効期限は、令和3年3月31日とする。

2 前項の有効期限は、有効期限の1月前までの間に、甲又は乙が相手方に対して書面により延長をしない旨の通知をしない限り、自動的に1年延長されるものとし、以降も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠実に協議し、これを定め、又は処理するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和2年8月21日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池百合子

東京都千代田区鍛冶町一丁目8番5号

新神田ビル5階

乙 一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会

代表者 会長 稲葉敏幸

資料第134 デジタルサイネージを活用した災害情報の発信に関する協定書（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）、東京都交通局（以下「乙」という。）、京王電鉄バス株式会社（以下「丙」という。）とは、地震災害等が発生した場合（以下「発災時」という。）における、バス停留所上屋のデジタルサイネージ（以下「デジタルサイネージ」という。）を活用した災害情報の発信に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、発災時における情報提供の手段として、デジタルサイネージを活用するため、甲、乙及び丙との協力に関して必要な事項を定め、発災時の災害情報の発信の運用について、必要な業務を迅速円滑に行うことを目的とする。

（用語）

第2条 この協定において「地震災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（発災時の業務協力）

第3条 乙及び丙は、発災時には、特別な理由がない限り、甲が別に定めるLアラートを活用した災害情報の発信に関する運用基準に基づき、乙及び丙が管理するデジタルサイネージの情報を災害情報に切り替え、表示するものとする。

（体制の整備）

第4条 乙及び丙は、前条の対応に備えて、常時対応可能な連絡・非常配備等の体制を整備し、甲から求めがあったときは、常時対応可能な連絡先や当該体制の体制図等について書面により甲に提出しなければならない。

なお、自動対応が可能な場合は、常時の人員配置を求めるものではない。

2 甲、乙及び丙は、発災時における連絡責任者を指定し、互いに通知するものとする。

なお、連絡責任者に変更があった場合は、直ちに通知するものとする。

（業務の終了）

第5条 甲は、第3条の規定による表示の必要がなくなったときは、乙に対し、その旨通知しなければならない。

2 乙は、前項の規定による通知があった場合には、速やかに当該表示を終了するものとする。

（費用負担）

第6条 乙及び丙は、Lアラートを活用した災害情報の発信における運用にあたり、画像作成費やデジタルサイネージに係る改修・運用費などのデジタルサイネージへの表示に関する必要費用を負担し、その他で必要が生じた費用については、甲、乙及び丙で別途協議して定めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、令和2年2月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙3者記名の上、各1通を保有する。

令和2年1月30日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都東京都知事 小池 百合子

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都交通局
東京都交通局長 土淵 裕

丙 東京都府中市晴見町二丁目22番
京王電鉄バス株式会社
代表取締役社長 丸山 荘

資料第135 デジタルサイネージを活用した災害情報の発信に関する協定書（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と株式会社J TOWER（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「発災時」という。）における、スマートポールのデジタルサイネージ（以下「デジタルサイネージ」という。）を活用した災害情報の発信に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、発災時における情報提供の手段として、デジタルサイネージを活用するため、甲及び乙の協力に関して必要な事項を定め、発災時の災害情報の発信の運用について、必要な業務を迅速円滑に行うことを目的とする。

（対象）

第2条 この協定において対象とするデジタルサイネージは、甲が実施する「令和3年度西新宿エリアにおけるスマートポールの面的設置、運用及び検証事業」の協働事業者として、乙が当該事業により所有及び管理するものとする。

（発災時の業務協力）

第3条 乙は、発災時には、特別な理由がない限り、甲が別に定めるLアラートを活用した災害情報の発信に関する運用基準に基づき、乙が管理するデジタルサイネージの情報を災害情報に切り替え、表示するものとする。

（体制の整備）

第4条 乙は、前条の対応に備えて、常時対応可能な連絡・非常配備等の体制を整備し、甲から求めがあったときは、常時対応可能な連絡先や当該体制の体制図等について書面により甲に提出しなければならない。なお、自動対応が可能な場合は、常時の人員配置を求めるものではない。

2 甲及び乙は、発災時における連絡責任者を指定し、互いに通知するものとする。
なお、連絡責任者に変更があった場合は、直ちに通知するものとする。

（業務の終了）

第5条 甲は、第3条の規定による表示の必要がなくなったときは、乙に対し、その旨通知しなければならない。

2 乙は、前項の規定による通知があった場合には、速やかに当該表示を終了するものとする。

（費用負担）

第6条 乙は、Lアラートを活用した災害情報の発信における運用にあたり、画像作成費やデジタルサイネージに係る改修・運用費などのデジタルサイネージへの表示に関する必要費用を負担し、その他で必要が生じた費用については、甲及び乙で別途協議して定めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、令和3年12月17日から適用する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、令和8年3月31日までとする。

2 前項に定める有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれかから本協定を更新しない旨の申し出のない場合には、本協定は更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙両者記名の上、各1通を保有する。

令和3年12月17日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都知事 小池 百合子

乙 東京都港区赤坂八丁目5番41号 イースタン青山ビル2階
株式会社JTOWER
代表取締役社長 田中 敦史

資料第136 災害ボランティア活動支援に関する協定（都生活文化スポーツ局）

東京都（以下「甲」という。）と社会福祉法人東京都社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、東京都内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力し、市民活動団体等とも協働しながら、ボランティアの円滑な活動を支援するため、この協定を締結する。

なお、本協定における乙の実施主体は、乙が運営する「東京ボランティア・市民活動センター」とする。

（目的）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、東京都災害ボランティアセンター（以下「都災害ボランティアセンター」という。）の設置及び運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（都災害ボランティアセンターの設置）

第2条 東京都災害対策本部が設置された場合は、甲及び乙が連携し、都災害ボランティアセンターを設置する。

2 東京都災害対策本部が設置されない場合でも、被災状況に応じて、甲及び乙が協議の上、都災害ボランティアセンターを設置する。

3 甲及び乙は、前2項の規定により都災害ボランティアセンターを設置するに当たり、市民活動団体等との協働に努める。

（設置場所）

第3条 都災害ボランティアセンターは、東京ボランティア・市民活動センター（新宿区神楽河岸1番1号）内に設置する。

2 前項の施設が被災し、利用できない場合、その他当該施設内に都災害ボランティアセンターを設置することが困難である場合には、甲乙協議の上、これに代わる施設を確保する。

（都災害ボランティアセンターの役割）

第4条 都災害ボランティアセンターは、ボランティアが被災者のニーズに即した円滑な活動ができるよう、市民活動団体等とも協働し、区市町村に設置される災害ボランティアセンター等（以下「区市町村災害ボランティアセンター」という。）を支援する。

（都災害ボランティアセンターの運営）

第5条 乙は、市民活動団体等と協働し、都災害ボランティアセンターの運営を行うものとし、甲は、同センターの運営に必要な支援を行う。

（甲の業務）

第6条 甲は、次の業務を行う。

一 都内外の被災状況の情報収集

二 国・道府県・区市町村等との連絡調整

三 区市町村からの要請に基づく、区市町村災害ボランティアセンターの代替施設や資器材の備蓄場所等が不足した場合の施設の確保

四 ボランティアの受入れ状況等の情報提供

五 その他、都災害ボランティアセンターの運営を支援するために必要となる業務

(乙の業務)

第7条 乙は、次の業務を行う。

- 一 災害ボランティアコーディネーターの区市町村災害ボランティアセンターへの派遣
- 二 区市町村災害ボランティアセンターの設置及び運営の支援
- 三 区市町村のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入れ状況等の情報提供
- 四 資器材やボランティア等の区市町村間の調整
- 五 その他、都災害ボランティアセンターを運営する上で必要となる業務

(経費負担)

第8条 都災害ボランティアセンターの運営に関し必要となる甲乙の経費負担は、甲乙協議の上、決定する。

(都災害ボランティアセンターの閉鎖)

第9条 都災害ボランティアセンターの閉鎖時期については、甲乙協議の上、決定する。

(平常時の取組)

第10条 甲と乙とは、災害時に迅速かつ円滑なボランティア活動を支援できるよう、平常時から市民活動団体等を含め、相互に連携した取組に努める。

(協議)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定する。

(雑則)

第12条 この協定は平成25年3月31日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年3月31日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都知事 猪瀬 直樹

乙 東京都新宿区神楽河岸1番1号
社会福祉法人東京都社会福祉協議会
会長 古川 貞二郎

資料第137 震災時等における情報の提供に関する協定

(都生活文化スポーツ局)

東京都（以下「甲」という。）及び公益財団法人日本道路交通情報センター（以下「乙」という。）は、東京都（島しょ部を除く。）において大規模な震災等が発生した場合、「運転者等に対して、道路交通における危険を防止し、交通の安全と円滑に資する情報を提供する」ことを基本理念とし、相互に協力し推進していくことを協定する。

なお、本協定の実施において必要な事項は、別途協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成27年3月30日

甲 東京都青少年・治安対策本部長

乙 公益財団法人日本道路交通情報センター理事

「震災時等における情報の提供に関する協定」の実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、平成27年3月30日付けで東京都（以下「甲」という。）と公益財団法人日本道路交通情報センター（以下「乙」という。）との間で締結した「震災時等における情報の提供に関する協定」に基づき、東京都における大規模な震災等の発生時において、交通の安全と円滑に資する情報を、甲及び乙が連携して運転者等に提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

(適用基準)

第2条 東京都（島しょ部を除く。）において首都直下地震等の大規模な震災等が発生したことにより、東京都知事を本部長とする東京都災害対策本部が設置され、かつ、乙が「災害時情報提供サービス」の提供を開始した時に適用する。

(提供の方法)

第3条 甲は、運転者等に対して役立つ火災情報を乙の保有する「災害時情報提供サービス」を利用して提供する。

(提供する情報)

第4条 前条に基づき甲が提供する火災情報の各項目は、以下のとおりとする。

- (1) 確認時間
- (2) 発生場所
- (3) 半径又は面積
- (4) 備考

(費用の負担)

第5条 前条に基づく情報提供において、火災情報の提供に係る経費は甲が負担し、「災害時情報提供サービス」に係る経費は乙が負担する。

ただし、本実施細目に定めのない事項により、新たな経費が発生する場合は、別途協議するものとする。

(第三者に対する損害)

第6条 甲及び乙は、自らの責任において情報提供を実施するものとし、火災情報又は道路交通に関する情報により、第三者に損害を与えた場合は、それぞれの責任において解決するものとする。

(免責事項)

第7条 乙は、自らの判断で「災害時情報提供サービス」による情報提供を実施するものとし、「災害時情報提供サービス」による情報提供が実施されていないために甲が火災情報を提供できない場合、乙は甲に対し責めを負わないものとする。

2 乙は、「災害時情報提供サービス」に係るシステム障害又は通信障害その他自己の責任に帰すことができない事由により、「災害時情報提供サービス」による情報提供を実施できない場合は、甲に対し責任及び保証の義務を負わないものとする。

(システムの管理)

第8条 乙は、「災害時情報提供サービス」について甲に影響を与える改造、変更等を行う場合は、あらかじめ十分な余裕をもって通知し、協議するものとする。

(平素からの協力体制)

第9条 甲及び乙は、大規模な震災等が発生したときの円滑な情報提供を実現するために、平素から次の事項について、相互に協力するものとする。

- (1) 情報提供に係る防災訓練の実施(年1回以上)
- (2) 災害時における防災等の情報交換(適宜)
- (3) 火災情報以外の新たな情報の提供の実施

なお、第1号から第3号までの事項の実施において経費が発生する場合は、別途協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 本実施細目の有効期間は、平成27年3月30日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1カ月前までに、甲乙いずれからも解約の申し出がない場合には、同一条件で期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義の協議)

第11条 本実施細目により難い事項及び定めのない事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

本実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成27年3月30日

甲 東京都青少年・治安対策本部

治安対策担当部長 村山 隆

乙 公益財団法人日本道路交通情報センター

理事 柳谷正則

資料第138 震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定の一部を変更する協定 (都住宅政策本部)

東京都住宅局（以下「甲」という。）と、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）とは、平成14年9月11日付けで締結した震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定の一部を次のとおり変更する。

- 1 前文中「東京都住宅局」を「東京都都市整備局」に、「社団法人」を「公益社団法人」に、「民間協力の一環」を「応急仮設住宅の供給」に、「提供」を「供給」に改める。
- 2 第2条中「公的一時提供住宅及び応急仮設住宅が十分確保できない」を「災害救助法が適用された」に、「一時提供住宅として」を「応急仮設住宅として」に改める。
- 3 第3条中「第2条」を「前条」に改める。
- 4 第4条中「今後甲と乙が」を「甲と乙とが」に改める。

附 則

この協定は、平成27年7月14日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年7月14日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都都市整備局
局 長 安 井 順 一

東京都千代田区富士見二丁目2番4号
乙 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
会 長 瀬 川 信 義

同趣旨の協定

乙 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部
乙 公益社団法人東京共同住宅協会

資料第139 震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定（都住宅政策本部）

社団法人東京都宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不動産協会東京都本部及び社団法人東京共同住宅協会との協定

東京都住宅局を甲とし、社団法人東京都宅地建物取引業協会を乙とし、甲乙間において、東京都地域防災計画に基づく民間協力の一環として、甲と乙とが相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都において地震等による災害（以下「震災」という。）が発生した場合において、甲が、震災により住家を滅失し自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者の応急的な住宅として、民間賃貸住宅提供の協力を乙に求めるときに基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、震災が発生し、公的一時提供住宅及び応急仮設住宅が十分確保できない場合において、乙に対し、一時提供住宅として利用可能な民間賃貸住宅の状況の情報提供及び住宅提供の協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲の第2条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供について、甲に可能な限り協力するものとする。

（協議）

第4条 この協定の実施等に関し必要な事項等については、今後甲と乙が協議して定めるものとする。

（雑則）

第1条 この協定は、平成14年9月11日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成14年9月10日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都住宅局
局長 橋本 勲

東京都千代田区富士見二丁目2番4号
乙 社団法人東京都宅地建物取引業協会
会長 藤田 和夫

同趣旨の協定
乙 社団法人全日本不動産協会東京都本部
乙 社団法人東京共同住宅協会

公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会との協定

東京都都市整備局を甲とし、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会を乙とし、甲乙間において、東京都地域防災計画に基づく応急仮設住宅の供給として、甲と乙とが相互に協力して行う民間賃貸住宅の供給に関して、次の条項により協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、東京都において地震等による災害（以下「震災」という。）が発生した場合において、甲が、震災により住家を滅失し自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者の応急的な住宅として、民間賃貸住宅提供の協力を乙に求めるときの基本的事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、震災が発生し、災害救助法が適用された場合において、乙に対し、応急仮設住宅として利用可能な民間賃貸住宅の状況の情報提供及び住宅提供の協力を要請するものとする。

(協力)

第3条 乙は、甲の前条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供について、甲に可能な限り協力するものとする。

(協議)

第4条 この協定の実施等に関し必要な事項等については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(雑則)

第5条 この協定は、平成27年7月14日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年7月14日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都都市整備局
局長 安井 順一

東京都中央区八重洲二丁目1番5号
乙 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会
会長 川口 雄一郎

同趣旨の協定

令和2年12月22日

甲 東京都住宅政策本部
住宅政策本部長 榎本 雅人

乙 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会
会長 塩見 紀昭

資料第140 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定（都住宅政策本部）

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における被災住宅の応急修理に関して、東京都（以下「甲」という。）が全国建設労働組合総連合東京都連合（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 応急修理 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第2条の規定により行う救助であって、第4条第1項第6号に規定するもの

（2） 応急修理業者 乙に加盟する会員であって応急修理を行うもの

（応急修理業者名簿の提供）

第3条 乙は、応急修理業者の住所、名称、連絡先電話番号、当該応急修理業務における担当者名等を記載した名簿を、毎年1回、甲に提供するものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、東京都内に震災、風水害その他の災害が発生し、応急修理を実施する必要があると判断した場合は、住宅の被災状況、応急修理方針その他必要な事項を、書面により乙に連絡し、協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、書面に代えて、電話等の口頭によることができるものとする。

（協力）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、対応可能な応急修理業者のあつせん、応急修理業者に対する技術支援、その他円滑な応急修理のために必要な協力をを行うものとする。

（応急修理）

第6条 応急修理業者は、甲の定めた応急修理の実施に係る基準等に従い応急修理を行うものとする。

（費用の支払い）

第7条 応急修理業者が前条の応急修理に要した費用（別途定める限度額の範囲内に限る。）は、甲（甲が、法第13条第1項の規定により、知事の権限に属する応急修理の実施に関する事務を災害発生区市町村の長が行うこととした場合は、当該区市町村。）が支払うものとする。

（連絡窓口）

第8条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては東京都住宅政策本部住宅企画部とし、乙においては全国建設労働組合総連合東京都連合会事務局とする。

（事前の方針）

第9条 甲は、応急修理方針の案を作成し、又は変更した場合は、速やかに乙に報告するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（適用）

第11条 この協定は、令和元年10月17日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年10月17日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都知事 小池 百合子

乙 東京都新宿区高田馬場二丁目7番15号
全国建設労働組合総連合東京都連合会
執行委員長 菅原 良和

同趣旨の協定

令和3年10月1日

乙 一般社団法人災害復旧職人派遣協会
代表理事 石岡 博実

資料第141 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定

(都住宅政策本部)

東京都都市整備局（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構首都圏支店（以下「乙」という。）は、災害時における住宅の早期復興に向けた甲乙間の協力関係に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害によって被災した都民の住宅の早期復興を支援するために、東京都地域防災計画等に基づき甲が実施する施策への乙の協力に関して必要な事項を定める。

(情報の交換)

第2条 甲及び乙は、この協定に基づき、被災した都民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時的確に交換する。

- 一 住宅の防災に関する施策及び融資制度
- 二 被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- 三 災害時における被害状況
- 四 被災した都民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- 五 第8条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職及び氏名
- 六 第8条に定める連絡窓口との連絡方法
- 七 その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

(住宅相談窓口開設)

第3条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した都民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、都民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

(職員の派遣)

第4条 乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

2 乙は、前条の相談への対応のほか、甲から都民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

(住宅ローン返済中の都民への支援)

第5条 乙は、乙の融資する住宅ローンの返済期間中に被災した都民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

(周知)

第6条 乙は、乙の実施する災害復興住宅融資、第3条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した都民に対して積極的に周知するものとする。

2 甲は、被災地の区市町村の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

(施策実施上の課題の協議)

第7条 甲及び乙は、災害時における住宅の早期復興に資するため、甲が実施する施策により乙に融資上及び債権管理上の課題が生じるおそれがあるときには、早期に協議を行うものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、被災した都民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が十分な協議の上、定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成27年3月31日から適用する。

2 東京都都市整備局長と住宅金融公庫首都圏支店長との間で締結した平成17年9月1日付け「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月31日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都都市整備局
局長 安井 順一
東京都文京区後楽一丁目4番10号
乙 独立行政法人住宅金融支援機構首都圏支店
支店長 瀧野 昭宏

資料第142 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書 (都環境局)

東京都（以下「甲」という。）と社団法人東京産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、東京都内において地震等大規模災害が発生した場合における災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において対象となる「災害廃棄物」とは、地震等大規模災害（震災、風水害）により発生したがれき（建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等）や粗大ごみ等で乙が調達できる車両、資機材で対応できるものをいう。

(協力要請及び要請内容)

第3条 甲は、自ら管理する施設において乙の協力を必要とするとき、又は、東京都内の区市町村（以下「区市町村」という。）が実施する次の各号に掲げる事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、区市町村から協力の要請があったとき、乙に協力を要請することができる。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処理・処分
- (4) 災害廃棄物の仮置場の監理
- (5) 前各号に伴う必要な業務

(災害廃棄物の処理等の実施・協力の内容)

第4条 乙は、甲から要請があったときは、協力先と具体的な協力の内容及び方法について協議し、必要な人員、車両、資機材等を調達し、災害廃棄物の処理等に可能な限り協力する。

2 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再生利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

(情報の提供)

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、乙に都内の被災、復旧状況等必要な情報を提供する。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲に報告する。

(協力要請及び要請手続き)

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書をもって通知する。

- (1) 甲の管理する施設名又は区市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告する。

- (1) 甲の管理する施設名又は区市町村名
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用は、甲の管理する施設に関する事業においては甲と、区市町村からの協力要請に基づく事業においては当該区市町村と協議の上決定する。

(災害補償)

第9条 第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令の規定するところによる。

(連絡窓口)

第10条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては環境局廃棄物対策部計画課とし、乙においては事務局とする。

(報告)

第11条 乙は、本協定に基づく災害廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、協会員の人員、車両、資機材等の状況を毎年5月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は随時甲に報告するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙協議の上決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年12月25日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎 印

乙 東京都千代田区内神田一丁目9番13号
社団法人 東京産業廃棄物協会
代表者 会長 吉本 昌且 印

資料第143 災害時における石綿モニタリングに関する協定書（都環境局）

東京都（以下「甲」という。）及び東京都環境計量協議会（以下「乙」という。）は、大規模災害に伴う建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の倒壊・損壊、被災建築物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴う石綿（アスベスト）の飛散状況を把握するための環境モニタリング（以下「石綿モニタリング」という。）の実施について次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、都内において地震、洪水、土砂災害その他の大規模な災害により建築物等が損壊した場合に、迅速かつ円滑に石綿モニタリングを行い、都民の安全・安心に寄与する基礎データの収集に努めるために、必要な事項を定めることを目的とする。

（有効期間）

第2条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定有効期間満了の3か月前までに甲又は乙から本協定終了の意思表示がない場合は、本協定は同一条件にて更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（体制の整備）

第3条 甲は、乙と協議の上、石綿モニタリングを行うための連絡体制を整備するものとする。

- 2 石綿モニタリングを行う者（以下「モニタリング実施者」という。）は、乙の指名に基づいて甲が決定する。
- 3 甲及び乙は、石綿モニタリングに関する訓練を年に1回以上行うものとする。
- 4 前項の訓練の内容は、甲乙協議の上定める。

（石綿モニタリングの実施）

第4条 石綿モニタリングは、甲の要請によりモニタリング実施者が行う。

- 2 前項の石綿モニタリングは、環境省が定めた最新の「アスベストモニタリングマニュアル」に基づき行うものとする。

（石綿モニタリングの費用）

第5条 前条第1項に基づく石綿モニタリングの費用（消費税及び地方消費税を含む。）は、甲が負担し、モニタリング実施者に対し支払う。

- 2 前項の費用は、災害発生直前の時価を基準に甲乙協議の上定める。

（調査結果の報告）

第6条 モニタリング実施者は、甲の要請により実施した石綿モニタリングの調査結果を甲が別に定める書式により報告を行うものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

令和2年9月10日

(甲) 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都知事 小池 百合子

(乙) 東京都台東区台東一丁目14番11号
東京都環境計量協議会
会長 佐藤 隆

資料第144 災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書（都環境局）

東京都（以下「甲」という。）及び一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（以下「乙」という。）は、災害時における被災建築物等のアスベスト調査（以下「アスベスト調査」という。）に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、都内において地震、洪水その他の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、速やかにアスベスト調査を実施し、アスベスト飛散による都民の健康又は生活環境に係る被害を防止するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において「被災建築物等」とは、甲又は都内自治体を実施する建築物の応急危険度判定の結果等をもとに、甲又は乙によりアスベスト調査が必要と判断された建築物その他アスベストの飛散のおそれがあるものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害発生後、都内自治体からアスベスト調査に係る支援の要請を受けたときは、アスベスト調査について乙に協力を要請することができる。

- 2 前項の規定による甲から乙への協力の要請は、別記様式第1号による協力要請書により行う。
- 3 甲は、緊急かつやむを得ないときは、前項の規定にかかわらず、協力の要請を口頭により行うことができる。この場合において、甲はアスベスト調査の実施後速やかに協力要請書を乙に送付するものとする。

（役割分担）

第4条 乙は、甲から前条の規定に基づく協力の要請を受けたときは、乙に所属する会員から必要な人員、資機材等を調達し、可能な限り甲に協力するものとする。

- 2 乙が甲の協力の要請に基づき実施する業務は、次のとおりとする。
 - (1) 甲又は都内自治体を実施するアスベスト調査への支援
 - (2) 被災建築物等におけるアスベスト含有建材の施工箇所及び露出・破損状況等の調査
 - (3) 被災建築物等からのアスベスト飛散防止に必要な助言
 - (4) その他被災建築物等からのアスベスト飛散防止のために必要な活動として甲乙協議の上、決定した活動
- 3 甲は、乙が円滑に前項の業務を実施できるよう、職員の同行、調査候補となる建築物に関する情報提供等を行うものとする。

（調査結果の報告）

第5条 乙は、前条第2項に規定する業務を実施したときは、その調査結果を速やかに甲に報告し、当該業務を全て終了したときには、甲に対し、別記様式第2号による業務実施報告書を提出する。

（費用の負担）

第6条 第4条第2項の規定により乙が実施した業務に要した交通費、宿泊費その他の費用については、甲が負担するものとする。ただし、人件費及び機器費については、乙が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前の適正価格を基準とする実費とし、甲乙協議の上定める。

(平常時からの連携)

第7条 甲及び乙は、本協定の効果的な運用を図るため、平常時から定期的な情報交換体制の整備、研修・訓練等の実施等、連携の強化に努めるものとする。

2 前項の規定に係る実施事項やその費用の負担、実施期間等については、甲乙協議の上定める。

(有効期限)

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から本協定終了の意思表示がない場合は、本協定は同一条件にて更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

令和3年12月17日

(甲) 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都知事 小池 百合子

(乙) 東京都千代田区神田三崎町二丁目13番1号
田辺ビル4階
一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会
代表理事 貴田 晶子

資料第145 災害時における指定金融機関との取り決めについて（都会計管理局）

東京都出納長室（以下「甲」という。）と、東京都指定金融機関株式会社富士銀行（以下「乙」という。）は、東京都災害対策本部が設置された場合における都公金の取扱を、下記のとおり行う。

1 緊急連絡体制

甲と乙は、「災害時の東京都公金の管理に関する総括責任者等連絡体制」（別紙）により、業務関連の情報収集を図るなど相互の連絡を密にする。なお、変更があった場合、その都度相互に連絡する。

2 災害時の派出所職員の派遣

ア 乙は、各派出所へ職員を派遣できる体制を整えることとし、その派遣状況について遅滞なく甲に連絡する。

イ 出納機関を移動する場合、甲は、災害の状況に応じ乙と協議の上、移動先に乙の職員を派遣させる。

3 現金の支払

ア 乙は、東京都が災害対策に必要とする現金の支払に対応できる体制を整える。

イ 但し、甲はこの現金について原則として、支払日の前営業日までに乙に連絡する。

4 営業時間外の公金の取扱

甲は、乙の営業時間外における派出所職員の派遣及び現金の支払について、相互の協議の上その取扱いを決め、関係機関に通知する。

5 災害救助基金の取崩し

乙は、甲から災害救助基金の取崩しの指示を受けたときは、それに応ずるものとする。

6 協議

ア 災害の規模、甲、乙及び収納代理金融機関等のシステム、業務運営体制の情勢により、公金の取扱に支障を生じる場合は甲乙協議してその対応策を決定する。

イ また、公金の取扱の解釈に疑義が生じた場合、及びこの取扱に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定する。

平成12年3月31日

甲 東京都出納長 佐々木 克巳

乙 東京都指定金融機関
株式会社富士銀行 頭取 山本 恵朗

資料第146 東京都災害備蓄倉庫（直営）の即応態勢の強化に関する協定書 （都福祉保健局、東京消防庁）

東京都福祉保健局を甲とし、東京消防庁を乙とし、甲乙間において、大規模災害が発生した場合、都民の生命及び財産を守り、可能な限り被害を軽減するため、東京都災害備蓄倉庫（直営）の即応態勢の強化について、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が設置する東京都災害備蓄倉庫（以下「倉庫」という。）の鍵、機械警備カード等（以下「鍵等」という。）を甲の要請に基づき、乙の所管する倉庫の最寄りの消防署又は消防出張所において保管することにより、甲が早期に倉庫の状況確認を行い、被災者に迅速な備蓄物資の輸送を可能とし、大規模災害時における即応態勢の強化を図ることを目的とする。

（保管場所）

第2条 乙は、甲が設置する倉庫の最寄りとなる別表に掲げる消防署又は消防出張所（以下「消防署等」という。）において、適切に管理できる場所で鍵等を保管するものとする。

（保管方法）

第3条 甲は、鍵等及び保管専用キーボックスを乙に預託し、乙は、預託を受けた鍵等を保管専用キーボックスに収納し、保管するものとする。

2 甲は、鍵等を変更した場合は、速やかに乙に連絡し交換するものとする。

3 乙は、鍵等及び保管専用キーボックスを紛失又は破損した場合は、速やかに甲に連絡し対処するものとする。

（受渡し方法等）

第4条 甲の職員が鍵等を受領する場合は、職員IDカード等身分を証明できるものを消防署等に勤務する乙の職員（以下「乙の職員」という。）に提示するとともに、名刺等の裏に受領日時を記載したものを提出するものとする。

2 乙の職員は、前項により甲の職員であることを確認したときは、甲の職員に鍵等を引き渡すものとする。

3 甲の職員が鍵等を返却する場合は、受領時に提出した名刺等の裏に返却日時を記載し、乙の職員に提出するものとする。

4 乙の職員は、鍵等の受渡しに使用した名刺等を保管専用キーボックス内に収納しておくものとする。

5 甲が鍵等の受渡し状況を確認する場合は、事前に消防署等に連絡し、保管専用キーボックス内の名刺等を回収することにより行うものとする。

（訓練の実施）

第5条 甲及び乙は、この協定の適正な運用を図るため、事前に協議した上で訓練を実施するものとする。

（疑義の決定等）

第6条 この協定に定めのない事項又は各条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議の上定めるものとする。

（適用）

第7条 この協定は、平成18年4月1日から適用する。

甲及び乙は、この協定締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年2月21日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
福祉保健局長 平井健一

乙 東京都千代田区大手町一丁目3番5号
消防総監 関口和重

資料第147 放射性物質等による災害時等対応に関する協定（都産業労働局）

東京都を「甲」とし、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターを「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「東京都地域防災計画」及び「NBC災害対策マニュアル」等に基づき、甲が行う放射性物質等による災害時対応に対する乙の協力、放射線利用施設を管理する乙の当該施設に係る安全予防対策及び応急措置に係る甲への報告等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定でいう、放射性物質等による災害時とは、次に挙げる事項をいう

ア 甲が原子力災害対策特別措置法第10条1項通報を受けた場合

イ 甲が核物質取扱施設又は核燃料物質の輸送等に係る事件、事故、又は核（物質）を用いたテロ等を認知した報告を受けた場合

ウ その他、周辺国等における核実験実施等の疑いがある場合など、放射性物質等による都民の安全が脅かされる恐れがあるなど、当該事態に対して甲の対策が求められると認められる場合

エ 乙が管理する施設において放射線障害が発生した場合

（協力等の内容）

第2条 放射性物質等による災害時等において、乙は、甲からの要請等に基づき、次ぎに挙げる協力及び報告を行うものとする。

ア 大気、雨水、大気浮遊塵の放射能による汚染レベル、空間線量率の緊急調査及び監視、その測定結果等データの提供

イ 甲が持ち込む野菜、牛乳等製品の放射能による汚染レベルの調査、その測定結果等データの提供

ウ 災害の原因物質及び放射線種の特定

エ その他、放射線防護対策についての助言など対応可能な支援

オ 乙が管理する放射線利用施設の安全予防対策についての定期的な報告

カ 乙が管理する放射線利用施設において放射線障害が発生した場合の応急措置内容等の緊急報告

2 甲からの要請等に基づき乙が行う協力及び報告については、必要に応じて細目を別途定めることとする。

（費用弁償）

第3条 甲は、乙の協力に係る作業上生じた費用について、乙と協議の上、必要な額を費用弁償する。

（防災訓練への参加）

第4条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき、必要な参加協力を行うものとする。

（警戒レベルへの対応）

第5条 乙は、その管理する施設において、「東京都管理施設テロリズム等警戒対応基準（平成18年10月19日付18総防対第496号）」に基づき甲が発令する警戒レベルに応じた対応を行うものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合に応じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

2 乙の業務執行体制の変更などの原因により、この協定を継続することが困難な状況が生じた場合は、甲乙協議の上、協定内容の変更または廃止を行うものとする。

甲、乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成19年3月12日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都

代表者 東京都知事 石原 慎太郎

乙 東京都北区西が丘三丁目13番10号
地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

代表者 理事長 井上 滉

資料第148 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定・実施細目

(都総務局)

「①全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(都道府県の役割)

第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自立的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

(ブロック幹事県の設置等)

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。

3 幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。

4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。

5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

(災害対策本部等の設置)

第4条 全国知事会は、本協定に定める広域応援等の調整を行う場合は、必要に応じて災害対策本部等（以

下「対策本部」という。)を設置することができる。

2 対策本部の設置及び運営等は、別に定める。

(広域応援の実施)

第5条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。

2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合にあっても、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

(業務の代行)

第6条 首都直下地震等により、第4条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

(経費の負担)

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第9条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する

2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和3年11月22日から適用する

2 平成30年11月9日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書の正本を全国知事会において保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

令和3年11月22日

全国知事会	会長		
	鳥取県知事	平	井 伸 治
全国知事会	危機管理・防災特別委員会委員長		
	神奈川県知事	黒	岩 祐 治
全国知事会	東日本大震災復興協力本部本部長		
	静岡県知事	川	勝 平 太
北海道東北地方知事会	会長		
	青森県知事	三	村 申 吾
関東地方知事会	会長		
	山梨県知事	長	崎 幸太郎
中部圏知事会	会長		
	愛知県知事	大	村 秀 章
近畿ブロック知事会	会長		
	大阪府知事	吉	村 洋 文
中国地方知事会	会長		
	山口県知事	村	岡 嗣 政
四国知事会	常任世話人		
	愛媛県知事	中	村 時 広
九州地方知事会	会長		
	大分県知事	広	瀬 勝 貞

「②全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目」

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(所属ブロック知事会の決定等)

第2条 協定第3条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、次表を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック幹事会の間で協議のうえ、決定する。

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県 長野県 三重県	中部圏知事会
福井県 滋賀県	近畿ブロック知事会
鳥取県 山口県	中国地方知事会
徳島県	四国知事会

- 2 各ブロックの幹事会は、幹事会を定めたとき又は変更したときは、全国知事会に報告するものとする。
- 3 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第3条 協定第7条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

第4条 協定第7条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

- 2 前項に規定する請求は、応援県の知事から、被災県の知事に請求する。

(その他)

第5条 その他、協定及び協定実施細目の実施に関して必要な事項は、全国知事会事務局において別に定める。

附則 この実施細目は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成30年11月9日から適用する。

2 平成24年5月18日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、令和2年12月1日から適用する。

2 平成30年11月9日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、令和3年11月22日から適用する。

2 令和2年12月1日から適用した実施細目は、これを廃止する。

資料第149 1都9県との震災時等の相互応援に関する協定・実施細目（都総務局）

①「震災時等の相互応援に関する協定」

（趣旨）

第1条 この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下「都県」という。）において、地震等による災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急対処事態（以下「災害」という。）において、被災した都県（避難住民（都県以外からの避難住民を含む。）を受入れている都県を含む。以下「被災都県」という。）独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害対策基本法第5条の2、同法第8条第2項第12号及び同法第74条第1項の規定又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第3条第4項及び同法第172条第4項の規定並びに同法第32条第2項第6号及び同法第182条第1項の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本方針の内容並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災都県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。

（連絡窓口）

第2条 都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資

イ 避難、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等

(2) 応急対策に必要な職員の派遣等

ア 避難、救援、救助及び応急復旧等に必要な職員

イ ヘリコプターによる情報収集等

ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん

(3) 施設又は業務の提供若しくはあっせん

ア 傷病者の受入れのための医療機関

イ 被災者を一時収容するための施設

ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務

エ 仮設住宅用地

オ 輸送路の確保及び物資拠点施設

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2 都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるものとする。

（カバー都県・協力都県の設置）

第4条 都県は、協議により、被災都県に対し直接応援をする都県（以下「カバー都県」という。）をあらかじめ定めることができる。

2 カバー都県は、被災都県を直接的・物的に支援するほか、被災都県を応援する都県の選定及び連絡調整並びに国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災都県を補完することを主な役割とする。

3 カバー都県以外で被災しなかった都県（以下「協力都県」という。）は、被災都県又はカバー都県からの要請に基づき、被災都県の応援に協力するものとする。

（幹事都県の役割）

第5条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第3条第1項に規定する関東地方知事会の幹事県（以下「幹事都県」という。）は、全国協定第3条第5項の規定に掲げる役割を担うものとする。

(幹事代理都県の設置)

第6条 幹事都県が被災等によりその事務を遂行できなくなった場合、幹事都県に代わって職務を代行する都県（以下「幹事代理都県」という。）を置く。

2 幹事代理都県は、別に定める順序に従い幹事都県が指名する。

(連絡員の派遣)

第7条 災害が発生し、被災都県から連絡員の派遣の求めがあったとき、又はカバー都県が必要があると認めるときは、カバー都県は、被災都県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

2 カバー都県は、連絡員を派遣する場合においては、派遣職員自らが消費又は使用する物資を携行するなど自律的活動に努めるものとする。

(応援要請の方法)

第8条 応援を受けようとする都県は、次の事項について、カバー都県に対し口頭又は文書で要請を行い、応援する都県が決定した後に、応援することとなった都県に対し、文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1項各号に掲げる応援の要請内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 車両、航空機、船舶の派遣場所
- (5) 応援の期間
- (6) 要請担当責任者氏名及び連絡先
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第9条 カバー都県及び協力都県は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援出動をすることが必要と認められるときは、第7条の規定による連絡員が収集した情報等により自主的に応援活動に出動できるものとする。

2 カバー都県及び協力都県は、前項による自主出動を実施した際には、被災都県及び他の都県に対して、出動の連絡を行うものとする。

3 カバー都県及び協力都県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合においては、第7条第2項に準じて、自律的活動に努めるものとする。

(応援受入れ体制)

第10条 都県は、災害時における他の都県からの連絡員、応援要員及び応援物資等を受け入れるための体制、施設及び場所等をあらかじめ定めておくものとする。

(応援経費の負担)

第11条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。

2 応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。）支弁するものとする。

3 第7条の規定による連絡員の派遣及び被災地における情報収集活動に要した経費は、カバー都県が負担するものとする。

4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援した都県の間で協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

第12条 この協定は、全国協定及び都県が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第13条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(資料の交換)

第14条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民の保護に関する計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第15条 都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

(その他)

第16条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、都県が協議して別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成8年6月13日から適用する。

2 昭和52年6月16日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成14年3月31日から適用する。

2 平成8年6月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成16年2月24日から適用する。

2 平成14年3月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成20年2月6日から適用する。

2 平成16年2月24日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成25年7月31日から適用する。

2 平成20年2月6日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成31年3月31日から適用する。

2 平成25年7月31日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、各都県記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年 3月31日

②「震災時等の相互応援に関する協定実施細目」

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、「震災時等の相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この実施細目において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災都県 協定第1条に規定する、被災した都県をいう。
- (2) カバー都県 協定第4条第1項に規定する、被災都県に対し直接応援をする都県をいう。
- (3) 協力都県 協定第4条第3項に規定する、必要に応じて応援を行う都県をいう。

(カバー都県)

第3条 都県を4都県で構成するグループに分割し、各グループの構成都県が被災した場合(3以上の構成都県が被災した場合を除く。)、被災しなかった他の構成都県がカバー都県となる。

2 各グループの構成都県は別表のとおりとする。

(幹事代理都県)

第4条 協定第6条第2項に規定する幹事代理都県の順序は次のとおりとする。

- 第1順位 副幹事都県
- 第2順位 座長都県
- 第3順位 次年度幹事都県

2 前項の用語は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 副幹事都県 幹事都県以外のブロック構成都県のうち、最も在任期間の長い知事の都県とする。
- (2) 座長都県 「震災時等の相互応援に関する協定」連絡会議規約第3条に規定する、連絡会議の座長をいう。

3 幹事都県は、協定第6条第2項に規定する指名をしたときは、その旨を都県に連絡するものとする。

(連絡員の派遣)

第5条 カバー都県は、協定第7条に規定する連絡員を派遣したときは、その旨を派遣先の被災都県に連絡するものとする。

2 協定第7条第1項の規定にかかわらず、カバー都県は自らの都県も被災するなどして連絡員の派遣が困難と判断した場合は、他のカバー都県に対してその旨を連絡するものとする。

3 前項の連絡を受けたカバー都県は、カバー都県間又は協力都県と調整して、連絡員を派遣するものとする。

(連絡員の役割)

第6条 連絡員の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災県の被害情報の収集
- (2) 他のカバー都県及び協力都県への情報提供
- (3) 被災県が必要とする応援の種類、数量等に係る連絡調整
- (4) 前三号に定めるもののほか必要な事項

(応援要請の手続)

第7条 協定第8条前段に規定する要請を受けたカバー都県は、相互に連携し、また必要に応じて協力都県と協議し、協定第4条第2項の規定による応援する都県の選定を行い、選定内容を、被災都県に連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた被災都県は、協定第8条後段に規定する文書による応援要請について、様式1(応援要請書)により実際に応援をする都県に対し行うものとする。

(応援の実施)

第8条 協定第8条及び第9条に規定する応援を行う際は、応援を実施するカバー都県が応援計画を作成するものとする。カバー都県は、次の事項について電話等により、応援を要請した被災都県（以下、「要請都県」という。）に連絡調整したうえ、応援を実施するものとし、後日速やかに、様式2（応援通知書）を送付するものとする。

- (1) 物的応援については、品目、数量、搬入場所、輸送手段、物資の出発予定日時及び到着予定日時
- (2) 人的応援については、活動内容、人数、派遣場所、派遣の期間、派遣人員出発予定日時及び派遣人員到着予定日時
- (3) 施設及び業務の提供については、受入れ施設の種別、所在地、受入れ可能人数又は数量及び受入れ可能期間
- (4) その他の応援については、応援内容及び応援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 協力都県が応援を実施する場合には、前項を準用する。

(応援物資の受領通知)

第9条 要請都県は、応援要請に基づく応援物資を受領した場合には、応援した都県に対し様式3（応援物資受領書）を送付するとともに、物資受け渡し場所においては、物資搬送者に対し、様式4（応援物資受領書（現地））を交付するものとする。

(応援終了要請)

第10条 要請都県は、応援を受ける必要がないと判断した場合には、応援した都県に対し様式5（応援終了要請書）による応援終了の要請をすることができる。

(応援終了報告)

第11条 応援した都県は、応援要請に基づく応援を終了した場合又は前条に規定する応援終了の要請を受け、応援を終了した場合には、要請都県に対し様式6（応援終了報告書）により、その旨を報告するものとする。

(応援の自主出動)

第12条 協定第9条に規定する応援の自主出動をした場合には、第8条から第11条の規定を準用する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第13条 協定第11条に規定する費用のうち、応援職員の派遣に係るものについては、次のとおり定めるものとする。

- (1) 要請都県が負担する費用の額は、応援した都県が定める規定により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病、又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援した都県の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請都県が、要請都県への往復の途中において生じたものについては応援した都県が賠償責任を負う。

(資料の交換)

第14条 協定第14条に規定する資料は、次のとおりとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 協定第2条に規定する連絡担当部署
- (3) 協定第10条に規定する施設、場所
- (4) 備蓄物資、資機材、車両、船舶、航空機等の保有状況及び調達体制
- (5) 陸上輸送基地、海上輸送基地、航空輸送基地、水上輸送基地及び緊急輸送路等の状況
- (6) 都県の支援できる項目
- (7) その他必要な資料

(連絡会議の開催)

第15条 協定第15条に規定する連絡会議は、各都県持ち回りにより、毎年度当初及び必要に応じて随時開催するものとする。

2 連絡会議においては、次のような事項について協議及び情報交換を行う。

- (1) 応援体制
- (2) 各都県の備蓄体制
- (3) 各都県の医療機関、社会福祉施設及びゴミ、し尿処理施設等の受入れ体制
- (4) その他必要な資料

(活動マニュアルの見直し)

第16条 都県は、相互応援体制の運用を円滑に行うことを目的として作成した活動マニュアルに、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

付 則

この実施細目は、平成8年9月1日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成10年5月1日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成12年2月3日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成14年3月31日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成16年2月24日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成25年7月31日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成31年3月31日から施行する。

別表

カバー都県

	グループ構成都県
第1グループ	茨城県、栃木県、群馬県、長野県
第2グループ	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
第3グループ	神奈川県、山梨県、静岡県、長野県

※ 神奈川県、長野県は2つのグループに属するため、それぞれが被災都県となった場合のカバーグループは別に定める。

資料第150 九都県市災害時相互応援等に関する協定・実施細目（都総務局）

①「九都県市災害時相互応援等に関する協定」

制 定 平成22年4月1日

一部改正 平成26年2月13日

一部改正 令和2年9月30日

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下「九都県市」という。）は、九都県市内において災害等が発生し被災都県市だけでは十分な応急措置ができない場合及び九都県市域外において災害等が発生し応援の必要がある場合において、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体の応急対策及び復旧対策を応援するため、次のとおり協定を締結する。

（災害等の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2) 不法行為に起因する大規模被害その他九都県市が必要と認める事象

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん
 - イ 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん
 - ウ 情報収集及び救援・救助活動に必要な車両、ヘリコプター、舟艇等の提供及びあっせん
 - エ 救助、応急復旧等に必要な人員の派遣
- (2) 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあっせん
- (3) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (4) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (5) 救援物資等の荷さばき場、仮設住宅用地、火葬場及びごみ、し尿等の処理施設の提供及びあっせん
- (6) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開その他の都県市境付近における必要な措置
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

（連絡員の派遣）

第3条 災害が発生し、被災都県市からの連絡員の派遣の求めがあったとき、又は他の都県市が必要があると認めたときは、他の都県市は被災都県市に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

（応援調整都県市の設置）

第4条 九都県市は、被災都県市への効率的な応援を実施するため、その調整を行う応援調整都県市をあらかじめ定める。この場合において、設置に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

2 被災都県市と応援都県市との連絡調整は、原則として、前項に規定する応援調整都県市を経由して行う。

(現地連絡本部の設置)

第5条 前条第1項に規定する応援調整都県市は、被災都県市の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができる。

(応援の要請及び実施)

第6条 被災都県市からの応援の要請に基づき、他の都県市が応援するに当たって必要な事項は、別に実施細目により定める。

(応援の自主出動)

第7条 災害等の発生により、被災都県市との連絡に著しい支障が発生している場合で、第3条の規定による連絡員が収集した情報等から緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、他の都県市は、自主的な判断に基づき必要な応援を行う。

- 2 前項に規定する自主的な判断に基づく出動（以下「自主出動」という。）をした都県市は、応援内容等を被災都県市に速やかに連絡する。
- 3 自主出動した都県市は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災都県市に提供する。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として、第6条の規定による応援の要請をした都県市の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条の規定による連絡員の派遣に要した経費は、派遣を行った都県市が負担するものとする。
- 3 第7条第1項の規定による応援に要した経費及び前2項によりがたい場合の経費の負担については、九都県市で別途協議する。

(平常時からの取組)

第9条 九都県市は、災害等の発生時における相互応援を円滑に行うため、平常時から連携して、次に掲げる取組を推進する。

(1) 応援受入体制の整備

他の都県市からの応援物資及び派遣人員を受け入れるための場所又は施設を定める。

(2) 通信体制の整備

複数の通信体制を整備することにより、共通の連絡手段を確保するように努める。

(3) 情報の共有

協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有し、連携して対策を強化する。

(4) 訓練の実施

この協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施する。

(5) その他

前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(九都県市域外への応援)

第10条 九都県市域外において大規模な災害等が発生し、甚大な被害が想定される場合は、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体への応援を行う。

2 前項に規定する応援の内容等については、第2条から第8条までの規定に準じて、被災した自治体の状況、要請等を考慮し、九都県市が協議して定める。

(協定に関する協議)

第11条 この協定に関し必要な事項は、九都県市防災・危機管理対策委員会において協議する。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項は、九都県市が協議して定める。

附 則

(実施期日)

この協定は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 (平成26年2月13日一部改正)

(実施期日)

この協定は、平成26年2月13日から実施する。

附 則 (令和2年9月30日一部改正)

(実施期日)

この協定は、令和2年9月30日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、各都県市は記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年9月30日

埼玉県知事 大 野 元 裕

千葉県知事 森 田 健 作

東京都知事 小 池 百 合 子

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

横浜市長 林 文 子

川崎市長 福 田 紀 彦

千葉市長 熊 谷 俊 人

さいたま市長 清 水 勇 人

相模原市長 本 村 賢 太 郎

②「九都県市災害時相互応援等に関する協定実施細目」

(趣旨)

第1条 この実施細目は、九都県市災害時相互応援等に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(連絡員の派遣)

第2条 協定第3条に規定する連絡員の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災都県市の被害情報の収集
- (2) 被災都県市が必要とする応援の種類、数量等に係る連絡調整
- (3) 前2号に定めるもののほか必要な事項

(応援調整都県市の設置)

第3条 協定第4条に規定する応援調整都県市は、別表のとおりとする。

- 2 被災都県市は、前項に規定する応援調整都県市が設置されていないときは、速やかに設置するように他の都県市に求めることができる。
- 3 災害の規模等により、応援調整都県市による調整が困難なときは、九都県市共同運営による応援調整本部を設置することができる。この場合においては、当該応援調整本部が応援調整都県市の役割を担うものとする。

(応援要請の手続)

第4条 被災都県市は、次の事項を明らかにして、文書又は口頭で、応援調整都県市に応援を要請する。

ただし、その内容は応援要請の時点で判別しているもので差し支えない。

- (1) 被害の概要
 - (2) 物資等の提供及びあっせんに関する応援（以下「物的応援」という。）を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等
 - (3) 人員の派遣に関する応援（以下「人的応援」という。）を要請するときは、活動内容、要請人数・場所・期間等
 - (4) その他の応援を要請するときは、要請の内容、場所・期間等
 - (5) 前各号に定めるもののほか必要な事項
- 2 応援調整都県市は、前項の要請を受けたときは、他の都県市と調整して、応援の可否並びに応援都県市及び応援内容を決定し、その結果を被災都県市に連絡するものとする。
 - 3 前項の連絡を受けた被災都県市は、できる限り速やかに応援要請書（様式1）を応援都県市に送付するとともに、その写しを応援調整都県市に送付する。

(応援実施の手続)

第5条 応援都県市は、応援を行う次の事項について応援計画を作成する。

- (1) 物的応援をするときは、物資等の品目、数量、搬入場所等
 - (2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数・場所・期間等
 - (3) その他の応援をするときは、応援の内容、場所・期間等
 - (4) 前各号に定めるもののほか必要な事項
- 2 応援都県市は、応援調整都県市と必要な調整を行った上で、応援を実施する。
 - 3 応援都県市は、速やかに応援通知書（様式2）を被災都県市に送付するとともに、その写しを応援調整都県市に送付する。

（応援物資の受領通知）

第6条 被災都県市は、前条に基づく物資等を受領したときは、応援都県市に応援物資受領書（様式3）を送付する。

（応援終了の報告）

第7条 応援都県市は、応援を終了したときは、応援終了報告書（様式4）を被災都県市に送付するとともに、その写しを応援調整都県市に送付する。

（連絡担当部局の設置）

第8条 各都県市は、災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名・連絡先等必要な事項を他の都県市に周知する。

（応援職員の派遣に要した経費負担等）

第9条 協定第8条第1項の規定において、職員の派遣に要した経費の負担については、次のとおり定める。

- (1) 被災都県市が負担する経費の額は、応援都県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要した経費は、応援都県市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第3者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災都県市が、被災都県市への往復の途中において生じたものについては応援都県市が賠償責任を負う。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、被災都県市及び応援都県市が協議して定める。

（九都県市域外への応援）

第10条 九都県市域外において大規模な災害や事故（以下「大規模災害」という。）が発生し、甚大な被害が想定される場合は、第3条の規定により設置される応援調整都県市が中心となり、その他の都県市と連携のうえ、災害に関する情報収集及び情報共有を図る。

- 2 応援調整都県市は、前項により把握した被災状況に応じて、その他の都県市に対して被災した自治体への応援の実施を通知する。
- 3 第1項に規定する大規模災害の判断基準は次の各号のとおりとする。

- (1) 複数の道府県において観測された震度6弱以上の地震による災害
 - (2) 複数の道府県において特別警報が発表された大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波、火山噴火、地震による災害
 - (3) 前2号に定めるもののほか、複数の道府県にまたがる広域的な地域で発生した大規模事故その他の事象
- 4 第1項の規定により被災した自治体への応援に係る通知を受けた都県市は、協力して被災した自治体への応援を行うものとする。ただし、自らの域内も同時に被災する等、他地域への応援を行うことが困難である場合は、この限りではない。
 - 5 前項の規定により応援を行う場合、応援調整都県市は、必要に応じて応援都県市と協力して先遣隊を組織し、被災地域へ派遣することができる。
 - 6 前項までの規定に基づく応援は、応援調整都県市を調整窓口としたカウンターパート方式によることを原則とする。
 - 7 前項の規定による応援調整については、協定第4条第2項にかかわらず、応援都県市がカウンターパートとなる被災自治体と直接に調整する。

(九都県市域外からの受援)

第11条 九都県市全域において大規模な災害や事故（以下「大規模災害」という。）が発生し、甚大な被害が想定される場合は、第3条の規定により設置される応援調整都県市が中心となり、その他の都県市と連携のうえ、災害に関する情報収集及び情報共有を図る。

- 2 応援調整都県市は、前項により把握した被災状況から九都県市による相互応援だけでは対応が困難であると判断した場合において、九都県市域外の自治体に対して被災した都県市の被害状況を通知する。
- 3 第1項に規定する大規模災害の判断基準は次の各号のとおりとする。
 - (1) 複数の都県市において観測された震度5強以上の地震による災害
 - (2) 複数の都県市において特別警報が発表された大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波、火山噴火、地震による災害
 - (3) 前2号に定めるもののほか、複数の都県市にまたがる広域的な地域で発生した大規模事故その他の事象
- 4 前項までの規定に基づく受援は、応援調整都県市を調整窓口としたカウンターパート方式によることを原則とする。
- 5 前項の規定による受援調整については、協定第4条第2項にかかわらず、被災都県市がカウンターパートとなる応援自治体と直接に調整する。

附 則

この実施細目は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成26年2月13日一部改正）

（実施期日）

この実施細目は、平成26年2月13日から実施する。

附 則（平成27年1月29日一部改正）

（実施期日）

この実施細目は、平成27年1月29日から実施する。

附 則（令和2年9月30日一部改正）

（実施期日）

この実施細目は、令和2年9月30日から実施する。

別表

第3条に規定する応援調整都縣市は、次のとおりとする。

被災都縣市	応援調整都縣市		
	第1順位	第2順位	第3順位
埼玉県市 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県市 横浜市市 川崎市市 相模原市市	東京都
千葉県市 千葉市	神奈川県市 横浜市市 川崎市市 相模原市市	東京都	埼玉県 さいたま市
東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県市 横浜市市 川崎市市 相模原市市
神奈川県市 横浜市市 川崎市市 相模原市市	東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市
九都縣市域内の複数 の都 県 市	「地震防災・危機管理対策部会に関する申合せ事項」による 同部会座長（事務局）都縣市又は同部会座長（事務局）都縣市 が指定する都縣市		
九都縣市全域			
九都縣市 域外の自治体			

※ 応援調整都縣市の決定にあたっては、「地震防災・危機管理対策部会に関する申合せ事項」による同部会座長（事務局）都縣市が、表で示された都縣市と協議の上で決定する。

※ 応援調整都縣市で、「神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市」「千葉県・千葉市」「埼玉県・さいたま市」の順位は、それぞれ上に記載してある縣市を優先とする。

※ 被災地域が、「千葉市以外の千葉県」の場合は、応援調整都縣市として千葉市を優先し、同じく「横浜市、川崎市及び相模原市以外の神奈川県」の場合は、横浜市、川崎市及び相模原市を優先し、「さいたま市以外の埼玉県」の場合は、さいたま市を優先する。

資料第151 関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定（都総務局）

（目的）

第1条 この協定は、関西広域連合（以下「甲」という。）及び九都県市（以下「乙」という。）を構成するいずれかの都府県市（以下「構成都府県市」という。）において、大規模な災害等が発生し、被災連合組織の構成都府県市のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、他方の連合組織の構成都府県市の応援を受けることにより、被災した構成都府県市の災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- （1）九都県市 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市をいう。
- （2）災害等 次に掲げる事象をいう。
 - イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
 - ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等及び同法第25条第1項に規定する緊急対処事態
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、構成都府県市の住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態
- （3）連合組織 甲又は乙のそれぞれをいう。
- （4）被災連合組織 甲又は乙のうち、災害等により被災した構成都府県市の属する連合組織をいう。
- （5）災害対策等 災害応急又は災害復旧・復興に関する対策をいう。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）職員の派遣
- （2）食料、飲料水及び生活必需品の提供
- （3）資機材の提供
- （4）避難者及び傷病者の受入れ
- （5）車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
- （6）医療支援
- （7）その他被災した構成都府県市が要請した措置

（応援の要請）

第4条 被災した構成都府県市は、当該被災した構成都府県市単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに被災連合組織に対し、応援を要請する。

- 2 前項の被災連合組織は、自らの構成都府県市のみでは被災した構成都府県市に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに他方の連合組織に対し応援を要請する。
- 3 前項の規定による要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

- (1) 被害の状況
 - (2) 要請する応援の内容
 - (3) 応援を要請する構成都府県市及び当該構成都府県市が指示する場所までの経路
 - (4) その他留意すべき事項
- 4 被災連合組織は、第2項の規定による要請を口頭で行った場合は、当該要請について速やかに書面を作成し、提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 前条第2項の規定による要請を受けた連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成都府県市を応援することが困難である場合を除き、速やかに被災連合組織を応援するものとする。

- 2 前項の規定による応援は、応援の要請を受けた連合組織が自らの構成都府県市に対し、被災連合組織の構成都府県市のうち応援の対象とする構成都府県市（以下「対象都府県市」という。）を割り当てて行うものとする。
- 3 前項の規定により対象都府県市を割り当てられた構成都府県市（以下「応援都府県市」という。）は、当該対象都府県市を応援するものとする。
- 4 応援都府県市は、対象都府県市のほか、他の対象都府県市を割り当てられた応援都府県市の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、他の応援都府県市が応援する対象都府県市についても応援するよう努めるものとする。
- 5 前項の規定による応援は、前条第2項に規定する要請に基づく第2項の規定による対象都府県市の割当てに基づいて行ったものとみなす。

(応援の自主出動)

第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、他方の連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成都府県市を応援することが困難である場合を除き、第4条第2項の要請があったものとみなして、被災連合組織を応援するものとする。

- 2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成都府県市に対象都府県市を割り当てて行うものとする。
- 3 前項の規定により対象都府県市を割り当てられた応援都府県市は、必要に応じて職員を当該対象都府県市に派遣して情報収集を行い、その情報に基づき応援するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 この協定に基づき応援都府県市が行う応援に要した経費は、原則として対象都府県市が負担するものとする。ただし、前条第3項の情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った応援都府県市が負担するものとする。

- 2 前項の対象都府県市が同項の応援に要した経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該対象都府県市から要請があったときは、応援都府県市は、当該経費を一時的に繰り替えて、支弁するものとする。

(平常時の協力)

第8条 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 防災組織体制等に関する情報交換

(2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施

(3) その他防災に関する業務

(事務局)

第9条 甲及び乙は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。

2 前項の事務局は、甲乙間及びそれぞれの連合組織における協定の運用に係る調整に当たる。

3 甲の事務局は、関西広域連合広域防災局とする。

4 乙の事務局は、九都県市地震防災・危機管理対策部会事務局とする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、甲及び乙並びにその構成都府県市が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度甲乙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書10通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自その1通を所持する。

平成26年3月6日

関西広域連合
広域連合長 井戸敏三

神奈川県知事 黒岩祐治

埼玉県知事 上田清司

千葉県知事 森田健作

東京都知事 舩添 要一

横浜市長 林 文子

川崎市長 福田 紀彦

千葉市長 熊谷 俊人

さいたま市長 清水 勇人

相模原市長 加山 俊夫

資料第152 21大都市との災害時相互応援に関する協定・実施細目（都総務局）

①「21大都市災害時相互応援に関する協定」

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

- 2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。
- 3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。
- 4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

- 2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。
- 3 応援要請都市が、第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第6条 大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書21通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、昭和61年10月23日から効力を生ずる。
- 2 次に掲げる覚書は、廃止する。

- (1) 大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書（昭和35年5月13日締結）
- (2) 東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和50年6月6日締結）

附 則

- 1 この協定は、平成2年2月22日から効力を生ずる。
- 2 「11大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成5年1月26日から効力を生ずる。
- 2 「12大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成9年3月31日から効力を生ずる。

附 則

- 1 この協定は、平成15年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「13大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成17年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「14大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「15大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成19年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「16大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成21年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「18大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成22年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「19大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から効力を生じる。
- 2 「20大都市災害時相互応援に関する協定は」は、廃止する。

札幌市長 上田 文雄
仙台市長 奥山 恵美子
さいたま市長 清水 勇人
千葉市長 熊谷 俊人
東京都知事 石原 慎太郎
川崎市長 阿部 孝夫
横浜市長 林 文子
相模原市長 加山 俊夫
新潟市長 篠田 昭
静岡市長 田辺 信宏
浜松市長 鈴木 康友
名古屋市長 河村 たかし
京都市長 門川 大作
大阪市長 橋下 徹
堺市長 竹山 修身
神戸市長 矢田 立郎
岡山市長 高谷 茂男
広島市長 松井 一實
北九州市長 北橋 健治
福岡市長 高島 宗一郎
熊本市長 幸山 政史

②「21大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」

(趣旨)

第1条 この実施細目は、21大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

第2条

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条により大都市は、相互応援のための連絡担当部局課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第3条 協定第4条第1項に定める経費のうち、協定第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を要請した都市（以下「応援要請都市」という。）が負担する経費の額は、応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあつせんその他の便宜を供与する。

(救護物資等の経費の支払方法)

第4条 応援都市は、協定第4条第3項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 前項に定める請求は、応援都市の知事名又は市長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を経由して応援要請都市の長に請求する。

3 前2項の規定により難しいときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

(幹事都市)

第5条 協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表1に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。

2 幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。

3 前2項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。

(幹事都市の所掌事務)

第6条 幹事都市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

(1) 協定第5条に定める連絡担当部局の大都市への周知

(2) 協定第6条に定める大都市相互の資料の交換の促進

(3) 協定第7条の定めによる大都市が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調整

(4) 防災に関する大都市間の会議の開催等

(5) 応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知

(6) 被災都市から要請のあった事項

(応援都市)

第7条 応援都市は、応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。

2 応援都市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。

(会議及び訓練の実施)

第8条 大都市は、防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「11大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「12大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「13大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「14大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「15大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「16大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「18大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「19大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発行日から適用する。
- 2 「20大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

別表1（第5条関係）

順	都市名	順	都市名
1	静岡市	12	浜松市
2	福岡市	13	岡山市
3	堺市	14	相模原市
4	東京都	15	熊本市
5	大阪市	16	仙台市
6	川崎市	17	神戸市
7	京都市	18	さいたま市
8	横浜市	19	広島市
9	名古屋市	20	千葉市
10	新潟市	21	札幌市
11	北九州市		

順は、平成24年度を1とする。

資料第153 東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書（都総務局）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく災害時等（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）の地方公共団体相互間での協力に関し、東京都（以下「都」という。）及び都内の区市町村（以下「区市町村」という。）は、次のとおりこの協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、都と区市町村が、災害時等において、被災し、又は被災するおそれのある区市町村（以下「被災区市町村等」という。）に対する災害対策基本法に基づく協力（以下「協力」という。）を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第 2 条 この協定に基づく協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1）災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援
- （2）居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん
- （3）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- （4）前各号に定めるもののほか、被災区市町村等の長から特に要求のあった事項

（協力の要求等）

第 3 条 被災区市町村等の長は、東京都知事（以下「知事」という。）及び他の区市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力の要求又は協議（以下「要求等」という。）をできるものとする。

- （1）災害時等の状況
 - （2）協力の内容
 - （3）協力の期間
 - （4）協力の場所
 - （5）その他必要な事項
- 2 被災区市町村等の長は、前項の規定により個別に要求等するいとまがないときは、知事に対して一括して協力の要求等を行うことができるものとする。この場合において、知事は、特別区長会会長（特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第 2 条第 1 項に基づく特別区支援対策本部が設置されている場合にあっては、特別区支援対策本部長である区長）、東京都市長会会長及び東京都町村会会長と協議の上、速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し、要求等の内容を伝達するものとする。
- 3 前 2 項の規定による要求等は、電話等により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第 4 条 前条第 1 項の規定により要求等を受けた知事及び区市町村の長は、被災区市町村等の長に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

- 2 前条第 2 項の規定により要求等の内容の伝達を受けた区市町村の長は、知事に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。
- 3 知事は、前項の連絡を受けたときは、協力内容を取りまとめ、被災区市町村等の長に通知するものとする。

(自主協力)

第5条 知事及び区市町村の長は、災害時等の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第3条に規定する要求等を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要求等を待たず、協力を実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があったものとみなす。

(協力費用の負担区分)

第6条 第4条及び前条の規定により行われた協力に要した費用は、被災区市町村等が負担するものとする。ただし、法令並びに都又は区市町村が締結している他の協定に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

- 2 協力をを行う都又は区市町村が実施する被災区市町村等に関する情報収集に要する費用は、当該地方公共団体が負担するものとする。
- 3 第1項の費用は、被災区市町村等の長の求めがあったときは、協力を実施した都及び区市町村が一時繰替え支弁するものとする。
- 4 前3項の規定によりがたい場合は、被災区市町村等と協力を実施した都及び区市町村の間で協議して定めるものとする。

(都の役割)

第7条 都は、被災区市町村等が災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施できるようにするため、都及び区市町村相互間の災害時等の協力に係る総合調整を行うものとする。

- 2 都は、災害時等において、都及び区市町村相互間の災害時等の協力のみによっては被災区市町村等の実施する災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されないと認めるときは、法律並びに都が締結している道府県及び指定都市等との協定に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、災害対策基本法、消防組織法（昭和22年法律第226号）等に基づき締結している、その他の災害時等における地方公共団体相互間での協力協定を排除するものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、都及び区市町村が協議して別に定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、令和3年12月27日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には東京都知事及び特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都町村会会長が記名して、本書4通を作成し、各1通を保有するものとする。

令和3年12月27日

東京都
代表者 東京都知事

都内23特別区（別表のとおり）
代表者 江東区長（特別区長会会長）

都内26市（別表のとおり）
代表者 町田市長（東京都市長会会長）

都内13町村（別表のとおり）
代表者 瑞穂町長（東京都町村会会長）

（別表）

都内23特別区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
都内26市	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
都内13町村	瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

資料第154 災害時における施設使用等に関する協定（都総務局）

①「災害時における施設使用等に関する協定」（東京二十三区清掃一部事務組合）

東京都（以下「甲」という。）と東京二十三区清掃一部事務組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第52条第4

項の規定に基づき、災害時において甲の救出及び救助の活動拠点となる乙が所有し、又は管理する土地又は建物（以下「大規模救出救助活動拠点」という。）の円滑な使用を確保するために必要な事項を定める。

（使用施設）

第2条 甲が使用できる施設の名称及び所在地は、別表のとおりとする。

（用途）

第3条 甲は、大規模救出救助活動拠点について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）等の規定に基づき災害応急対策（甲の要請に基づき自衛隊、警察、消防等が行うものを含む。）の活動拠点として使用する。ただし、使用に当たっては、乙の業務に重大な支障を生じさせないよう配慮する。

2 改修工事等（既存の清掃工場の保守・点検、又は機能を維持・向上させる工事のことをいう。）により、大規模救出救助活動拠点を前項で規定する用途に供することが一部困難と認められる場合には、甲乙の協議により、あらかじめ使用範囲を調整した上、当該大規模救出救助活動拠点を使用する。

3 建替工事（既存の清掃工場を解体・撤去し、新たに清掃工場を建設する工事のことをいう。）により、大規模救出救助活動拠点を第1項で規定する用途に供することが困難と認められる場合には、甲乙の協議により、あらかじめ期間を定めた上、当該大規模救出救助活動拠点を使用しない。

（使用の通知）

第4条 甲は、大規模救出救助活動拠点の使用を決定した場合には、乙に対し、文書をもって速やかにその旨を通知する。ただし、緊急の場合で文書により要請ができないときは、口頭、電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（要員の派遣）

第5条 甲は、使用する大規模救出救助活動拠点に対し、大規模救出救助活動拠点の運営に必要な要員を派遣する。

（協力の要請）

第6条 甲が乙に協力を要請する業務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 大規模救出救助活動拠点として使用可能なスペースの確保
- (2) 大規模救出救助活動拠点開設に必要な資機材、被服、消耗品等の保管
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙の本来業務に支障のない範囲で、甲が必要とする業務

（費用の負担）

第7条 第3条第1項に規定する用途に使用したことにより発生した損失の補償に要する費用は、甲がこれを負担する。

（防災訓練の実施）

第8条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練に協力することとする。

なお、甲は防災訓練の実施にあたっては本協定の主旨を踏まえるとともに、乙と事前に訓練内容や日程等の調整を行うこととする。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定の実施に必要な事項については、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和元年10月1日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙のいずれからも申出がないときは、この協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、以降もこの例による。

附 則

この協定の締結に伴い、平成20年3月31日に締結した大規模災害時における清掃工場の使用に関する協定は、令和元年9月30日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年10月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
東京二十三区清掃一部事務組合
代表者 管理者 山崎 孝明

別表（第2条関係）

施設名	所在地
1 中央清掃工場	中央区晴海五丁目2番1号
2 港清掃工場	港区江南五丁目7番1号
3 北清掃工場	北区志茂一丁目2番36号
4 品川清掃工場	品川区八潮一丁目4番1号
5 目黒清掃工場	目黒区三田二丁目19番43号
6 大田清掃工場	大田区京浜島三丁目6番1号
7 多摩川清掃工場	大田区下丸子二丁目33番1号
8 世田谷清掃工場	世田谷区大蔵一丁目1番1号
9 千歳清掃工場	世田谷区八幡山二丁目7番1号
10 渋谷清掃工場	渋谷区東一丁目35番1号
11 杉並清掃工場	杉並区高井戸東三丁目7番6号
12 豊島清掃工場	豊島区上池袋二丁目5番1号
13 板橋清掃工場	板橋区高島平九丁目48番1号
14 練馬清掃工場	練馬区谷原六丁目10番11号
15 光が丘清掃工場	練馬区光が丘五丁目3番1号
16 墨田清掃工場	墨田区東墨田一丁目10番23号
17 新江東清掃工場	江東区夢の島三丁目1番1号
18 有明清掃工場	江東区有明二丁目3番10号
19 足立清掃工場	足立区西保木間四丁目7番1号
20 葛飾清掃工場	葛飾区水元一丁目20番1号
21 江戸川清掃工場	江戸川区江戸川二丁目10番地

②「災害時における施設使用等に関する協定」（多摩ニュータウン環境組合）

東京都（以下「甲」という。）と多摩ニュータウン環境組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第52条第4項の規定に基づき、災害時において甲の救出及び救助の活動拠点となる乙が所有し、又は管理する土地又は建物（以下「大規模救出救助活動拠点」という。）の円滑な使用を確保するために必要な事項を定める。

（使用施設）

第2条 甲が使用できる施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 多摩ニュータウン環境組合 多摩清掃工場

所在地 多摩市唐木田二丁目1番地1

（用途）

第3条 甲は、大規模救出救助活動拠点について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）等の規定に基づき災害応急対策（甲の要請に基づき自衛隊、警察、消防等が行うものを含む。）の活動拠点として使用する。ただし、使用に当たっては、乙の業務に重大な支障を生じさせないよう配慮する。

2 改修工事等（既存の清掃工場の機能を維持し、若しくは向上させる工事又は保守・点検をいう。）により、大規模救出救助活動拠点を前項で規定する用途に供することが一部困難と認められる場合には、甲乙の協議により、あらかじめ使用範囲を調整した上、当該大規模救出救助活動拠点を使用する。

3 建替工事（既存の清掃工場を解体・撤去し、新たに清掃工場を建設する工事をいう。）により、大規模救出救助活動拠点を第1項で規定する用途に供することが困難と認められる場合には、甲乙の協議により、あらかじめ期間を定めた上、当該大規模救出救助活動拠点を使用しない。

（使用の通知）

第4条 甲は、大規模救出救助活動拠点の使用を決定した場合には、乙に対し、文書をもって速やかにその旨を通知する。ただし、緊急の場合で文書により要請ができないときは、口頭、電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（要員の派遣）

第5条 甲は、使用する大規模救出救助活動拠点に対し、大規模救出救助活動拠点の運営に必要な要員を派遣する。

（協力の要請）

第6条 甲が乙に協力を要請する業務は次に掲げるとおりとする。

- （1）大規模救出救助活動拠点として使用可能なスペースの確保
- （2）大規模救出救助活動拠点開設に必要な資機材、被服、消耗品等の保管
- （3）前2号に掲げるもののほか、乙の本来業務に支障のない範囲で、甲が必要とする業務

（費用の負担）

第7条 第3条第1項に規定する用途に使用したことにより発生した損失の補償に要する費用は、甲がこれを負担する。

（防災訓練の実施）

第8条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練に協力することとする。

なお、甲は防災訓練の実施にあたっては本協定の主旨を踏まえるとともに、乙と事前に訓練内容や日程等の調整を行うこととする。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定の実施に必要な事項については、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲又は乙のいずれからも申出がないときは、この協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、以降もこの例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月25日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都多摩市唐木田二丁目1番地1
多摩ニュータウン環境組合
代表者 管理者 阿部 裕行

③「災害時における施設使用等に関する協定」（柳泉園組合）

東京都（以下「甲」という。）と柳泉園組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第52条第4項の規定に基づき、災害時において甲の救出及び救助の活動拠点となる乙が所有し、又は管理する土地又は建物（以下「大規模救出救助活動拠点」という。）の円滑な使用を確保するために必要な事項を定める。

（使用施設）

第2条 甲が使用できる施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称：柳泉園クリーンポート、厚生施設野球場及び学童野球場、並びに柳泉園組合緑地公園

所在地：東久留米市下里四丁目3番10号外

（用途）

第3条 甲は、大規模救出救助活動拠点について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）等の規定に基づき災害応急対策（甲の要請に基づき自衛隊、警察、消防等が行うものを含む。）の活動拠点として使用する。ただし、使用に当たっては、乙の業務に重大な支障を生じさせないよう配慮する。

2 改修工事等（既存の清掃工場の機能を維持、若しくは向上させる工事又は保守・点検をいう。）により、大規模救出救助活動拠点を前項で規定する用途に供することが一部困難と認められる場合には、甲乙の協議により、あらかじめ使用範囲を調整した上、当該大規模救出救助活動拠点を使用する。

3 建替工事（既存の清掃工場を解体・撤去し、新たに清掃工場を建設する工事のことをいう。）により、大規模救出救助活動拠点を第1項で規定する用途に供することが困難と認められる場合には、甲乙の協議により、あらかじめ期間を定めた上、当該大規模救出救助活動拠点を使用しない。

（使用の通知）

第4条 甲は、大規模救出救助活動拠点の使用を決定した場合には、乙に対し、文書をもって速やかにその旨を通知する。ただし、緊急の場合で文書により要請ができないときは、口頭、電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（要員の派遣）

第5条 甲は、使用する大規模救出救助活動拠点に対し、大規模救出救助活動拠点の運営に必要な要員を派遣する。

（協力の要請）

第6条 甲が乙に協力を要請する業務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 大規模救出救助活動拠点として使用可能なスペースの確保
- (2) 大規模救出救助活動拠点開設に必要な資機材、被服、消耗品等の保管
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙の本来業務に支障のない範囲で、甲が必要とする業務

（費用の負担）

第7条 第3条第1項に規定する用途に使用したことにより発生した損失の補償に要する費用は、甲がこれを負担する。

（防災訓練の実施）

第8条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練に協力することとする。

なお、甲は防災訓練の実施にあたっては本協定の主旨を踏まえるとともに、乙と事前に訓練内容や日程等

の調整を行うこととする。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定の実施に必要な事項については、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲又は乙のいずれからも申出がないときは、この協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、以降もこの例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月31日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都東久留米市下里四丁目3番10号
柳泉園組合
代表者 管理者 富田 竜馬

④「災害時における施設使用等に関する協定」（八王子市）

東京都（以下「甲」という。）と八王子市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第52条第4項の規定に基づき、震災時において甲の救出及び救助の活動拠点となる乙が所有し、又は管理する土地又は家屋（以下「大規模救出救助活動拠点」という。）の円滑な使用を確保するために必要な事項を定める。

（使用施設）

第2条 甲が使用できる施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | | | |
|--------|------------|-----|--------------|
| (1) 名称 | 八王子市立上柚木公園 | 所在地 | 八王子市上柚木二丁目地内 |
| (2) 名称 | 北野多目的広場 | 所在地 | 八王子市北野町地内 |
| (3) 名称 | 八王子市立富士森公園 | 所在地 | 八王子市台町二丁目地内 |
| (4) 名称 | 八王子市滝ガ原運動場 | 所在地 | 八王子市高月町地内 |

（用途）

第3条 甲は、大規模救出救助活動拠点について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）等の規定に基づき災害応急対策（甲の要請に基づき自衛隊、警察、消防等が行うものを含む。）の活動拠点として使用する。ただし、使用に当たっては、乙の業務に重大な支障を生じさせないよう配慮する。

2 改修工事等により、大規模救出救助活動拠点が前項で規定する用途に供することが困難と認められる場合には、甲乙の協議により、あらかじめ期間を定めた上、当該大規模救出救助活動拠点を使用しない。

（使用の通知）

第4条 甲は、大規模救出救助活動拠点の使用を決定した場合には、乙に対し、文書をもって速やかにその旨を通知する。ただし、緊急の場合で文書により要請ができないときは、口頭、電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（要員の派遣）

第5条 甲は、使用する大規模救出救助活動拠点に対し、大規模救出救助活動拠点の運営に必要な要員を派遣する。

（協力の要請）

第6条 甲が乙に協力を要請する業務は次の各号のとおりとする。

- (1) 大規模救出救助活動拠点として使用するために必要な鍵及び機械警備カード（機械警備カードにより施設を開錠する場合）の貸与
- (2) 大規模救出救助活動拠点として使用可能なスペースの確保
- (3) 大規模救出救助活動拠点開設に必要な資機材、被服、消耗品等の保管
- (4) その他乙の本来業務に支障のない範囲で、甲が必要とする業務

（費用の負担）

第7条 第3条第1項に規定する用途に使用したことにより発生した損失の補償に要する費用は、甲が、これを負担する。

（防災訓練の実施）

第8条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練に協力することとする。

（協議）

第9条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定の実施に必要な事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

(適用)

第10条 この協定は、平成29年 8月 1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年 8月 1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市
代表者 八王子市長 石 森 孝 志

⑤「災害時における施設使用等に関する協定」（青梅市）

東京都（以下「甲」という。）と青梅市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第52条第4項の規定に基づき、震災時において甲の救出及び救助の活動拠点となる乙が所有し、又は管理する土地又は家屋（以下「大規模救出救助活動拠点」という。）の円滑な使用を確保するために必要な事項を定める。

（使用施設）

第2条 甲が使用できる施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 青梅スタジアム 所在地 青梅市今井五丁目地内

（用途）

第3条 甲は、大規模救出救助活動拠点について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）等の規定に基づき災害応急対策（甲の要請に基づき自衛隊、警察、消防等が行うものを含む。）の活動拠点として使用する。ただし、使用に当たっては、乙の業務に重大な支障を生じさせないよう配慮する。

2 改修工事等により、大規模救出救助活動拠点が前項で規定する用途に供することが困難と認められる場合には、甲乙の協議により、あらかじめ期間を定めた上、当該大規模救出救助活動拠点を使用しない。

（使用の通知）

第4条 甲は、大規模救出救助活動拠点の使用を決定した場合には、乙に対し、文書をもって速やかにその旨を通知する。ただし、緊急の場合で文書により要請ができないときは、口頭、電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（要員の派遣）

第5条 甲は、使用する大規模救出救助活動拠点に対し、大規模救出救助活動拠点の運営に必要な要員を派遣する。

（協力の要請）

第6条 甲が乙に協力を要請する業務は次の各号のとおりとする。

- (1) 大規模救出救助活動拠点として使用するために必要な鍵及び機械警備カード（機械警備カードにより施設を開錠する場合）の貸与
- (2) 大規模救出救助活動拠点として使用可能なスペースの確保
- (3) 大規模救出救助活動拠点開設に必要な資機材、被服、消耗品等の保管
- (4) その他乙の本来業務に支障のない範囲で、甲が必要とする業務

（費用の負担）

第7条 第3条第1項に規定する用途に使用したことにより発生した損失の補償に要する費用は、甲が、これを負担する。

（防災訓練の実施）

第8条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練に協力することとする。

（協議）

第9条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定の実施に必要な事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

（適用）

第10条 この協定は、平成29年 8月 1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年 8月 1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都青梅市東青梅一丁目11番1号
青梅市
代表者 青梅市長 浜中 啓一

⑥「災害時における施設使用等に関する協定」（狛江市）

東京都（以下「甲」という。）と狛江市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第52条第4項の規定に基づき、震災時において甲の救出及び救助の活動拠点となる乙が所有し、又は管理する土地又は家屋（以下「大規模救出救助活動拠点」という。）の円滑な使用を確保するために必要な事項を定める。

（使用施設）

第2条 甲が使用できる施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 多摩川緑地公園グラウンド 所在地 狛江市猪方四丁目地内

（用途）

第3条 甲は、大規模救出救助活動拠点について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）等の規定に基づき災害応急対策（甲の要請に基づき自衛隊、警察、消防等が行うものを含む。）の活動拠点として使用する。ただし、使用に当たっては、乙の業務に重大な支障を生じさせないよう配慮する。

2 改修工事等により、大規模救出救助活動拠点が前項で規定する用途に供することが困難と認められる場合には、甲乙の協議により、あらかじめ期間を定めた上、当該大規模救出救助活動拠点を使用しない。

（使用の通知）

第4条 甲は、大規模救出救助活動拠点の使用を決定した場合には、乙に対し、文書をもって速やかにその旨を通知する。ただし、緊急の場合で文書により要請ができないときは、口頭、電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（要員の派遣）

第5条 甲は、使用する大規模救出救助活動拠点に対し、大規模救出救助活動拠点の運営に必要な要員を派遣する。

（協力の要請）

第6条 甲が乙に協力を要請する業務は次の各号のとおりとする。

- (1) 大規模救出救助活動拠点として使用するために必要な鍵及び機械警備カード（機械警備カードにより施設を開錠する場合）の貸与
- (2) 大規模救出救助活動拠点として使用可能なスペースの確保
- (3) 大規模救出救助活動拠点開設に必要な資機材、被服、消耗品等の保管
- (4) その他乙の本来業務に支障のない範囲で、甲が必要とする業務

（費用の負担）

第7条 第3条第1項に規定する用途に使用したことにより発生した損失の補償に要する費用は、甲が、これを負担する。

（防災訓練の実施）

第8条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練に協力することとする。

（協議）

第9条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定の実施に必要な事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

（適用）

第10条 この協定は、平成29年 8月 1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年 8月 1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
代表者 狛江市長 高橋 都彦

⑦「災害時における施設使用等に関する協定」（日野市）

東京都（以下「甲」という。）と日野市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第52条第4項の規定に基づき、震災時において甲の救出及び救助の活動拠点となる乙が所有し、又は管理する土地又は家屋（以下「大規模救出救助活動拠点」という。）の円滑な使用を確保するために必要な事項を定める。

（使用施設）

第2条 甲が使用できる施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 多摩川グラウンド 所在地 日野市万願寺一丁目地先内

（用途）

第3条 甲は、大規模救出救助活動拠点について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）等の規定に基づき災害応急対策（甲の要請に基づき自衛隊、警察、消防等が行うものを含む。）の活動拠点として使用する。ただし、使用に当たっては、乙の業務に重大な支障を生じさせないよう配慮する。

2 改修工事等により、大規模救出救助活動拠点が前項で規定する用途に供することが困難と認められる場合には、甲乙の協議により、あらかじめ期間を定めた上、当該大規模救出救助活動拠点を使用しない。

（使用の通知）

第4条 甲は、大規模救出救助活動拠点の使用を決定した場合には、乙に対し、文書をもって速やかにその旨を通知する。ただし、緊急の場合で文書により要請ができないときは、口頭、電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（要員の派遣）

第5条 甲は、使用する大規模救出救助活動拠点に対し、大規模救出救助活動拠点の運営に必要な要員を派遣する。

（協力の要請）

第6条 甲が乙に協力を要請する業務は次の各号のとおりとする。

- (1) 大規模救出救助活動拠点として使用するために必要な鍵及び機械警備カード（機械警備カードにより施設を開錠する場合）の貸与
- (2) 大規模救出救助活動拠点として使用可能なスペースの確保
- (3) 大規模救出救助活動拠点開設に必要な資機材、被服、消耗品等の保管
- (4) その他乙の本来業務に支障のない範囲で、甲が必要とする業務

（費用の負担）

第7条 第3条第1項に規定する用途に使用したことにより発生した損失の補償に要する費用は、甲が、これを負担する。

（防災訓練の実施）

第8条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練に協力することとする。

（協議）

第9条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定の実施に必要な事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

（適用）

第10条 この協定は、平成29年 8月29日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年 8月29日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都日野市神明一丁目12番1号
日野市
代表者 日野市長 大坪 冬彦

⑧「災害時における施設使用等に関する協定」（町田市）

東京都（以下「甲」という。）と町田市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第52条第4項の規定に基づき、震災時において甲の救出及び救助の活動拠点となる乙が所有し、又は管理する土地又は家屋（以下「大規模救出救助活動拠点」という。）の円滑な使用を確保するために必要な事項を定める。

（使用施設）

第2条 甲が使用できる施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 町田市立野津田公園 所在地 町田市野津田町2035番地

（用途）

第3条 甲は、大規模救出救助活動拠点について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）等の規定に基づき災害応急対策（甲の要請に基づき自衛隊、警察、消防等が行うものを含む。）の活動拠点として使用する。ただし、使用に当たっては、乙の業務に重大な支障を生じさせないよう配慮する。

2 改修工事等により、大規模救出救助活動拠点が前項で規定する用途に供することが困難と認められる場合には、甲乙の協議により、あらかじめ期間を定めた上、当該大規模救出救助活動拠点を使用しない。

（使用の通知）

第4条 甲は、大規模救出救助活動拠点の使用を決定した場合には、乙に対し、文書をもって速やかにその旨を通知する。ただし、緊急の場合で文書により要請ができないときは、口頭、電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（要員の派遣）

第5条 甲は、使用する大規模救出救助活動拠点に対し、大規模救出救助活動拠点の運営に必要な要員を派遣する。

（協力の要請）

第6条 甲が乙に協力を要請する業務は次の各号のとおりとする。

- (1) 大規模救出救助活動拠点として使用するために必要な鍵及び機械警備カード（機械警備カードにより施設を開錠する場合）の貸与
- (2) 大規模救出救助活動拠点として使用可能なスペースの確保
- (3) 大規模救出救助活動拠点開設に必要な資機材、被服、消耗品等の保管
- (4) その他乙の本来業務に支障のない範囲で、甲が必要とする業務

（費用の負担）

第7条 第3条第1項に規定する用途に使用したことにより発生した損失の補償に要する費用は、甲が、これを負担する。

（防災訓練の実施）

第8条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練に協力することとする。

（協議）

第9条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定の実施に必要な事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙のいずれからも申出がないときは、この協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、以降もこの例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月31日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都町田市森野二丁目2番22号
町田市
代表者 町田市長 石坂 丈一

⑨「災害時における施設使用等に関する協定」（多摩市）

東京都（以下「甲」という。）と多摩市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第52条第4項の規定に基づき、震災時において甲の救出及び救助の活動拠点となる乙が所有し、又は管理する土地又は家屋（以下「大規模救出救助活動拠点」という。）の円滑な使用を確保するために必要な事項を定める。

（使用施設）

第2条 甲が使用できる施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 多摩市立陸上競技場 所在地 多摩市諏訪四丁目9番地

（用途）

第3条 甲は、大規模救出救助活動拠点について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）等の規定に基づき災害応急対策（甲の要請に基づき自衛隊、警察、消防等が行うものを含む。）の活動拠点として使用する。ただし、使用に当たっては、乙の業務に重大な支障を生じさせないよう配慮する。

2 改修工事等により、大規模救出救助活動拠点が前項で規定する用途に供することが困難と認められる場合には、甲乙の協議により、あらかじめ期間を定めた上、当該大規模救出救助活動拠点を使用しない。

（使用の通知）

第4条 甲は、大規模救出救助活動拠点の使用を決定した場合には、乙に対し、文書をもって速やかにその旨を通知する。ただし、緊急の場合で文書により要請ができないときは、口頭、電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（要員の派遣）

第5条 甲は、使用する大規模救出救助活動拠点に対し、大規模救出救助活動拠点の運営に必要な要員を派遣する。

（協力の要請）

第6条 甲が乙に協力を要請する業務は次の各号のとおりとする。

- (1) 大規模救出救助活動拠点として使用するために必要な鍵及び機械警備カード（機械警備カードにより施設を開錠する場合）の貸与
- (2) 大規模救出救助活動拠点として使用可能なスペースの確保
- (3) 大規模救出救助活動拠点開設に必要な資機材、被服、消耗品等の保管
- (4) その他乙の本来業務に支障のない範囲で、甲が必要とする業務

（費用の負担）

第7条 第3条第1項に規定する用途に使用したことにより発生した損失の補償に要する費用は、甲が、これを負担する。

（防災訓練の実施）

第8条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練に協力することとする。

（協議）

第9条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定の実施に必要な事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙のいずれからも申出がないときは、この協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、以降もこの例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都多摩市関戸六丁目12番1号
多摩市
代表者 多摩市長 阿部 裕行

⑩「災害時における施設使用等に関する協定」

東京都（以下「甲」という。）と昭島市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第52条第4項の規定に基づき、災害時において甲の救出及び救助の活動拠点となる乙が所有し、又は管理する土地又は建物（以下「大規模救出救助活動拠点」という。）の円滑な使用を確保するために必要な事項を定める。

（使用施設）

第2条 甲が使用できる施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	位置
昭島市環境部清掃センター	昭島市田中町四丁目3番14号

（用途）

第3条 甲は、大規模救出救助活動拠点について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）等の規定に基づき災害応急対策（甲の要請に基づき自衛隊、警察、消防等が行うものを含む。）の活動拠点として使用する。ただし、使用に当たっては、乙の業務に重大な支障を生じさせないよう配慮する。

2 改修工事等（既存の清掃工場の機能を維持し、若しくは向上させる工事又は保守・点検をいう。）により、大規模救出救助活動拠点を前項に規定する用途に供することが一部困難と認められる場合には、甲乙の協議により、あらかじめ使用範囲を調整した上、当該大規模救出救助活動拠点を使用する。

3 建替工事（既存の清掃工場を解体・撤去し、新たに清掃工場を建設する工事をいう。）により、大規模救出救助活動拠点を第1項に規定する用途に供することが困難と認められる場合には、甲乙の協議により、あらかじめ期間を定めた上、当該大規模救出救助活動拠点を使用しない。

（使用の通知）

第4条 甲は、大規模救出救助活動拠点の使用を決定した場合には、乙に対し、文書をもって速やかにその旨を通知する。ただし、緊急の場合で文書により要請ができないときは、口頭、電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（要員の派遣）

第5条 甲は、使用する大規模救出救助活動拠点に対し、大規模救出救助活動拠点の運営に必要な要員を派遣する。

（協力の要請）

第6条 甲が乙に協力を要請する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大規模救出救助活動拠点として使用可能なスペースの確保
- (2) 大規模救出救助活動拠点開設に必要な資機材、被服、消耗品等の保管
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙の本来業務に支障のない範囲で、甲が必要とする業務

（費用の負担）

第7条 第3条第1項に規定する用途に使用したことにより発生した損失の補償に要する費用は、甲がこれを負担する。

（防災訓練の実施）

第8条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練に協力することとする。

2 甲は、防災訓練の実施にあたっては本協定の主旨を踏まえるとともに、乙と事前に訓練内容や日程等の

調整を行うこととする。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に必要な事項については、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲又は乙のいずれからも申出がないときは、この協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、以降もこの例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月31日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小 池 百合子

乙 東京都昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市
代表者 昭島市長 臼 井 伸 介

資料第155 関東ブロック大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定（都住宅政策本部）

① 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会他各県協会との協定

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県（以下「都県」という。）と、別記の宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）は、大規模広域災害（二以上の都道府県の区域にわたり被害が発生し、又は一の都道府県の区域において甚大な被害が発生し、広域的な対応が必要な災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、都県が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、宅建協会に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 都県は、大規模広域災害が発生し必要と認める場合、自都県に所在する宅建協会に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請するとともに、他の都県に対し、被災者への応急借上げ住宅の提供を要請することができるものとする。

2 前項の要請を受けた都県は、自都県に所在する宅建協会に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請することができるものとする。

（協力）

第3条 宅建協会は、前条の規定に基づく都県からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、都県に可能な限り協力するものとする。

（都県の役割）

第4条 都県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 都県は、前項に掲げる業務の一部を、宅建協会に委託することができる。

（宅建協会の役割）

第5条 宅建協会は、第3条に基づき都県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する

- 応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として都県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
 - 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
 - 四 都県からの委託を受けた業務に関すること
 - 五 その他関係者との調整に関すること

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、都県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、宅建協会と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む。）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、都県及び宅建協会の協議の上定めるものとする。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない都県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定（第2条第2項を除く。）の規定を準用できる。

第9条 この協定は、平成29年 3月27日から適用する。

この協定を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

(別記)

公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会
公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会
一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会
公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会
一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会
公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会
公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会
公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会

平成29年 3月27日

茨城県知事	橋本 昌
栃木県知事	福田 富一
群馬県知事	大澤 正明
埼玉県知事	上田 清司
千葉県知事	鈴木 栄治

東京都知事 小 池 百合子
神奈川県知事 黒 岩 祐 治
山梨県知事 後 藤 齋
静岡県知事 川 勝 平 太

公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会
会 長 張 替 武 敏

公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会
会 長 五十嵐 薫

一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会
会 長 長 井 貞 二

公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会
会 長 内 山 俊 夫

一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会
会 長 貝 川 和 正

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
会 長 瀬 川 信 義

公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会
会 長 坂 本 久

公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会
会 長 市 川 三千雄

公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会
会 長 初 澤 宣 廣

② 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部他各県本部との協定

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県（以下「都県」という。）と、別記の全日本不動産団体都県本部（以下「不動産協会都県本部」という。）は、大規模広域災害（二以上の都道府県の区域にわたり被害が発生し、又は一の都道府県の区域において甚大な被害が発生し、広域的な対応が必要な災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、都県が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、不動産協会都県本部に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 都県は、大規模広域災害が発生し必要と認める場合、自都県に所在する不動産協会都県本部に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請するとともに、他の都県に対し、被災者への応急借上げ住宅の提供を要請することができるものとする。

2 前項の要請を受けた都県は、自都県に所在する不動産協会都県本部に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請することができるものとする。

（協力）

第3条 不動産協会都県本部は、前条の規定に基づく都県からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、都県に可能な限り協力するものとする。

（都県の役割）

第4条 都県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 都県は、前項に掲げる業務の一部を、不動産協会都県本部に委託することができる。

（不動産協会都県本部の役割）

第5条 不動産協会都県本部は、第3条に基づき都県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

- 二 応急借上げ住宅として都県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に關すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に關すること
- 四 都県からの委託を受けた業務に關すること
- 五 その他関係者との調整に關すること

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、都県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、不動産協会都県本部と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む。）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に關し必要な事項等については、都県及び不動産協会都県本部の協議の上定めるものとする。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない都県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定（第2条第2項を除く。）の規定を準用できる。

第9条 この協定は、平成29年 3月27日から適用する。

この協定を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

(別記)

公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部
公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部
公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部
公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部
公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部
公益社団法人全日本不動産協会東京都本部
公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部
公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部
公益社団法人全日本不動産協会静岡県本部

平成29年 3月27日

茨城県知事	橋本 昌
栃木県知事	福田 富一
群馬県知事	大澤 正明
埼玉県知事	上田 清司
千葉県知事	鈴木 栄治

東京都知事 小 池 百合子
神奈川県知事 黒 岩 祐 治
山梨県知事 後 藤 齋
静岡県知事 川 勝 平 太

公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部
本部長 須 田 洋 次
公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部
本部長 稲 川 知 法

公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部
本部長 新 井 晴 夫

公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部
本部長 長 島 友 伸

公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部
本部長 森 幸 一

公益社団法人全日本不動産協会東京都本部
本部長 中 村 裕 昌

公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部
本部長 秋 山 始

公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部
本部長 村 松 清 美

公益社団法人全日本不動産協会静岡県本部
本部長 前 田 忠 浩

③ 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益社団法人東京共同住宅協会との協定

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県（以下「都県」という。）と、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益社団法人東京共同住宅協会（以下「関係団体」という。）は、大規模広域災害（二以上の都道府県の区域にわたり被害が発生し、又は一の都道府県の区域において甚大な被害が発生し、広域的な対応が必要な災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、都県が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、関係団体に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 都県は、大規模広域災害が発生し必要と認める場合、自都県に所在する関係団体に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請するとともに、他の都県に対し、被災者への応急借上げ住宅の提供を要請することができるものとする。

2 前項の要請を受けた都県は、自都県に所在する関係団体に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請することができるものとする。

（協力）

第3条 関係団体は、前条の規定に基づく都県からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、都県に可能な限り協力するものとする。

（都県の役割）

第4条 都県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 都県は、前項に掲げる業務の一部を、関係団体に委託することができる。

（関係団体の役割）

第5条 関係団体は、第3条に基づき都県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として都県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること

- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 都県からの委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、都県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、関係団体と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む。）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、都県及び関係団体の協議の上定めるものとする。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない都県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定（第2条第2項を除く。）の規定を準用できる。

第9条 この協定は、平成29年 3月27日から適用する。

この協定を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年 3月27日

茨城県知事	橋本 昌
栃木県知事	福田 富一
群馬県知事	大澤 正明
埼玉県知事	上田 清司
千葉県知事	鈴木 栄治
東京都知事	小池 百合子
神奈川県知事	黒岩 祐治
山梨県知事	後藤 斎
静岡県知事	川勝 平太

公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会
本部長 三好 修

公益社団法人東京共同住宅協会
本部長 谷崎 憲一

資料第156 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定・実施細目

(都中央卸売市場)

①「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」

(目的)

第1条 この協定は、全国中央卸売市場協会に加盟する中央卸売市場を開設する都市で次に掲げる災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）の中央卸売市場開設者（以下「甲」という。）が独自では生鮮食料品を被災都市の住民に十分供給できない場合において、災害を受けていない都市の中央卸売市場開設者（以下「乙」という。）が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、緊急・応急措置として、被災都市における生鮮食料品の確保及び市場機能の復旧対策を図るため、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害
- (3) その他災害で、被災都市への応援が必要とされる場合

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供
- (2) 被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送

2 前項に定める応援のほか、次に掲げる応援の実現に努めることとする。

- (1) 被災都市の市場事業の継続のために必要な資機材、物資等のあっせん又は提供
- (2) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があったもの

(応援要請と情報収集)

第3条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部局を通じ、電話、ファクシミリまたは電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号に掲げる応援を要請する場合には、その品名及び数量
- (3) 前条第1項第2号に掲げる応援を要請する場合には、被害の状況に応じた有効な搬送手段
- (4) 前条第2項第1号に掲げる応援を要請する場合には、資機材、物資等の品名、数量等
- (5) 応援を要する中央卸売市場の特定及び当該市場への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定に関わらず、乙は円滑な相互応援の実施に資するため、甲の被害の状況、交通状況等に関する情報収集に努めるものとする。

(協定の遵守)

第4条 乙は、極力要請に応じ、その応援活動に努めるものとする。

(生鮮食料品の応援供給の方法)

第5条 乙は、第2条第1項第1号及び第2号に掲げる応援の要請を受けた場合においては、甲との連絡調整のもと、それぞれが開設する中央卸売市場の事業者間による応援供給の実現に努める。ただし、特別な事由により開設者自らが応援供給の相手方となることを妨げない。

(応援経費の負担)

第6条 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる応援に要した経費は、当該事業者間の決済により精算するものとする。ただし、特別な事由により甲が負担すること、または甲と乙による決済で精算することを妨げない。

2 第2条第2項第1号及び第2号に掲げる応援に要した経費は、甲の負担とする。ただし、乙の自主的な応援に伴う経費は、乙の負担とする。

(連絡担当部局)

第7条 この協定を締結する中央卸売市場の開設者は、相互応援のための連絡担当部局をあらかじめ定め、災害が発生した時は、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は別に定める。また、この協定に定めない事項は、この協定を締結する中央卸売市場の開設者が協議して決定する。

(協定の効力)

第9条 この協定は、全国中央卸売市場協会に加盟する会員都市を前提に締結するものである。よって、会員から脱退したときは、協定の効力は当然に失うものとする。

上記協定締結の証として本協定書を作成し、全国中央卸売市場協会会長及び各支部の支部長が記名押印し、全国中央卸売市場協会に保有するとともに、各中央卸売市場の開設者に対しその写しを交付するものとする。

附 則

この協定は、平成24年9月1日から効力を生ずる。

平成20年9月1日に締結された協定は、これを廃止する。

平成24年9月1日

全国中央卸売市場協会	会 長	塚本 直之
全国中央卸売市場協会北海道・東北支部	支部長	元木 朗
全国中央卸売市場協会関東支部	支部長	塚本 直之
全国中央卸売市場協会東海・北陸支部	支部長	千田 博之
全国中央卸売市場協会近畿支部	支部長	小倉 健宏
全国中央卸売市場協会中国・四国支部	支部長	中川 剛彦
全国中央卸売市場協会九州支部	支部長	戸越 剛

②「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定実施細目」

(目的)

第1条 この実施細目は、全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に必要な事項を定める。

(連絡担当部局)

第2条 協定第7条により協定を締結する中央卸売市場の開設者は、相互応援のための連絡担当部局課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項を本部事務局に報告する。

(支部の連絡調整体制)

第3条 被災都市の中央卸売市場開設者（以下、「甲」という。）は協定第3条に定める事項について、原則として甲が属する支部事務局（支部長選出都市）に連絡する。但し、甲が支部事務局を設置する都市である場合は、副支部長都市が代わって対応する。

2 甲が属する支部事務局は情報連絡総括としての役割を担い、支部内における応援の協議、調整及び情報提供等を行うこととする。また、本部事務局への情報提供等も原則として支部事務局が一括して行うこととする。

(本部及び他支部の連絡調整体制)

第4条 他支部への情報提供及び広域応援要請は、原則として本部事務局が担当する。また農林水産省との連絡調整についても本部事務局が対応する。但し、甲が本部事務局を設置する都市である場合は、副会長都市が代わって対応する。

2 広域応援要請における都市間の協議及び調整等は各支部事務局が中心となり行うこととする。また支部間における全体調整等は本部事務局が行う。

(その他連絡調整)

第5条 第3条及び第4条に定めるもののほか、必要な連絡調整等については甲が属する支部事務局と本部事務局が協議の上、速やかに対応することとする。

附 則

この実施細目は、協定の発効日から適用する。

平成20年9月1日付の実施細目は、これを廃止する。

平成24年9月1日

資料第157 19大都市水道局災害相互応援に関する覚書（都水道局）

① 「19大都市水道局災害相互応援に関する覚書」

大都市水道に関する災害対策の重大性にかんがみ、札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、水道事業に関し、大都市において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて相互に応援するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久的相互応援の基礎とするため、大都市間で締結した21大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に基づく飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な資器材の提供その他の事項について、この覚書を作成する。

（災害）

第1条 この覚書において「災害」とは、協定に規定する災害及び渇水等により生ずる被害をいう。

（連絡担当部課）

第2条 大都市は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第3条 災害を受け他の大都市の応援を要請しようとする大都市（以下「応援要請都市」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、別に定める応援要請手続きにより、前条に定める連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を受けた大都市（以下「応援都市」という。）は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 応援の要請は、応援要請都市が口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに応援都市に文書を送付するものとする。

（応援本部の設置）

第4条 応援都市は、応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、国、都道府県、社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）その他の関係機関と協議のうえ、応援に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができるものとする。

2 前項の規定により応援本部を設置した場合、応援都市は、応援本部員を派遣し、応援要請都市の依頼に基づき円滑な応援の実施に努めるものとする。

3 応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、応援要請都市の判断により、応援本部は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援要請都市が負担するものとする。

- 2 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補てんがあった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。
- 3 応援都市の職員の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。
- 4 応援都市の職員とともに応援に従事する管工事業者等（以下「業者等」という。）の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。
- 5 応援都市は、応援要請都市が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、一時繰替支弁するものとする。
- 6 前5項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

（防災関係物資等の調査結果の交換）

第6条 大都市は災害時に必要な物資及び資材（以下「災害時必要物資等」という。）の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材（以下「防災関係物資等」という。）の備蓄及び整備の状況並びに災害発生直後に応援できる職員について、それぞれ調査し、その結果を相互に交換するものとする。

- 2 大都市は、防災関係物資等の備蓄及び整備の体制を拡充するため、災害時必要物資等の量を相互に補完できる体制の確立に努めるものとする。
- 3 大都市は、災害時に調達できる物資及び資材について、常に調査に努めるものとする。

（施設管理等に関する情報の交換）

第7条 大都市は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換するものとする。

- 2 大都市は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの作成及び充実に努め、これを相互に交換するものとする。

（災害防止方策の調査研究）

第8条 大都市は、災害防止方策について調査研究し、その結果及び参考となる資料を相互に交換するものとする。

（実施細目）

第9条 この覚書の実施に関して必要な細目事項については、別に協議して定めるものとする。

（協議）

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

（適用）

- 1 この覚書は、平成25年 3月31日から適用する。

(18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書の廃止)

2 18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書(平成22年3月31日締結)は、廃止する。

この覚書の成立を証するため本書19通を作成し、各都市記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年 3月31日

札幌市水道事業管理者 北野 靖 尋

仙台市水道事業管理者 山内 晃

さいたま市水道事業管理者 渡辺 収

東京都公営企業管理者 増子 敦

川崎市上下水道事業管理者 平岡 陽一

横浜市水道事業管理者 土井 一成

新潟市水道事業管理者 元井 悦朗

静岡市公営企業管理者 関 清司

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 鈴木 勲

名古屋市水道事業・工業用水道事業
及び下水道事業管理者 長谷川 和司

京都市公営企業管理者	水 田 雅 博
大阪市水道事業管理者	井 上 裕 之
堺市上下水道事業管理者職務代理者	
上下水道局理事	木 田 義 和
神戸市水道事業管理者	横 山 公 一
岡山市水道事業管理者	酒 井 五津男
広島市水道事業管理者	宮 本 晃
北九州市水道事業・工業用水道事業	
・下水道事業管理者	吉 田 一 彦
福岡市水道事業管理者	尾 原 光 信
熊本市上下水道事業管理者	宮 原 國 臣

② 「19大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目」

(趣旨)

第1条 この実施細目は、19大都市水道局災害相互応援に関する覚書(平成25年3月31日締結。以下「覚書」という。)第9条の規定に基づき、覚書の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この実施細目で使用する用語は、覚書で使用する用語の例による。

(幹事都市)

第3条 覚書の円滑な実施を図るため、覚書幹事都市を別表1のとおり、応援幹事都市を別表2のとおりそれぞれ定めるものとする。

2 覚書幹事都市は、平常時における大都市間の情報交換及び連絡調整業務を行う。

3 応援幹事都市は、災害時において次の各号に掲げる業務を行う。

(1)被災した大都市の状況把握

(2)応援要請に関する連絡調整

(3)国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関との連絡調整

4 覚書幹事都市の任期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(被害状況の早期把握等)

第4条 応援幹事都市は、災害の発生後、被災した大都市の状況把握に努めるものとする。この場合において情報通信手段が途絶したときは、応援幹事都市は、必要に応じて、国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関と調整のうえ、直ちに現地に出動できるものとする。

2 前項後段の規定により現地に出動した応援幹事都市は、被害状況の早期把握に努めるとともに、被災した大都市から口頭による応援の要請を受けることができるものとする。

3 大都市は、地震発生時の応援要請に基づく迅速な応援を可能とするため、応援活動等に関する体制及びその設置基準を別表3のとおり定めるものとする。

4 大都市は、地域防災計画の見直しその他の事由により、前項に規定する体制及びその設置基準の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(連絡担当部課に関する情報の交換)

第5条 覚書第2条の連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者に関する情報の交換は、様式1(以下「連絡表」という。)により毎年6月末日までに行うものとする。

2 大都市は、連絡表の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(応援要請の手続)

第6条 被災した大都市の応援要請は、応援幹事都市に対して行うものとする。

2 応援の要請を受けた応援幹事都市は、国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関と調整を図ったうえで、応援要請都市に代って他の大都市へ速やかに応援の要請を伝達するものとする。

3 応援の要請を受けた大都市は、応援幹事都市と調整を図ったうえで現地に出動するものとする。

(応援都市の職員等)

第7条 応援要請都市は、必要とする応援都市の職員及び業者等の派遣を要請するものとする。

- 2 応援要請都市は、応援都市の職員及び業者等に対する宿舍のあつせんその他の便宜を供与するものとする。
- 3 応援都市の職員及び業者等は、食料、被服、資金、装備その他の災害時必要物資等を携行するものとする。
- 4 応援都市の職員及び業者等は、応援都市の都市名を表示する腕章その他の標識を着け、その身分を明らかにするものとする。

(連絡調整責任者の通知)

第8条 応援要請都市は、災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、情報連絡を一元化するため、速やかに連絡調整責任者を定め、応援幹事都市へ通知するものとする。

(応援本部の業務等)

第9条 応援本部は、応援要請都市の依頼に基づき次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 応援要請都市との情報交換及び連絡調整
 - (2) 国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関との情報交換及び連絡調整
 - (3) 応援都市の職員及び業者等に対する宿舍のあつせんその他の便宜の供与
 - (4) 応援都市との作業分担の調整
 - (5) その他応援に必要な業務
- 2 前項各号に掲げる業務の総括は、応援幹事都市が行うものとする。
 - 3 応援本部員は、覚書第4条第3項の規定による引継ぎがあった場合において、災害対策本部の協力要請があったときは、これに極力応じるものとする。

(応援都市の職員の派遣に要する経費の負担)

第10条 覚書第5条第3項に定める応援要請都市が負担する額は、応援都市の旅費及び諸手当に関する規定により算出した当該応援都市の職員の旅費相当額及び諸手当相当額の範囲内とする。

- 2 応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、応援要請都市において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
- 3 応援都市の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援要請都市が、応援要請都市への往復途中に生じたものについては、応援都市が、それぞれその賠償の責に任ずるものとする。
- 4 前3項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(業者等に要する経費の負担)

第11条 覚書第5条第4項に定める応援要請都市が負担する額は、応援都市の算定基準によるものとする。

- 2 前項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(応援経費の繰替支弁)

第12条 応援都市は、覚書第5条第5項の規定により応援経費を一時繰替支弁した場合は、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請都市に請求するものとする。

- (1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
- (2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
- (3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

2 前項に定める応援要請都市への請求は、関係書類を添付した応援都市からの請求書により、行うものとする。

3 前2項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(防災関係物資等の情報交換)

第13条 防災関係物資等の調査は、次の各号に掲げる様式により行うものとする。

- (1) 防災関係物資等の備蓄及び整備の状況については、様式2
- (2) 災害発生直後に応援に従事できる職員については、様式3

2 前項に規定する防災関係物資等の調査の結果は、毎年6月末日までに交換するものとする。

3 大都市は、調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(物資等の規格統一)

第14条 防災関係物資等については、必要に応じて規格の統一化に努めるとともに、これらの備蓄及び整備については、それぞれ十分な配慮を行うものとする。

(施設管理情報の交換)

第15条 覚書第7条第1項に規定する防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報の交換は、次の各号に掲げるものを対象とする。

- (1) 水道施設位置図(浄・配水場、工事事務所、営業所等)
- (2) 応急給水予定場所を表示した図面
- (3) 使用資機材の規格
- (4) その他必要な図書

2 大都市は、前項各号に掲げるもののほか、必要に応じて、浄・配水場の図面及び取・導・送・配水管路図面を応援幹事都市に提供するものとする。

(受入マニュアルの作成等)

第16条 覚書第7条第2項に規定する応援の受入れに関するマニュアル(以下「マニュアル」という。)に定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援都市の職員及び業者等の集結場所
- (2) 応急給水場所及び給水方法
- (3) 応急復旧方法
- (4) 応援時に必要となる携行品
- (5) その他迅速かつ的確な応急措置の実施に必要な事項

2 大都市は、地域防災計画の見直しその他の事由により、マニュアルの内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(調査研究書の交換)

第17条 覚書第8条に規定する災害防止方策についての調査研究の結果及び参考となる資料は、毎年6月末日までに交換するものとする。

(協議)

第18条 この実施細目に定めのない事項又はこの実施細目の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

(適用)

- 1 この実施細目は、平成25年 3月31日から適用する。
(18大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目の廃止)
- 2 18大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目(平成22年3月31日締結)は廃止する。

この実施細目の成立を証するため本書19通を作成し、各都市記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年 3月31日

札幌市水道事業管理者	北 野 靖 尋
仙台市水道事業管理者	山 内 晃
さいたま市水道事業管理者	渡 辺 收
東京都公営企業管理者	増 子 敦
川崎市上下水道事業管理者	平 岡 陽 一
横浜市水道事業管理者	土 井 一 成
新潟市水道事業管理者	元 井 悦 朗
静岡市公営企業管理者	関 清 司
浜松市水道事業及び下水道事業管理者	鈴 木 勲
名古屋市水道事業・工業用水道事業 及び下水道事業管理者	長谷川 和 司
京都市公営企業管理者	水 田 雅 博

大阪市水道事業管理者	井 上 裕 之
堺市上下水道事業管理者職務代理者 上下水道局理事	木 田 義 和
神戸市水道事業管理者	横 山 公 一
岡山市水道事業管理者	酒 井 五津男
広島市水道事業管理者	宮 本 晃
北九州市水道事業・工業用水道事業 ・下水道事業管理者	吉 田 一 彦
福岡市水道事業管理者	尾 原 光 信
熊本市上下水道事業管理者	宮 原 國 臣

別表1 (第3条関係)

年 度	覚 書 幹 事 都 市
平 成 2 4 年 度	仙 台 市
平 成 2 5 年 度	さ い た ま 市
平 成 2 6 年 度	東 京 都
平 成 2 7 年 度	川 崎 市
平 成 2 8 年 度	横 浜 市
平 成 2 9 年 度	新 潟 市
平 成 3 0 年 度	静 岡 市
平 成 3 1 年 度	浜 松 市
平 成 3 2 年 度	名 古 屋 市
平 成 3 3 年 度	京 都 市
平 成 3 4 年 度	大 阪 市
平 成 3 5 年 度	堺 市
平 成 3 6 年 度	岡 山 市
平 成 3 7 年 度	広 島 市
平 成 3 8 年 度	神 戸 市
平 成 3 9 年 度	熊 本 市
平 成 4 0 年 度	北 九 州 市
平 成 4 1 年 度	福 岡 市
平 成 4 2 年 度	札 幌 市
注 平成43年度以降の覚書幹事都市は、上の順序に従って各大都市が担当するものとする。	

別表2（第3条関係）

大 都 市	応 援 幹 事 都 市	
	第 1 順 位	第 2 順 位
札 幌 市	仙 台 市	川 崎 市
仙 台 市	札 幌 市	東 京 都
さいたま市	新 潟 市	浜 松 市
東 京 都	横 浜 市	仙 台 市
川 崎 市	静 岡 市	札 幌 市
横 浜 市	東 京 都	名 古 屋 市
新 潟 市	さいたま市	静 岡 市
静 岡 市	川 崎 市	神 戸 市
浜 松 市	堺 市	さいたま市
名 古 屋 市	京 都 市	横 浜 市
京 都 市	名 古 屋 市	北 九 州 市
大 阪 市	神 戸 市	福 岡 市
堺 市	浜 松 市	岡 山 市
神 戸 市	大 阪 市	新 潟 市
岡 山 市	広 島 市	堺 市
広 島 市	岡 山 市	熊 本 市
北 九 州 市	熊 本 市	京 都 市
福 岡 市	北 九 州 市	大 阪 市
熊 本 市	福 岡 市	広 島 市

注 第1順位の大都市も被災し、応援幹事都市としての業務に支障が生じた場合、第2順位の大都市が第1順位の大都市に代わり応援幹事都市の業務を遂行する。

別表3（第4条関係）

応援する 大都市の 体制 被災 した 大都市	注意体制	警戒体制	非常体制
	情報収集及び連絡活動を 主として行うが、状況によ りさらに高度な配備に迅速 に移行できる体制とする。	情報収集及び連絡活動を 行うとともに、応援幹事都 市の調整に基づき、出動で きる体制作りを行う。	情報収集及び連絡活動を 密に行うとともに、応援幹 事都市の調整に基づき、被 災都市に向けて直ちに出動 できる体制とする。
札幌市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生した とき
仙台市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生した とき
さいたま市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生した とき
東京都	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生した とき
川崎市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生した とき
横浜市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生した とき
新潟市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生した とき
静岡市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生した とき
浜松市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生した とき
名古屋市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生した とき
京都市	震度4の地震が発生したとき	震度5弱・強の地震が発生した とき	震度6弱以上の地震が発生した とき
大阪市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生した とき

堺市	震度 5 弱の地震が発生したとき	震度 5 強の地震が発生したとき	震度 6 弱以上の地震が発生した とき
神戸市	震度 5 弱の地震が発生したとき	震度 5 強の地震が発生したとき	震度 6 弱以上の地震が発生した とき
岡山市	震度 5 弱の地震が発生したとき	震度 5 強の地震が発生したとき	震度 6 弱以上の地震が発生した とき
広島市	震度 5 弱の地震が発生したとき	震度 5 強の地震が発生したとき	震度 6 弱以上の地震が発生した とき
北九州市	震度 5 弱の地震が発生したとき	震度 5 強の地震が発生したとき	震度 6 弱以上の地震が発生した とき
福岡市	震度 5 弱の地震が発生したとき	震度 5 強の地震が発生したとき	震度 6 弱以上の地震が発生した とき
熊本市	震度 5 弱の地震が発生したとき	震度 5 強の地震が発生したとき	震度 6 弱以上の地震が発生した とき

様式1 (第5条関係) (A4)

災 害 時 連 絡 表

〇〇〇水道局

連 絡 担 当 部 課 名	部 課 係	
連 絡 担 当 責 任 者 名	課長	
	TEL ()	FAX ()
連 絡 担 当 責 任 者 補 助 者 名	課 係	
	TEL ()	FAX ()

補 職 名	氏 名	電 話
水 道 事 業 管 理 者		昼間電話 ()
総 務 担 当 部 長		昼間電話 ()
		夜間電話 ()
総 務 担 当 課 長		昼間電話 ()
		夜間電話 ()
総 務 担 当 係 長		昼間電話 ()
		夜間電話 ()
防 災 担 当 者		昼間電話 ()
		夜間電話 ()

様式2（第13条関係）（A4）

防災関係物資等の備蓄及び整備の状況調査表

（平成〇年度末現在）

〇〇〇水道局

項目	内 容	保有数量	初期応援可能数	備 考
車 両	給 水 車 (m ³)	台	台	
	給 水 車 (m ³)	台	台	
	ト ラ ッ ク	台	台	
	ク レ ー ン 車	台	台	
	そ の 他			
給 水 容 器	仮設水槽 (m ³)	基	基	
	仮設水槽 (m ³)	基	基	
	給水タンク (l)	基	基	
	給水タンク (l)	基	基	
	給水タンク (l)	基	基	
	ポリ容器 (l)	個	個	
	ポリ容器 (l)	個	個	
そ の 他				
機 材	応 急 給 水 装 置	基	基	
	ろ 過 機	台	台	
	発 電 機	台	台	
	投 光 機	個	個	
	鉄 管 切 断 機	台	台	
	電 動 ネ ジ 切 機	台	台	
	そ の 他			
管 類	直 管 (m m)	m	m	
	直 管 (m m)	m	m	
	直 管 (m m)	m	m	
	継 手 類	個	個	
缶 詰	水 の 缶 詰	缶	缶	
	食 糧	缶	缶	
そ の 他				

注 その他の欄には、特殊管、緊急用資材等の状況を記入してください。

災害発生直後に応援に従事できる職員調査表

(平成○年度末現在)

○○○水道局

派 遣 先	派 遣 人 数
被害状況調査	調査員 名
応援本部	本部員 名
	連絡員 名
応急給水作業	1班 名× 班= 名

資料第158 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定 (都水道局)

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水等の災害で被災した都市が速やかに給水能力を回復できるように、公益社団法人日本水道協会関東地方支部（以下「関東地方支部」という。）に属する都県支部（以下「都県支部」という。）間における相互応援活動及び公益社団法人日本水道協会（以下「協会本部」という。）の他の地方支部と関東地方支部との間における相互応援活動に係る都県支部の体制に関し必要な事項を定める。

(要請の種類)

第2条 関東地方支部内において災害が発生した場合、当該災害で被災した事業者が属する都県支部の支部長は、次の要請をすることができる。

- (1) 他の都県支部長に対する応援要請
- (2) 協会本部の他の地方支部長（以下「他の地方支部長」という。）に対する応援要請

(要請方法)

第3条 前条の要請は、公益社団法人日本水道協会関東地方支部長（以下「関東地方支部長」という。）に対して行うものとする。

- 2 前項の要請は、次の事項をできる限り明らかにし、口頭、電話、電信又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を関東地方支部長に提出する。
 - (1) 災害の状況
 - (2) 必要とする応援内容
 - (3) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
 - (4) 必要とする給水車台数または応急復旧班数
 - (5) 応援の場所及び応援場所への経路
 - (6) 応援の期間
 - (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 3 第1項の要請を受けた関東地方支部長は、関東地方支部内の他の都県支部長（以下「応援都県支部長」という。）に対して応援を要請する。この場合において、前項の規定は、関東地方支部長の要請についてこれを準用する。
- 4 関東地方支部長は、第1項の要請を受けた際、被災状況又は地理的条件等から必要と認めるときは、協会本部を通じて、他の地方支部長へ応援を要請するものとする。
- 5 関東地方支部長は、被災状況等から必要があると認めるときは、第1項の要請を待たずに、応援都県支部長に対し応援活動を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。

(代理)

第4条 関東地方支部長である事業者が被災し、適切な連絡調整が行えない場合は、別表1に掲げる順位により、各都県支部長がこの協定における関東地方支部長の事務を代理するものとする。

- 2 都県支部長は、都県支部長である事業者が被災した場合に、この協定に定める都県支部長の事務を代理させる事業者をあらかじめ決めておくものとする。

(応援都県支部長の責務)

第5条 応援都県支部長は、関東地方支部長から第3条に定める応援の要請を受けたときは、応援を要請した都県支部長（以下「被災都県支部長」という。）に全面的に協力するものとする。

(応援活動)

第6条 応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援職員の受入)

第7条 応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災都県支部長は、応援活動のために派遣する職員（以下「応援職員」という。）の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。ただし、宿泊施設の指定が困難な場合においては、応援活動に従事する水道事業者（以下「応援水道事業者」という。）及び応援水道事業者現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に対し、必要な情報を提供するように努めるものとする。

(幹事応援水道事業者)

第8条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害が発生した場合等に、現地対策本部と応援水道事業者との連絡調整を効率的に行うため、幹事応援水道事業者を定めることができる。

(中継水道事業者)

第9条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害等が発生し、関東地方支部内の被災都県支部以外の都県支部、又は他の地方支部からの応援が必要となった場合は、遠方からの応援水道事業者の移動補助を目的とした活動を行う中継水道事業者を、関係する都県支部長と協議の上、定めることができる。

(支援拠点水道事業者)

第10条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害等が発生し、応援の長期化が見込まれる場合は、効率的な応援体制の構築を実現することを目的とした活動を行う支援拠点水道事業者を、関係する都県支部長と協議の上、定めることができる。

(費用負担)

第11条 この協定に基づく応援に要する費用の負担については、法令その他別段の定めがあるものを除き、応援を受ける水道事業者（以下「被災水道事業者」という。）が負担することを原則として、詳細を別途定めるものとする。

- 2 被災水道事業者が負担すべき費用であっても、被災水道事業者が当該費用を支弁するいとまがない場合は、応援水道事業者が一時繰替支弁するものとする。

(他の地方支部への応援)

第12条 関東地方支部長は、協会本部から他の地方支部の正会員に対する応援活動の協力要請を受けたときは、その受諾について、各都県支部長と協議するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- 2 関東地方支部長が、前項の応援活動の協力要請を受諾したときは、関東地方支部内の事業者においては、この協定による応援活動の例により協力するものとする。

(協会本部正会員以外の水道事業体等への応援)

第13条 関東地方支部内の各都県支部長、各県等の行政機関又は他の地方支部長から、協会本部正会員以外の水道事業体又は簡易水道事業体等に対する応援活動の協力要請があった場合は、関東地方支部長と関係する都県支部長が協議の上、この協定に準じて当該応援活動の協力要請に対応するものとする。

(連絡担当部課)

第14条 関東地方支部長及び各都県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(平時からの情報交換及び訓練)

第15条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、関東地方支部長及び各都県支部長は、前条の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者からなる関東地方支部防災連絡協議会を設け、毎年定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

2 相互応援の円滑な実施を図るため、関東地方支部内で合同防災訓練を定期的に実施するものとする。

(その他)

第16条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項については、関東地方支部長及び各都県支部長が協議してこれを定める。

附 則

- 1 この協定は、平成10年4月30日から適用する。
- 2 この協定の締結の証として、本書9通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、平成23年12月7日から適用する。
- 2 この協定の締結の証として、本書9通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、平成28年8月8日から適用する。
- 2 この協定の締結の証として、本書9通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年8月8日

公益社団法人日本水道協会関東地方支部長
横 浜 市 長 林 文 子

公益社団法人日本水道協会東京都支部長
東京都公営企業管理者 醍 醐 勇 司

公益社団法人日本水道協会神奈川県支部長

川崎市長 福田紀彦

公益社団法人日本水道協会千葉県支部長
千葉県知事 森田健作

公益社団法人日本水道協会埼玉県支部長
さいたま市長 清水勇人

公益社団法人日本水道協会群馬県支部長
前橋市長 山本龍

公益社団法人日本水道協会栃木県支部長
宇都宮市長 佐藤栄一

公益社団法人日本水道協会茨城県支部長
日立市長 小川春樹

公益社団法人日本水道協会山梨県支部長
甲府市長 樋口雄一

別表1

順位	支部長名
第1順位	東京都支部長
第2順位	神奈川県支部長
第3順位	千葉県支部長
第4順位	埼玉県支部長
第5順位	群馬県支部長
第6順位	栃木県支部長
第7順位	茨城県支部長
第8順位	山梨県支部長

公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領

制定 平成10年 6月30日幹事会決定
一部改正 平成23年10月14日幹事会決定
一部改正 平成28年8月8日幹事会決定

(趣 旨)

第1条 この要領は、公益社団法人日本水道協会関東地方支部（以下「関東地方支部」という。）の支部長（以下「関東地方支部長」という。）と関東地方支部に属する都県支部長（以下「都県支部長」という。）とが、平成10年4月30日に締結した「公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）第16条に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 関東地方支部内で災害が生じた場合において、被災した都県支部の支部長は直ちに情報収集に努め、応援要請についての判断を迅速に行えるようにするとともに、平常時から都県支部内での連絡体制について整備するように努める。

(各都県支部の応援体制)

第3条 関東地方支部内において、地震災害が発生した場合は、次のとおり当該地震の震度に応じて応援体制を整えるものとする。

種 別	発 令 の 時 期	体 制
注 意 体 制	震度5（弱）の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況によりさらに高度な配備に迅速に移行し得る体制とする。
警 戒 体 制	震度5（強）の地震が発生し、かつ災害が発生したとき	情報収集及び連絡活動を行うとともに、被災事業体の要請に応じて出動できる体制とする。
非 常 体 制	震度6（弱）以上の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救援活動の準備完了後、被災事業体の要請に応じて直ちに出動できる体制とする。

- 2 関東地方支部長から応援の要請又は応援体制の準備の要請を受けた都県支部長は、都県支部内の事業体に対して速やかに応援を要請し、応援活動について調整をするものとする。
- 3 関東地方支部長は、関東地方支部内において震度6弱以上の地震が発生したときは、調査隊を派遣することができる。
- 4 前項の調査隊に係る職員は被災した事業体が属する都県支部の支部長と関東地方支部長が協議して決定する。

(応援活動)

第4条 応援活動は、応援を受ける水道事業体（以下「被災水道事業体」という。）の指示に従い、被災水

道事業体が定めた応急給水及び応急復旧に関するマニュアル等に基づいて、関係各機関と調整し、協力を得るなどして行う。

- 2 応援活動に従事する水道事業体（以下「応援水道事業体」という。）が、工事事業者とともに活動する場合は、応援水道事業体が応援に従事する工事事業者に連絡し、被災水道事業体での応援活動の業務を請け負う意思があるかを確認し、当該業務の請負について同意した工事事業者を派遣する。この場合において、当該業務を請け負う工事事業者との契約は、原則として応援水道事業体が締結する。ただし、被災地に工事を請け負うことができる業者がいる場合は、被災水道事業体と応援水道事業体が契約方法などについて協議するものとする。
- 3 協定第6条第5号に掲げる特に要請があった事項については、応援水道事業体が応じることができるものについて、応ずるように努めるものとする。ただし、協定の趣旨から逸脱するようなものについては、この限りでない。

（応援水道事業体現地対策本部）

第5条 関東地方支部長は、応援の規模に応じ指揮命令系統の整理のため必要と認めるときは、各都県支部長と調整の上、応援水道事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くことができる。

- 2 現地対策本部は、現地における応援水道事業体の職員、その他必要があると認められる者で構成するものとする。
- 3 幹事応援水道事業体は、現地対策本部を構成する応援水道事業体の中から関東地方支部長の指名又は互選により選出する。
- 4 現地対策本部を統括する現地対策本部長（以下、「本部長」という。）は、幹事応援水道事業体が担うこととする。
- 5 現地対策本部員（以下、「本部員」という。）は、現地対策本部を構成する応援水道事業体が担うこととする。

（現地対策本部の運営）

第6条 現地対策本部の基本的な役割は、次のとおりとする。

- (1) 応援体制の整備及び把握
- (2) 応援活動における指揮命令系統の確立
- (3) 被害状況の把握
- (4) 応援受け入れ態勢の支援
- (5) 被災水道事業体との連絡調整
- (6) 応援水道事業体間相互の連絡調整
- (7) 関係各機関との連絡調整

(応援活動の体制)

第7条 各事業体が派遣する応援の基本編成は、次のとおりとする。

項 目	編 成
応 急 給 水 活 動	1 応急給水班1班あたり3名体制（運転手1名、給水要員2名）を標準とする。 2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する都県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を含め派遣する。 3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。
応 急 復 旧 活 動	1 応急復旧班1班あたり8名体制（責任者1名、記録者1名及び作業員6名）を標準とする。 2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する都県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を含め派遣する。 3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。
	1 漏水調査班1班あたり4名体制（責任者1名及び作業員3名）を標準とする。 2 ただし、各事業体の現状を踏まえ、これらの業務を漏水調査会社等へ委託することについては、前もって検討し、協力要請を行っておくこと。 3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。
現 地 対 策 本 部	1 本部長及び本部長が属する事業体は、現地対策本部の運営に必要な人員を派遣する。 2 派遣する人数については、本部長及び本部長が協議の上決定する。 3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。

- 2 応援水道事業体の職員（以下「応援職員」という。）には、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料及び日用品並びに野外における宿営のためのテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。
- 3 応援職員は、被災水道事業体又は現地対策本部の指示に従う。
- 4 応援職員は、所属する事業体名を表示した腕章等を着用する。

(応援の受入態勢)

第8条 都県支部長は、その属する事業体に対して、応援を受け入れた場合を想定し、応援活動が迅速かつ適切に行われるよう次の事項について応援受入マニュアル等を作成するよう依頼し、都県支部長は、これを把握するよう努めるものとする。

(1) 一般的事項

- ア 各応援活動に関する方法及び手順
- イ 各応援活動の担当及び担当との連絡方法
- ウ 作業報告の内容及び手続
- エ 応援職員のための宿舎及び駐車場の確保、給食の手配並びに防寒等に関する対策
- オ 他機関との応援体制

(2) 応急給水活動に関する事項

- ア 応急給水の水源となる水道施設等

- イ 応急給水拠点の位置
- ウ 給水車の要請リスト
- (3) 応急復旧活動に関する事項
 - ア 復旧優先線路の明示
 - イ 資機材及び残土等の置場の確保
 - ウ 施設図、配水系統図及び配水系統変更図等の整備
- (4) 応急復旧資機材の提供に関する事項
 - ア 資機材の備蓄及び整備状況
 - イ 必要となる資機材の種別
 - ウ 各事業体における応急復旧資機材の標準的な仕様

(中継水道事業体の活動)

第9条 協定第9条に規定する中継水道事業体は、応援職員への被災地情報の提供、応援職員の休憩場所や駐車場の提供等、応援職員の移動補助を目的とした活動を行う。

- 2 前項の場合において、中継水道事業体は、応援職員の休憩場所や駐車場の提供にあたり、既存の庁舎や敷地を開放するなど、可能な限り特段の費用負担が生じないように留意する。

(支援拠点水道事業体の活動)

第10条 協定第10条に規定する支援拠点水道事業体は、被災水道事業体での応急給水活動に支障がある場合には、応急給水基地となる水道施設の提供、応援職員の宿泊施設確保の補助、応援職員への通信手段の貸与等、応援職員の活動補助等を行う。

- 2 前項の場合において、支援拠点水道事業体は、可能な限り特段の費用負担が生じないように留意する。

(応援活動の情報提供)

第11条 関東地方支部長、中継水道事業体及び支援拠点水道事業体の属する都県支部長は、中継水道事業体及び支援拠点水道事業体に対して、被災水道事業体の情報等を提供するものとする。

- 2 関東地方支部長及び都県支部長は、関東地方支部内の事業体に対して、被災水道事業体での活動状況について、必要に応じて情報等を提供するものとする。

(応援に要する費用負担の原則)

第12条 応援職員に係る人件費等の費用は、応援水道事業体が負担するものとする。ただし、旅費及び諸手当（調整手当等応援の有無に関わらず支給されることとなる基本的な手当を除く。以下において同じ。）については、応援水道事業体の規定により算出した旅費相当額及び諸手当相当額の範囲において、被災水道事業体が負担する。

- 2 応援職員が応援活動に係る業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援水道事業体の負担とする。ただし、被災水道事業体において応急治療する場合の治療費は、被災水道事業体の負担とする。
- 3 応援職員の被災水道事業体での宿泊や食料に係る経費については、被災水道事業体の負担とする。ただし、それを補完する目的で応援水道事業体の職員が携行する食料や生活用品等については、応援水道事業体の負担とする。
- 4 法令上特別の定めその他の特別の措置により、応援水道事業体に対して、応援に要した費用について補

填があった場合は、その金額を被災水道事業体の負担額から控除する。

- 5 応援職員が、応援活動に係る業務上において第三者に対し損害を加えた場合については、原則として、その損害が応援活動に係る業務の従事中に生じたものについては被災水道事業体が、被災水道事業体への往復途中に生じたものについては応援水道事業体が、それぞれ賠償の責に任ずるものとする。
- 6 応援職員とともに応援に従事する事業者等の派遣に要する経費は、応援水道事業体の算定基準により算定し、被災水道事業体が負担する。
- 7 中継水道事業体及び支援拠点水道事業体が被災水道事業体の支援に要した費用は、前各項に準じて扱うものとする。
- 8 その他具体的な負担区分については、次のとおりとする。

	被災水道事業体が負担すべき費用	応援水道事業体が負担すべき費用
人件費等	超過勤務手当、深夜勤務手当 特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当 旅費（日当含む）	給料 地域手当等基本的な負担
管材料費	継ぎ手、直管等	
工事請負費	工事請負費（材料費、労務費、機械器具損料、諸経費等）	
車両、機材等の費用	燃料費（ガソリン、軽油） 修理費、賃借料、輸送料	損料
滞在費用	食料費（弁当等） 宿泊費（仮設ハウス設置費用、ホテル等宿泊費）	携行する食料費 携行する寝袋、テント等 被服（クリーニング代を含む） 生活用品、その他福利厚生費
その他事務費等	写真代「工事確認用」 作業用消耗品、通信費、トランシーバー、 消火器、地図、コピー代	写真代「広報、記録用」 その他事務用品
補償関係費用	応援職員の傷病に対する応急的な治療費、 第三者に対する損害賠償金の負担「応援作業中」	応援職員の災害補償費 「出張中の公務災害」 第三者に対する損害賠償金の負担 「往復途上」

（応援に要する費用の一時繰替支弁の請求）

第13条 協定第11条第2項の規定により、応援水道事業体が応援に要する費用を一時繰替支弁した場合、関係書類を添付した請求書により、被災水道事業体に請求するものとする。

（連絡体制）

第14条 協定に基づく要請、連絡及び情報の交換については、協定第14条に規定する連絡担当部課を通じて行うものとする。ただし、被災状況等により困難な場合は、この限りでない。

（関東地方支部防災連絡協議会）

第15条 協定第15条第1項に規定する関東地方支部防災連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）において定期的に交換を行う情報は、次のとおりとする。

- (1) 連絡相当部課、連絡責任者及び連絡担当責任者補助者に関する事項
- (2) 協定第4条第2項の代理に関する事項
- (3) 各支部における防災物資等の備蓄及び整備状況

- (4) 災害発生後の応援活動のために派遣することのできる職員
- (5) 配管図等の整備及び保管状況
- (6) 応援活動に関するマニュアルの整備状況
- (7) 災害防止対策に関する調査研究の結果及び参考となる資料
- (8) 中継水道事業体の案内図及び施設内の使用可能場所のわかる図面等の資料

- 2 連絡協議会の事務は、関東地方支部長である事業体が処理する。
- 3 特に協議すべき事項がない場合は、第1項に掲げる事項の情報の交換をもって、連絡協議会の開催に代えるものとする。
- 4 特に協議すべき事項がある場合は、関東地方支部長に開催を要請するものとし、関東地方支部長が必要と認めたときは、連絡協議会を開催するものとする。

附 則

この要領は、平成10年6月30日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年12月7日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年8月8日から実施する。

資料第159 東京都水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定（都水道局）

（趣旨）

第1条 この協定は、水道に関する災害対策の重大性にかんがみ、東京都水道局と千葉県水道局（以下「両水道局」という。）とが災害等により、著しく水道施設に損傷を受け、通常の給水に支障が生じる場合において、円滑かつ迅速な相互応援の実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）

第2条第1号に規定する災害及び濁水等により生ずる被害をいう。

（連絡担当部課）

第3条 両水道局は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、別記様式1「災害時連絡表」（以下「災害時連絡表」という。）により、毎年4月末までに相互に交換するものとする。

2 両水道局は、災害時連絡表により交換した内容に変更が生じた場合は、速やかに連絡するものとする。

（応援の要請）

第4条 災害を受け応援を要請しようとする水道局（以下「応援要請水道局」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、前条に定める連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を受けた水道局（以下「応援水道局」という。）は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 応援の要請は、応援要請水道局が、次の各号に定める事項を明らかにして、口頭又は電信、電話その他の情報通信手段により行うものとし、後日、速やかに応援水道局に文書を送付するものとする。ただし、応援要請水道局は、被害状況が判明しない等により、応援を要請すべき事項が明らかでない場合については、応援水道局と別途協議の上、応援を要請するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援内容）

第5条 応援水道局が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 管工事業者等の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に応援要請のあった事項

（応援要員の派遣）

第6条 応援水道局は、応援要請があった場合、直ちに応援体制を整え応援要請水道局に協力するものとする。

2 応援要請水道局は、応援水道局の職員及び管工事業者等（以下「応援要員」という。）に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

3 応援要員は、食料、被服、資金、装備その他災害時に必要な物資等を携行していくものとする。

4 応援水道局から派遣された職員は、応援要請水道局の指示に従って作業に従事する。

5 応援要員は、応援水道局名を表示する腕章その他の標識を着用し、その身分を明らかにするものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、原則として応援要請水道局が負担するものとする。

2 応援水道局の職員の派遣に要する経費は、応援水道局が応援水道局の旅費及び諸手当に関する規定に基づき算出した額を支弁し、応援要請水道局が負担する。

- 3 応援水道局の職員とともに応援に従事する管工事業者等の派遣に要する経費は、応援水道局が応援水道局の基準に基づき算出した額を支弁し、応援要請水道局が負担する。
- 4 応援水道局の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援水道局が負担する。ただし、被災地において応急治療をする場合の治療費は、応援要請水道局が負担する。
- 5 前各項の規定にかかわらず、法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援水道局に対して、応援に要した経費につき補てんがあった場合は、その金額を応援要請水道局の負担額から控除するものとする。

(損害賠償に関する特則)

第8条 応援水道局の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請水道局が、応援要請水道局への往復途中に生じたものについては応援水道局が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。

(応援経費の一時繰替支弁)

第9条 応援水道局は、応援要請水道局が前2条に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請水道局から要請があった場合は、一時繰替支弁するものとする。

- 2 応援水道局は、前項の規定により一時繰替支弁した場合、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請水道局に請求するものとする。
 - (1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
 - (2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
 - (3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
 - (4) 応急治療をする場合の治療費及び損害賠償に係る経費については、その実費額

(防災関係物資等の調査結果の交換)

第10条 両水道局は、災害時に必要な物資及び資材（以下「災害時必要物資等」という。）の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材（以下「防災関係物資等」という。）の整備の状況について、別記様式2「防災関係物資等の備蓄及び整備の状況調査表」により毎年4月末に相互に交換するものとする。

- 2 両水道局は、防災関係物資等の備蓄及び整備の体制を拡充するため、災害時必要物資等の量を相互に完できる体制の確立に努めるものとする。
- 3 両水道局は、災害時に調達できる物資及び資材について、常に調査に努めるものとする。
- 4 両水道局は、調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに連絡するものとする。

(施設管理等に関する情報の交換)

第11条 両水道局は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換するものとする。

- 2 両水道局は、迅速かつ確かな応急措置の実施のため、地域防災計画（法第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。）に基づく災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの作成及び充実に努め、これを相互に交換するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成9年6月1日から適用する。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成9年5月30日

東京都水道事業管理者	川北和徳
千葉県水道事業管理者	上田宏昭

資料第160 東京都水道局と仙台市水道局との現地調整隊としての活動に関する覚書 (都水道局)

(趣旨)

第1条 東京都水道局又は仙台市水道局のいずれか一方の水道事業体において、地震等緊急時と定義される事象が給水区域内で発生した場合、迅速に応急態勢を確立するために、もう一方の水道事業体が現地調整隊として活動することについて、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この覚書における用語は、公益社団法人日本水道協会（以下「協会」という。）「地震等緊急時対応の手引き（令和2年4月改訂）」（以下「手引き」という。）に定義されているものを指し、「地震等緊急時」とは震度5弱以上の地震又はその他の自然災害及び事故等により大規模な断水が発生した場合をいい、「現地調整隊」とは被災水道事業体における応援受入体制の確立に当たり、支援調整が必要になると判断される場合、被災水道事業体へ派遣される調整隊のことをいう。

(活動要請について)

第3条 東京都水道局又は仙台市水道局のいずれか一方の水道事業体において、地震等緊急時と定義される事象が給水区域内で発生した場合、被災水道事業体は、必要に応じてもう一方の水道事業体に現地調整隊の活動要請を行う。ただし、震度6強以上の地震が発生した場合には、原則、もう一方の水道事業体は活動要請を待たずに要員を派遣し、現地調整隊として活動を行う。

(現地調整隊としての活動内容)

第4条 現地調整隊としての活動内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 応援要請の内容及び規模等の決定に係る支援
- 二 前号の決定に必要な被害状況等の調査に係る支援
- 三 被災都府県支部長等との連絡調整の支援
- 四 応援受入体制及び応援活動における指揮命令系統の確立に係る支援
- 五 その他必要な事項

(費用負担)

第5条 東京都水道局又は仙台市水道局が、現地調整隊としての活動に要する費用は、手引きの費用負担の基本的な考え方に準じて、その負担区分及び負担割合を決めるものとする。ただし、活動要請を待たずに要員を派遣した場合において、現地調整隊としての活動に至らなかった場合の派遣費用は、応援水道事業体が負担する。

(先遣調査隊との協力)

第6条 協会から先遣調査隊が派遣された場合は、協力して活動を行う。

(他に現地調整隊が決定された場合)

第7条 他に現地調整隊が決定された場合は、その現地調整隊と協力し、活動を行うものとする。

(活動の終了)

第8条 被災水道事業体において応援活動が開始された場合、被災水道事業体と現地調整隊が協議のうえ、現地調整隊の機能は水道給水対策本部に引き継ぐものとする。

(情報交換等)

第9条 東京都水道局と仙台市水道局は、発災時において円滑かつ迅速に現地調整隊としての活動を実施するため、「東京都水道局と仙台市水道局の合同防災訓練に関する覚書（令和2年3月31日締結）」に基づき、必要な訓練を実施するものとする。

(その他の協力)

第10条 東京都水道局又は仙台市水道局のいずれかが被災した場合において、被災水道事業体から必要とする資機材の提供等の要請があったときは、もう一方の水道事業体は、可能な範囲でこれに応じるものとする。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、東京都水道局と仙台市水道局とがその都度協議して定めるものとする。

附 則

この覚書は、平成28年11月29日から適用する。

附 則

- 1 この覚書は、令和2年9月23日から適用する。
- 2 「東京都と仙台市との情報連絡調整担当水道事業体としての活動に関する覚書（平成28年11月29日締結）」は廃止する。

この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、それぞれが署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年9月23日

東京都

代表者 東京都公営企業管理者

水道局長 浜 佳葉子

仙台市

代表者 仙台市水道事業管理者

芳賀 洋一

資料第161 東京都水道局と大阪市水道局の災害時の救援活動に関する覚書（都水道局）

東京都水道局と大阪市水道局（以下「両事業体」という。）は、首都直下地震、南海トラフ巨大地震等、今後起こりうる広域災害発生の可能性を考慮し、一方が大規模な災害等により被災した場合に救援活動を行うものとし、その迅速かつ円滑な実施を図ることを目的として、この覚書を締結する。

（救援の内容）

第1条 両事業体のうち一の事業体が、他の事業体において大規模な災害等により被災した場合に行う救援活動の主な内容は、次のとおりとする。

- (1) 公益社団法人日本水道協会（以下「日水協」という。）発行の「地震等緊急時対応の手引き」（以下「手引き」という。）に定義されている現地調整隊及び幹事応援水道事業体としての活動
- (2) 応急給水活動
- (3) 応急復旧活動
- (4) 応急給水、応急復旧に必要な資機材、燃料及び物資等の提供
- (5) 工事事業者のあっせん
- (6) その他の要請のあった事項への協力

（救援活動の要請）

第2条 救援活動を行う事業体（以下「救援事業体」という。）は、被害を受けた事業体（以下「被災事業体」という。）からの救援要請に基づき、救援活動を実施するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、救援事業体は、災害時の情報通信手段の途絶により、被災事業体からの救援の要請がないときは、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。
- 3 救援事業体は、被災事業体において震度6強以上の地震が観測された場合、又は前項の情報収集により被害が甚大であると判断した場合において被災事業体と連絡が取れないときは、日水協、国、その他関係機関と協議の上、自主的に救援活動を実施するものとする。
- 4 前項の規定により救援活動を実施したときは、被災事業体からの要請があったものとみなす。

（日水協及び他事業体との救援活動）

第3条 日水協及び他の事業体から被災事業体に救援隊が派遣された場合は、救援事業体はこれらと協力して活動を行うものとする。

（救援活動経費の負担）

第4条 救援活動経費の負担に関する詳細は、手引きの費用負担の基本的な考え方に準じるものとする。

- 2 前項の規定により疑義が生じた場合は、両事業体が協議の上定めるものとする。

（合同防災訓練等の実施）

第5条 両事業体は、救援活動の円滑な実施に必要な情報を事前に共有し、技術の習得を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換し、併せて合同防災訓練を行うものとする。

- 2 合同防災訓練は、定期的に行うものとし、両事業体はこれを交互に主催するものとする。
- 3 合同防災訓練に要する費用は、原則、訓練自体の経費（会場費、消耗品費等）は訓練開催地の事業体が負担し、訓練参加に係る経費（交通費、宿泊費等）は、参加事業体が負担する。

(協議)

第6条 この覚書の解釈に疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項若しくはこの内容により難い事項については、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この覚書は、令和3年3月31日から適用する。これに伴い、東京都水道局と大阪市水道局の災害時の救援活動に関する覚書（平成30年1月19日締結）は、廃止する。

2 この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年3月31日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都

代表者 東京都公営企業管理者

水道局長 浜 佳葉子

大阪府大阪市住之江区南港北二丁目1番10号

大阪市

代表者 大阪市水道事業管理者

水道局長 河谷 幸生

資料第162 東京都水道局と岡山市水道局の災害時の救援活動に関する覚書（都水道局）

東京都水道局と岡山市水道局（以下「両事業体」という。）は、首都直下地震、南海トラフ巨大地震等、今後起こりうる広域災害の可能性を考慮し、一方が大規模な災害等により被災した場合に救援活動を行うものとし、その迅速かつ円滑な実施を図ることを目的として、この覚書を締結する。

（救援の内容）

第1条 両事業体のうち一の事業体が、大規模な災害等により被災した場合に他の事業体において行う救援活動の主な内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急給水、応急復旧に必要な資機材、燃料及び物資等の提供
- (4) 公益社団法人日本水道協会（以下「日水協」という。）（本部、地方支部、府県支部等）、国、その他関係機関との連絡調整
- (5) その他の要請のあった事項への協力

（救援活動の要請）

第2条 救援活動を行う事業体（以下「救援事業体」という。）は、被害を受けた事業体（以下「被災事業体」という。）からの救援要請に基づき、救援活動を実施するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、救援事業体は、災害時の情報通信手段の途絶により、被災事業体からの救援の要請がないときは、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。
- 3 救援事業体は、被災事業体において震度6強以上の地震が観測された場合又は前項の情報収集により被害が甚大であると判断した場合において、被災事業体と連絡が取れないときは、日水協、国、その他関係機関と協議の上、自主的に救援活動を実施するものとする。
- 4 前項の規定により救援活動を実施したときは、被災事業体からの要請があったものとみなす。

（日水協及び他事業体との救援活動）

第3条 日水協及び他の事業体から被災事業体に救援隊が派遣された場合は、救援事業体はこれらと協力して活動を行うものとする。

（救援活動経費の負担）

第4条 救援活動経費の負担に関する詳細は、「地震等緊急時対応の手引き」（日水協発行）の費用負担の基本的な考え方に準じるものとする。

- 2 前項の規定により疑義が生じた場合は、両事業体が協議の上定めるものとする。

（合同防災訓練等の実施）

第5条 両事業体は、救援活動の円滑な実施に必要な情報を事前に共有し、技術の習得を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換し、併せて合同防災訓練を行うものとする。

- 2 合同防災訓練は、定期的に行うものとし、両事業体はこれを交互に主催するものとする。
- 3 合同防災訓練に要する費用は、原則、訓練自体の経費（会場費、消耗品費等）は訓練開催地の事業体が

負担し、訓練参加に係る経費（交通費、宿泊費等）は、参加事業体が負担する。

（協議）

第6条 この覚書の解釈に疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項若しくはこの内容により難い事項については、その都度協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月8日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都

代表者 東京都公営企業管理者

水道局長 中嶋 正宏

岡山県岡山市北区鹿田町二丁目1番1号

岡山市

代表者 岡山市水道事業管理者

水道局長 今川 眞

資料第163 東京都と茨城県との中継水道事業体としての活動に関する覚書（都水道局）

（趣旨）

第1条 広域災害が発生した場合の遠方の水道事業体による応援を円滑かつ迅速に受け入れるため、東京都（以下「甲」という。）及び茨城県（以下「乙」という。）との間で、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この覚書において中継水道事業体とは、公益社団法人日本水道協会（以下「協会」という。）「地震等緊急時対応の手引き」（平成25年3月改訂）に定義されているもので、遠方からの応援隊の移動に対し、車両の待機場所や応援隊員の休憩場所等を提供するとともに、広域災害等で被災地の情報が明確でなく、応援先を確定できない場合に当面の目的地となる水道事業体を指す。

（中継水道事業体としての活動内容）

第3条 甲乙いずれかが水道事業体として被災した場合、被災していないもう一方の事業体は、中継水道事業体として、応援水道事業体に対し、必要に応じて、次に掲げる事項について中継地を提供する。

- （1）応援車両の待機場所及び職員の休憩場所
- （2）応援地が決定されるまでの当面の目的地

（活動場所）

第4条 第3条の活動を実施する中継地は、甲と乙とが協議の上別途定める。

（費用負担）

第5条 甲又は乙は、中継水道事業体としての活動を実施する場合、既存の庁舎や敷地を活用する等、特段の費用が発生しないよう留意する。

2 やむを得ず費用が発生する場合は、原則として被災事業体が負担するものとする。

（支部長等による決定との関係）

第6条 協会都府県支部長若しくは協会地方支部長又は協会が、災害の発生に際し、別途中継水道事業体を決定した場合は当該決定を尊重する。

（情報交換等）

第7条 甲と乙とは、発災時において円滑かつ迅速に中継水道事業体としての活動を実施するため、定期的
に次の各号に掲げる取組を相互に協力して行う。

- （1）中継地に係る情報交換
- （2）訓練の実施

（その他の協力）

第8条 甲乙いずれかが被災した場合、被災した事業体から必要とする資機材等の提供の要請があった場合、被災していないもう一方の事業体は、可能な範囲でこれに応じるものとする。

（協議）

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、甲と乙とがその都度協議して定めるものとする。

附 則

この覚書は、平成26年9月16日から適用する。

この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年9月16日

甲 東京都
代表者 東京都公営企業管理者
水道局長 吉 田 永

乙 茨城県
代表者 茨城県公営企業管理者
企業局長 中 島 敏 之

資料第164 東京都と茨城県との支援拠点水道事業体としての活動に関する覚書

(都水道局)

東京都（以下「甲」という。）と茨城県（以下「乙」という。）は、一方が大規模な災害等により甚大な被害を受けた場合に、効率的な救援体制の構築を実現するため、もう一方が支援拠点水道事業体としての活動を行うものとし、その迅速かつ円滑な実施を図るため、この覚書を締結し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第1条 この覚書において支援拠点水道事業体とは、公益社団法人日本水道協会（以下「日水協」という。）「地震等緊急時対応の手引き」（平成25年3月改訂）に定義されているもので、被災地の被害が甚大で、応援の長期化が避けられない場合や、物資の調達に支障が出た場合等に、効率的な応援体制の構築を実現する目的から、給水車への給水基地の提供、宿泊場所確保等の補助、情報連絡の補助等を行う水道事業体をいう。

(支援拠点水道事業体活動の要請)

第2条 甲又は乙のいずれかが大規模な災害等により甚大な被害を受けた場合、被災事業体は、もう一方の事業体に対し支援拠点水道事業体としての活動要請を行う。

(支援拠点水道事業体としての活動内容)

第3条 支援拠点水道事業体被害状況を鑑み、主に次の活動を可能な範囲で実施する。

- ア 対応可能な宿泊施設及び食糧支給事業者を調査する。
- イ 被災事業体及び救援隊に対応可能な宿泊施設の情報提供を行う等、宿泊に関する調整を実施する。
- ウ 被災事業体及び食糧支給事業者と調整を行い、配送を含めた食糧の手配を実施する。

(費用負担)

第4条 甲又は乙が支援拠点水道事業体としての活動を実施する場合、可能な限り特段の費用が発生しないよう留意する。

- 2 やむを得ず費用が発生する場合は、原則として被災事業体が負担するものとする。
- 3 費用の支払方法等については、別途、甲と乙とが協議の上、決定する。

(日水協への報告)

第5条 甲又は乙が支援拠点水道事業体として活動を行う際は、都支部長、県支部長及び関東地方支部長を通じて日水協本部へ報告を行う。

(情報交換等)

第6条 甲及び乙は、発災時において円滑かつ迅速に支援拠点水道事業体としての活動を実施するため、定期的に次の各号に掲げる取組を相互に協力して行う。

- (1) 支援拠点水道事業体に係る情報交換
- (2) 訓練の実施

(その他の協力)

第7条 甲又は乙のいずれかが被災した場合、被災事業者から必要とする資機材等の提供の要請があった場合、被災していないもう一方の事業者は、可能な範囲でこれに応じるものとする。

(協議)

第8条 この覚書の解釈に疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項若しくはこの内容により難い事項については、甲と乙とがその都度協議して定めるものとする。

附則

この覚書は、平成31年2月4日から適用する。

この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年2月4日

甲 東京都
代表者 東京都公営企業管理者
水道局長 中嶋 正宏

乙 茨城県
代表者 茨城県公営企業管理者
企業局長 澤田 勝

資料第165 東京都水道局と広島市水道局の災害時の救援活動に関する覚書（都水道局）

東京都水道局と広島市水道局（以下「両事業体」という。）は、首都直下地震、南海トラフ巨大地震等、今後起こりうる広域災害発生の可能性を考慮し、一方が大規模な災害等により被災した場合に救援活動を行うものとし、その迅速かつ円滑な実施を図ることを目的として、この覚書を締結する。

（救援の内容）

第3条 両事業体のうち一方の事業体が、大規模な災害等により被災した他方の事業体に対して行う救援活動の主な内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 公益社団法人日本水道協会（以下「日水協」という。）（本部、地方支部、都府県支部等）、国、その他関係機関との連絡調整
- (4) 応急給水、応急復旧に必要な資機材、燃料及び物資等の提供
- (5) その他の要請のあった事項への協力

（救援活動の要請）

第4条 救援活動を行う事業体（以下「救援事業体」という。）は、被害を受けた事業体（以下「被災事業体」という。）からの救援要請に基づき、救援活動を実施するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、救援事業体は、災害時の情報通信手段の途絶により、被災事業体からの救援の要請がないときは、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。
- 3 救援事業体は、被災事業体において震度6強以上の地震が観測された場合又は前項の情報収集により被害が甚大であると判断した場合において、被災事業体と連絡が取れないときは、日水協、国、その他関係機関と協議の上、自主的に救援活動を実施するものとする。
- 4 前項の規定により救援活動を実施したときは、被災事業体からの要請があったものとみなす。

（日水協及び他事業体との救援活動）

第3条 日水協及び他の事業体から被災事業体に救援隊が派遣された場合は、救援事業体はこれらと協力して活動を行うものとする。

（救援活動経費の負担）

第4条 救援活動経費の負担に関する詳細は、「地震等緊急時対応の手引き」（日水協発行）の費用負担の基本的な考え方に準じるものとする。

- 2 前項の規定により疑義が生じた場合は、両事業体が協議の上定めるものとする。

（合同防災訓練等の実施）

第5条 両事業体は、救援活動の円滑な実施に必要な情報を事前に共有し、技術の習得を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換し、併せて合同防災訓練を行うものとする。

- 2 合同防災訓練は、定期的に行うものとし、両事業体はこれを交互に主催するものとする。
- 3 合同防災訓練に要する費用は、原則、訓練自体の経費（会場費、消耗品費等）は訓練開催地の事業体が負担し、訓練参加に係る経費（交通費、宿泊費等）は、参加事業体が負担する。

(協議)

第6条 この覚書の解釈に疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項若しくはこの内容により難い事項については、その都度協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年2月7日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都

代表者 東京都公営企業管理者

水道局長 中嶋 正宏

広島県広島市中区基町9番32号

広島市

代表者 広島市水道事業管理者

広島市水道局長 友広 整二

資料第166 東京消防庁相互応援協定の締結状況一覧（東京消防庁）

1 消防相互応援協定

（平成31年4月1日現在）

都 県	市 町 村 等	締結年月日	都 県	市 町 村 等	締結年月日
東 京 都	稲 城 市	昭和45. 5. 18	埼 玉 県	三 郷 市	昭和40. 1. 23
	大 島 町	昭和63. 6. 2		草 加 八 潮 消 防 組 合	平 成 28. 3. 30
	新 島 村	平成元. 3. 1			
	八 丈 町	平成元. 6. 1			
	利 島 村	平成元. 6. 1			
	神 津 島 村	平成元. 6. 1			
	三 宅 村	平成元. 6. 1			
	御 蔵 島 村	平成元. 6. 1			
青 ヶ 島 村	平成元. 6. 1				
神 奈 川 県	相 模 原 市	昭和39. 12. 22	山 梨 県	上 野 原 市	平成 2. 4. 25
	川 崎 市	昭和43. 8. 2		東 山 梨 行 政 事 務 組 合	平 成 18. 12. 10
	横 浜 市	昭和51. 6. 30			
	大 和 市	昭和54. 1. 23			
千 葉 県	市 川 市	昭和42. 3. 7	大 月 市	平 成 8. 6. 28	
	松 戸 市	平成18. 12. 15			
	浦 安 市	平成18. 12. 13			

2 中央高速道路富士吉田線消防相互応援協定

都 県	市 町 村 等	締結年月日	都 県	市 町 村 等	締結年月日
神 奈 川 県	相 模 原 市	昭和44. 9. 1	山 梨 県	富 士 河 口 湖 町	昭和44. 9. 1
山 梨 県	富 士 吉 田 市	昭和44. 9. 1		西 桂 町	昭和44. 9. 1
		昭和44. 9. 1		上 野 原 市	昭和44. 9. 1
		昭和44. 9. 1		富 士 五 湖 広 域 行 政 事 務 組 合	昭和44. 9. 1

3 東京湾消防相互応援協定

都 県	市 町 村 等	締結年月日	都 県	市 町 村 等	締結年月日
神 奈 川 県	川 崎 市	平成 2. 5. 29	千 葉 県	千 葉 市	平成 2. 5. 29
	横 浜 市	平成 2. 5. 29		市 川 市	平成 2. 5. 29

4 航空消防相互応援協定

(1) 大阪市	昭和53. 3. 25	締結	(5) 仙台市	平成 8. 1. 22	締結
(2) 横浜市	平成 7. 3. 29	締結	(6) 名古屋市	平成 8. 1. 31	締結
(3) 川崎市	平成 7. 3. 29	締結	(7) 神戸市	平成18. 12. 26	締結
(4) 千葉市	平成 7. 3. 29	締結			

5 業務協定

(1) 海上保安庁東京海上保安部	昭和44. 8. 7	締結
(2) 運輸省東京国際空港事務所	昭和46. 7. 31	締結

6 その他の消防相互応援協定

米空軍第374空輸団	平成24. 10. 30	締結
------------	--------------	----

資料第167 災害時等における放送要請に関する協定（都政策企画局）

①「災害時等における放送要請に関する協定」

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第20条の規定に基づき、東京都知事（以下「甲」という。）が日本放送協会（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送の要請）

第2条 甲は、災害対策基本法第55条の規定による通知又は要請が公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は甲が、大規模地震対策特別措置法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めるときに準用する。

（要請の手続）

第3条 甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど自主的に決定し、放送する。

（連絡責任者）

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくこととする。

（雑 則）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和55年12月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和55年12月1日

甲 東京都知事 鈴木俊一
乙 日本放送協会会長 坂本朝一

同文の協定

昭和55年12月1日

乙 株式会社東京放送取締役社長	山西由之
乙 株式会社文化放送取締役社長	岩本政敏
乙 株式会社ニッポン放送取締役社長	石田達郎
乙 株式会社ラジオ関東取締役社長	遠山景久
乙 株式会社エフエム東京取締役社長	大野勝三
乙 日本テレビ放送網株式会社取締役社長	小林与三次
乙 株式会社フジテレビジョン取締役社長	浅野賢澄
乙 全国朝日放送株式会社取締役社長	高野信
乙 株式会社東京12チャンネル取締役社長 (現 株式会社テレビ東京)	中川順

昭和56年1月10日	乙 株式会社日本短波放送取締役社長 (現 株式会社 日経ラジオ社)	安 藤 蕃
平成2年7月30日	乙 株式会社エフエムジャパン取締役社長	曾 山 克 巳
同文の協定		
平成8年1月31日	甲 東京都知事	青 島 幸 男
	乙 東京トポリタテレビジョン 株式会社取締役社長	藤 森 鐵 雄
平成8年4月30日	乙 エフエムインターウェーブ株式会社取締役社長	竹 内 經 輝

②「災害時等における放送要請に関する協定実施細目」

(趣 旨)

第 1 この実施細目は、「災害時等における放送要請に関する協定」(昭和55年12月1日締結。以下「協定」という。)第6条の規定に基づき放送要請の実施に関し必要な事項を定める。

(要請の依頼先)

第 2 都各局等は、協定第2条にいう事態において放送機関に放送を求める必要がある場合は、総務局指令情報部(災害対策本部の設置前においては、総務局災害対策部。以下同じ。)に対し要請依頼する。

2 災害対策本部設置前の夜間及び休日等において要請する場合は、夜間防災連絡室に対し要請依頼する。

(放送要請手続の指示等)

第 3 総務局指令情報部は、都各局等から要請があった場合又は災害時において緊急を要する通信のため特に必要と認めた場合は、知事本部局政策部(災害対策本部の設置前においては、知事本部局政策部。以下同じ。)に対し放送要請手続をとるよう指示する。

2 夜間防災連絡室は、災害対策本部設置前の夜間及び休日等において都各局等から要請があった場合は、原則として総務局災害対策部応急対策課長に連絡する。連絡を受けた同課長は、知事本部局政策部報道課長と協議し、放送要請手続をとる。

(要請文の作成・協議)

第 4 知事本部局政策部は、総務局指令情報部と協議のうえ要請文(別記第1号様式)を作成する。

(放送要請の決定)

第 5 放送要請は、本部長(知事)が決定する。

(要請文の伝達方法)

第 6 知事本部局政策部は、総務局指令情報部に対し要請文の各放送機関への伝達を依頼する。

2 総務局指令情報部は、別表により無線一斉通報(音声及びファクシミリ)にて各放送機関へ伝達する。

(知事等の直接放送)

第 7 知事等が、テレビ・ラジオで直接都民に呼びかける場合(生放送)は、原則として、映像スタジオ(第1本庁舎5階)で行う。

(区市町村の放送要請)

第 8 区市町村が災害対策基本法第57条に基づき放送要請を行う場合は、原則として都を経由(知事に要請依頼)するものとする。ただし、都との通信途絶など特別の事情がある場合は、区市町村は放送機関に対し直接、要請することができるものとする。この場合、区市町村は事後すみやかに都に報告するものとする。

2 都に対し要請依頼する場合の要請依頼先は、前記第2に準じることとし、要請依頼文は別記第2号様式により行うこととする。

(放送機関の対応)

第 9 都から放送要請を受けた各放送機関は、放送の形式、内容、時刻等をそのつど自主的に決定し放送する。

2 各放送機関は、前記第8但し書による区市町村からの直接要請があった場合についても可能な限り放送するものとする。

3 各放送機関は、放送の日時等について、すみやかに知事本部政策部へ報告する。

(都庁記者クラブ等への発表)

第10 知事本部局長(災害対策本部の設置前においては、知事本部長)は放送要請を行うときは、各放送機関への伝達と同時に都庁記者クラブ等にその旨を発表する。

(附 則)

この実施細目は昭和60年9月1日(60情報庶第96号)から施行する。

一部改正 昭和63年4月1日(62情報庶第706号)

一部改正 平成2年8月1日(2情報庶第240号)

一部改正 平成4年6月1日(4情報総第5号)

一部改正 平成8年7月16日(8政政総第6号)

一部改正 平成13年8月20日(13知政報第86号)

資料第168 災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書 (都総務局)

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）並びに茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事、埼玉県知事、千葉県知事、東京都知事、神奈川県知事、山梨県知事、長野県知事、さいたま市長、千葉市長、横浜市長、川崎市長、相模原市長、独立行政法人水資源機構理事長、東日本高速道路株式会社関東支社長、中日本高速道路株式会社東京支社長、中日本高速道路株式会社八王子支社長及び首都高速道路株式会社代表取締役社長（以下これらを総称して「乙」という。）と一般社団法人日本建設業連合会関東支部長（以下「丙」という。）は、災害時における災害応急対策業務及び建設資材等の調達（以下「業務等」という。）に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震・大雨等の異常な自然現象等により生ずる災害及び予測できない災害が発生、又はそのまま放置すれば直ちに災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に行う業務等に必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務等の対象）

第2条 業務等の対象は、甲若しくは甲の所掌する事務所及び管理所（以下「甲の事務所等」という。）の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関及び事務所等（以下「乙の地方機関等」という。）の長が、管理中又は施工中の公共施設（高速道路会社にあつては自社施設を含む。）とする。

2 前項に規定する対象以外であっても、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長が、特に必要と判断し、第3条、第4条又は第6条の規定により、丙に業務等を要請した場合は、丙及び丙の会員は、特別な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

（災害応急対策業務）

第3条 甲又は乙は、災害時に、必要と認めるときは、被災状況に応じて、丙に災害応急対策業務の実施を要請するものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定により災害応急対策業務の実施に向けて出動を要請する丙の会員を特定するため、別に定める様式により、丙の会員の使用可能な建設機械、資材の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「資機材及び人員に関する情報」という。）の収集及び報告を、丙に要請するものとする。

3 丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに、第1項の規定により要請を受けた災害応急対策業務に応じるための丙の会員の資機材及び人員に関する情報を収集し、当該要請をした甲又は乙に報告するものとする。

ただし、関東地方整備局管内（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県）で震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は、前項の規定によらず、資機材及び人員に関する情報の収集を開始するものとする。

4 甲又は乙は、前項の規定により報告を受けた丙の会員の資機材及び人員に関する情報により、災害応急対策業務を実施する丙の会員を特定し、出動を要請するものとする。

5 甲又は乙は、前項の規定により出動を要請する丙の会員を特定した場合は、その内容を丙に通知するものとする。

- 6 丙の会員は、甲又は乙から第4項の規定により出動の要請があった場合、出来る限り速やかに、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示により、災害応急対策業務を実施するものとする。

(建設資材等調達)

- 第4条 甲又は乙は、災害時に、必要と認めるときは、被災状況に応じて、別に定める様式にて、丙に建設資材等の調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。
- 2 丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに建設資材等の在庫情報を収集し、甲及び当該要請をした乙に報告するものとする。
- 3 甲又は乙は、前項の規定により報告される建設資材の在庫情報により、丙に調達の具体的な内容を指示するものとする。
- 4 丙は、前項の規定により調達の指示を受けたときは、出来る限り速やかに、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示する場所へ、調達した建設資材等を運搬するものとする。

(連絡体制の整備等)

- 第5条 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制（丙の会員への緊急時の連絡体制を含む。）を整えるものとし、その連絡体制表を保有するものとする。
- 2 丙は、丙の会員への連絡体制及び丙の会員が有する技術者、建設機械、建設資材等（以下「要員・資機材等」という。）の数を把握し、また、災害時における建設資機材等の確保、運搬及び人員確保の方法について定め、毎年4月末までに甲及び乙に報告するものとする。
- 3 丙の会員は、災害時において迅速に業務等ができるよう、要員・資機材等の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に報告するものとする。

(大規模災害時等の場合)

- 第6条 甲は、複数の都県又は政令指定都市にわたる広域的な大規模災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時等」という。）は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、乙が行う丙への要請に対して、秩序ある業務の遂行のため必要な調整を行うことができるものとする。
- この場合、乙が第3条及び第4条の規定により行う丙への要請は、甲を通じて一元的に行うものとする。なお、甲又は丙は、乙の業務等の要請を一元的に行う場合は乙に連絡するものとする。
- 2 前項の規定により甲が一元的に実施を要請する業務等については、関係する乙又は乙の地方機関等の長が、第3条第6項並びに第4条第3項及び第4項の指示を行うものとする。

(本協定の効力)

- 第7条 本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等と丙が締結する同じ目的の協定を妨げるものではないが、大規模災害時等においては、本協定を優先するものとし、甲は、第6条の規定により必要な調整を行うことができるものとする。
- また、本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等が締結する他団体との同じ目的の協定（災害応急対策業務等に関する協定）を妨げるものではない。

(契約の締結)

第8条 甲若しくは甲の事務所等の長及び乙若しくは乙の地方機関等の長は、第3条の規定により丙の会員に出動を要請したときは、遅滞なく、丙の会員と当該出動の内容に係る契約を締結するものとし、第4条の規定により丙に調達を要請したときは、遅滞なく、丙と当該調達の内容に係る契約を締結するものとする。

2 第6条の規定により甲が一元的に丙に要請した乙の業務等については、業務等を必要とした乙若しくは乙の地方機関等の長が、遅滞なく、当該業務に係る契約を丙の会員と締結するものとし、調達については丙と契約を締結するものとする。

(訓練の実施)

第9条 甲、乙又は丙は、防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加するものとし、甲、乙、丙相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。

(有効期限)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成29年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の報告)

第11条 丙又は丙の会員は、業務等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は人員及び建設資機材等に損害が生じた場合は、その事実の発生後、遅滞なく、書面により、その状況について、当該業務等を要請した機関に報告するとともに、その措置について当該業務等を要請した機関と協議して、定めるものとする。また、第6条の規定により甲が一元的に丙に要請した業務等については、当該業務等を必要とした乙又は乙の地方機関等の長に対して同様の報告及び協議を行うものとする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の証として、本書21通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、各々1通を保有するものとする。

平成30年 3月28日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
国土交通省 関東地方整備局長

石川 雄一

乙 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県知事

橋本 昌

栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号

栃木県知事

福田 富一

群馬県前橋市大手町1丁目1番1号

群馬県知事

大澤 正明

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県知事

上田 清司

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県知事

鈴木 栄治

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

東京都知事

舛添 要一

神奈川県横浜市中区日本大通1番地

神奈川県知事

黒岩 祐治

山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

山梨県知事

後藤 斎

長野県長野市大字南長野字幅下692番地の2

長野県知事

阿部 守一

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市長

清水 勇人

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市長

熊谷 俊人

神奈川県横浜市中区港町1番1号
横浜市長 林 文子

神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市長 福田紀彦

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市長 加山俊夫

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
独立行政法人水資源機構 理事長 甲村謙友

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目11番20号
東日本高速道路株式会社 関東支社長 横山正則

東京都港区虎ノ門4丁目3番1号
中日本高速道路株式会社 東京支社長 高松隆久

東京都八王子市宇津木町231番地
中日本高速道路株式会社 八王子支社長 飯塚徹也

東京都千代田区霞ヶ関1丁目4番1号
首都高速道路株式会社 代表取締役社長 菅原秀夫

丙 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館
一般社団法人 日本建設業連合会 関東支部長 坂本好謙

(1都8県知事、5政令指定都市市長、NEXCO東、
NEXCO中東京・八王子支社、首都高速、水資源機構 の19者)

資料第169 災害時の支援等に関する協定（都総務局）

財務省関東財務局及び財務省関東財務局東京財務事務所（以下「甲」という。）並びに東京都（以下「乙」という。）は、東京都内で地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害が発生した場合等」という。）における甲から乙に対する災害支援の円滑な遂行を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害が発生した場合等において、甲・乙間の連携により初動時の情報収集及び伝達を迅速に実施するとともに、甲が乙に対して利用可能な国家公務員宿舎及び未利用国有地を提供し、及び災害対応業務に係る職員派遣を実施することにより、乙における円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行及び都民生活の安定を図ることを目的とする。

（情報の収集・伝達）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合等には、相互に連絡し、情報の収集及び伝達を迅速に行うものとする。

2 前項の目的を達するため、甲及び乙は、災害時に速やかに連絡をとることができる体制をあらかじめ整備しておくものとする。

（利用可能な国家公務員宿舎の提供）

第3条 甲は、災害が発生した場合等における応急措置の用に供する目的で、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条及び第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、甲が管理する利用可能な国家公務員宿舎を乙に無償で貸し付け、又は使用させるものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

2 甲は、前項に定める無償利用が可能な国家公務員宿舎に関する情報を四半期毎に乙に提供するものとする。

3 甲が第1項に基づき国家公務員宿舎を乙に無償で貸し付け、又は使用させる期間は、その用途や被災の状況に応じて、原則として1年以内とする。ただし、当該期間満了後、被災の状況等からやむを得ない事情が認められる場合には、甲・乙協議の上、当該期間を更新できるものとする。

（利用可能な未利用国有地の提供）

第4条 甲は、災害が発生した場合等における応急措置の用に供する目的で、国有財産法第22条第1項第3号の規定に基づき、甲所有の利用可能な未利用国有地を乙に無償で貸し付けるものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

2 甲は、前項に定める無償利用が可能な未利用国有地に関する情報を四半期毎に乙に提供するものとする。

3 甲が第1項に基づき未利用国有地を乙に無償で貸し付ける期間は、その用途や被災の状況に応じて、原則として2年以内とする。ただし、当該期間満了後、被災の状況等からやむを得ない事情が認められる場合には、甲・乙協議の上、当該期間を更新できるものとする。

（その他利用可能な国有財産の提供への協力）

第5条 甲は、災害が発生した場合等における応急措置の用に供する目的で、国有財産法第18条及び第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、甲が所有し、又は管理するもの以外の国有財産について、乙が無償で貸付けを受けられるよう、調整を行うものとする。

（災害対応業務に係る職員派遣）

第6条 甲は、災害が発生した場合等には、職員を派遣して、以下の事務又は作業に従事させ、乙における

災害復旧を支援するものとする。

- (1) 情報の収集・提供（リエゾン（情報連絡員）を含む。）
- (2) 被害情報のとりまとめ等に関する事務
- (3) 関係機関への支援要請、受入れ等に関する事務
- (4) 支援物資の受入れ等に関する事務
- (5) 災害派遣等従事車両証明書の発行に関する事務
- (6) その他乙並びに乙管内の特別区及び市町村に対する支援を円滑に行うための事務及び作業

2 甲は、災害が発生した場合等には、職員を派遣して、以下の事務又は作業に従事させ、乙管内の特別区及び市町村における災害復旧を支援するものとする。

- (1) 情報の収集・提供（リエゾン（情報連絡員）を含む。）
 - (2) 災証明書申請受付及び発行に関する事務
 - (3) 災建物判定に係る現地調査補助
 - (4) 有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業
 - (5) 災害ボランティア及び支援物資等の受付事務
 - (6) 避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）
 - (7) その他特別区及び市町村に対する支援を円滑に行うための事務及び作業
- （支援の要請）

第7条 乙は、災害が発生した場合等において、甲に対して第3条から前条までに掲げる支援を要請する必要があるものと判断した場合、財務省関東財務局東京財務事務所総務課に対する電話連絡等による要請を行うものとし、その後、速やかに要請内容を記載した支援要請書を甲に提出するものとする。

（支援の実施）

第8条 甲は、乙から前条に基づく要請を受けた場合、甲における業務継続可能な体制を考慮した上で、可能な範囲での支援を行うものとする。

（費用負担）

第9条 支援に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。ただし、災害救助法の適用により乙が負担すべき費用は乙が負担するものとする。

（訓練等）

第10条 甲は、災害が発生した場合等の甲・乙間での第2条から第6条までに掲げる対応が迅速に図られるよう、乙が実施する訓練等に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第11条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項に関しては、その都度、協議の上、決定するものとする。

（協定の発効）

第12条 本協定は、令和3年10月29日から効力を発するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年10月29日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1
財務省関東財務局
代表者 関東財務局長 白川 俊介

東京都文京区湯島4丁目6番15号
財務省関東財務局東京財務事務所
代表者 東京財務事務所長 笹本 純雄

乙 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

資料第170 都医師会等との協定（都福祉保健局）

①都医師会「災害時の医療救護活動についての協定書」

東京都（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都医師会（以下「乙」という。）は、昭和51年8月17日に締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」について、下記のとおり改める。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）及び東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 甲は、災害対策基本法、災害救助法、東京都地域防災計画及び区市町村地域防災計画に基づき区市町村が行う医療救護活動について、災害対策の広域性、連続性に鑑み、本協定に準じて地区医師会の協力を受けて実施できるよう、区市町村と必要な調整を行う。

3 乙は、前項の定めによる区市町村の医療救護活動が円滑に行われるよう、地区医師会と必要な調整を行う。

（災害医療救護計画の提出）

第2条 乙は、災害対策基本法第6条に基づく防災に関する計画について、東京都地域防災計画の修正があった場合等、必要に応じて見直しを行い、甲に提出する。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、下記の医療救護活動を実施するため、必要と認めた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請する。

（1）災害対策基本法、災害救助法又は東京都地域防災計画等に基づき、甲及び区市町村が行う、東京都内における医療救護活動

（2）災害対策基本法第8条第2項12号による相互応援協定若しくは同法第74条第1項に基づく要請又は災害救助法第14条に基づく指示があった場合等の東京都外における医療救護活動

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の防災に関する計画等に基づき医療救護班を編成し、派遣する。

3 第1項の定めによる医療救護班の構成人数は、次のとおりとする。

（1）医師（必須） 1名

（2）看護師 1名

（3）その他事務補助 1名

なお、必要に応じ、甲乙協議の上、職種及び人数について変更することができる。

4 医療救護班の派遣期間は、甲乙協議の上、決定する。

（医療救護班の活動場所）

第4条 医療救護班は、医療救護所、避難所、医療機関、医療対策拠点又は医療救護活動拠点等において、医療救護活動を実施する。

（医療救護班の業務等）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）傷病者に対するトリアージ

（2）傷病者に対する応急処置及び医療

（3）傷病者の収容医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定

（4）死亡の確認及び遺体の検案への協力

（5）助産救護

(6) その他、甲乙協議の上、必要と認められる業務

2 医療救護班は、派遣期間中、甲に対して活動内容を適宜報告するとともに、派遣期間が終了する際に、必要に応じて、次の医療救護班等に活動内容等の引き継ぎを行う。

3 甲及び乙は、医療救護活動に必要な情報を収集し、相互に情報を共有するとともに、医療救護班への伝達に努める。

(指揮命令)

第6条 医療救護班の活動場所は、次の者が指示する。

(1) 東京都内における医療救護活動の場合、甲及び区市町村が指示する。

(2) 東京都外における医療救護活動の場合、道府県又は市町村等の行政機関が指示する。

2 医療救護班は、その業務内容等について、前項に規定する者に加え、活動場所における指揮者等の指示に従う。

3 甲は、必要に応じて、医療救護班の活動場所、業務内容等について、前2項に規定する者と調整を行うなど、医療救護班に対し、必要な支援を行う。

(医療救護班の移動等)

第7条 医療救護班の移動手段、宿泊先及び食糧の確保は、原則として次のとおりとする。

(1) 東京都内における医療救護活動の場合、医療救護班自らが確保する。

(2) 東京都外における医療救護活動の場合、移動手段及び宿泊先は甲が確保し、食糧は医療救護班自らが確保する。

ただし、緊急の場合又はこれにより難しい場合は、甲乙協議の上、決定する。

(医薬品等の確保)

第8条 医療救護班が使用する医薬品及び医療資器材（以下「医薬品等」という。）の確保は、次のとおりとする。

(1) 東京都内における医療救護活動の場合、活動場所に提供されるもの又は甲が備蓄するものを使用し、必要に応じて、医療救護班が携行する医薬品等を使用する。

なお、甲が備蓄する医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(2) 東京都外における医療救護活動の場合、活動場所に提供されるものを使用し、必要に応じて、医療救護班が携行する医薬品等を使用する。

(医療費)

第9条 次項に定める場合を除く、医療救護所、避難所等における医療費は、無料とする。

2 医療機関における医療費は、原則として患者負担とし、保険診療等によるものとする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当する。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施し、また、甲が実施する合同訓練に参加した場合に要する次の経費は、甲が負担する。

(1) 医療救護班の編成、派遣に要する経費

(2) 医療救護班の移動、宿泊及び食糧における実費弁償

(3) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(4) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、障害の状態となったとき又は死亡した場合の損害補償

ただし、合同訓練に参加した場合に要する経費のうち、(2)の近接地（職員の旅費に関する条例第2条第3項に規定する近接地を指す。）における移動並びに宿泊費及び食事に要する経費については、甲の負担の対象外とする。

2 医療救護活動を実施する際の費用弁償等については、災害救助法の定めにより行い、前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定める。

なお、災害救助法の適用を受けない期間及び地域において医療救護活動を行った場合も、この条に準じて、甲が費用弁償等を行う。

(協議会への参画)

第12条 この協定の円滑な実施等を図るため、乙は、甲が設置する災害医療に関する協議会等に参画する。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定書締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙から申出がないときは、更に1年延長され、以降この例による。

なお、本協定書について、甲乙協議の上、適宜必要な見直しを行う。

甲と乙は、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
東京都知事 小池百合子

乙 東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地
公益社団法人東京都医師会
会長 尾崎治夫

② 都歯科医師会「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」

東京都（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都歯科医師会（以下「乙」という。）は、平成11年6月28日に締結した「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」について、下記のとおり改める。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）及び東京都地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 甲は、災害対策基本法、災害救助法、東京都地域防災計画及び区市町村地域防災計画に基づき区市町村が行う歯科医療救護活動について、災害対策の広域性、連続性に鑑み、本協定に準じて地区歯科医師会の協力を受けて実施できるよう、区市町村と必要な調整を行う。

また、発災後には、被害状況の把握に努め、乙と必要な調整を行う。

3 乙は、前項の定めによる区市町村の歯科医療救護活動が円滑に行われるよう、地区歯科医師会と必要な調整を行うとともに、発災時に迅速な連携を図れるよう、大学病院等と必要な調整を行う。

また、発災後には、被災地の歯科診療所の状況を含めた歯科医療に関する情報の把握に努め、甲と必要な調整を行う。

（災害医療救護計画の提出）

第2条 乙は、災害対策基本法第6条に基づく防災に関する計画について、東京都地域防災計画の修正があった場合等、必要に応じて見直しを行い、甲に提出する。

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、下記の歯科医療救護活動を実施するため、必要と認めた場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請する。

（1）災害対策基本法、災害救助法又は東京都地域防災計画等に基づき、甲及び区市町村が行う、東京都内における歯科医療救護活動

（2）災害対策基本法第8条第2項12号による相互応援協定若しくは同法第74条第1項に基づく要請又は災害救助法第14条に基づく指示があった場合等の東京都外における歯科医療救護活動

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の防災に関する計画等に基づき歯科医療救護班を編成し、派遣する。

3 第1項の定めによる歯科医療救護班の構成人数は、次のとおりとする。

（1）歯科医師（必須） 1名

（2）歯科衛生士又は歯科技工士 1名

（3）その他事務補助 1名

なお、必要に応じ、甲乙協議の上、職種及び人数について変更することができる。

4 歯科医療救護班の派遣期間は、甲乙協議の上、決定する。

（歯科医療救護班の活動場所）

第4条 歯科医療救護班は、医療救護所、避難所、医療機関、医療対策拠点又は医療救護活動拠点等において、歯科医療救護活動を実施する。

（歯科医療救護班の業務等）

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）傷病者に対するトリアージの協力

- (2) 歯科医療を要する傷病者等に対する応急処置、歯科治療及び衛生指導
 - (3) 歯科に関する傷病者の収容医療機関への搬送の可否及び搬送順位の決定への協力
 - (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力
 - (5) その他、甲乙協議の上、必要と認められる業務
- 2 歯科医療救護班は、派遣期間中、甲に対して活動内容を適宜報告するとともに、派遣期間が終了する際に、必要に応じて、次の歯科医療救護班等に活動内容等の引き継ぎを行う。
- 3 甲及び乙は、歯科医療救護活動に必要な情報を収集し、相互に情報を共有するとともに、歯科医療救護班への伝達に努める。

(指揮命令)

第6条 歯科医療救護班の活動場所は、次の者が指示する。

- (1) 東京都内における歯科医療救護活動の場合、甲及び区市町村が指示する。
 - (2) 東京都外における歯科医療救護活動の場合、道府県又は市町村等の行政機関が指示する。
- 2 歯科医療救護班は、その業務内容等について、前項に規定する者に加え、活動場所における指揮者等の指示に従う。
- 3 甲は、必要に応じて、歯科医療救護班の活動場所、業務内容等について、前2項に規定する者と調整を行うなど、歯科医療救護班に対し、必要な支援を行う。

(歯科医療救護班の移動等)

第7条 歯科医療救護班の移動手段、宿泊先及び食糧の確保は、原則として次のとおりとする。

- (1) 東京都内における歯科医療救護活動の場合、歯科医療救護班自らが確保する。
- (2) 東京都外における歯科医療救護活動の場合、移動手段及び宿泊先は甲が確保し、食糧は歯科医療救護班自らが確保する。

ただし、緊急の場合又はこれにより難い場合は、甲乙協議の上、決定する。

(医薬品等の確保)

第8条 歯科医療救護班が使用する医薬品及び医療資器材（以下「医薬品等」という。）の確保は、次のとおりとする。

- (1) 東京都内における歯科医療救護活動の場合、活動場所に提供されるもの又は甲が備蓄するものを使用し、必要に応じて、歯科医療救護班が携行する医薬品等を使用する。
なお、甲が備蓄する医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。
- (2) 東京都外における歯科医療救護活動の場合、活動場所に提供されるものを使用し、必要に応じて、歯科医療救護班が携行する医薬品等を使用する。

(医療費)

第9条 次項に定める場合を除き、医療救護所、避難所等における医療費は、無料とする。

- 2 医療機関における医療費は、原則として患者負担とし、保険診療等によるものとする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せて担当する。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施し、また、甲が実施する合同訓練に参加した場合に要する次の経費は、甲が負担する。

- (1) 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班の移動、宿泊及び食糧における実費弁償

(3) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(4) 歯科医療救護班の歯科医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、障害の状態となったとき又は死亡した場合の損害補償

ただし、合同訓練に参加した場合に要する経費のうち、(2)の近接地(職員の旅費に関する条例第2条第3項に規定する近接地を指す。)における移動並びに宿泊費及び食事に要する経費については、甲の負担の対象外とする。

2 歯科医療救護活動を実施する際の費用弁償等については、災害救助法の定めにより行い、前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定める。

なお、災害救助法の適用を受けない期間及び地域において歯科医療救護活動を行った場合も、この条に準じて、甲が費用弁償等を行う。

(協議会への参画)

第12条 この協定の円滑な実施等を図るため、乙は、甲が設置する災害医療に関する協議会等に参画する。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定書締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙から申出がないときは、更に1年延長され、以降この例による。

なお、本協定書について、甲乙協議の上、適宜必要な見直しを行う。

甲と乙は、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年2月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
東京都知事 小池百合子

乙 東京都千代田区九段北四丁目1番20号
公益社団法人東京都歯科医師会
会長 山崎一男

③ 都薬剤師会「災害時の救護活動に関する協定書」

東京都を「甲」とし、公益社団法人東京都薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び東京都地域防災計画（以下「都防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、法、都防災計画及び区市町村地域防災計画に基づき区市町村が行う医療救護について、本協定に準じて地区薬剤師会の協力を受けて実施できるよう必要な調整を行うものとする。

3 乙は、地区薬剤師会に対し、前項の定めによる区市町村の医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、法第5条の2、第8条第2項第12号、第74条第1項又は都防災計画に基づき、都内区市町村又は道府県市等において、調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(薬剤師班の活動場所)

第4条 薬剤師班は、救護所及び医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。

(薬剤師班の業務)

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

(業務の指示)

第6条 薬剤師班が行う医療救護活動は、原則として被災自治体災害対策本部の指示による。

(薬剤師班の輸送)

第7条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、薬剤師班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給・輸送)

第8条 薬剤師班が使用する医薬品等は、甲がその供給について必要な措置をとるものとする。

2 救護所等において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲がその供給について必要な措置をとるものとする。

3 医薬品等の輸送は、甲が必要な措置をとるものとする。

(調剤費)

第9条 救護所における調剤費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の編成、派遣に伴うもの

ア 薬剤師班の編成、派遣に要する経費

イ 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会への参画)

第12条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する東京都災害医療運営連絡会に参画するものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(附則)

1 この協定は、平成20年7月17日から施行する。

2 平成8年2月1日に締結された協定は、これを廃止する。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保管する。

平成20年7月17日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 石原 慎太郎

東京都千代田区神田錦町一丁目21番地

乙 公益社団法人 東京都薬剤師会

代表者 会長 桑原 辰嘉

資料第171 災害時における血液製剤の供給業務に関する協定（都福祉保健局）

東京都を「甲」とし、日本赤十字社東京都支部を「乙」とし、財団法人献血供給事業団を「丙」として、甲乙丙間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における血液製剤の確保業務に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において血液製剤の供給の必要が生じたときは、乙及び丙に対し、血液製剤の供給を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙及び丙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（血液製剤の範囲）

第4条 甲が供給を要請する血液製剤の範囲は次のとおりとする。

医療救護活動に必要となる輸血用血液及び血しょう分画製剤

（搬送体制）

第5条 血液製剤の搬送は、乙及び丙が密接な連携の下に行うものとする。ただし、甲は、乙及び丙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第6条 第2条の規定により供給された血液製剤について、甲は、その実費を負担するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

甲と乙と丙とは、本協定書を3通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成15年7月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

乙 東京都新宿区大久保一丁目2番15号
日本赤十字社東京都支部
副支部長 田中 順一郎

丙 東京都渋谷区広尾四丁目1番31号
財団法人 献血供給事業団
理事長 青木 繁之

資料第172 災害時における愛護動物の救護活動についての協定書（都福祉保健局）

東京都（以下「甲」という。）と社団法人東京都獣医師会（以下「乙」という。）とは、東京都域において大規模な災害が発生した場合に、被災した愛護動物の救護を図り、もって都民生活の安定に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画等に基づき、災害時において甲及び乙が協力して実施する愛護動物の救護活動（以下「活動」という。）に関し、必要な事項を定める。

（対象動物）

第2条 活動の対象となる動物は、被災地域内の犬、ねこ等の愛護動物（以下「被災動物」という。）とする。

（活動内容）

第3条 活動の内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 動物救援本部の設置及び運営管理に関すること。
- 二 被災動物の救護及び応急処置に関すること。
- 三 その他必要な災害応急業務に関すること。

（活動要請等の手続）

第4条 甲は、活動の要請が必要であると認めるとき、又は被災区市町村からの活動の要請を受け、活動が必要と認めるときは、乙に対し活動を要請するものとする。

2 前項に定める甲の活動要請は、次に掲げる事項を記載した別記様式1によるものとする。ただし、事態が緊迫して、文書によることができない場合には、口頭その他の方法による要請を行い、事後、速やかに文書を送付するものとする。

- 一 要請理由
- 二 要請内容
- 三 活動の場所
- 四 活動の期日又は期間
- 五 その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定による活動の要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に別記様式2により通知するものとし、また、その活動が必要でなくなったときは、速やかに別記様式3により乙に通知するものとする。

（活動の履行）

第5条 乙は、活動の要請を受けた事項に関して、可能な限り、誠意を持って必要な活動を実施するものとする。

2 甲と乙は、活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

（平常時の対応等）

第6条 甲は、災害時に区市町村で行われる活動について、区市町村と乙の会員とが相互協力のもと円滑に活動を実施できるよう平常時から必要な調整を行うものとする。

2 乙は、平常時から乙の会員に対し本協定の普及及び啓発に努め、災害時において乙の会員が区市町村と円滑に活動を実施できるよう必要な調整を行うものとする。

3 甲及び乙は、活動の円滑な実施を図るため、平常時から定期的な連絡会を開催する。

（負担）

第7条 乙は、原則として甲に活動に要する経費負担を求めないものとする。

（資材等の調達・搬送）

第8条 甲は、乙の実施する活動に必要な資材等の調達及び搬送について、必要な措置を講じるものとする。

（損害補償）

第9条 第4条の規定に基づき、甲が要請した活動に従事した乙の会員がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲は、次に掲げる場合を除き、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）又は災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和38年東京都条例第38号）の規定に準じて、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する損害

補償を行うものとする。

- 一 当該損害が当該乙の会員の故意又は重大な過失により生じた場合
 - 二 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合
 - 三 当該乙の会員等が他の制度等により補償を受ける場合
- 2 第4条に基づき、甲が要請した活動に従事した乙の会員が第三者に損害を与えた場合、当該第三者の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議してその賠償にあたる。

(活動の終了)

第10条 乙は、活動の必要がなくなつたと判断したときは、甲と協議して活動を終了するものとする。

- 2 乙は、活動を終了したときは、速やかに次の事項を記載した別記様式4により、甲に報告するものとする。

- 一 活動の具体的内容
- 二 活動の実施期間
- 三 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(合同訓練)

第11条 乙は、甲から要請があつた場合は、甲が実施する合同訓練に参加するものとする。

(連絡体制)

第12条 この協定の運用等に関しての連絡窓口は、甲にあつては東京都福祉保健局健康安全部環境衛生課、乙にあつては社団法人東京都獣医師会事務局とする。

- 2 甲は、災害発生時に関係団体等との連絡調整を実施するものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第15条 この協定の期間は、協定書締結日から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期限の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は1年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年3月15日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都知事 石原 慎太郎

乙 東京都港区南青山一丁目1番1号
社団法人 東京都獣医師会会長
村中 志朗

資料第173 災害時における東京都災害備蓄倉庫での荷役作業等に関する協定 (都福祉保健局)

東京都（以下「甲」という。）と社団法人東京都トラック協会（以下「乙」という。）は、東京都内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、東京都災害備蓄倉庫（以下「倉庫」という。）での荷役作業等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時において、災害応急対策用貨物自動車供給契約書に基づき乙が提供した車両等で緊急物資を迅速に輸送するために、甲が乙に倉庫での荷役作業等の協力を求める場合において、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）甲が指定する別表に定める倉庫での荷役作業
- （2）その他甲が必要とする業務

（費用負担）

第3条 この協定に基づき、乙が業務の遂行に要した経費については、甲が負担する。

2 甲が負担する経費は、災害直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上決定する。

（費用の請求及び支払）

第4条 乙は、業務終了後、前条に定める経費を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、請求の日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、予算措置を必要とする場合は、その措置が講じられた後速やかに支払う。

（事故等）

第5条 乙は、業務の実施に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（従事者及び第三者に対する責任）

第6条 乙は、本協定による業務の遂行に際し、乙の責に帰する事由により業務に従事した者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（災害補償）

第7条 甲は、本協定により業務に従事した者が、本業務において本人の責に帰さない事由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和38年東京都条例第38号）に定めるところに準じてその損害を補償する。

（有効期間）

第8条 協定期間は平成24年11月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙から申出がないときは、更に1年間延長され、以降この例による。

（協議）

第9条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年10月31日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 石原 慎太郎

東京都新宿区四谷三丁目1番8号

乙 社団法人東京都トラック協会

代表者 会長 大高 一夫

別表（第2条関係） 東京都災害備蓄倉庫

名称	所在地
毛利倉庫	東京都江東区毛利二丁目1番12号
北烏山倉庫	東京都世田谷区北烏山七丁目2番及び八丁目1番
塩浜倉庫	東京都江東区塩浜二丁目26番13号
船橋倉庫	東京都世田谷区船橋四丁目41番17号
西新小岩倉庫	東京都葛飾区西新小岩二丁目1番
白鬚東倉庫	東京都墨田区堤通二丁目8番14号、7番13号、6番8号、5番5号及び4番3号
城南大橋第二倉庫	東京都大田区東海三丁目4番
南千住倉庫	東京都荒川区南千住六丁目45番41号
麻布十番駅地下倉庫	東京都港区麻布十番一丁目2番地先から3番地先
清澄白河駅地下倉庫	東京都江東区三好一丁目8番地先から1番地先
立川地域防災センター倉庫	東京都立川市緑町3233番地の2
多摩広域防災倉庫	東京都立川市緑町3256番地の5
都庁第二本庁舎倉庫	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎
テレコムセンター倉庫	東京都江東区青海二丁目5番10号
葛飾区倉庫	東京都葛飾区立石五丁目13番1号 葛飾区役所
西多摩福祉事務所倉庫	東京都青梅市河辺町六丁目4番1号 青梅合同庁舎

資料第174 災害時における相互連携に関する基本協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と東京電力ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、自然災害に伴い所管施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、早期の復旧を実現するため甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、甲又は乙の職員を互いに派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時、次に掲げるとおり情報を相互に提供する。

- （1） 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供
- （2） 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- （3） 乙は甲に対し、所管施設の被害状況、停電の発生状況、復旧見込等、停電に関連する体制確保状況などの情報を提供
- （4） 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時、次に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

- （1） 電力の復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- （2） 乙が所有する電力設備が甲の施設の支障となっている場合の除去作業
- （3） 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- （4） 住民への停電情報等の周知のため、甲の広報手段の利用

（覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等を締結し定めるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月15日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

東京都知事 小池 百合子

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

乙 東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

資料第175 災害時における相互連携に関する基本協定（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、自然災害に伴い所管施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、早期の復旧を実現するため甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、甲又は乙の職員を互いに派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時、次に掲げるとおり情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (2) 乙は甲に対し、所管施設の被害状況、通信障害の発生状況、復旧見込等、通信障害に関連する体制確保状況などの情報を提供
- (3) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時、次に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

- (1) 通信の復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- (2) 乙が所有する通信設備が甲の施設の支障となっている場合の除去作業
- (3) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (4) 住民への通信障害情報等の周知のため、甲の広報手段の利用

（覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等を締結し、定めるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満

了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月15日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

東京都知事 小池 百合子

東京都港区港南一丁目9番1号

乙 東日本電信電話株式会社

取締役 東京事業部長 中江 康二

資料第176 災害応急対策用貨物自動車供給契約書（都財務局）

東京都（以下、「甲」という。）と 一般社団法人 東京都トラック協会（以下、「乙」という。）とは、次の条項により東京都地域防災計画の一環としての災害応急対策活動並びに都道府県等相互の応援措置のために必要な一般貨物自動車(以下、「事業用自動車」という。)の供給契約を締結する。

（事業用自動車の供給）

第1条 この甲は乙に対し、その使用する日時及び場所を指定して事業用自動車の供給を求める。

- 2 乙は、甲の求めがあったときは特別の理由がない限り、甲に対し事業用自動車を提供しなければならない。

（事業用自動車の供給手続き）

第2条 甲は、乙から事業用自動車の供給を受けたときは事後、速やかに雇上車運行依頼書兼運行実績報告書を乙に交付するものとする。

（運賃等）

第3条 甲が使用した事業用自動車に係る運賃及び料金は、令和2年4月24日国土交通省告示第575号により告示された運賃及び料金（その適用方を含む。）の時間制運賃率表の運賃に10%に相当する額を加算することとし、4時間制を特約しない場合は、8時間制によるものとする。なお、深夜・早朝・休日に係る各割増額についても同様の取り扱いとする。

- 2 前項の時間制運賃によることを適切としない場合については、距離制運賃としその適用について、甲乙協議して定めるものとする。
- 3 前1項の告示された範囲内の運賃及び料金が変更されたときは、その適用について、甲乙協議して定めるものとする。
- 4 車庫待ち料金等告示された運賃及び料金に定めのない事項については、別紙「災害応急対策用貨物自動車車庫待ち料金その他について」によるものとする。

（運賃等の支払い）

第4条 乙は、甲の交付した雇上車運行依頼書兼運行実績報告書に必要事項を記入し、取りまとめて甲に提出し、甲の検査を受けた後、運賃及び料金並びに実費負担額(甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料、駐車場使用料等をいう。以下、同じ。)を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときはその日から起算して30日以内に運賃及び料金並びに実費負担額を支払わなければならない。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

（事故等）

第5条 乙の供給した事業用自動車故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続しなければならない。

- 2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第6条 乙は、その事業用自動車の運行に際し、乙の責に帰する理由により事業用自動車の使用者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときはその賠償の責を負うものとする。

（損害賠償）

第7条 甲は、その責に帰する理由により使用中の事業用自動車を損傷し又は滅失したときは乙に対し、その損害を賠償する。

（災害補償）

第8条 甲は、使用中の事業用自動車の運転者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和38年東京都条例第38号）」に定めるところによりその損害を補償する。ただし、当該運転手が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故についてはこれらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（契約の有効期間）

第9条 この契約の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙から何らかの申し出がないとき、本契約は同一内容をもって更新し、期間は1年間とする。

（協議）

第10条 この契約の各条項の解釈について疑問があるとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙とは、本書2通を作成しそれぞれ記名押印の上、そのうち1通を保有する。

令和3年3月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都新宿区四谷三丁目1番8号
一般社団法人 東京都トラック協会
会長 浅井 隆

災害応急対策用貨物自動車車庫待ち料金その他について

1 車庫待ち料金

時間制運賃率表の基礎額(4時間制を特約した場合は4時間制の基礎額、その他の場合は8時間制の基礎額)に7割を乗じて得た額とし、当該車庫待ち時間が時間加算額(8時間制の場合に限る。)、深夜早朝割増又は休日割増(以下、「加算額」という。)に該当する場合は上記基礎額に加算額等を加えた額に7割を乗じて得た額とする。

なお、協議により運賃の内容が変更されたとき又は新たな運賃の届出がなされたときは、車庫待ち料金についてもそれぞれにより算出するものとする。

2 車庫待ちから出庫した場合の運賃及び料金

車庫待ち料金と出庫の運賃をそれぞれ算出のうえ合算する。

3 荒天時等の運賃

荒天時その他これに類する状況下において出庫した場合は、時間制運賃率表の基準運賃(運賃割増率を含む。)の3割を最高限度とした金額を加算する。

4 その他

- (1) 車庫待ちから出庫した場合は、当該車庫待ちは以後解除されたものとする。
- (2) 車庫待ちから出庫の場合、着車に要する時間等は出庫稼働とする。

資料第177 災害応急対策用貨物自動車供給契約書（都財務局）

東京都（以下、「甲」という。）と 日本通運株式会社 東京支店（以下、「乙」という。）とは、次の条項により東京都地域防災計画の一環としての災害応急対策活動並びに都道府県等相互の応援措置のために必要な一般貨物自動車（以下、「事業用自動車」という。）の供給契約を締結する。

（事業用自動車の供給）

第1条 甲は乙に対し、その使用する日時及び場所を指定して事業用自動車の供給を求める。

2 乙は、甲の求めがあったときは特別の理由がない限り、甲に対し事業用自動車を提供しなければならない。

（事業用自動車の供給手続き）

第2条 甲は、乙から事業用自動車の供給を受けたときは事後、速やかに雇上車運行依頼書兼運行実績報告書を乙に交付するものとする。

（運賃等）

第3条 甲が使用した事業用自動車に係る運賃及び料金は、平成11年3月26日自貨第39号通達に基づき公示された運賃に係る範囲の上限の運賃及び料金（その適用方を含む。）の時間制運賃率表の運賃に10%に相当する額を加算することとし、4時間制を特約しない場合は、8時間制によるものとする。なお、深夜・早朝・休日に係る各割増額についても同様の取り扱いとする。

2 前項の時間制運賃によることを適切としない場合については、距離制運賃としその適用について、甲乙協議して定めるものとする。

3 前1項の公示された範囲内の運賃及び料金に変更されたときは、その適用について、甲乙協議して定めるものとする。

4 車庫待ち料金等公示された運賃及び料金に定めのない事項については、別紙「災害応急対策用貨物自動車車庫待ち料金その他について」によるものとする。

（運賃等の支払い）

第4条 乙は、甲の交付した雇上車運行依頼書兼運行実績報告書に必要事項を記入し、取りまとめて甲に提出し、甲の検査を受けた後、運賃及び料金並びに実費負担額（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料、駐車場使用料等をいう。以下、同じ。）を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときはその日から起算して30日以内に運賃及び料金並びに実費負担額を支払わなければならない。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

（事故等）

第5条 乙の供給した事業用自動車故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第6条 乙は、その事業用自動車の運行に際し、乙の責に帰する理由により事業用自動車の使用者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときはその賠償の責を負うものとする。

（損害賠償）

第7条 甲は、その責に帰する理由により使用中の事業用自動車を損傷し又は滅失したときは乙に対し、その損害を賠償する。

（災害補償）

第8条 甲は、使用中の事業用自動車の運転者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和38年東京都条例第38号）」に定めるところによりその損害を補償する。ただし、当該運転手が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故についてはこれらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（契約の有効期間）

第9条 この契約の期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙から何らかの申し出がないとき、本契約は同一内容をもって更新し、期間は1年間とする。

（協議）

第10条 この契約の各条項の解釈について疑問があるとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙とは、本書2通を作成しそれぞれ記名押印の上、そのうち1通を保有する。

平成17年 4月 1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 石原慎太郎

乙 東京都中央区日本橋人形町2丁目26番5号
日本通運株式会社 東京支店
取締役常務執行役員
支店長 林 勝利

別紙

災害応急対策用貨物自動車車庫待ち料金その他について

1 車庫待ち料金

時間制運賃率表の基礎額(4時間制を特約した場合は4時間制の基礎額、その他の場合は8時間制の基礎額)に7割を乗じて得た額とし、当該車庫待ち時間が時間加算額(8時間制の場合に限る。)、深夜早朝割増又は休日割増(以下、「加算額」という。)に該当する場合は上記基礎額に加算額等を加えた額に7割を乗じて得た額とする。

なお、協議により運賃の内容が変更されたときは又は新たな運賃の届出がなされたときは、車庫待ち料金についてもそれにより算出するものとする。

2 車庫待ちから出庫した場合の運賃及び料金

車庫待ち料金と出庫の運賃をそれぞれ算出のうえ合算する。

3 荒天時等の運賃

荒天時その他これに類する状況下において出庫した場合は、時間制運賃率表の基準運賃(運賃割増率を含む。)の3割を最高限度とした金額を加算する。

4 その他

- (1) 車庫待ちから出庫した場合は、当該車庫待ちは以後解除されたものとする。
- (2) 車庫待ちから出庫の場合、着車に要する時間等は出庫稼働とする。

資料第178 災害応急対策用バス供給契約書（都財務局）

東京都（以下、「甲」という。）と社団法人東京バス協会（以下、「乙」という。）とは、次の条項により東京都地域防災計画の一環としての災害応急対策活動並びに都道府県等相互の応援措置のために必要な一般貸切旅客自動車（以下、「車両」という。）の供給契約について、平成17年4月1日に取り交わした「災害応急対策用バス供給契約書」第10条の規定に基づいてこれを改定し、次の条項により新たに契約書を取り交わす。

（車両の供給）

第1条 甲は乙に対し、その使用する日時及び場所を指定して車両の供給を求める。

2 乙は、甲の求めがあったときは特別の理由がない限り、甲に対し事業用自動車を提供しなければならない。

（車両の供給手続き）

第2条 甲は、乙から車両の供給を受けたときは事後、速やかに運送申込書/運送引受書

（以下、「運送申込書等」という。）に必要事項を記入の上、乙に交付するものとする。

（運賃等）

第3条 甲が使用した車両に係る運賃は、平成12年2月以降各社の届出した運賃及び料金表（その適用方を含む。）に定める運賃の上限額とする。ただし、車掌が乗務しない場合については5分引きとする。

2 届出の内容が変更されたときは、その運賃及び料金によるものとする。この場合において、乙は速やかに届出書の写しを添えて甲に通知するものとする。

（運賃等の支払い）

第4条 乙は、甲の交付した運送申込書等に必要事項を記入の上、運送申込書等及び関係書類を甲に提出し、甲の検査を受けた後、運賃及び料金並びに実費負担額（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料、駐車場使用料等をいう。以下、同じ。）を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときはその日から起算して30日以内に運賃及び料金並びに実費負担額を支払わなければならない。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

（事故等）

第5条 乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両を交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙は、その車両の運行に際し、事故が発生したときは甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第6条 乙は、その車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により車両の使用者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときはその賠償の責を負うものとする。

（損害賠償）

第7条 甲は、その責に帰する理由により使用中の車両を損傷し又は滅失したときは乙に対し、その損害を賠償する。

（災害補償）

第8条 甲は、使用中の車両の乗務員について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和38年東京都条例第38号）」に定めるところによりその損害を補償する。ただし、当該乗務員が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故についてはこれらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（契約の有効期間）

第9条 この契約の期間は、令和2年12月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙から何らかの申し出がないとき、本契約は同一内容をもって更新し、期間は1年間とし、以後毎年この例による。

(協議)

第10条 この契約は必要に応じ、甲乙が協議の上これを改定することができる。また、この契約の各条項の解釈について疑問があるとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙とは、本書2通を作成しそれぞれ記名押印の上、そのうち1通を保有する。

令和2年12月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小池百合子

乙 東京都渋谷区初台一丁目34番14号
初台TNビル1階
一般社団法人東京バス協会
会長 山口哲生

資料第179 災害時における普通貨物四輪駆動車の優先供給契約書（都財務局）

東京都（以下、「甲」という。）と オリックス・レンタカー株式会社（以下、「乙」という。）とは、災害が発生した場合、甲の応急対策活動に協力するため次のとおり、普通貨物四輪駆動車（以下、「車両」という。）の優先供給契約を締結する。

（総則）

第1条 この契約は、東京都地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策活動に対する車両の供給に関し必要な事項を定める。

（車両の供給）

第2条 乙は、甲が実施する応急対策活動において、甲から協力の要請があったときは特別の理由がない限り、車両を供給するものとする。

（車両の供給手続き）

第3条 甲は、災害が発生し車両を緊急に調達する必要があるときは乙に対し、使用する日時、場所及び車両台数等、必要な事項を明らかにして供給を求めるものとする。

2 甲は、乙から車両の供給を受けるときは速やかに使用認票を乙に交付するものとする。

（車両の貸し出し）

第4条 乙は、甲からの要請があったときは整備が完了し並びに燃料を満杯にしたうえで、運行に支障のない車両を甲に貸し出しするものとする。

（車両の交換）

第5条 乙は、貸し出した車両が故障その他乙の責による理由により運行を中断したときは、速やかに当該車両を交換しなければならない。

（賃借料等の負担）

第6条 甲は、乙から借り受けた車両代金を負担する。その料金は、発災時における店頭表示価格によるものとし、その詳細については、別途協議するものとする。

（事故の報告）

第7条 甲は、乙が貸し出した車両の運行に際し、事故が発生したときは乙に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害発生時の補償等）

第8条 乙は、自動車損害賠償責任保険及び自動車保険に加入した車両を甲に貸し出すものとし、甲の使用中に事故等による損害が発生したときは次の金額の範囲内は乙が補償を行うものとする。

- (1) 対人補償（1人につき）無制限（自賠責 3000万円を含む）
- (2) 対物補償（1事故につき） 500万円（免責なし）
- (3) 車両補償 時価 （免責なし）

(4) 搭乗者事故補償（1事故1名、定員まで） 1000万円

(契約の有効期間)

第9条 この契約の期間は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙から何らかの申し出がないとき本契約は同一内容をもって更新し、期間は1年間とするものとする。

(協議)

第10条 この契約の各条項の解釈について質疑が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙とは、本書2通を作成しそれぞれ記名押印の上、そのうち1通を保有する。

平成16年4月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 石原慎太郎

乙 東京都品川区大崎1丁目6番4号
オリックス・レンタカー株式会社
代表取締役 横山 和夫

資料第180 災害時における普通乗用四輪駆動車の優先供給契約書（都財務局）

東京都（以下、「甲」という。）と 株式会社トヨタレンタリース東京（以下、「乙」という。）とは、災害が発生した場合、甲の応急対策活動に協力するため次のとおり、普通乗用四輪駆動車（以下、「車両」という。）の優先供給契約を締結する。

（総則）

第1条 この契約は、東京都地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策活動に対する車両の供給に関し必要な事項を定める。

（車両の供給）

第2条 乙は、甲が実施する応急対策活動において、甲から協力の要請があったときは特別の理由がない限り、車両を供給するものとする。

（車両の供給手続き）

第3条 甲は、災害が発生し車両を緊急に調達する必要があるときは乙に対し、使用する日時、場所及び車両台数等、必要な事項を明らかにして供給を求めるものとする。

2 甲は、乙から車両の供給を受けるときは速やかに使用認票を乙に交付するものとする。

（車両の貸し出し）

第4条 乙は、甲からの要請があったときは整備が完了し並びに燃料を満杯にしたうえで、運行に支障のない車両を甲に貸し出しするものとする。

（車両の交換）

第5条 乙は、貸し出した車両が故障その他乙の責による理由により運行を中断したときは、速やかに当該車両を交換しなければならない。

（賃借料等の負担）

第6条 甲は、乙から借り受けた車両代金を負担する。その料金は、発災時における店頭表示価格によるものとし、その詳細については、別途協議するものとする。

（事故の報告）

第7条 甲は、乙が貸し出した車両の運行に際し、事故が発生したときは乙に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害発生時の補償等）

第8条 乙は、自動車損害賠償責任保険及び自動車保険に加入した車両を甲に貸し出すものとし、甲の使用中に事故等による損害が発生したときは次の金額の範囲内は乙が補償を行うものとする。

- (1) 対人補償（1人につき）無制限（自賠責 3000万円を含む）
- (2) 対物補償（1事故につき） 2000万円（免責なし）但し、免責補償に加入するものとする。
- (3) 車両補償 時価（免責なし）但し、免責補償に加入するものとする。

(4) 人身傷害補償 (1人につき) 3000万円

(契約の有効期間)

第9条 この契約の期間は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙から何らかの申し出がないとき本契約は同一内容をもって更新し、期間は1年間とするものとする。

(協議)

第10条 この契約の各条項の解釈について質疑が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙とは、本書2通を作成しそれぞれ記名押印の上、そのうち1通を保有する。

平成16年4月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 石原慎太郎

乙 東京都千代田区九段南2-3-18
株式会社 トヨタレンタリース東京
代表取締役 梶野 茂

資料番号第181 燃料電池バスを活用した災害時等における給電支援で使用する外部給電器の保管及び使用に係る契約書

(都産業労働局・都交通局)

地震、風水害その他の大規模な災害等で停電が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、都が燃料電池バスを活用した給電による応急・復旧活動の支援（以下「給電支援」という。）を行うための、燃料電池バスに登載された燃料電池で発電された電気を取り出して電化製品等に給電する機能を有する機器（以下「外部給電器」という。）の保管及び使用に関し、「燃料電池バスを活用した災害時等における給電支援に関する協定書」（令和3年3月31日付け締結）第2条第2項に基づき、東京都環境局（以下「甲」という。）、東京都交通局（以下「乙」という。）及び岩谷産業株式会社（以下「丙」という。）との間で、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本契約は、災害時等に、東京都総務局が定める災害対策上重要な施設（以下「重要施設」という。）で実施される燃料電池バスを活用した給電支援において、乙及び丙が甲の所有する外部給電器を保管し、又は使用することを目的とする。

(目的物)

第2条 本契約において甲が乙及び丙に保管し、又は使用させる目的物（以下「物件」という。）は、次のとおりとする。

- ア V2L対応 可搬型外部給電器本体 2器
(製品名 本田技研工業株式会社 Power Exporter 9000)
- イ アの付属品（DCケーブル等）、取扱説明書及び保証書 2式

(物件の配置及び保管)

第3条 甲は丙に物件の配置を依頼し、丙は自らの施設（以下「保管施設」という。）に物件を配置し、保管する。

2 前項の配置及び保管は、次に掲げる要件を満たして行うものとする。

- ア 配置及び保管を行う場所は、屋根のある建物内であって、当該建物は出入口が完全に閉じる構造であること。
- イ 配置及び保管を行う場所は、物件の搬出入時に段差の少ない方法でアクセスできることであること。
- ウ 配置及び保管を行う場所は、高温多湿及び塵やほこりのたまる場所を避けること。
- エ 配置及び保管を行うときに、物件の上に物を載せないこと。ただし、梱包資材で物件を梱包した場合は、物件を2つまで重ねて保管することができるものとする。

3 丙は、保管施設の変更を行ったときは、速やかに甲に報告する。

(物件の使用)

第4条 甲、乙及び丙は災害時等の連絡先及び連絡方法をあらかじめ定め、甲が連絡体制として整備する。

2 災害時等における物件の受領時及び返却時の対応は次のとおりとする。

- ア 乙は、丙と連絡調整の上、丙の保管施設において丙の立会いの下物件を受領する。その際、物件の損

傷等の有無を確認すること。

イ 乙は、丙と連絡調整の上、丙の保管施設において丙の立会いの下物件を返却する。その際、物件の損傷等の有無を確認すること。

3 甲、乙及び丙は、災害時等における物件の使用に支障のない範囲で、水素エネルギーの普及啓発等に物件を使用することができる。このとき、乙及び丙は事前に甲の承諾を得なければならない。

なお、甲及び乙が当該水素エネルギーの普及啓発等に物件を使用するときの物件の受領時及び返却時の対応は、前項を準用する。ただし、甲が使用するときには前項中「乙」を「甲」と読み替えるものとする。

(保管料等)

第5条 本契約に基づく物件の保管料又は使用料は、無償とする。

(契約期間)

第6条 本契約の期間は、物件が丙に引き渡された日から令和6年3月31日までとする。ただし、甲、乙及び丙が異議を示さない場合は、契約満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(権利の譲渡等)

第7条 丙は、本契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。

(守秘義務)

第8条 甲、乙及び丙は、本契約の履行に関して知り得た他の契約当事者の秘密を、第三者に漏らしてはならず、また、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。

(一般的損害等)

第9条 物件の使用、配置及び保管に関連して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含み、保険等より填補された部分を除く。以下同じ。）については、当該損害について責めに帰すべき事由を有する者が負担する。損害のうち、通常の損耗については、甲が負担する。

(所有権の表示)

第10条 甲は、物件に所有権の表示をするものとする。

(物件の原状変更)

第11条 乙及び丙は、次に掲げる行為をするときは、事前に甲の承諾を得なければならない。

ア 物件に装置、部品等を付着し、又はこの物件からそれらを取り外すとき。

イ 物件を他の物件に付着するとき。

ウ 物件に付着した表示を取り外すとき。

(物件の管理責任等)

第12条 甲、乙及び丙は、物件を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 甲、乙及び丙は、物件を本来の用法によって使用しなければならない。

3 乙又は丙は、物件の修繕が必要となったときは、事前に甲に通知し、甲の負担によりこれを行う。ただ

し、乙又は丙の責めに帰すべき事由により生じる費用は、乙又は丙が負担するものとする。

4 乙及び丙は、物件が亡失又は損傷したときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査)

第13条 丙は、東京都物品管理規則（昭和39年3月31日規則第90号）に定める検査に対して協力しなければならない。

(動作確認)

第14条 甲は、給電支援を円滑に実施できるよう、定期的な動作確認等を丙に求めることができる。

(管理状況等の報告)

第15条 甲は、丙に対し、3月末日における動作確認等の実施状況及び管理状況の報告を毎年度求めることができる。

(契約の解除)

第16条 物件の全部又は一部が、通常の修繕によっては使用できなくなり、物件の効用が果たせなくなった場合は、丙は甲にその旨を通知することにより、当該物件について、本契約を解除することができる。

2 乙及び丙に本契約に基づく債務の不履行があった場合は、甲は催告を要せず本契約を解除することができる。ただし、当該債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

3 前2項によるほか、甲、乙又は丙は、本契約を解除しようとする日の三月前までに相手方に通知しなければ本契約を解除することができない。

(物件の返還等)

第17条 乙及び丙は、第6条に定める契約期間の満了又は前条により本契約が終了したときは、物件を通常の損耗を除き、原状に回復して甲に返還するものとする。ただし、物件に生じた損傷が乙若しくは丙の責めに帰することができない事由によるものであるとき、又は甲が認めたときは、この限りでない。

2 乙及び丙は、物件に投じた有益費又は必要費がある場合であっても、甲に請求しないものとする。

3 甲は、丙が正当な理由なく、相当期間内に原状回復を行わない場合は、丙に代わってこの物件を処分し、又は原状回復を行うことができる。この場合において、丙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

4 甲は、第1項の原状回復に際して必要があるときは、甲の職員をして立会い、指示その他の方法により、丙の履行状況を監督させることができる。

(書面による通知等)

第18条 この契約書に定める協議、報告、承諾、通知及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、災害時等でこれにより難しい場合は口頭又は電話等で行い、事後速やかに書面により行うものとする。

2 前項の書面によらなければならないものは、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(管轄裁判所)

第19条 本契約に係る訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第20条 この契約書の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書に定めのない事項については、甲、乙及び丙で協議の上定めるものとする。

甲、乙及び丙は、本契約の締結の証としてこの契約書を3通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年 月 日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

(甲)

東京都環境局長 栗岡 祥一

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

(乙)

東京都交通局長 内藤 淳

大阪府大阪市中央区本町三丁目6番4号

(丙)

岩谷産業株式会社

取締役常務執行役員 水素ガス本部長 津吉 学

資料番号第181 燃料電池バスを活用した災害時等における給電支援で使用する外部給電器の保管及び使用に係る契約書

(都産業労働局・都交通局)

地震、風水害その他の大規模な災害等で停電が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、都が燃料電池バスを活用した給電による応急・復旧活動の支援（以下「給電支援」という。）を行うための、燃料電池バスに登載された燃料電池で発電された電気を取り出して電化製品等に給電する機能を有する機器（以下「外部給電器」という。）の保管及び使用に関し、「燃料電池バスを活用した災害時等における給電支援に関する協定書」（令和3年3月31日付け締結）第2条第2項に基づき、東京都環境局（以下「甲」という。）、東京都交通局（以下「乙」という。）及びENEOS株式会社（以下「丙」という。）との間で、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本契約は、災害時等に、東京都総務局が定める災害対策上重要な施設（以下「重要施設」という。）で実施される燃料電池バスを活用した給電支援において、乙及び丙が甲の所有する外部給電器を保管し、又は使用することを目的とする。

(目的物)

第2条 本契約において甲が乙及び丙に保管し、又は使用させる目的物（以下「物件」という。）は、次のとおりとする。

- ア V2L対応 可搬型外部給電器本体 1器
(製品名 本田技研工業株式会社 Power Exporter 9000)
- イ アの付属品（DCケーブル等）、取扱説明書及び保証書 1式

(物件の配置及び保管)

第3条 甲は、丙に物件の配置を依頼し、丙は、自らの施設（以下「保管施設」という。）に物件を配置し、保管する。

2 前項の配置及び保管は、次に掲げる要件を満たして行うものとする。

- ア 配置及び保管を行う場所は、屋根のある建物内であって、当該建物は出入口が完全に閉じる構造であること。
- イ 配置及び保管を行う場所は、物件の搬出入時に段差の少ない方法でアクセスできることであること。
- ウ 配置及び保管を行う場所は、高温多湿及び塵やほこりのたまる場所を避けること。
- エ 配置及び保管を行うときに、物件の上に物を載せないこと。ただし、梱包資材で物件を梱包した場合は、物件を2つまで重ねて保管することができるものとする。

3 丙は、保管施設の変更を行ったときは、速やかに甲に報告する。

(物件の使用)

第4条 甲、乙及び丙は、災害時等の連絡先及び連絡方法をあらかじめ定め、甲が連絡体制として整備する。

2 災害時等における物件の受領時及び返却時の対応は次のとおりとする。

- ア 乙は、丙と連絡調整の上、丙の保管施設において丙の立会いの下、物件を受領する。その際、物件の損傷等の有無を確認すること。

イ 乙は、丙と連絡調整の上、丙の保管施設において丙の立会いの下、物件を返却する。その際、物件の損傷等の有無を確認すること。

(保管料等)

第5条 本契約に基づく物件の保管料又は使用料は、無償とする。

(契約期間)

第6条 本契約の期間は、物件が丙に引き渡された日から令和6年3月31日までとする。ただし、甲、乙及び丙が本契約満了日から3か月前までに異議を示さない場合は、本契約満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の定めにかかわらず、甲、乙又は丙は、本契約を解約しようとする日の3か月前までにその他契約当事者に通知することによって、本契約を解約することができる。

(権利の譲渡等)

第7条 丙は、本契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。

(守秘義務)

第8条 甲、乙及び丙は、本契約の履行に関して知り得た他の契約当事者の営業上の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を、当該他の契約当事者の事前の書面または電磁的記録による承諾なしに、第三者に開示または漏らしてはならず、また、本契約の履行以外の目的に使用してはならない（以下、本条において情報を開示した当事者を「開示当事者」といい、開示を受けた当事者を「受領当事者」という。）。ただし、次の各号に該当するものについては、秘密情報としない。

ア 既に公知の事実となっている情報

イ 自らの責に帰さない事由により公知となった情報

ウ 自らが既に所有し、かつ、相手方から直接または間接に知り得た情報ではないことを証明できる情報

エ 守秘義務を負うことなく自らが正当な権原を有する第三者から適法に入手し、それを証明できる情報

オ 前号アないしエのいずれにも該当しない相手方の情報を使用することなく自らが独自に開発した情報

2 前項の定めにかかわらず、受領当事者は、本契約の履行に必要な範囲で、自己の役員・従業員に対し、秘密情報を開示し、利用させることができる。この場合、開示当事者は、本契約上の守秘義務を遵守するために、誓約書の取得、従業員教育の実施等の必要な措置を役員・従業員に対して講じるとともに、これらの者による秘密情報の取扱いについて一切の責任を負う。

3 第1項の定めにかかわらず、受領当事者は、本契約の履行に必要な範囲で、自己が起用する弁護士、会計士、税理士その他の外部専門家（法律上の守秘義務を負う者に限る）に対し、秘密情報を開示することができる。

4 第1項の定めにかかわらず、受領当事者は、国、地方公共団体、上場している金融商品取引所その他これらに準ずる公的機関から、法令（規則、命令、決定、判決等を含む。）に基づき秘密情報の開示を請求された場合は、必要最小限の範囲で、これに応じることができる。

5 受領当事者は、本契約が終了した場合または開示当事者が求めた場合、開示当事者の指示に従い、開示当事者の秘密情報を開示当事者に返還又は廃棄しなければならない。

(一般的損害等)

第9条 物件の使用、配置及び保管に関連して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含み、保険等より填補された部分を除く。以下同じ。）については、当該損害について責めに帰すべき事由を有する者が負担する。損害のうち、通常の損耗については、甲が負担する。

(所有権の表示)

第10条 甲は、物件に所有権の表示をするものとする。

(物件の原状変更)

第11条 乙及び丙は、次に掲げる行為をするときは、事前に甲の承諾を得なければならない。

- ア 物件に装置、部品等を付着し、又はこの物件からそれらを取り外すとき。
- イ 物件を他の物件に付着するとき。
- ウ 物件に付着した表示を取り外すとき。

(物件の管理責任等)

第12条 甲、乙及び丙は、物件を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 甲、乙及び丙は、物件を本来の用法によって使用しなければならない。
- 3 乙又は丙は、物件の修繕が必要となったときは、事前に甲に通知し、甲の負担によりこれを行う。ただし、乙又は丙の責めに帰すべき事由により生じる費用は、乙又は丙が負担するものとする。
- 4 乙及び丙は、物件が亡失又は損傷したときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査)

第13条 丙は、東京都物品管理規則（昭和39年3月31日規則第90号）に定める検査に対して協力しなければならない。

(動作確認)

第14条 甲は、給電支援を円滑に実施できるよう、定期的な動作確認等を丙に求めることができる。

(管理状況等の報告)

第15条 甲は、丙に対し、3月末日における動作確認等の実施状況及び管理状況の報告を毎年度求めることができる。

(契約の解除)

第16条 物件の全部又は一部が、通常の修繕によっては使用できなくなり、物件の効用が果たせなくなった場合は、丙は甲にその旨を通知することにより、当該物件について、本契約を解除することができる。

- 2 乙及び丙に本契約に基づく債務の不履行があった場合は、甲は催告を要せず本契約を解除することができる。ただし、当該債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(物件の返還等)

第17条 乙及び丙は、第6条又は前条により本契約が終了したときは、物件を通常の損耗を除き、原状に回復して甲に返還するものとする。ただし、物件に生じた損傷が乙若しくは丙の責めに帰することができな

い事由によるものであるとき、又は甲が認めたときは、この限りでない。

2 乙及び丙は、物件に投じた有益費又は必要費がある場合であっても、甲に請求しないものとする。

3 甲は、丙が正当な理由なく、相当期間内に原状回復を行わない場合は、丙に代わってこの物件を処分し、又は原状回復を行うことができる。この場合において、丙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

4 甲は、第1項の原状回復に際して必要があるときは、甲の職員をして立会い、指示その他の方法により、丙の履行状況を監督させることができる。

(書面による通知等)

第18条 本契約に定める協議、異議、報告、承諾、通知及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、災害時等でこれにより難い場合は口頭又は電話等で行い、事後速やかに書面により行うものとする。

2 前項の書面によらなければならないものは、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(管轄裁判所)

第19条 本契約に係る訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第20条 本契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書に定めのない事項については、甲、乙及び丙で協議の上定めるものとする。

甲、乙及び丙は、本契約の締結の証としてこの契約書を3通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年 月 日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

(甲)

東京都環境局長 栗岡 祥一

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

(乙)

東京都交通局長 内藤 淳

東京都千代田区大手町一丁目1番2号

(丙) ENEOS株式会社

執行役員 水素事業推進部長 塩田 智夫

資料第181 燃料電池バスを活用した災害時等における給電支援で使用する外部給電器の保管及び使用に係る契約書

(都産業労働局・都交通局)

地震、風水害その他の大規模な災害等で停電が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、都が燃料電池バスを活用した給電による応急・復旧活動の支援（以下「給電支援」という。）を行うための、燃料電池バスに登載された燃料電池で発電された電気を取り出して電化製品等に給電する機能を有する機器（以下「外部給電器」という。）の保管及び使用に関し、「燃料電池バスを活用した災害時等における給電支援に関する協定書」（令和3年3月31日付け締結）第2条第2項に基づき、東京都環境局（以下「甲」という。）、東京都交通局（以下「乙」という。）及び東京ガス株式会社（以下「丙」という。）との間で、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本契約は、災害時等に、東京都総務局が定める災害対策上重要な施設（以下「重要施設」という。）で実施される燃料電池バスを活用した給電支援において、乙及び丙が甲の所有する外部給電器を保管し、又は使用することを目的とする。

(目的物)

第2条 本契約において甲が乙及び丙に保管させ、又は使用させる目的物（以下「物件」という。）は、次のとおりとする。

- ア V2L対応 可搬型外部給電器本体 3器
(製品名 本田技研工業株式会社 Power Exporter 9000)
- イ アの付属品 (DCケーブル等)、取扱説明書及び保証書 3式

(物件の配置及び保管)

第3条 甲は丙に物件の配置を依頼し、丙は自らの施設(以下「保管施設」という。)に物件を配置し、保管する。

2 前項の配置及び保管は、次に掲げる要件を満たして行うものとする。

- ア 配置及び保管を行う場所は、屋根のある建物内であって、当該建物は出入口が完全に閉じる構造であること。
- イ 配置及び保管を行う場所は、物件の搬出入時に段差の少ない方法でアクセスできることであること。
- ウ 配置及び保管を行う場所は、高温多湿及び塵やほこりのたまる場所を避けること。
- エ 配置及び保管を行うときに、物件の上に物を載せないこと。ただし、梱包資材で物件を梱包した場合は、物件を2つまで重ねて保管することができるものとする。

3 丙は、保管施設の変更を行ったときは、速やかに甲に報告する。

(物件の使用)

第4条 甲、乙及び丙は災害時等の連絡先及び連絡方法をあらかじめ定め、甲が連絡体制として整備する。

2 災害時等における物件の受領時及び返却時の対応は次のとおりとする。

- ア 乙は、丙と連絡調整の上、丙の保管施設において丙の立会いの下物件を受領する。その際、物件の損

傷等の有無を確認すること。

イ 乙は、丙と連絡調整の上、丙の保管施設において丙の立会いの下物件を返却する。その際、物件の損傷等の有無を確認すること。

3 甲、乙及び丙は、災害時等における物件の使用に支障のない範囲で、水素エネルギーの普及啓発等に物件を使用することができる。このとき、乙及び丙は事前に甲の承諾を得なければならない。

なお、甲及び乙が当該水素エネルギーの普及啓発等に物件を使用するときの物件の受領時及び返却時の対応は、前項を準用する。ただし、甲が使用するときには前項中「乙」を「甲」と読み替えるものとする。

(保管料等)

第5条 本契約に基づく物件の保管料又は使用料は、無償とする。

(契約期間)

第6条 本契約の期間は、物件が丙に引き渡された日から令和6年3月31日までとする。ただし、甲、乙及び丙が異議を示さない場合は、契約満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(権利の譲渡等)

第7条 丙は、本契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。

(守秘義務)

第8条 甲、乙及び丙は、本契約の履行に関して知り得た他の契約当事者の秘密を、第三者に漏らしてはならず、また、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。

(一般的損害等)

第9条 物件の使用、配置及び保管に関連して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含み、保険等より填補された部分を除く。以下同じ。）については、当該損害について責めに帰すべき事由を有する者が負担する。損害のうち、通常の損耗については、甲が負担する。

(所有権の表示)

第10条 甲は、物件に所有権の表示をするものとする。

(物件の原状変更)

第11条 乙及び丙は、次に掲げる行為をするときは、事前に甲の承諾を得なければならない。

ア 物件に装置、部品等を付着し、又はこの物件からそれらを取り外すとき。

イ 物件を他の物件に付着するとき。

ウ 物件に付着した表示を取り外すとき。

(物件の管理責任等)

第12条 甲、乙及び丙は、物件を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 甲、乙及び丙は、物件を本来の用法によって使用しなければならない。

3 乙又は丙は、物件の修繕が必要となったときは、事前に甲に通知し、甲の負担によりこれを行う。ただ

し、乙又は丙の責めに帰すべき事由により生じる費用は、乙又は丙が負担するものとする。

4 乙及び丙は、物件が亡失又は損傷したときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査)

第13条 丙は、東京都物品管理規則（昭和39年3月31日規則第90号）に定める検査に対して協力しなければならない。

(動作確認)

第14条 甲は、給電支援を円滑に実施できるよう、定期的な動作確認等を丙に求めることができる。

(管理状況等の報告)

第15条 甲は、丙に対し、3月末日における動作確認等の実施状況及び管理状況の報告を毎年度求めることができる。

(契約の解除)

第16条 物件の全部又は一部が、通常の修繕によっては使用できなくなり、物件の効用が果たせなくなった場合は、丙は甲にその旨を通知することにより、当該物件について、本契約を解除することができる。

2 乙及び丙に本契約に基づく債務の不履行があった場合は、甲は催告を要せず本契約を解除することができる。ただし、当該債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

3 前2項によるほか、甲、乙又は丙は、本契約を解除しようとする日の三月前までに相手方に通知しなければ本契約を解除することができない。

(物件の返還等)

第17条 乙及び丙は、第6条に定める契約期間の満了又は前条により本契約が終了したときは、物件を通常の損耗を除き、原状に回復して甲に返還するものとする。ただし、物件に生じた損傷が乙若しくは丙の責めに帰することができない事由によるものであるとき、又は甲が認めたときは、この限りでない。

2 乙及び丙は、物件に投じた有益費又は必要費がある場合であっても、甲に請求しないものとする。

3 甲は、丙が正当な理由なく、相当期間内に原状回復を行わない場合は、丙に代わってこの物件を処分し、又は原状回復を行うことができる。この場合において、丙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

4 甲は、第1項の原状回復に際して必要があるときは、甲の職員をして立会い、指示その他の方法により、丙の履行状況を監督させることができる。

(書面による通知等)

第18条 この契約書に定める協議、報告、承諾、通知及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、災害時等でこれにより難しい場合は口頭又は電話等で行い、事後速やかに書面により行うものとする。

2 前項の書面によらなければならないものは、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(管轄裁判所)

第19条 本契約に係る訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第20条 この契約書の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書に定めのない事項については、甲、乙及び丙で協議の上定めるものとする。

甲、乙及び丙は、本契約の締結の証としてこの契約書を3通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年 月 日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

(甲)

東京都環境局長 栗岡 祥一

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

(乙)

東京都交通局長 内藤 淳

東京都港区海岸一丁目5番20号

(丙)

東京瓦斯株式会社

専務執行役員 デジタルイノベーション本部長 木本 憲太郎

資料第181 燃料電池バスを活用した災害時等における給電支援で使用する外部給電器の保管及び使用に係る契約書

(都産業労働局・都交通局)

地震、風水害その他の大規模な災害等で停電が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、都が燃料電池バスを活用した給電による応急・復旧活動の支援（以下「給電支援」という。）を行うための、燃料電池バスに登載された燃料電池で発電された電気を取り出して電化製品等に給電する機能を有する機器（以下「外部給電器」という。）の保管及び使用に関し、「燃料電池バスを活用した災害時等における給電支援に関する協定書」（令和3年3月31日付け締結）第2条第2項に基づき、東京都環境局（以下「甲」という。）、東京都交通局（以下「乙」という。）及び株式会社巴商会（以下「丙」という。）との間で、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本契約は、災害時等に、東京都総務局が定める災害対策上重要な施設（以下「重要施設」という。）で実施される燃料電池バスを活用した給電支援において、乙及び丙が甲の所有する外部給電器を保管し、又は使用することを目的とする。

(目的物)

第2条 本契約において甲が乙及び丙に保管し、又は使用させる目的物（以下「物件」という。）は、次のとおりとする。

- ア V2L対応 可搬型外部給電器本体 4器
(製品名 本田技研工業株式会社 Power Exporter 9000)
- イ アの付属品（DCケーブル等）、取扱説明書及び保証書 4式

(物件の配置及び保管)

第3条 甲は丙に物件の配置を依頼し、丙は自らの施設(以下「保管施設」という。)に物件を配置し、保管する。

2 前項の配置及び保管は、次に掲げる要件を満たして行うものとする。

- ア 配置及び保管を行う場所は、屋根のある建物内であって、当該建物は出入口が完全に閉じる構造であること。
- イ 配置及び保管を行う場所は、物件の搬出入時に段差の少ない方法でアクセスできることであること。
- ウ 配置及び保管を行う場所は、高温多湿及び塵やほこりのたまる場所を避けること。
- エ 配置及び保管を行うときに、物件の上に物を載せないこと。ただし、梱包資材で物件を梱包した場合は、物件を2つまで重ねて保管することができるものとする。

3 丙は、保管施設の変更を行ったときは、速やかに甲に報告する。

(物件の使用)

第4条 甲、乙及び丙は災害時等の連絡先及び連絡方法をあらかじめ定め、甲が連絡体制として整備する。

2 災害時等における物件の受領時及び返却時の対応は次のとおりとする。

- ア 乙は、丙と連絡調整の上、丙の保管施設において丙の立会いの下物件を借り受ける。その際、物件の

損傷等の有無を確認すること。

イ 乙は、丙と連絡調整の上、丙の保管施設において丙の立会いの下物件を返却する。その際、物件の損傷等の有無を確認すること。

3 甲、乙及び丙は、災害時等における物件の使用に支障のない範囲で、水素エネルギーの普及啓発等に物件を使用することができる。このとき、乙及び丙は事前に甲の承諾を得なければならない。

なお、甲及び乙が当該水素エネルギーの普及啓発等に物件を使用するときの物件の受領時及び返却時の対応は、前項を準用する。ただし、甲が使用するときには前項中「乙」を「甲」と読み替えるものとする。

(保管料等)

第5条 本契約に基づく物件の保管料又は使用料は、無償とする。

(契約期間)

第6条 本契約の期間は、物件が丙に引き渡された日から令和6年3月31日までとする。ただし、甲、乙及び丙が異議を示さない場合は、契約満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(権利の譲渡等)

第7条 丙は、本契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。

(守秘義務)

第8条 甲、乙及び丙は、本契約の履行に関して知り得た他の契約当事者の秘密を、第三者に漏らしてはならず、また、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。

(一般的損害等)

第9条 物件の使用、配置及び保管に関連して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含み、保険等より填補された部分を除く。以下同じ。）については、当該損害について責めに帰すべき事由を有する者が負担する。損害のうち、通常の損耗については、甲が負担する。

(所有権の表示)

第10条 甲は、物件に所有権の表示をするものとする。

(物件の原状変更)

第11条 乙及び丙は、次に掲げる行為をするときは、事前に甲の承諾を得なければならない。

ア 物件に装置、部品等を付着し、又はこの物件からそれらを取り外すとき。

イ 物件を他の物件に付着するとき。

ウ 物件に付着した表示を取り外すとき。

(物件の管理責任等)

第12条 甲、乙及び丙は、物件を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 甲、乙及び丙は、物件を本来の用法によって使用しなければならない。

3 乙又は丙は、物件の修繕が必要となったときは、事前に甲に通知し、甲の負担によりこれを行う。ただ

し、乙又は丙の責めに帰すべき事由により生じる費用は、乙又は丙が負担するものとする。

4 乙及び丙は、物件が亡失又は損傷したときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査)

第13条 丙は、東京都物品管理規則（昭和39年3月31日規則第90号）に定める検査に対して協力しなければならない。

(動作確認)

第14条 甲は、給電支援を円滑に実施できるよう、定期的な動作確認等を丙に求めることができる。

(管理状況等の報告)

第15条 甲は、丙に対し、3月末日における動作確認等の実施状況及び管理状況の報告を毎年度求めることができる。

(契約の解除)

第16条 物件の全部又は一部が、通常の修繕によっては使用できなくなり、物件の効用が果たせなくなった場合は、丙は甲にその旨を通知することにより、当該物件について、本契約を解除することができる。

2 乙及び丙に本契約に基づく債務の不履行があった場合は、甲は催告を要せず本契約を解除することができる。ただし、当該債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

3 前2項によるほか、甲、乙又は丙は、本契約を解除しようとする日の三月前までに相手方に通知しなければ本契約を解除することができない。

(物件の返還等)

第17条 乙及び丙は、第6条に定める契約期間の満了又は前条により本契約が終了したときは、物件を通常の損耗を除き、原状に回復して甲に返還するものとする。ただし、物件に生じた損傷が乙若しくは丙の責めに帰することができない事由によるものであるとき、又は甲が認めたときは、この限りでない。

2 乙及び丙は、物件に投じた有益費又は必要費がある場合であっても、甲に請求しないものとする。

3 甲は、丙が正当な理由なく、相当期間内に原状回復を行わない場合は、丙に代わってこの物件を処分し、又は原状回復を行うことができる。この場合において、丙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

4 甲は、第1項の原状回復に際して必要があるときは、甲の職員をして立会い、指示その他の方法により、丙の履行状況を監督させることができる。

(書面による通知等)

第18条 この契約書に定める協議、報告、承諾、通知及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、災害時等でこれにより難しい場合は口頭又は電話等で行い、事後速やかに書面により行うものとする。

2 前項の書面によらなければならないものは、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(管轄裁判所)

第19条 本契約に係る訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第20条 この契約書の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書に定めのない事項については、甲、乙及び丙で協議の上定めるものとする。

甲、乙及び丙は、本契約の締結の証としてこの契約書を3通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年 月 日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

(甲)

東京都環境局長 栗岡 祥一

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

(乙)

東京都交通局長 内藤 淳

東京都大田区蒲田本町一丁目2番5号

(丙)

株式会社 巴商会
技術本部 水素エネルギー事業推進部 部長 川口 豊

資料第181 燃料電池バスを活用した災害時等における給電支援で使用する外部給電器の保管及び使用に係る契約書

(都産業労働局・都交通局)

地震、風水害その他の大規模な災害等で停電が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、都が燃料電池バスを活用した給電による応急・復旧活動の支援（以下「給電支援」という。）を行うための、燃料電池バスに登載された燃料電池で発電された電気を取り出して電化製品等に給電する機能を有する機器（以下「外部給電器」という。）の保管及び使用に関し、「燃料電池バスを活用した災害時等における給電支援に関する協定書」（令和3年3月31日付け締結）第2条第2項に基づき、東京都環境局（以下「甲」という。）、東京都交通局（以下「乙」という。）及び公益財団法人東京都環境公社（以下「丙」という。）との間で、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本契約は、災害時等に、東京都総務局が定める災害対策上重要な施設（以下「重要施設」という。）で実施される燃料電池バスを活用した給電支援において、乙及び丙が甲の所有する外部給電器を保管し、又は使用することを目的とする。

(目的物)

第2条 本契約において甲が乙及び丙に保管し、又は使用させる目的物（以下「物件」という。）は、次のとおりとする。

- ア V2L対応 可搬型外部給電器本体 5器
(製品名 本田技研工業株式会社 Power Exporter 9000)
- イ アの付属品（DCケーブル等）、取扱説明書及び保証書 5式

(物件の配置及び保管)

第3条 甲は丙に物件の配置を依頼し、丙は自らの施設(以下「保管施設」という。)に物件を配置し、保管する。

2 前項の配置及び保管は、次に掲げる要件を満たして行うものとする。

- ア 配置及び保管を行う場所は、屋根のある建物内であって、当該建物は出入口が完全に閉じる構造であること。
- イ 配置及び保管を行う場所は、物件の搬出入時に段差の少ない方法でアクセスできることであること。
- ウ 配置及び保管を行う場所は、高温多湿及び塵やほこりのたまる場所を避けること。
- エ 配置及び保管を行うときに、物件の上に物を載せないこと。ただし、梱包資材で物件を梱包した場合は、物件を2つまで重ねて保管することができるものとする。

3 丙は、保管施設の変更を行ったときは、速やかに甲に報告する。

(物件の使用)

第4条 甲、乙及び丙は災害時等の連絡先及び連絡方法をあらかじめ定め、甲が連絡体制として整備する。

2 災害時等における物件の受領時及び返却時の対応は次のとおりとする。

- ア 乙は、甲又は丙と連絡調整の上、丙の保管施設において丙の立会いの下物件を受領する。その際、物

件の損傷等の有無を確認すること。

イ 乙は、丙と連絡調整の上、丙の保管施設において丙の立会いの下物件を返却する。その際、物件の損傷等の有無を確認すること。

3 甲、乙及び丙は、災害時等における物件の使用に支障のない範囲で、水素エネルギーの普及啓発等に物件を使用することができる。このとき、乙及び丙は事前に甲の承諾を得なければならない。

なお、甲及び乙が当該水素エネルギーの普及啓発等に物件を使用するときの物件の受領時及び返却時の対応は、前項を準用する。ただし、甲が使用するときには前項中「乙」を「甲」と読み替えるものとする。

(保管料等)

第5条 本契約に基づく物件の保管料又は使用料は、無償とする。

(契約期間)

第6条 本契約の期間は、物件が丙に引き渡された日から令和6年3月31日までとする。ただし、甲、乙及び丙が異議を示さない場合は、契約満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(権利の譲渡等)

第7条 丙は、本契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。

(守秘義務)

第8条 甲、乙及び丙は、本契約の履行に関して知り得た他の契約当事者の秘密を、第三者に漏らしてはならず、また、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。

(一般的損害等)

第9条 物件の使用、配置及び保管に関連して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含み、保険等より填補された部分を除く。以下同じ。）については、当該損害について責めに帰すべき事由を有する者が負担する。損害のうち、通常の損耗については、甲が負担する。

(所有権の表示)

第10条 甲は、物件に所有権の表示をするものとする。

(物件の原状変更)

第11条 乙及び丙は、次に掲げる行為をするときは、事前に甲の承諾を得なければならない。

ア 物件に装置、部品等を付着し、又はこの物件からそれらを取り外すとき。

イ 物件を他の物件に付着するとき。

ウ 物件に付着した表示を取り外すとき。

(物件の管理責任等)

第12条 甲、乙及び丙は、物件を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 甲、乙及び丙は、物件を本来の用法によって使用しなければならない。

3 乙又は丙は、物件の修繕が必要となったときは、事前に甲に通知し、甲の負担によりこれを行う。ただ

し、乙又は丙の責めに帰すべき事由により生じる費用は、乙又は丙が負担するものとする。

4 乙及び丙は、物件が亡失又は損傷したときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査)

第13条 丙は、東京都物品管理規則（昭和39年3月31日規則第90号）に定める検査に対して協力しなければならない。

(動作確認)

第14条 甲は、給電支援を円滑に実施できるよう、定期的な動作確認等を丙に求めることができる。

(管理状況等の報告)

第15条 甲は、丙に対し、3月末日における動作確認等の実施状況及び管理状況の報告を毎年度求めることができる。

(契約の解除)

第16条 物件の全部又は一部が、通常の修繕によっては使用できなくなり、物件の効用が果たせなくなった場合は、丙は甲にその旨を通知することにより、当該物件について、本契約を解除することができる。

2 乙及び丙に本契約に基づく債務の不履行があった場合は、甲は催告を要せず本契約を解除することができる。ただし、当該債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

3 前2項によるほか、甲、乙又は丙は、本契約を解除しようとする日の三月前までに相手方に通知しなければ本契約を解除することができない。

(物件の返還等)

第17条 乙及び丙は、第6条に定める契約期間の満了又は前条により本契約が終了したときは、物件を通常の損耗を除き、原状に回復して甲に返還するものとする。ただし、物件に生じた損傷が乙若しくは丙の責めに帰することができない事由によるものであるとき、又は甲が認めたときは、この限りでない。

2 乙及び丙は、物件に投じた有益費又は必要費がある場合であっても、甲に請求しないものとする。

3 甲は、丙が正当な理由なく、相当期間内に原状回復を行わない場合は、丙に代わってこの物件を処分し、又は原状回復を行うことができる。この場合において、丙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

4 甲は、第1項の原状回復に際して必要があるときは、甲の職員をして立会い、指示その他の方法により、丙の履行状況を監督させることができる。

(書面による通知等)

第18条 この契約書に定める協議、報告、承諾、通知及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、災害時等でこれにより難しい場合は口頭又は電話等で行い、事後速やかに書面により行うものとする。

2 前項の書面によらなければならないものは、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(管轄裁判所)

第19条 本契約に係る訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第20条 この契約書の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書に定めのない事項については、甲、乙及び丙で協議の上定めるものとする。

甲、乙及び丙は、本契約の締結の証としてこの契約書を3通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年 月 日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

(甲)

東京都環境局長 栗岡 祥一

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

(乙)

東京都交通局長 内藤 淳

東京都墨田区江東橋四丁目26番5号

(丙)

公益財団法人東京都環境公社 理事長 山岸 徳男

資料第182 日本赤十字社との契約（都福祉保健局）

「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約書」

東京都（以下「甲」という。）と日本赤十字社東京都支部（以下「乙」という。）との間に、災害救助又はその応援の実施に関し、下記のとおり委託契約を締結する。

記

第1条 甲は、乙に対し、災害救助法（以下「法」という。）第32条の規程に基づき、甲の行う災害救助業務のうち、次の事項を委託する。

- 1 避難所の設置
 - (1) 生活環境の整備
 - (2) こころのケア
- 2 医療及び助産 (1) 医療
 - (2) 助産
- 3 死体の処理（一時保存を除く）

第2条 乙が行う災害救護業務（以下「委託業務」という。）は、原則として、甲の指示によりこれを行うものとする。

第3条 委託業務の実施の範囲は、次のとおりとする。

- 1 避難所の設置
 - (1) 生活環境の整備
救援物資の配布や衛生管理対策を含めた生活環境の整備を行う。
 - (2) こころのケア
災害の発生直後における被災者の精神的なショック、避難生活による心労に対し、健康相談等のこころのケアを応急的に行う。
- 2 医療及び助産
 - (1) 医療
 - ア 診療
 - イ 薬剤又は治療材料の支給
 - ウ 処置、手術その他の治療
 - エ 看護
 - (2) 助産
 - ア 分娩の介助
 - イ 分娩前後の処置
 - ウ 脱脂綿、ガーゼ等衛生材料の支給
 - エ 看護
- 3 死体の処理（一時保存を除く）
 - (1) 死体の縫合、洗浄、消毒等の処置
 - (2) 検案

第4条 医療の期間は、災害発生の日から14日以内、助産の期間は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩したものであって、分娩の日から7日以内、死体の処理を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害の状況により甲は、乙と協議のうえ期間の延長を行うことができる。

第5条 委託業務は、乙の編成する救護班によって、これを行うことを原則とする。

第6条 委託業務を実施するために要した費用については、甲が支弁するものとする。

- 2 前項の定めによる支弁費用については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

第7条 第3条の範囲を超えて委託業務を行った場合の費用は、これを乙において負担するものとする。ただし、災害の状況によっては、甲乙協議のうえ甲において負担することができる。

第8条 甲は、この契約による委託業務について乙を指導監督するものとする。

第9条 乙は救護活動実施に際しては、東京都衛生局及び区市町村との連絡を密にし、救助に遺憾なきを期するものとする。

第10条 本契約の実施について必要な事項は、別に定める。

第11条 前各条に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、必要の都度、甲乙協議のうえ、

これを定めるものとする。

第12条 本契約の有効期間は、契約の日から、満1箇年とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、契約当事者のどちらからも何らの意思表示がないときは、満了の日の翌日から向こう1箇年間、契約を更新したものとみなし、以下同様とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持する。

令和2年2月5日

甲 東京都

代 表 者 東京都知事 小池 百合子

乙 日本赤十字社東京都支部

代 表 者 東京都支部長 小池 百合子

昭和 48 年 10 月 第 1 次修正

令和 5 年 5 月 第 16 次修正

印刷物規格表第 2 類

印刷番号(5)33

東京都地域防災計画 震災編 別冊②協定等

編集発行 東京都防災会議

(東京都防災会議事務局) 東京都総務局総合防災部
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電 話 03 (5321) 1111 (代) 内線 25-011

印 刷 情報印刷株式会社

〒213-0031 神奈川県川崎市高津区宇奈根 718-15
電 話 044 (850) 8861

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙/バブル配合率70%再生紙を使用しています

